

令和5年9月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月5日】

代表質疑

1 岡本公秀（新和会） 33～46ページ

### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 「改進の年」と位置付けた令和4年度の決算に対する市長の総括について
- 2 第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画について
  - (1) 各重点方針の取組の達成状況について
  - (2) 後期実施計画に継続した取組について
- 3 令和4年度の組織・機構改革の成果について
  - (1) 政策立案能力の向上について
  - (2) 特定の行政目的の進捗について
    - ア 交通政策について
    - イ DX・行革推進について
    - ウ 多文化共生について
    - エ 健康都市推進について
    - オ 河川整備について
- 4 幼稚園及び保育園の需給バランスの変動に対する対応について

- (1) 幼稚園及び保育園への人員や予算等は適切に配分できたのか

### 議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 農業集落排水事業の地方公営企業法の適用について
  - (1) 農業集落排水事業の企業債や未払金の影響について
  - (2) 汚水処理原価について
  - (3) 農業集落排水事業債償還基金の処分について

### 議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 令和4年度における収支改善について
- 2 純利益と未処理欠損金の処理について
- 3 訪問看護ステーション事業の損失について

代表質疑

2 鈴木達夫（結） 46～58ページ

### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和4年度の一般会計の総括について
  - (1) 令和4年度を「改進の年」と位置付けその予算を「しなやか改進黨算」と命名したが、決算の総括について

(2) 第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定が3か月遅延した影響について

(3) 歳入について

ア 市税収入が令和3年度と比較して1億5千万円増加した要因について

イ 産業振興奨励制度の効果について

#### 令和4年度主要事業評価シートについて

1 都市づくり戦略推進事業について

(1) エリアプランの検討・策定について

#### 第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書について

1 令和4年度の評価・検証について

#### 代表質疑

3 福沢美由紀（日本共産党） 58～71ページ

#### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 福祉医療費助成事業における決算額に対する評価について

2 看護師や保健師、保育士、給食調理員、心理相談員の人員不足と報酬単価の関係性について

3 新型コロナウイルス感染症に係る事業について

4 基金について

5 扶助費について

#### 議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 9,791万4,242円の黒字決算の要因について

2 短期証の発行について

3 特定健診等の受診率が決算に及ぼした影響について

#### 議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 令和4年度決算の特徴について

2 令和4年10月から、医療費の窓口負担割合が増えたことによる影響について

#### 代表質疑

4 新 秀隆（公明党） 72～80ページ

#### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 令和4年度の決算評価について

(1) 「改進黨の年」と位置付けた令和4年度の決算の評価について

(2) 自主財源と依存財源について

(3) 滞納の解消対策及び年度推移について

(4) 不納欠損金の年度推移について

(5) 債券運用の成果について

- (6) コロナ対策に係る決算について
- 2 長期財政見通しとの整合性について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月6日】

代表質疑

1 櫻井清蔵（勇政） 85～95ページ

### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 令和4年度決算について、単年度収支は前年度の1億9,809万円の黒字から4億74万円の赤字となり、財政調整基金の取崩し等を反映した実質単年度収支についても、赤字額が前年度の2億5,918万円から1億8,887万円に増加しているが、令和4年度決算をどのように評価しているのか
- 2 財政力指数について
- 3 財政調整基金について
- 4 市債について
  - (1) 市債の残高の推移について
  - (2) 公債費負担比率は12.2%となっているが、一般的に超えないことが望ましいとされる15%になるまでの市債の発行可能額について

代表質疑

2 小坂直親（新生みらい） 95～108ページ

### 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の総括について
  - (1) 決算収支について
  - (2) 自主財源と依存財源について
  - (3) 経常収支比率について
  - (4) 不納欠損について
  - (5) 収入未済額について
  - (6) 財政調整基金等について
  - (7) 長期財政見通しについて

### 議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第2表 債務負担行為補正について
- 2 第3表 地方債補正について
- 3 歳入 第20款 繰越金、前年度繰越金について
- 4 歳出 第10款 教育費、施設管理費の増額補正について
- 5 給与費明細書、会計年度任用職員について

### 議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 用途廃止後の取扱いについて

3 伊藤彦太郎（勇政） 108～115ページ

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費及び第3項 中学校費、第1目 学校管理費、施設管理費の増額補正について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為補正 高压蒸気減菌器更新事業について

議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 亀山駅周辺整備事業の総括について
- 2 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、一般事業について

4 深水隆司（新和会） 115～123ページ

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 用途廃止の時期について
- 2 用途廃止後の管理について

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景と趣旨について
- 2 改正内容について

議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 歳入の増額要因について

令和4年度主要事業評価シートについて

- 1 地域の学び推進事業について  
(1) 成果指標について

5 草川卓也（結） 123～131ページ

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 今後について

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費及び第3項 中学校費、第1目 学校管理費、施設管理費の増額補正について  
(1) 補正の内容について
- 2 第10款 教育費、第6項 保健体育費、第2目 体育施設費、施設管理費の増額補正について  
(1) 補正の内容について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

- 1 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 固定資産購入費、器械備品費の増額補正について

6 櫻木善仁（新和会） 131～137ページ

**議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について**

- 1 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 固定資産購入費、器械備品費の増額補正について

**議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 公園施設長寿命化事業及び西野公園改修事業について
- 2 令和4年度決算における不用額について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月7日】

1 新 秀隆（公明党） 142～153ページ

### 中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 外部調理委託について
  - (1) 栄養教諭と調理員の配置について
  - (2) 衛生管理、アレルギー対応、配膳指導について
  - (3) 委託料の考え方について
- 2 中学校全員喫食制給食の今後について

### 安心安全のまちづくりについて

- 1 AEDの運用の配慮について
  - (1) 公共施設に設置されているAEDの現状について
  - (2) 胸部を覆う三角巾の導入の考えについて
- 2 熱中症対策について
  - (1) 公共施設等での熱中症対策について
  - (2) クーリングシェルターの設置の考えについて

### 地域公共交通について

- 1 乗合タクシー制度「のりかめさん」について
  - (1) 利用状況について
  - (2) 他市の取組状況について
  - (3) 制度の今後について

2 伊藤彦太郎（勇政） 153～164ページ

### 給食について

- 1 保育園の給食における米飯持参について
- 2 亀山中学校及び中部中学校の全員喫食制給食の導入について

### 庁舎建設について

- 1 「集約を基本とする」ことについて

3 古田吉昭（新生みらい） 165～174ページ

### 道路排水施設について

- 1 大雨による冠水対策について
- 2 排水施設の形状や詰まりによる冠水対策について
- 3 今後の整備について



#### 運動施設の整備について

- 1 現在の整備状況について
- 2 施設の利用状況について
- 3 今後の施設整備について

#### 食中毒対策について

- 1 市内外の現状について
- 2 市内公共施設での対応について
- 3 今後の取組について

#### 防犯対策について

- 1 特殊詐欺での被害について
- 2 現在の防犯対策について
- 3 今後の取組について

### 4 櫻木善仁（新和会） 174～188ページ

#### 中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 給食センター方式から外部調理委託による食缶搬入方式に変更された理由について
- 2 給食センターの整備に係る概算事業費について

#### 子どもの様々な課題の早期発見と支援について

- 1 現状について
- 2 課題について
- 3 今後の取組について

#### 亀山市生物多様性地域戦略について

- 1 天然林の生態系の現状について
- 2 課題について
- 3 今後の取組について

#### 宿泊研修施設の環境整備について

- 1 現状について
- 2 課題について
- 3 今後の利便性向上について

### 5 草川卓也（結） 188～202ページ

#### コストコ誘致と新たな産業団地開発について

- 1 コストコ誘致の進捗と今後について
- 2 新たな産業団地の開発について

#### 危険木対策について

- 1 市道沿いの民地や官地からの倒木で人身・物損事故等が発生した場合の責任について
- 2 危険木の調査と対策の必要性について

### 中学校制服について

- 1 市内の中学校制服の現状について
- 2 「標準服」と「私服」の選択制の導入方針について
- 3 中学校制服等のリユース事業の必要性について

### 給食について

- 1 保育園や幼稚園における給食提供体制について
- 2 給食センターについて

### 子ども政策の新たな推進体制について

- 1 子ども政策の司令塔となる部の必要性について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月8日】

1 服部孝規（日本共産党） 206～218ページ

### 子ども医療費助成制度の拡充について

- 1 亀山市の現状について
- 2 県下14市の実施状況について
- 3 今後の拡充について

### 給食センター建設に関する第2次亀山市総合計画後期基本計画と実施計画について

- 1 総合計画後期基本計画と実施計画との関係について
- 2 給食センターを建設せずに、総合計画後期基本計画に位置付けがない「外部調理委託方式」を導入することについて

### 水道水に含まれるPFOS及びPFOAについて

- 1 PFOSやPFOAとはどんな物質なのかについて
- 2 水道水の水質検査結果について
- 3 今後の対応について

2 櫻井清蔵（勇政） 218～228ページ

### 通学路の安全確保について

- 1 通学路の安全確保に係る取組について
- 2 危険ブロック塀の撤去について

### 中学校全員喫食制給食実施事業に係る再検討結果について

- 1 教育委員会が中学校全員喫食制給食実施事業を「センター方式」から「食缶方式」に方針転換されたことに対する市長の見解について
- 2 給食センター建設の財源として、市債を積極的に活用する考えはないのか

### 緊急時の情報提供について

- 1 台風7号の襲来時に防災行政無線が使用できなかったことについて
- 2 防災情報伝達システム整備事業について  
(1) 停電時の対応について

3 小坂直親（新生みらい） 228～240ページ

### 商業施設の進出、誘致について

- 1 現在の進捗状況について
- 2 遅延している要因について
- 3 今後の対応について

## 風水災害について

- 1 市民、地域への対応について
- 2 避難指示について
- 3 避難手段と避難施設について

## 地域公共交通について

- 1 コミュニティバスと乗合タクシーの現状について
- 2 J R関西本線について

## 農林業への考え方、対応について

- 1 第2次総合計画後期基本計画における施策の位置付けについて

4 深水隆司（新和会）	240～252ページ
-------------	------------

## 鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて

- 1 現在の進捗状況について
- 2 今後期待する効果と課題について
- 3 沿線の土地利用について
- 4 住民への説明について

## 移住促進について

- 1 居住誘導区域への移住実績について
- 2 居住誘導区域以外への移住実績について
- 3 新たな居住誘導区域の設定について
- 4 移住・交流促進アドバイザーについて

## 行政手続きの簡素化について

- 1 亀山市行政DX推進計画における行政手続きの効率化について
- 2 自治会長の申請手続きの簡素化について
- 3 今後の展開について

5 鈴木達夫（結）	253～264ページ
-----------	------------

## 空き家対策について

- 1 「空き家等対策事業」について
  - (1) 事業実績と成果について
  - (2) 行政評価外部評価委員会からの指摘について
  - (3) 今後の事業展開について

## 災害時の対応について

- 1 台風7号に伴う災害対策状況について
  - (1) 災害対策本部の活動状況及び被害の概要について
  - (2) 停電発生状況と対応について
- 2 避難行動要支援者の避難支援について

- (1) 「避難行動要支援者名簿」の公表について
- (2) 「避難行動要支援者名簿」の活用について
- (3) 庁内体制について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月11日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 266～277ページ

### 中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 事業実施手法の再検討に係る協議について、なぜ非公開の場での検討としたのか
- 2 市有地（中部中学校内も含む）での給食センター建設案の具体的な内容について
- 3 学校給食について

### 保育士の労働環境について

- 1 保育士の定員と配置について
- 2 有給休暇の取得状況について
- 3 労働環境の改善について

2 中島雅代（会派に属さない議員） 277～290ページ

### 中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 再検討の経過について
- 2 再検討の結果について
- 3 今後の方針について

### 災害時における市の役割と機能について

- 1 職員の配置について
- 2 訓練について
- 3 民間企業等との連携について
- 4 地域との連携について

3 豊田恵理（会派に属さない議員） 290～303ページ

### 第2次亀山市観光振興ビジョンについて

- 1 進捗について
- 2 課題について
- 3 観光客の市内滞在時間を増やすための仕組みづくりについて
- 4 今後の展開について

### ふるさと納税について

- 1 現状について
  - （1）寄附金額の推移について
  - （2）取組について
- 2 ふるさと納税の方針について

3 今後の展開について

4 高島 真（会派に属さない議員） 303～312ページ

**防犯灯のLED化について**

- 1 令和5年3月議会の質問以降におけるLED化の進捗について
- 2 防犯灯の1年当たりの新設・取替件数について
- 3 今後の展開について

**防犯カメラについて**

- 1 通学路への設置に向けた検討状況について
- 2 今後の設置計画について

**市の外郭団体への支援について**

- 1 亀山市地域社会振興会及び亀山市シルバー人材センターに対する設立時からの市の支援の経緯について
- 2 今後の外郭団体に対する支援について

**フラワー道路について**

- 1 道路照明灯などの安全で便利な道路の整備について

**高齢者の自動車運転に対する補助施策について**

- 1 市独自の補助施策の検討について

5 今岡翔平（会派に属さない議員） 312～321ページ

**中学校全員喫食制給食実施事業について**

- 1 本事業における市長の立場について

**カスタマーハラメントについて**

- 1 市の現状について
- 2 今後の対策について

**都市公園でのスケートボード等利用の試験開放について**

- 1 現時点での利用状況について
- 2 利用者の意向に沿った開放について

令和 5 年 8 月 2 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）



●議事日程（第1号）

令和5年8月25日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 6 議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 7 議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 17 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 18 報告第10号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 19 報告第11号 健全化判断比率の報告について
- 第 20 報告第12号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 21 報告第13号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 22 報告第14号 亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 23 報告第15号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 24 報告第16号 専決処分の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君

9番	新 秀 隆 君	10番	豊 田 恵 理 君
11番	福 沢 美由紀 君	12番	森 美和子 君
13番	鈴 木 達 夫 君	14番	岡 本 公 秀 君
15番	伊 藤 彦太郎 君	16番	服 部 孝 規 君
17番	小 坂 直 親 君	18番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
理 事	亀 淵 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	市民文化部長	辻 村 俊 孝 君
健康福祉部長	小 林 恵 太 君	産業環境部長	富 田 真左哉 君
建設部長	松 田 昇 君	上下水道部長	田 中 直 樹 君
危機管理監	木 田 博 人 君	市民文化部次長兼 関支所長	松 村 大 君
健康福祉部次長	小 坂 みゆき 君	総務財政部参事	杉 本 良 則 君
市民文化部参事	櫻 井 伸 仁 君	会計管理者	米 津 ひろみ 君
消 防 長	平 松 敏 幸 君	消 防 部 長	豊 田 達 也 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地域医療統括官	上 田 寿 男 君
地域医療部長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監査委員事務局長	高 嶋 美 季 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 邊 靖 文	書 記	新 山 さおり
書 記	西 口 幸 伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開会）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年9月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4番 草川 卓也 議員

14番 岡本 公秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの32日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月25日までの32日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、教育委員会から令和4年度教育に関する事務の点検評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和4年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本市は、WHOが提唱する健康都市の理念に賛同し、平成22年に健康都市連合日本支部へ加盟いたしました。以来、本市の地域特性を踏まえたヘルシープロモーションや加盟都市との切磋琢磨を通じて、市民の皆さんのQOL向上への政策展開を図ってまいりました。

こうした中、先月、第19回健康都市連合日本支部総会において、日本支部長に私こと亀山市長が選任され、今後2年間、本市が日本支部事務局を担うこととなりました。この上は、ポストコロナ時代の真の健康都市の創造が求められる中、この国際ネットワークに集う各都市の健康都市政策の進展に寄与するべく都市相互の交流と協働の支援に努めるとともに、本市が目指す将来都市像「緑の健都 かめやま」の実現へ一層つなげられるよう、全力で臨んでまいります。

一方、先月には関宿祇園夏まつりが、また今月11日には4年ぶりとなる亀山市納涼大会が、さらに19日には亀山市関宿納涼花火大会が開催されたほか、各地域の夏の行事も復活されるなど、地域文化の継承やつながり・絆の貴さを実感できる機会が創出され、地域の明るさと市民の皆さんの笑顔が戻りつつあります。

「快復の年」と位置づけた本年度、こうした健康都市政策の推進や地域イベント復活等の取組を通じて、長期に及んだ感染症からの快復とまちの活力向上に資する、しなやかな地域社会づくりを着実に進めてまいります。

ところで、国におきましては、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現のため、先般、経済財政運営と改革の基本方針2023が閣議決定されました。この骨太方針2023では、時代の転換点とも言える構造的な変化と課題に直面する中、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足元での前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させ、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指していくものであります。こうした政策動向は、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、今後も関連情報の把握等に努めてまいります。

さて、第2次総合計画後期基本計画の初年度となる令和4年度一般会計の決算についてでございますが、令和4年度は、行政経営の重点方針を踏まえ、組織機構改革による推進体制の強化を図るとともに、事業の選択と集中により限られた財源の有効かつ適切な活用に努め、新型コロナウイルス感染症への的確な対応とポストコロナ社会における持続可能な行財政運営に取り組みました。

中でも、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを展開し、住民税非課税世帯・子育て世帯への臨時特別給付金等の支給や、プレミアム付商品券事業（Ver.2）の実施等による市民生活・地域経済の支援に努めたことをはじめ、JR亀山駅周辺の再開発事業の完成と新図書館の開館、待機児童対策や保育所等におけるICT化の推進など、後期基本計画実施計画の積極的な推進を図りました。

その結果、歳入総額が247億7,643万4,000円、歳出総額が239億9,106万円となり、実質収支は6億9,426万2,000円の黒字となっております。また、経常収支比率は、令和3年度に比べ、普通交付税が約2億7,000万円の増となったものの、臨時財政対策債が約8億7,000万円の減となったことなどにより、目標とする85%を若干上回る85.2%となり、また公債費負担比率も警戒ラインを下回る12.2%となっております。さらに、実質赤字比率等の健全化判断比率も国が定める基準内となっていることから、おおむね財政の健全化を確保することができたものと考えております。

しかしながら、生活保護や障がい者福祉など社会保障制度に係る扶助費や最低賃金の上昇に伴う人件費は年々増加傾向にあるとともに、国際情勢等の影響によるエネルギー価格や建設資材コストの高騰による歳出の増も見込まれるところであります。

今後は、新庁舎の建設、公共施設の改修・更新、リニア中央新幹線市内停車駅周辺の整備など大型事業も控えておりますので、将来の投資に耐えられる財政力を備えるため、引き続き行財政改革大綱の取組項目の着実な実践により、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、昨年10月に完成した市街地再開発事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合の清算手続に伴う決算について、先般、県から承認がありましたので、当該事業に関する全ての手続が完了いたしました。今後は、市街地再開発事業における整備効果を生かしたJR亀山

駅周辺におけるにぎわいの創出に向け、亀山駅周辺まちづくり協議会と連携をし、残りのブロックの整備計画の検討を継続してまいります。

また、公園施設長寿命化事業につきましては、亀山公園の老朽化した大型複合遊具等についてインクルーシブ遊具の導入を含めた更新を図るため、公募型プロポーザルによる工事施工者の選定手続を進め、先月、優先交渉候補者に選定した事業者と工事契約を締結いたしましたので、本年度内の工事完成に向け工事を進めてまいります。

なお、先月、丸一株式会社から、企業版ふるさと納税制度を活用したご寄附をいただきましたことから、寄附者のご意向を踏まえ、公園施設長寿命化事業に活用させていただくため、本議会に歳入の予算補正を提案いたしております。

次に、住環境の向上につきましては、耐用年数が超過し老朽化している昭和38年度建築の亀田（尾崎）住宅並びに昭和39年度、昭和40年度及び昭和41年度建築の和田住宅につきましては、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既に入居者が退去した合計66戸の市営住宅を廃止するため、本議会に係る条例の改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、水道施設耐震化整備事業につきましては、地震災害発生時における水道水の流出による2次被害を未然に防止するとともに、非常時に一定の給水量を確保するため、本年度末の完成を目指し、現在、亀山配水池の緊急遮断弁設置工事を進めているところでございます。

また、公共下水道施設整備事業につきましては、下水道未普及地域の整備や下水道施設の適切な維持管理を図るため、阿野田町、天神三丁目、和賀町、川崎町地内等において、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき管渠布設工事を、またみどり町地内において、下水道ストックマネジメント対策事業として下水道管渠の改築工事をそれぞれ進め、着実な工事進捗の確保に努めているところであります。

一方、農業集落排水施設機能強化事業につきましては、辺法寺地区、白木地区、上加太地区の処理場等において、老朽化した施設を更新するため、工事に着手いたしましたところであり、引き続き施設の安定稼働に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、市道川合9号線の測量業務に着手いたしましたので、引き続き設計業務を発注し、事業の進捗を図ってまいります。このほか、予防保全の観点から道路施設の安全性の確保を図るため、舗装老朽化対策として、主要幹線道路の路面性状調査及び舗装構造調査を行い、次年度以降の修繕計画を策定する業務をはじめ、橋梁老朽化対策として、沓掛橋ほか3橋の補修設計業務に着手いたしております。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、利用実態を的確に把握するため、現在、市職員によるコミュニティバスの乗降調査をはじめ、乗合タクシーの利用者に対するアンケート調査を実施しておりますので、これらの調査結果も踏まえながら、引き続き効果的な利用促進等に取り組んでまいります。

また、JR関西本線亀山ー加茂間につきましては、三重県、伊賀市、JR西日本と連携する関西本線活性化利用促進三重県会議において作成した啓発リーフレットを市内各世帯に配付するなど、沿線住民の方々に現状等をご理解いただきながら、路線の維持・活性化や利用促進に努めているところでございます。

次に、防災・減災対策の強化のうち、危機管理体制の強化につきましては、梅雨明けとともに線状降水帯の発生による大雨や台風等により全国各地で河川氾濫や土砂災害で甚大な被害が多数発生いたしております。

本市におきましても、台風7号の影響により、今月14日から16日にかけて災害対策本部を設置し、鋭意災害対応に努めたところであります。幸いにも人的被害もなく安堵いたしておりますが、引き続きこうした集中豪雨や台風に的確に対応するため、今月17日には、避難情報の発令等に係る災害対策本部の能力向上を目的に、津地方気象台等の関係機関のご協力の下、風水害に対する庁内図上訓練を実施し、災害対策本部活動の機能強化を進めるなど、一層の危機感を持ってこれからの台風シーズンに備えてまいります。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達と通信手段の重層化を図る防災情報伝達システム整備事業につきましては、全ての地域まちづくり協議会や関係者に対し、昨年度に策定した防災情報伝達システム整備方針の説明を行うとともに、情報伝達の地域不均衡等の課題解決に向けた新たな防災情報伝達システムを整備すべく、実施設計を進めているところでございます。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に設置をした3つの分科会において、詳細な検討を進めているところでございます。今後は、検討結果を踏まえ、令和6年度からの整備工事に向けた実施設計を進めてまいります。

また、地域の安全・安心を確保するためには欠かせない消防団活動につきましては、先月2日に北東分署で開催いたしました市消防操法大会におきまして、各分団が訓練を重ねられた成果を十分に発揮いただいたところであります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、高度な低炭素社会の構築につきましては、地球温暖化を防止し、気候変動を緩和するための行動を促進するとともに、先月10日に「カーボンニュートラルなまち 健都かめやま」の構築に向け、民間の持つ資源やノウハウを活用し、脱炭素化に向けた取組をさらに推進するため、西日本電信電話株式会社三重支店及びNTTアノードエナジー株式会社東海支店と連携協定を締結いたしました。また、同日、気候非常事態宣言を表明いたしましたところであります。今後は、効果的かつ具体的な地球温暖化の防止や気候変動を緩和するための取組について検討してまいります。引き続き、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、し尿処理施設大規模整備事業につきましては、今月、受入れ貯留設備や一次・二次処理設備など主要な設備・機器を更新する工事に着手いたしました。引き続き、亀山市衛生公苑長寿命化計画に基づき、老朽化した設備・機器を計画的に更新し、施設の延命化に努めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、坂下地区での森林整備に加え、加太板屋・神武地区での意向調査と加太中在家地区等での境界明確化を実施しております。

また、亀山版OECM認定制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度につきましては、先月3日から申請受付を開始し、現在、2団体から事前相談を受けております。今後も積極的に申請の呼びかけを行い、市域における生物多様性保全の機運向上に努めてまいります。

一方、みえ森と緑の県民税市町交付金事業につきましては、先月、チェーンソー講座を開催し、木と触れ合う機会の提供により自然や森林と共生する意識の醸成を図っております。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、東海道街道環境整備事業につきましては、市道古裏停車場線及び関神社線において道路舗装工事に着手し、東海道の美装化を計画的に進めているところでございます。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、健康都市大学創設・運営事業につきましては、来る10月7日に創設記念イベントを亀山市文化会館において開催をし、かめやま健康都市大学を創設いたします。これに伴い、今月から第1期の受講生の募集を開始し、順次応募の受付をいたしております。引き続き、市民の皆さんへ周知を図りながら、イベント及び講座実施に向けた諸準備を進めてまいります。

また、アプリd e ウェルネス推進事業につきましては、これまで取り組んでまいりました健康マイレージから、新たに歩くを基本としたスマホアプリを活用した事業へと見直し、来月1日から運用を開始いたします。歩くことのほかにも、健（検）診や特定の市イベントに参加してポイントをとためて、景品抽せんに応募することができます。今後は、参加促進に向けた取組を進めるとともに、スマホアプリを活用した市民の皆さんの主体的な健康活動につなげてまいります。

一方、来月は、厚生労働省の定める健康増進普及月間及び食生活改善普及運動月間として、全国的な取組が展開されます。市民の皆さんに生活習慣病の特性や個人の生活習慣改善の重要性について理解を深めていただくとともに、健康づくりを促進する食生活の改善につなげられるよう、市広報紙及び「かめやま健康なび」等を通じて、周知を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国において、オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを用いた令和5年秋開始接種を来月20日から開始する方針が示されました。本市におきましても、令和5年秋開始接種の迅速な開始に向け準備を進めており、亀山医師会をはじめ、関係機関との連携・協力の下、引き続き接種体制を確保してまいります。

次に、地域福祉力の向上のうち、成年後見サポート事業につきましては、市民や支援関係機関への事業概要や取組実績の周知を目的として、亀山市社会福祉協議会との共催により、先月6日、成年後見制度利用促進シンポジウムを開催し、制度への知識や理解を深めていただくとともに、制度の利用促進を図ったところであります。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、先月21日に対象となる世帯への申請書類を送付しており、申請期限となる11月末まで、引き続き当該事業の周知に努め、支給対象世帯への支援を行ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、来月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の方とその家族が認知症への知識と理解を深める機会として、亀山医師会と亀山市社会福祉協議会との共催により、来月21日に亀山市立図書館において認知症市民公開講座が開催されます。また、当日は亀山城を認知症のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップするなど、認知症へのさらなる理解促進に努めてまいります。

一方、亀山市高齢者福祉サービス施設等物価高騰対策事業につきましては、物価高騰の影響を受けている高齢者福祉サービス・障がい福祉サービスを提供する市内の事業所に対し、令和5年度内の電気料金、ガス料金、車両燃料費及び食材費の経費の一部を補助することで、負担を軽減し、安定的かつ継続的にサービスを提供できるよう支援してまいります。

次に、文化芸術の推進につきましては、今月10日に本市出身の俳優である葛山信吾さんを亀山市文化大使として委嘱したところでございます。今後も葛山さんには、亀山市の魅力やよさを広く市内外に発信するなど、文化振興に資する活動を展開していただきます。

次いで、スポーツの推進につきましては、来る10月9日には本年度3回目の市民体力テストを、また同月22日には自治会単位での参加を基本とした壮年ソフトボール大会をそれぞれ開催してまいります。これらの開催を通じて、スポーツ推進委員さんとの連携を図りながら、地域に根差したスポーツ活動の充実に努めてまいります。

また、アーバンスポーツの環境整備を進めるに当たり、今月1日から来月30日までの間、スケートボード等にご利用いただけるよう名阪工業団地第三公園の試験開放を行っております。この開放を通じて、利用者ニーズの把握や利用者へのアンケート調査を実施し、その調査結果を参考に今後の環境整備に生かしてまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実ににつきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズへ立地した企業のうち、1社が先月から操業を開始し、2社が本年度の操業に向けて建設工事を進めております。引き続き、本市の交通利便性など優れた立地環境を生かし、残る区画への積極的な企業誘致を展開してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、全4回の開催を予定しております創業セミナーを先月30日から開催し、16名の方にご参加いただいております。引き続き、亀山商工会議所と連携しながら、市内での創業に向け支援を行ってまいります。

また、市内中小企業等に対する助成制度、エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver.2）につきましては、今月1日から申請受付を開始いたしましたので、迅速かつ円滑な助成金の交付に努め、エネルギー価格高騰の影響を緩和し、市内事業者の事業活動における経済的な負担軽減を図ってまいります。

一方、地域ブランドにつきましては、これまでに17事業者、34品目の認定を行ってまいりました。本年度も新たな亀山ブランドの認定に向けて、来月15日まで認定を希望する事業者を募集いたしております。こうした取組を通じて、今後も選ばれるまち亀山となるよう、本市にしかない魅力を全国へ発信してまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、地域における将来の農地利用の姿を明確化し、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるための地域計画の策定に向け、現在、地域での話し合いを行う準備を進めております。

また、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、モンキーレンジャーズの活動として、6月以降、亀山C群のサル3頭を捕獲したところであります。今後は、既に実施しております捕獲おりの遠隔監視や操作、長距離無線によるパトロールに加え、GPS発信機を活用した効率的な捕獲を進めてまいります。さらに、獣害対策講座を自治会等を対象に開催し、猿と遭遇した際の対処方法等についての周知啓発にも取り組んでまいります。

次に、まちづくり観光の活性化のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、鈴鹿川等源流域における豊かな自然をより多くの方に体験していただくため、先月1日から亀山7座全てを登頂された方に完登バッジと完登証の交付を開始いたしました。引き続き、トレイルイベ



ントを開催するなど、さらなる知名度の向上に取り組んでまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のうち、就学前教育・保育施設の受入れ機能を強化する取組につきましては、現在、本市で保育所等の新設・増設等を検討する民間事業者等の動向を見極めつつ、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針の見直しを進めているところでございます。今後の民間機能の活用に対する市の考え方や公立保育所等が果たすべき役割・機能について整理するとともに、本市における既存施設の状況や今後の保育ニーズの動向等に合わせた施設整備の在り方等を検討してまいります。

また、子育て世代が孤立しない環境づくりにつきましては、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産・子育てまで一貫した切れ目のない相談・支援に加え、経済的支援を一体的に行う伴走型相談支援サービスを令和5年2月から実施しております。その一環として、今月から妊娠8か月頃の妊婦の方を対象にアンケートの送付を行い、回答内容や本人の希望に応じて支援が必要な妊婦や希望する妊婦に対し面談を行い、より安心した出産・育児につながるよう支援を行ってまいります。

一方、低所得の子育て世帯に対する本市独自の生活応援給付金支給事業につきましては、昨年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者で申請が不要な494世帯に対し、児童854人分、総額1,708万円を先月31日に支給いたしました。

なお、当該給付金支給事業の申請が必要となる令和5年度の住民税非課税世帯や家計急変世帯等につきましては、市広報、市ホームページ等で周知を行い、今月1日から申請の受付を開始しております。引き続き速やかな支給に努め、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援してまいります。

また、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、夏季休業期間において年々利用者が増加しておりますが、事業実施スペースを拡大することや市内放課後児童クラブと調整を図ることにより、子供の安全な居場所を確保いたしました。

一方、子育て世帯の負担の軽減と保育サービスの充実を図るため実施する、保育所等におけるおむつの回収につきましては、先月から市内の全公立保育所及び認定こども園で運用を開始しております。これに伴い、国等の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、使用済みおむつを衛生的に保管するため新たに必要となったおむつ回収ボックスを配備するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組を支援するための地域活性化支援事業補助金の交付に際し、先月10日に選定委員会が開催されました。その結果、4地区の地域まちづくり協議会の取組が補助金の交付対象に選定されましたので、今後の活発な事業展開を期待いたしているところであります。

また、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、去る6月に城東地区コミュニティセンター建設等工事及び旧城東地区コミュニティセンター解体工事の契約を締結し、本年度内の完成に向けて、現在、着実に工事を進めているところでございます。

一方、地域におきましても、夏祭り等の盛大なイベントや、野登地区まちづくり協議会におきまして会議ファシリテーションを活用したまちづくりサロンが今月開催されるなど、地域コミュニティの快復に向けた取組が力強く展開されているところでございます。本市といたしましても、自分たちの地域を語り合う楽しい対話の場の創出に向けた支援や、会議ファシリテーション研修を展開するなど、地域コミュニティの快復や地域の担い手育成に向けて取り組んでまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、協働事業提案制度につきましては、市民活動団体から3つの事業提案がありましたので、来年度の事業実施に向けて、協働コーディネーターを交え市民活動団体と協議を進めており、多様な主体との協働によるまちづくりを推進してまいります。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、移住・交流アドバイザーとも連携しながら、県外在住の若者をターゲットに、来る10月28日、29日の2日間を第1回目とする関宿の空き家を活用したワークショップを開催いたします。これを契機に、参加者の地域への関心を高め、交流を促進し、関係人口の創出につなげてまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進のうち、職員コンプライアンスの推進につきましては、亀山市職員コンプライアンス条例の施行から4年が経過する中で、全ての職員が改めて制度の仕組みを理解し、市民に信頼される市政の確立を促進するため、本年度から本条例の施行日である8月1日から1週間を亀山市職員コンプライアンス推進週間と位置づけ、職員相互に意見交換を行う機会を設けるなど、コンプライアンスへの理解を深める取組を実施いたしました。今後も本条例のさらなる浸透を図り、職員のコンプライアンス意識の向上につなげてまいります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用につきましては、来る10月に統合型内部情報システムが更新時期を迎えますことから、これに併せて電子決裁を拡充し、決裁事務処理の時間短縮や保管スペースを含めたコスト削減を図り、デジタル技術を活用した公文書保存の最適化を進めてまいります。

また、新庁舎整備の推進につきましては、先月、新庁舎整備の基本的な考え方を示す亀山市新庁舎整備基本計画を策定したところであり、本年度中の建設予定地決定に向けて、基本計画で示す複数の建設候補地を多面的な観点から評価し検討を進めているところでございます。

ところで、市内7施設の放課後児童クラブ並びに亀山市文化会館及び中央コミュニティセンターの指定管理につきましては、本年度で指定管理期間が終了いたしますので、令和6年度からの指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正をお願いいたしております。

一方、後期基本計画の推進につきましては、全庁的な推進組織である亀山市後期基本計画推進会議を通じて、健都さぷり+（プラス）プロジェクトなど主に4つの重点プロジェクトについて、その実効性を高めるため、横断的な連携・調整に努めているところでございます。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月11日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに、同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（森 美和子君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

#### ○教育長（中原 博君登壇）

それでは、令和5年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。先月、令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の充実に向けた報告書が調査研究協力者会議により取りまとめられました。報告書では、教育を取り巻く社会状況の変化、外国人児童・生徒や不登校児童・生徒の増加、教育DXをはじめとする学校現場における課題の多様化・複雑化に対応するための地方教育行政の在り方について基本的な考え方が示されています。

次に、県の情勢であります。新型コロナウイルス感染症の流行以来、誰一人取り残すことなく子供たちの学びと健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割を踏まえ、新しい時代の学びを実現していくことを目指し、三重県教育施策大綱の策定に向けた検討が進められています。

このような国や県の動向を受けまして、市教育委員会におけるそれぞれの事業進捗について、ご説明申し上げます。

まず、市内小・中学校における児童・生徒の学校生活についてですが、対面でのコミュニケーション等は、新型コロナウイルス感染症が広がる前に戻りつつあります。そこで、児童・生徒が主体的に行動する力を身につけ、挨拶をはじめとするコミュニケーションの質を高める取組として「あいさつでひろげよう！ともだちのわ！「あいとも運動）」を6月から実施しております。この運動を学校や子供たちから強く発信することにより、学校だけでなく家庭や地域での挨拶の機会がさらに増えることを期待しています。これまでの人間関係や社会との関わりの大切さをみんなで再確認し、引き続き地域とともにある学校づくりの推進に粘り強く取り組んでまいります。

次いで、学校関係における各種行事の状況でございますが、先月27日に川崎小学校において、「英語デイキャンプ in Kameyama 2023」を開催いたしました。市内小学校5・6年生、ALT（外国語指導助手）や中高生ボランティア、教員等、総勢55名が集まり、会話やゲームによるコミュニケーションを通して、生きた英語を楽しく学ぶ一日となりました。

また、今月3日及び4日には、市文化会館におきまして、NHK全国学校音楽コンクール三重県コンクールが開催され、本市からは小学校の部に亀山西小学校と川崎小学校が出場しました。審査の結果、川崎小学校が金賞を受賞し、来月の東海・北陸ブロックコンクールの三重県代表に決定しております。

加えて、11月7日には市文化会館におきまして、亀山市小中学校音楽会の開催を予定しているところです。

次いで、市内小学校の修学旅行につきましては、来る10月に4年ぶりに京都・奈良方面を目的

地として予定をしております。

また、体育祭・運動会につきましては、1学期に実施していない5校が2学期での実施を予定しているところです。

次に、部活動関係でございますが、中学校総合体育大会等の大会におきまして、市内各中学校が地区大会及び県大会において好成績を収めました。団体種目としましては、亀山中学校の剣道部女子、中部中学校の剣道部女子、陸上競技部4×100メートルリレーで東海大会に出場を果たしております。個人種目では、中部中学校の陸上競技部男子走り幅跳びで全国大会に出場を果たしております。また、亀山中学校の陸上競技部男子800メートル、男子1年100メートル、剣道部男子で各1名、剣道部女子で2名が東海大会に出場を果たしております。

なお、部活動の休日における地域移行につきましては、本年度中に部活動の在り方検討委員会（仮称）を設置し、移行に係る課題や移行スケジュール等について検討を進めてまいります。

次に、学校教育に関する取組といたしまして、先月末に令和5年度全国学力・学習状況調査の結果が公表され、本市の状況としましては、小・中学校とも国や県をやや下回る結果となりました。今後、教科ごとの詳細を分析するとともに、引き続き学力向上推進計画（第4版）の取組を推進し、子供たち一人一人の自己実現と10年先にも役立つ確かな学力の定着を目指してまいります。

次いで、読書活動につきましては、県の委託事業である「本を読もう！読書活動推進事業」を実施いたします。本事業は、学校図書館活用アドバイザーを中心として、学校図書館を拠点に学校における読書活動をより活性化し、そこで得られた読書活動に関する成果等を県内全域に発信するものでございます。そのため、本議会に当事業に係る関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、教職員に関する取組につきましては、研修関係として、市教育委員会が主催する教職員研修講座を夏季休業中に8講座開講するとともに、伊賀市や甲賀市の研修に相互参加できるような協力体制を築き、教員の専門性と指導力の向上を図っています。また、来る10月には、亀山東小学校、井田川小学校及び加太小学校の3校が研究指定校として研究の成果を発表することとなっています。

次いで、キャリア教育についてでございますが、この3年間、コロナ禍によって職場体験学習の実施が一部の学校にとどまっておりましたが、本年度は3中学校がそろって来月13日から15日までの3日間に職場体験学習を実施する予定でございます。また、亀山東小学校では、昨年度に引き続き、国の小・中・高等学校における起業体験推進事業を受けることになりました。本事業の取組により、他者と協力しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代を生き抜いていくために誰もが必要な力の育成を進めてまいります。そのため、本議会に当事業に係る関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

亀山東小学校体育館屋根改修工事につきましては、屋根の防水工事をほぼ終え、現在、体育館の床改修工事を施工しており、来月初旬には完了する予定でございます。

また、小・中学校施設における修繕関係といたしまして、多数の緊急的な修繕の実施を要するため、本議会に関係経費の予算補正を提案しております。

次いで、通学路における安全確保につきましては、学校、PTA及び地域等から87件の要望を受け、通学路の合同現場確認を亀山警察署、三重県鈴鹿建設事務所、市関係部局等と今月上旬に実施したところです。その結果を受け、関係機関と連携を図り改善の方向性を検討しつつ、必要箇所

における速やかな改善を目指し、引き続き児童・生徒の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

また、三重県建設労働組合亀山支部による奉仕作業につきましては、先月30日に中学校3校において、木製棚や木製ベンチの作製など、生徒の学びの環境の充実に貢献いただきました。

次いで、中学校給食関係として、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、事業の早期実現に向け、様々な視点から持続可能性や経済性等を考慮の上、再検討を行い、現在、外部調理委託による食缶搬入方式での全員喫食制給食を令和8年度中の提供開始に向けて整理を行っているところであります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びの講座を企画・実施しているところでございます。その中で、公民館講座においては、来月から地域まちづくり協議会と連携しながら、地域のニーズに沿った学びを提供する出前教室を順次開講してまいります。

次に、青少年健全育成関係につきましては、子ども会育成者連絡協議会や青少年育成市民会議をはじめとする各関係団体や地域の方々にご尽力いただいております。県内大学生や市内高校生などの協力も得ながら、夏季休業期間を中心に、新スポーツ体験会（スポーツ鬼ごっこ）やサマーキャンプなどの体験活動を実施していただいております。また、鈴鹿峠自然の家においては、坂下星見の会と協働して、夏の天体観察会を開催したところです。

なお、全国各地で発生している水難事故の対応として、夏季休業期間中における児童・生徒だけの川遊びなどに対し、青パト（青色回転灯車）によるパトロールを強化しております。引き続き、関係機関と連携を密にし、児童・生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

まず、新図書館開館160日目となる今月6日には入館者数が15万人を超えるなど、連日多くの方々にご来館いただいております。その中で、読書活動の推進や図書館を核としたにぎわいの創出につながる取組を行うため、図書館ボランティアの参画や各種団体の皆様との協働により様々なイベントの開催をしているところです。

また、来月には、愛知工業大学の協力により、図書館における滞在時間や場所などの来館者動向調査を予定しており、図書館サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えております。

以上、教育行政の現況について、ご報告及びご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

---

（午前11時08分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第40号から日程第24、報告第16号までの20件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第40号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数が経過し、老朽化が著しいことから用途廃止とする判定を行った市営住宅について、入居者の退去が完了したことから、これらの住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅、昭和39年度建設の和田住宅、昭和40年度建設の和田住宅及び昭和41年度建設の和田住宅について用途を廃止することから、これらの住宅の名称、位置等を定める規定を削除いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第41号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正され、蓄電池設備に関する基準が見直されたことなどから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、キュービクル式の変電設備について適用していた建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする位置の基準は、キュービクル式以外の変電設備についても適用いたします。

2つ目といたしまして、この条例の対象となる蓄電池設備を4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く蓄電池設備から、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものを除く蓄電池設備に改正するなど、蓄電池設備に関する基準を見直すことといたします。

3つ目といたしまして、火を使用する設備等の設置に係る届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くことといたします。

4つ目といたしまして、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めることといたします。

なお、施行日は令和6年1月1日といたします。

また、この条例の施行の際、現に設置されている、または設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の亀山市火災予防条例に規定する蓄電池設備のうち、新条例の位置の基準に適合しないものについては、なお従前の例によるなどの経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第42号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5,476万6,000円を追加し、補正後の予算総額を219億1,882万円といたしております。

まず、債務負担行為補正につきましては、放課後児童クラブ指定管理料など2事業を追加いたしており、地方債補正につきましては、臨時財政対策について限度額を変更いたしております。

次に、歳出でございますが、民生費に介護保険事業所の防災設備に対する補助金や過年度国・県

支出金の返還金を計上するほか、教育費に小・中学校施設の修繕料などを増額計上いたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税では、普通交付税の交付決定額により増額いたしております。

国庫支出金では、介護保険事業所の防災設備の補助金の財源として、地域介護・福祉空間整備等交付金を計上いたしております。

寄附金では、企業版ふるさと納税として寄附を受けた都市計画費寄附金を計上し、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を計上するほか、市債では、発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債を減額いたしております。

次に、議案第43号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、資本的支出において2,847万7,000円増額し、補正後の予定額を17億6,967万7,000円といたしております。

補正内容といたしましては、令和4年度決算を受けて農業集落排水事業債償還基金への基金積立金を増額いたしております。

次に、議案第44号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、資本的収入及び支出において1,920万円を増額し、補正後の予定額を資本的収入は2億6,672万9,000円、資本的支出は3億1,470万円といたしております。

補正内容としましては、資本的支出において器械備品費を計上し、その財源として資本的収入において企業債を計上いたしております。

債務負担行為補正につきましては高圧蒸気滅菌器更新事業を追加し、企業債補正につきましては医療センター医療機器整備事業の限度額を変更いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計及び各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額247億7,643万4,410円に対し、歳出総額は239億9,105万9,879円であり、歳入歳出差引額は7億8,537万4,531円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である9,111万1,800円を差し引いた実質収支額は6億9,426万2,731円となり、黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち3億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第46号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額46億2,650万936円に対し、歳出総額は45億2,858万6,694円であり、歳入歳出差引額は9,791万4,242円の黒字となっております。

次に、議案第47号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額11億949万5,565円に対し、歳出総額は11億746万5,220円であり、歳入歳出差引額は203万345円の黒字となっております。

以上が令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は14億6,494万7,930円であり、同支出は12億6,664万2,891円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は1億7,292万1,455円であり、その他未処分利益剰余金変動額1億3,815万1,522円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3億1,107万2,977円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は1億1,007万1,500円であり、同支出は5億4,351万3,413円でございます。収支差引きで不足する額4億3,344万1,913円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第49号令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は9,054万9,876円であり、同支出は6,016万3,548円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は2,994万3,328円であり、前年度繰越利益剰余金2,231万6,352円及びその他未処分利益剰余金変動額986万6,721円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,212万6,401円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち2,986万6,721円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金への積立て並びに資本金に組み入れるものとし、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入の決算額は1,822万2,600円であり、同支出の決算額は4,934万3,302円でございます。収支差引きで不足する額3,112万702円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第50号令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は16億1,071万4,918円であり、同支出は14億9,647万852円でございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は6,891万268円であり、その他未処分利益剰余金変動額2,424万3,023円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は9,315万3,291円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を減債積立金への積立て及び資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入の決算額は12億8,319万1,370円であり、同支出は16億8,843万7,568円であります。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額150万円を除く収支差引きで不足する額4億674万6,198円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第51号令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は17億9,308万7,387円であり、同支出は16億5,194万4,062円で



ございます。

消費税を差し引いた当年度純利益は1億4,078万5,901円であり、当年度未処理欠損金は1億4,309万7,073円となっております。

また、資本的収入の決算額は9,362万3,142円であり、同支出は1億2,620万9,213円でございます。収支差引きで不足する額3,258万6,071円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である阿野田40号線の路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第10号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類を併せて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第11号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字額となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を表し、2.7%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化及び財政再生の両基準に対して十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第12号から報告第15号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和4年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を表しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

次に、報告第16号専決処分の報告についてでございますが、白木町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年8月9日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和5年度各会計補正予算について補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第42号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

最初に、補正予算書4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、令和6年4月からの指定管理者を選定するに当たり、放課後児童クラブ指定管理料など2事業を追加いたしました。

次の第3表 地方債補正につきましては、普通交付税の算定に伴い、発行可能額が決定いたしました臨時財政対策事業について、限度額を変更いたしました。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら、主な内容をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、老人福祉費の一般事業773万円につきましては、民間の小規模多機能型居宅介護事業所の非常用自家発電設備設置に対する国庫補助金を市を経由して支出する必要があったため、補助金を計上いたしました。

17ページをご覧ください。

上段の児童福祉総務費の一般事業1,948万5,000円につきましては、令和4年度子どものための教育・保育給付費交付金など、過年度の国・県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしました。

21ページをご覧ください。

中段の第10款教育費、小学校費の施設管理費800万円及び下段の中学校費の施設管理費700万円につきましては、緊急を要する修繕が当初見込みより増加したことから、修繕料を増額いたしました。

23ページをご覧ください。

上段の保健体育費の施設管理費の600万円につきましては、東野公園体育館における雨漏り箇所及び修繕面積が当初見込みより増えたことなどにより、工事請負費を増額いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

中段の第11款地方交付税1億3,442万3,000円につきましては、普通交付税の交付決定額により増額いたしました。

その下の第15款国庫支出金、地域介護・福祉空間整備等交付金773万円につきましては、市内の小規模多機能型居宅介護事業所の非常用自家発電設備設置に係る国庫補助金を計上いたしました。

11ページをご覧ください。

中段の第18款寄附金、都市計画費寄附金3,000万円につきましては、市内企業から企業版

ふるさと納税として寄附を受けましたことから計上し、公園長寿命化計画事業の財源として活用させていただくこととしております。

その下の第20款繰越金、前年度繰越金494万6,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

13ページをご覧ください。

下段の第22款市債、臨時財政対策債1億2,469万3,000円の減額につきましては、普通交付税の算定に伴い発行額を決定したことから減額しました。

続きまして、議案第43号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

29ページをご覧ください。

資本的支出、基金積立金2,847万7,000円につきましては、令和4年度決算に伴い、農業集落排水事業債償還基金積立金を増額いたしました。

続きまして、議案第44号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

41ページをご覧ください。

債務負担行為の追加でございますが、高圧蒸気滅菌器更新事業を追加し、企業債につきましては、医療センター医療機器整備事業の限度額を変更しております。

43ページをご覧ください。

下段の資本的支出、器械備品費1,920万円につきましては、エックス線骨密度測定装置等、医療機器購入のため増額いたし、その財源として、上段の資本的収入、企業債におきまして1,920万円を増額いたしました。

以上、一般会計補正予算（第3号）並びに下水道事業会計補正予算（第1号）及び病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、令和4年度各会計決算についての補足説明を求めます。

まず、会計管理者に令和4年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

米津会計管理者。

#### ○会計管理者（米津ひろみ君登壇）

それでは、議案第45号から議案第47号までの令和4年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の黄色の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の24、25ページをご覧ください。

まず一般会計の歳入の主なものでございますが、第1款市税は、調定額104億5,619万1,650円に対しまして、収入済額は101億4,385万2,355円で、前年度と比べ1億5,048万5,124円増え、前年度比1.02となりました。

市税のうち、固定資産税は前年度と比べるとほぼ横ばいとなりましたが、市民税が前年度比1.03で1億650万2,243円増えました。特に法人市民税が増えております。

また、市税の不納欠損額は1,397万9,403円、収入未済額は2億9,835万9,892円で、調定額に対します収納率は96.9%でございます。

次に、28、29ページ中ほどをご覧ください。

第11款地方交付税の収入済額は、前年度より2億7,994万6,000円増え、23億4,077万6,000円でございます。

次に、36、37ページをご覧ください。

第15款国庫支出金の収入済額は、前年度より4億5,606万9,418円少ない、47億305万1,542円で、ワクチン接種事業費負担金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金など新型コロナウイルス感染症対策に係るもののほか、障がい者自立支援給付費負担金や児童手当負担金、地方創生臨時交付金などが主なものとなっています。

次に、52、53ページ下段をご覧ください。

第18款寄附金につきましては、前年度比9.02で、前年度より8,218万7,887円増え、9,243万5,526円となりました。

このうち、ふるさと納税として個人の方からご寄附をいただきました金額は、前年度より1,763万955円増え、2,702万7,000円となりました。また、企業版ふるさと納税として3,000万円のご寄附をいただいております。

次に、64、65ページ下段の第22款市債の収入済額は、前年度より5億5,190万円減り、17億5,940万円でございます。

主なものとしたしましては、臨時財政対策債をはじめ都市計画事業債や図書館整備事業債などによるものでございます。

66、67ページ最下段の歳入合計は、予算現額251億5,610万2,003円に対しまして、調定額は251億9,730万8,115円で、収入済額は247億7,643万4,410円でございます。また、不納欠損額は1,408万9,403円、収入未済額は4億678万4,302円でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきましてご説明させていただきます。

前年度と比較して、支出額が増えた割合が高いのが商工費と土木費、それと災害復旧費でございます。反対に割合が低くなったのは民生費と農林水産業費、それと諸支出金でございます。

まず第3款民生費でございますが、115ページ下段をご覧ください。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、117ページ上段の繰越明許費分も含めまして2億9,529万314円となりました。

また、障がい者や障がい児支援のための経費といたしまして、117ページの障がい者支援事業につきましては11億5,313万9,296円、141ページ中段の心身障がい児支援事業につきましては3億2,565万7,925円となりました。

このほか、135ページ中ほどの民間保育所児童保護費につきましては、民間の保育所に支払う負担金で6億3,627万9,175円、その下の給付事業につきましては、児童手当など8億3,990万5,000円となりました。

一方で、同ページ上段の子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、令和3年度には8億2,929万2,900円の支払いがございましたが、その支払いが令和3年度でほぼ終了したことから、民生費につきましては前年度比が低くなっております。

次に、第7款商工費でございますが、179ページをご覧ください。

商工業振興事業のうち、経済支援対策事業につきましては、亀山プレミアム付商品券の換金等の業務委託料が大きく占め、3億7,698万8,138円となりました。

続いて、第8款土木費でございますが、199ページをご覧ください。

亀山駅周辺整備事業につきましては、繰越明許費分を含め18億1,393万9,737円で、亀山駅前広場の用地購入費や整備事業負担金、市街地再開発事業補助金などが増えました。

次に、第11款公債費でございますが、258、259ページ下段をご覧ください。

元金償還金は19億2,687万2,923円、利子償還金は3,437万8,934円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、258ページ最下段にございますとおり1億8,113万4,115円で、これは260ページから記載がありますとおり12基金への積立金となっております。リニア中央新幹線亀山駅整備基金に5,270万4,000円、庁舎建設基金に5,000万円積立したものが主なものでございます。

次に、264、265ページ下段をご覧ください。

歳出合計は、予算現額251億5,610万2,003円に対しまして、支出済額は239億9,105万9,879円で、翌年度への繰越明許費は1億9,117万2,500円、不用額は9億7,386万9,624円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、268、269ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億1,462万6,609円で、調定額に対します収納率は79.7%でございます。

次に、270、271ページ上段の第3款県支出金の収入済額は、保険給付費等交付金として33億8,421万504円、同ページ中ほどの第5款繰入金は、一般会計と国民健康保険事業運営基金からの繰入金として3億1,298万9,058円でございます。

次に、272、273ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額46億9,313万1,000円に対しまして、調定額は48億3,303万9,048円、収入済額は46億2,650万936円、不納欠損額は1,477万6,405円、収入未済額は1億9,176万1,707円でございます。

一方、歳出でございますが、276、277ページ中ほどをご覧ください。

第2款保険給付費の支出済額は32億8,487万9,898円で、また278、279ページ下段の第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は10億1,430万335円でございます。

次に、282、283ページ中ほどの第6款諸支出金のうち、第2項基金費につきましては、国民健康保険事業運営基金に積立をしたもので、5,310万円となっております。

同ページ下段の歳出合計は、予算現額46億9,313万1,000円に対しまして、支出済額は45億2,858万6,694円、不用額は1億6,454万4,306円でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

まず歳入でございますが、286、287ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は5億346万5,117円で、調定額に対します収納率は98.9%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は5億7,265万6,178円でございます。

次に、288、289ページ下段の歳入合計をご覧ください。

予算現額11億1,421万6,000円に対しまして、調定額は11億1,423万4,546円、収入済額は11億949万5,565円、不納欠損額は47万3,768円、収入未済額は426万5,213円でございます。

一方、歳出でございますが、290、291ページ中ほどをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は10億6,196万9,301円でございます。

歳出の合計は、292、293ページ下段にございますとおり、予算現額11億1,421万6,000円に対しまして、支出済額は11億746万5,220円、不用額は675万780円でございます。

また、296ページから298ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計、実質収支額6億9,426万2,731円のうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金への繰入額は3億5,000万円でございます。

最後に、316、317ページをご覧ください。

基金のうち財政調整基金につきましては、2億3,813万円前年度より少なくなり、令和4年度末の現在高は21億3,895万4,000円となりました。この減額となりました金額の内訳は、タブレットに保存されております10番目の議案資料、令和4年度一般会計及び各特別会計決算資料の55ページにございますとおり、収益金として244万4,000円と令和3年度決算による剰余金として5億5,000万円を積み立てた一方で、一般会計への繰出金として7億9,057万4,000円を取り崩したことによるものでございます。

このほかの各決算資料や決算書本冊の300ページ以降の財産に関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、令和4年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部長に令和4年度亀山市水道事業会計決算について、令和4年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び令和4年度亀山市下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。  
田中上下水道部長。

#### ○上下水道部長（田中直樹君登壇）

それでは、議案第48号令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和4年度亀山市水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益14億6,494万7,930円で、昨年度と比較して4,567万3,211円増加しております。

支出は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用12億6,664万2,891円となっております。

収益費用明細書は、消費税抜きで26ページから28ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、工事負担金と負担金を合わせた資本的収入1億1,007万1,500円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出5億4,351万3,413円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,344万1,913円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,464万7,867円、当年度分損益勘定留保資金2億7,064万2,524円、減債積立金1,671万3,980円、建設改良積立金1億2,143万7,542円で補填しております。

建設改良工事の概況は17ページから19ページに記載しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの令和4年度亀山市水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は11億8,752万5,302円で、これに対し、2の営業費用が11億5,347万7,006円であり、差し引きました営業収支は3,404万8,296円の営業利益となっております。

また、3の営業外収益は1億5,905万7,670円で、これに対し、4の営業外費用が2,016万8,374円であり、差し引きました営業外収支は1億3,888万9,296円の営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計1億7,293万7,592円が経常利益となり、経常利益から6の特別損失1万6,137円を差し引いた当年度純利益は1億7,292万1,455円となっております。

次に、8ページ上段の令和4年度亀山市水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益1億7,292万1,455円を加え、当年度末残高は58億8,825万6,970円となっております。

下段の令和4年度亀山市水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金3億1,107万2,977円のうち、資本金に1億3,815万1,522円を組み入れ、減債積立金に7,292万1,455円、建設改良積立金に1億円を積み立てるものがございます。

次に、9、10ページの令和4年度亀山市水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて9億6,437万2,317円、2の流動資産は現金・預金、未収金などを合わせて8億5,306万2,066円であり、資産合計は10億5,743万4,383円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて7億6,664万5,579円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて2億8,716万2,375円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて3億7,536万9,459円で、負債合計は4億6,291万7,413円となっております。

資本の部、6の資本金は5億4,953万3,380円、7の剰余金は利益剰余金4億1,872万3,590円で、資本合計は5億8,825万6,970円であり、負債資本合計は10億5,743万4,383円となっており、資産合計と一致しております。

次に、25ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が3,545万3,929円減少し、期末残高は6億4,209,536円でございます。

以上が議案第48号令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明であります。

続きまして、議案第49号令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

令和4年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた工業用水道事業収益9,054万9,876円となっております。

支出は、営業費用と営業外費用を合わせた工業用水道事業費用6,016万3,548円となっております。

収益費用明細書を消費税抜きで19、20ページに記載しております。

次に、5、6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は工事負担金1,822万2,600円で、支出は建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出4,934万3,302円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,112万702円は、当年度分損益勘定留保資金2,081万981円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44万3,000円、建設改良積立金986万6,721円で補填しております。

建設改良工事の概況は15ページに記載しております。

次に、7ページの令和4年度亀山市工業用水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は6,988万1,698円で、これに対し、2の営業費用が5,096万9,700円で、差引きしました営業収支は1,891万1,998円が営業利益となっております。



また、3の営業外収益は1,410万8,412円で、これに対し、4の営業外費用が307万7,082円であり、差引きしました営業外収支は1,103万1,330円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益の合計2,994万3,328円が経常利益となり、当年度純利益も同額でございます。

次に、8ページ上段の令和4年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に当年度純利益2,994万3,328円を加え、当年度末残高は3億3,865万8,108円となっております。

下段の令和4年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金6,212万6,401円のうち、資本金に986万6,721円を組み入れ、減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ1,000万円を積み立て、剰余を繰り越すものでございます。

次に、9、10ページの令和4年度亀山市工業用水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産を合わせて4億5,018万381円、2の流動資産は現金・預金、未収金、前払費用を合わせて2億9,501万3,510円であり、資産合計は7億4,519万3,891円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と他会計借入金を合わせて1億6,421万5,331円、4の流動負債は企業債、他会計借入金などを合わせて3,579万6,379円、5の繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額を合わせて2億652万4,073円で、負債合計は4億653万5,783円となっております。

資本の部、6の資本金は5,754万440円で、7の剰余金は利益剰余金2億8,111万7,668円で、資本合計は3億3,865万8,108円であり、負債資本合計は7億4,519万3,891円となっており、資産合計と一致しております。

次に、18ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が2,531万4,309円増加し、期末残高は2億8,897万9,819円でございます。

以上が議案第49号令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第50号令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

当該会計は、令和4年度から農業集落排水事業において、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、財務規定等が適用されたことに伴い、これまでの公共下水道事業会計に農業集落排水事業を含めるとともに、名称を下水道事業会計と変更し、事業継続をいたしたものでございます。

それでは、令和4年度亀山市下水道事業会計決算書の2、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、収入は、営業収益と営業外収益を合わせた下水道事業収益16億1,071万4,918円となっており、昨年度と比較して5億9,174万2,095円増加しております。

支出は、営業費用と営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業費用14億9,647万852円となっております。

収益費用明細書は、消費税抜きで16ページから20ページに記載しております。

次に、4、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入は、企業債、他会計出資金、他会計補助金、基金繰入金、国・県補助金、負担金及び分担金を合わせた資本的収入12億8,319万1,370円となっております。

支出は、建設改良費と企業債償還金、基金積立金を合わせた資本的支出16億8,843万7,568円となっております。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額150万円を除く資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億674万6,198円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,533万3,798円、繰越工事資金693万2,900円、減債積立金2,424万3,023円、過年度分損益勘定留保資金3億3,023万6,477円で補填しております。

建設改良工事の概況は41ページに記載しております。

次に、6ページの令和4年度亀山市下水道事業損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は5億7,089万4,631円で、それに対し、2の営業費用が12億8,977万9,343円であり、差引きしました営業収支は7億1,888万4,712円の営業損失となっております。

また、3の営業外収益は9億5,592万9,551円で、それに対し、4の営業外費用が1億6,533万4,571円であり、差引きしました営業外収支は7億9,059万4,980円の営業外利益となっております。

営業損失と営業外利益の合計7,171万268円が経常利益となり、経常利益から6の特別損失280万円を差し引いた当年度純利益は6,891万268円となっております。

次に、8、9ページの令和4年度亀山市下水道事業剰余金計算書をご覧ください。

右側の資本合計欄でございますが、前年度末残高に一般会計出資金の受入2億7,239万7,000円及び当年度純利益6,891万268円を加え、当年度末残高は18億113万8,918円となっております。

次に、10ページの令和4年度亀山市下水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

右側の未処分利益剰余金9,315万3,291円のうち、資本金に2,424万3,023円を組み入れ、減債積立金に6,891万268円を積み立てるものでございます。

次に、12、13ページの令和4年度亀山市下水道事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資その他の資産を合わせて255億160万9,224円、2の流動資産は現金預金、未収金などを合わせて13億1,283万5,110円であり、資産合計は268億1,444万4,334円となっております。

負債の部、3の固定負債は企業債と引当金を合わせて103億6,723万431円、4の流動負債は企業債、未払金などを合わせて10億2,978万1,878円、5の繰延収益は長期前受金136億1,629万3,107円で、負債合計は250億1,330万5,416円となっております。

資本の部、6の資本金は15億6,985万6,689円、7の剰余金は資本剰余金と利益剰余金を合わせて2億3,128万2,229円で、資本合計は18億113万8,918円であり、負債資本合計は268億1,444万4,334円となっており、資産合計と一致しております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が2億2,535万4,786円増加し、期末残高は11億9,069万7,946円でございます。

以上が議案第50号令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（森 美和子君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に令和4年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

豊田地域医療部長。

#### ○地域医療部長（豊田達也君登壇）

それでは、議案第51号令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和4年度亀山市病院事業会計決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入合計は医業収益と医業外収益、訪問看護ステーション事業収益を合わせた病院事業収益で17億9,308万7,387円でございます。

これに対しまして、支出合計は医業費用と医業外費用、訪問看護ステーション事業費用、特別損失を合わせた病院事業費用で16億5,194万4,062円でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、企業債、寄附金を合わせた収入合計は9,362万3,142円でございます。

これに対し、建設改良費、企業債償還金、投資、基金費を合わせた支出合計は1億2,620万9,213円ございまして、差引き3,258万6,071円の不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5ページ、6ページの令和4年度亀山市病院事業損益計算書をご覧ください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は12億9,999万5,748円で、これに対し、2の医業費用が15億3,688万7,695円であり、差引きしました医業収支は2億3,689万1,947円の医業損失となっております。

3の医業外収益は4億6,534万6,137円で、これに対し、4の医業外費用が7,306万6,207円であり、差引きしました医業外収支は3億9,227万9,930円の利益となっております。

5の訪問看護ステーション事業収益は1,730万1,568円で、これに対し、6の訪問看護ステーション事業費用が2,992万9,116円であり、差引きしました訪問看護ステーション事業収支は1,262万7,548円の損失となっております。

これらの医業損失と医業外収益、訪問看護ステーション事業損失を差し引きしました1億4,27

6万435円が経常利益となり、そこから特別損失197万4,534円を差引きいたしますと、令和4年度の純利益が1億4,078万5,901円となりますことから、当年度未処理欠損金は11億4,309万7,073円となっております。

次に、7ページ、8ページの令和4年度亀山市病院事業剰余金計算書をご覧ください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還金元金等の2分の1を補填いただく他会計出資金1,772万3,142円を加えまして、37億610万1,219円となっております。

剰余金につきましては、資本剰余金は前年度と同額の1,777万8,170円、利益剰余金は当年度純利益1億4,078万5,901円を加えまして、マイナス11億4,309万7,073円となり、資本合計は25億8,078万2,316円となっております。

下段の令和4年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、9ページ、10ページの令和4年度亀山市病院事業貸借対照表をご覧ください。

資産の部でございますが、1の固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて22億2,392万2,737円、2の流動資産が現金預金、未収金、貯蔵品で合計10億5,613万6,672円となっております。資産合計は32億8,005万9,409円となっております。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債は、企業債とリース債務及び引当金で合計3億5,549万7,962円、4の流動負債が企業債とリース債務及び未払金、引当金等で合計3億3,014万301円、5の繰延収益につきましては1,363万8,830円を計上しております。

以上、負債合計は6億9,927万7,093円となっております。

資本の部につきましては、6の資本金が自己資本金37億610万1,219円、7の剰余金は資本剰余金1,777万8,170円と欠損金11億4,309万7,073円で、資本の合計は25億8,078万2,316円となっております。

負債資本の合計は32億8,005万9,409円となり、資産の合計額と合致しております。

次に、20ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

下から3段目のとおり、資金が1億3,143万5,901円増加し、期末残高は6億2,228万6,659円でございます。

以上が議案第51号令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（森 美和子君）**

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（森 美和子君）**

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日26日から9月4日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

明日26日から9月4日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月5日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時28分 散会)



令和 5 年 9 月 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和5年9月5日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第52号 市道路線の認定について

報告第10号 決算に関する附属書類の提出について

報告第11号 健全化判断比率の報告について

報告第12号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君



13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	桜井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	西口幸伸
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、木田危機管理監は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

#### ○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

9月議会の代表質疑の先陣を務めさせていただきます新和会の岡本公秀でございます。

まず初めに、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議案質疑させていただきます。

まず、改進の年と位置づけた令和4年度の決算に対する市長の総括についてお伺いいたします。

年度初めに、市長は、この改進の年ということでどういうイメージかということで、まずコロナのダメージを克服し、ニューノーマルに向かって政策を進め、将来への布石を行う、また駅前再生と緑の健都への挑戦を行うといった改進の年への抱負でございましたが、その成果はどうであったかお伺いいたします。

#### ○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和4年度決算の市長としての総括はいかがかというお尋ねでございました。申し上げたいと思います。

令和4年度は、令和7年度を目標年次とする亀山市総合計画後期基本計画、その4年の計画期間の初年度でございました。したがって、行政経営の重点方針におきまして、新たに進める改進の年と位置づけ、基本計画に掲げた118の施策の方向、330の施策の推進を図るべく、組織・機構改革による体制強化を行い、スタートダッシュを図った年でございました。その一方で、緊迫する国際情勢によるエネルギー価格などの物価の高騰、長引くコロナ禍への諸対策など、例年にも増して社会経済情勢への速やかな適応が求められた年でもございました。

施策的には、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として14事業、総額8億9,000万円の総合対策パッケージとして、低所得世帯並びに子育て世帯に対する特別給付金の支給、ワクチン接種体制の充実、地方創生臨時交付金を活用した市独自の60%のプレミアム付商品券事業、エネルギー・食料品価格高騰への市民、事業者への支援策などを展開いたしました。

また、かねてからの課題でもございました保育所、幼稚園等におけるICT化の推進、小・中学校への統合型校務支援システムの導入などのDXの推進に取り組むとともに、戦略プロジェクトの

最終年度となりました新図書館を核とする亀山駅周辺整備事業が完成に至ったところであります。さらに、和田保育園の増設、公園の長寿命化、森林経営管理事業など、他の分野におきましても計画的な施策の進捗が図られたものと考えております。

次に、財政的には、実質収支が約7億円の黒字決算となるとともに、経常収支比率は行財政改革大綱の目標とする85%を若干上回る85.2%、公債費負担比率は警戒ラインの15%を下回る12.2%となりました。また、基金への積立て、取崩し等を反映いたしました財政のやりくりを表す実質単年度収支では、積立額と基金の取崩し額の差が前年度に比べ拡大したものの、各財政指標は目標値等と比較をいたしましても、おおむね財政の健全化を図ることができたと考えております。

しかしながら、令和4年度末の本市基金の総額は、将来の備えといたしました特定目的基金を含め82億5,000万円ですが、財政調整基金につきましては、前年度から2億4,000万円減の21億4,000万円となりました。行革大綱に掲げました目標値20億円は維持できてはいるものの、生活保護費や障がい者福祉などの社会福祉費、児童福祉費を含む扶助費の伸び、また最低賃金の上昇に伴う人件費は年々増加の傾向を鑑みれば、中長期的視点の行財政運営が一層求められていると認識をいたしております。

また、昨年12月定例会での一般会計補正予算を可決いただきましたように、エネルギー価格等の高騰による市庁舎、ごみ処理施設、斎場、学校など、公共施設の燃料費、光熱水費は大きく増加をし、その結果、昨年度は約1億8,000万円の増額補正を行いました。今後もこの状況は継続するものと見込んでおりますが、総合計画後期基本計画に位置づけました施策は着実な推進を図らねばなりません。そのため、特にこれら扶助費、人件費、公債費、さらに毎年の維持管理を含む経常的経費が増大をし、財政の硬直化による施策への影響を避けることに努めたところであります。したがって、総じて令和4年度は諸課題はありますものの、おおむね施策の推進と財政の健全化の両立を図ることができたものと考えております。

**○議長（森 美和子君）**

岡本議員。

**○14番（岡本公秀君登壇）**

市長のおっしゃるように、いろんな戦争が起きたり、もう思いがけんことが起きてくるんで、とんでもない国際的な余波が日本に来るわけですから、亀山市もそれと無縁ではないということでございますが、1年間いろんなことをやっていくのは大変だと思ったんですけど、まだこれから続きがありますんで、よろしくかじ取りをやっていただきたい。

次に、2つ目の質問といたしまして、第3次亀山市行財政改革大綱の前期実施計画は終了をいたします。そこで一つ、まず15の重点方針の達成状況についてお伺いいたします。

**○議長（森 美和子君）**

笠井政策部長。

**○政策部長（笠井武洋君登壇）**

おはようございます。

第3次亀山市行財政改革大綱は、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を目指し、行政システムの改革など、4つの目標に15の重点方針を掲げ、その具現化に向けた実

施計画の展開をいたしております。そうした中で、令和2年度から令和4年度までの前期実施計画における主な重点方針の成果を申し上げますと、まず目標1. 行政システムの改革では、重点方針、ICTを活用した市民サービスの提供といたしまして、課税業務等へのAI・RPA等の導入や保育士等の労働環境の改善につながるICTシステムの導入により業務の効率化を進めたほか、新図書館へのデジタル機器等の導入により蔵書管理の効率化とサービス向上を図りました。

また、目標2. 財政運営の強化では、重点方針、歳入確保の推進といたしまして、普通財産の貸付けや売却、スマホ収納等による納税環境の整備を進めたほか、本市の立地特性を生かして亀山・関テクノヒルズへの企業誘致を積極的に進め、新分譲地10区画が完売し、税収確保につなげました。

続いて、目標3. 既存概念からの脱却では、重点方針、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドといたしまして、福祉医療費助成事業の見直しを行うとともに、重点方針、新たな自治体間連携の検討におきましては、鈴鹿市とのはしご自動車の共同運用のほか、津市、鈴鹿市、亀山市の3市の消防本部での消防指令業務の共同運用に向け、消防通信指令事務協議会を設置し検討を進めました。

さらに、目標4. 市民総活躍によるまちづくりでは、重点方針、地域まちづくり協議会の運営支援といたしまして、地域まちづくり協議会と市の情報交流の仕組みとして情報共有システムを導入し、的確かつ迅速な情報共有を可能といたしました。

これらの取組も含めまして、前期実施計画では、重点方針の具現化を図る具体的取組が82項目ございましたが、各担当課におけます3年間の総括評価は、十分な成果が得られたとするものが36項目、まずまず成果が得られたとするものが32項目でございましたので、これらが取組全体の8割を超えることから一定の成果が得られたものと考えているところでございます。

#### ○議長（森 美和子君）

岡本議員。

#### ○14番（岡本公秀君登壇）

82項目のうち、A評価36、B評価32とおっしゃいますと68ですね。ということは、残りはあまり芳しくなかった、そういうこともあったと思うんですけども、そういうふうなあまり芳しくなかった取組項目はまだこれから先、力を入れてやっていただいたらよいかと思います。

それから2つ目に、前期実施計画は終了いたしました。後期実施計画というのが控えておるわけですが、後期実施計画へつないだのはどういう項目であるかお伺いしたい。その中にはもちろん前期からの引継ぎもあるし、新しく出てきたのもあると思うんですけど、それも含めてご説明をお願いいたします。

#### ○議長（森 美和子君）

笠井部長。

#### ○政策部長（笠井武洋君登壇）

第3次行財政改革大綱後期実施計画は、前期実施計画の総括等を踏まえ、目標達成に向け一層取組を推進していく必要があるものと考えております。そうした中で、前期実施計画の82項目の具体的取組のうち、取組の統合等の整理も含めまして、53項目を後期実施計画に継続いたしております。継続した主な具体的取組を申し上げますと、目標1. 行政システムの改革では、AI・RPA等の導入促進や人事評価制度の再構築、公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理などの取

組を、また目標2. 財政運営の強化では、普通財産の有効活用、売却や市税現年度の収納率の向上などの取組を、また目標3. 既成概念からの脱却では、総合防災情報システムの構築や消防指令業務の共同運用などの取組を、また目標4. 市民総活躍によるまちづくりでは、地域の担い手育成支援や協働によるまちづくりの推進などの取組を前期実施計画から継続して取り組むものとしております。

これらの具体的取組に加えまして、後期実施計画は、新たに行政手続のオンライン申請等の推進や電子入札の導入、企業版ふるさと納税の活用、事務事業点検制度の実施など、25項目の取組を新規追加いたしまして、合計78項目の具体的取組を推進することによりまして、行財政改革を一層進めてまいることとしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

後期実施計画へ53項目を引き継ぎ、それから新規として25項目を上げていただいて、これをまた後期実施計画で実現を図っていただくわけでございます。非常にいろいろな分野において、亀山市も行政改革とか財政の改革もやっていかなあかんわけですので、また後期実施計画に力を入れて実現を図っていただきたいと考えております。

次に、3番として、令和4年度の組織・機構改革の成果についてお伺いいたします。

令和4年度の組織・機構改革というのは、主に大きくなった部を分割するということが主立ったわけだったんですが、この組織・機構改革の成果について、まず目指した成果を上げることができたのかということに関してお伺いいたします。まず最初に、政策立案能力の向上について、そういうふうな実現性が図られたのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年度の組織・機構改革につきましては、それまでの課題でございました事務の効率化、市を取り巻く環境変化への対応、それと意思決定の迅速化を解消するため、組織改編や室及びグループの新設、部の分割というのもありましたが、行ったものでございます。その中で、議員ご質問の職員の政策立案能力の向上に関しましては、令和4年3月定例会でもご答弁申し上げましたが、平成30年度に実施した機構改革により、グループリーダーを配置することで管理職になる前に組織内で一定の役割を担い、研修の実施と併せて育成を図るとしたところでございます。

さらに、令和4年度の機構改革では、新たな行政課題に対応する組織を設置したことで、交通施策とか、そういったところでございますが、事業推進のための政策立案とか事業推進の機会を通じまして、職員の資質向上につながったものと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この政策立案能力というのは、どちらかというと若い職員から上へ上がってくる、そういったアイデアというものが案外斬新なものがあるんじゃないかなと思うんです。それで、こういうふ

うなグループリーダー、そのレベルの職員がもっと発想を磨いてキャリアを磨いていただくと、またいいんじゃないかと私は考えております。

次に、2つ目として、特定の行政目的の進捗について5つ伺います。これは順番に1つずつ伺いますので、1つずつ答弁をお願いいたしたいと思います。

まずアとして、リニアと地域公共交通について、行政目的がかなり実現したのかお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和4年度の組織・機構改革によりまして、それまで政策課で所管していた高速交通、リニアの推進でございますが、と産業振興課で所管をしていた地域公共交通を一元的に交通政策として現在の政策推進課交通政策グループにおいて所管することとなりました。これによりまして、交通政策分野における地域課題の解決に向け、専従的な体制の下で機動性を発揮させながら取組を進めることができるようになったと考えております。

令和4年度におきまして、リニア駅を生かしたまちづくりの可能性調査の取りまとめを実施いたしましたほか、JR在来線の利用促進や活性化に向けた三重県、沿線自治体、鉄道事業者から成る新たな組織への参画、さらにはコロナ禍で利用が伸び悩むコミュニティバスや一層の制度周知が必要な乗合タクシーの利用促進に向けた出前講座等の展開など、高速交通から身近な移動手段まで、今後の総合交通ネットワークを見据えながら、職員の専門性が高められる効果的な業務遂行が図られたものと考えております。

加えて、県等の交通政策関連部署との連携もより円滑に行える環境となりましたことから、引き続き、交通政策分野における喫緊の課題に対しまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

交通政策といっても、リニアというと本当にもう国策的なビッグビジネスですね。地域公共交通というと、地元でちょこちょこバスが、タクシーが走るようなイメージなんですけど、だからといって地域公共交通をおろそかにしていいわけじゃないですよ。リニアはリニアで国家レベルの話ですから、それに関与するというのも大切なことですが、やはり地元の足元というのもしっかりやっていたきたいと思いますよ。

次に、2つ目として、デジタルトランスフォーメーションと行革推進、これに関しての進捗をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和4年度の組織・機構改革におきまして、政策部にデジタル技術の利活用や行政情報システムの管理等に加え、行政改革の推進を所管するDX・行革推進室が新たに設置をされました。行政D

Xの推進につきましては、昨今のデジタル技術の加速度的な進展やポストコロナ時代におけるニューノーマルへの対応等を背景に、その必要性が一層高まっている中で、令和4年度はまだ課題対応の途上ではございますが、専任の室の設置によりまして、機動性を高めながら新たに亀山市行政DX推進計画を策定するなど、一定の成果があったものと考えているところでございます。

また、行政改革の推進につきましても、当該分野にデジタル技術の活用の視点を取り入れることによりまして、第3次行財政改革大綱の目的である市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を目指す上での要所となりますICTを活用した市民サービスの提供につきまして、後期実施計画の策定過程におきまして、関連する取組の拡充につなげることができたと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

デジタルトランスフォーメーション、DXと聞くと、分かったような分からんような面があるんですけども、こういうのもこれからどんどん行政に取り入れてやっていく必要があると思いますので、進捗をお願いいたしたいと思います。

次に、多文化共生ということに関してどういう状況であるのか、ご説明をいただきたい。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

多文化共生につきましては、令和4年度の組織・機構改革によりまして、まちづくり協働課から人権を所管する文化課へと移管いたしました。これに伴いまして、令和4年度の実績といたしましては、12言語に対応したタブレット端末や4者間電話を活用した外国人生活相談窓口を従来の市役所本庁1階に加え、関支所にも増設し、相談体制のさらなる充実を図ったところでありまして、対前年度比56件増の年間547件の相談に対応したところでございます。また、相談に加えまして、市ホームページの外国語サイトによる発信や多言語版広報紙「Kameyama News」の月1回の発行、またかめポケメールの配信等により、外国人住民にとって必要な生活情報の提供を行い、暮らしにおける不安の解消に努めたところでございます。

さらに、令和4年度は、外国人住民の日本語理解を深めるため、市民活動団体はじめのいっぽとの協働により、コロナ禍で十分に開催がかなわなかった日本語教室を年間23回開催し、300人もの外国人住民に参加いただいたところでございます。また、コロナ禍で2年間休止しておりました日本語ボランティア養成講座を再開し、外国人の日本語習得をサポートする人材育成にも取り組んだところでございます。

一方、外国人の雇用における課題など、地域で生活する外国人の様々な問題解決に向けて、市民活動団体や近隣市のNPOとの情報共有に努めつつ、関係機関への相談につなげたほか、国際交流団体との対話の機会を設けて、外国人支援団体育成や教育面、防災面など、今後の課題の共有にも取り組んだところでございます。今後も多文化共生社会の実現に向け、各種施策の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

外国人のいろいろなお世話をする団体というのはいろんな団体があつて、やっぱりそういうところが個別にやるんじゃなくて、そういうところをある程度ネットワークで結んでやっていただくというのが私は効果があるんじゃないかなと思うんですが、そういうふうなネットワークで結ぶという仕事を行政のほうでやっていただくと、またそれなりの効果があるんじゃないかなと思います。

次に、健康都市の推進についての進捗状況をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

令和4年度の組織・機構の改革におきまして、健康福祉部におきましては、健康都市政策の一層の推進を図るため、主にそれまでありました長寿健康課を再編し、スポーツを含めた健康政策課を新たに設置したところでございます。このことによりまして、健康都市政策推進に関することなどの担当部署が明確化されるとともに、健康都市政策に従事する職員が専従化されたことにより、これまで以上に健康都市政策の各施策を推進しやすい体制になったものと考えてございます。具体的には、令和4年度におきまして、先進事例の視察や新たに健康政策の研究を行うなど、令和5年度からの新規事業の実施に向けた諸準備を円滑に進めることができたところでございます。

こうした令和4年度における取組によりまして、今年1日からスタートをしましたアプリを活用した新たな健康マイレージアプリd e ウェルネス推進事業や10月に創設いたしますかめやま健康都市大学といった新しい取組の実現につなげることができたものと考えてございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

令和4年の1年間の努力の成果が今年10月7日の行事といたしますか、発足といたしますか、それに結びついたであろうと私は理解しております。

次に、最後に河川整備についてお伺いしたい。

亀山市には、鈴鹿川、安楽川という大きな河川が2本流れておるし、それに付随する中小の河川もあるわけですけど、この河川整備というのがなかなか一筋縄ではいかん話だと思ふんですけど、河川整備の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市内の河川につきましては、令和4年度の機構改革以前は、道路を管理いたします土木課の施設保全グループが道路と河川の維持管理を行っておりましたが、令和4年度の機構改革により、河川、水路、調整池などを総合的に管理する部署として土木課に河川流域グループが新設され、職員が3名配置されております。業務の概要といたしましては、河川、水路、調整池などの既存排水施設の機能を維持するための清掃や修繕、また台風や豪雨時のパトロールでの状況把握など、河川、水路、



調整池などに特化した業務を行っております。また、市内を流れる大きな河川のうち、国が管理する鈴鹿川や県が管理する椋川については、被害軽減に向けて流下能力を維持していくための土砂しゅんせつや護岸整備など、同盟会を通じて国や県に要望を行っております。

機構改革以前と比べますと、道路と河川の担当部署が分かれたことにより、河川の維持管理、改修などの予算確保や地域住民からの要望に対し、早期に現場確認や対応が可能となりました。これにより、日常の住民とのコミュニケーションがより図られるようになったと感じているところであります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

1つの部署が道路と河川と両方を持っていると、どちらが身近かということと大体道路のほうがいろんな話も多いし、市民生活にとっては非常に道路は身近であります。河川というのは、何か大きな雨でも降ってあふれるとか、そういうことのない限りはそれほど一般市民の注意を引かない面もあって、どうしても道路と河川両方を持つておると、河川が後回しになるという傾向があったわけですが、これからはそういうことのないように、やはり鈴鹿川も土砂をしゅんせつして流れをよくするとか、そういったこともやっていただいておりますので、これからも河川というのをおろそかにしないでやっていただきたいと思います。このことはこれで終わります。

次に、4番として、幼稚園と保育園の需給バランスが変動していると。これは、そもそもお金の問題も絡むわけですが、幼稚園、保育園の費用を国が無料にしたというのがそもそもの発端で、以前はお金のことをいいますと、幼稚園は早く終わるけれども安いんだと、保育園は長くまで見てくれるけれども保育料は結構高いというのがあったわけですが、これが一律に無料となってくるとちょっと話が変わってきまして、お母さんも保育園に行ってもらったほうが仕事がしやすいとか、そういうこともあって、保育園の需要のほうはどうしても増えてしまうんですね。そうなってくると、過去の体制では何かアンバランスが起きてくるわけですが、そういうことにまた令和4年度1年間かかってきちっと対応できたかということをお伺いいたします。人、物、金といいますか、そういうふうな配分ですね。重要なところへたくさん持っていかなあかんし、そういったことをきちっとやっていただいたかお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等における保育士や給食調理員など保育等に必要となる人員につきましては、入所児童数に応じまして、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び幼稚園設置基準等に基づいた適正な人員を配置しております。現在の市内公立幼稚園と保育所等の園児数の状況でございますが、令和元年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化がきっかけとなりまして保育のニーズがさらに増加し、公立幼稚園では利用者数の減少が加速しているところでございます。ただし、公立幼稚園のクラス数に変化はございませんので、国等の基準に応じた人員を配置しており、利用者数が減少したことによる配置人員の変化はございませんでした。

しかしながら、クラスの利用者数が過小規模となった場合には、幼児期に必要な集団での関わり

が十分確保できないことも考えられますことから、今後の園児の募集方法やクラス編成等に工夫が必要であるというふうに認識しております。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今、健康福祉部次長のほうから園児等の関係でご説明がございましたが、議員お尋ねの予算の配分とか、そういった正規職員の人員の配置とかに関しまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

幼稚園や保育所への正規職員のまず人員配置につきましては、これまでから健康福祉部から次年度の状況を見据えたヒアリング、これは子供たちの入園状況等でございますが、必要に応じまして職員の採用計画に反映しつつ、基準に応じて適正に配置をいたしております。

また、予算につきましては、各幼稚園及び保育所の保育等の状況に応じた担当部署からの要求に基づきまして、会計年度任用職員配置に伴う経費のほか、全体予算要求を踏まえて配分をいたしております。令和4年度につきましても、同様の過程を経た上で人員や予算等を配分いたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

人員、予算の配分は担当からの要望に応じてやっているということですが、今の幼稚園、保育園の在り方というのは、ちょっと将来手を入れやなあかんということもあるかもしれませんね。行政改革というのは、これでもう終わりなんだということではなくて、やはり何年もというか、ずっともう永久に行財政改革は続けやなあかんようなことなんですよね。これで終わりです、もうみんなやりました、一丁上がりということはないから。そういうことも考えて、行財政改革を続けていただきたいと思います。

議案第45号はこれにて質疑を終了いたします。

次に、議案第50号の亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、この議案について質疑を行います。

まず、農業集落排水事業が昔は特別会計だったんですが、令和4年から地方公営企業会計へ移行したんですよね。農業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受けるようになったわけですけど、特別会計から、これに関してスムーズな移行ができたのか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

農業集落排水事業の企業会計への移行につきましては、本市では先行して、公共下水道事業が平成27年度に特別会計から企業会計へ移行しております。この業務経験を生かした上で、的確かつ円滑に移行することができたと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

平成27年に公共下水道が、当時はこれも特別会計だったんですが、これが企業会計に移行して、そのときの経験に基づいて、特に問題はなかったということですね。

まず最初に、次に伺うのは、農業集落排水事業の企業債、借入金ですね、それとか未払い金、そういったものがあるわけですが、それが公営企業会計と一緒にすることによって、そちらへ移行した結果、前からの財務にどのぐらいの影響があったかということをお伺いいたします。これは、こういうふうな企業債や未払い金といった類のお金に移行した結果、流動負債というのが増えていると思うんですね。それに関して、特に何かまずいことがあるか、そういったことがなかったのか、お伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

農業集落排水事業と公共下水道事業を統合し、本市の下水道事業が1つの会計として事業運営をいたしたところでございます。令和4年度は、令和3年度の公共下水道のみの事業費と比べ、収益的支出は約5億4,000万円、資本的支出は約2億5,000万円の増となったところであり、事業規模が増大したところでございます。そのような中、農業集落排水事業の企業債や未払い金の影響についてでございますが、財政比率のうち流動資産と流動負債を比較することによって、短期的な債務に対する支払能力を示す流動比率は、当年度は127.49%で、前年度に比べ24.11ポイント低下いたしました。これは、流動資産の現金預金が増加しているものの、流動負債の農業集落排水事業分の企業債や未払い金が増加したことの影響であると考えております。今後、理想とされております200%以上に近づけられるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、その他の自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率は、望ましいとされる50%以上及び100%以下を維持しており、経営指標については、経営の健全性を示す公共下水道事業の経常収支比率が105.85%、農業集落排水事業の経常収支比率が103.15%であり、ともに望ましいとされる100%を上回っております。このことから、現在下水道事業として経営の健全性は保たれているものと考えているところであり、今後も農業集落排水事業も含め、施設の長寿命化対策や適切な維持管理に取り組み、健全な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

農業集落排水の企業債とか未払い金に移行して、その結果流動負債が増えても、流動資産が結構それ以上にあるから支払いに困るということはないわけですね。

それで、農業集落排水事業が公共下水道へ移行して、ただ一緒になっただけでは意味ないから、経営が一層合理的にできるかということをお伺いしたいんですね。例えば汚水処理の原価というのがあるわけですが、農業集落排水は規模が小さいのが幾つかあるからこの原価が高いんですね、485円と出ています、農業集落排水はね。公共下水道の汚水処理原価が230円となって倍ぐらい違うわけですが、規模が違うと言えばそのとおりなんです、こういうふうな農業集落排水なんかの汚水処理原価の高いのを少しでも下げるとかいうようなことは可能かどうかお伺いしたい。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

汚水処理原価につきましては、議員ご指摘いただきましたとおり、1立方メートル当たりの処理原価といたしまして、公共下水道事業が230.8円、農業集落排水事業は485.5円であり、農業集落排水事業のほうが高くなっているところでございます。これは、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、農業集落排水事業地区では、市内14地区の処理場で個別に処理するのに対し、公共下水道事業では四日市市楠町にあります流域下水道南部浄化センターで、亀山市、鈴鹿市、四日市市の一部の汚水を一括で処理していることから、公共下水道事業のほうが効率的、経済的に処理を行っているためであります。

農業集落排水事業の汚水処理原価の縮小についてでございますが、農業集落排水事業の経済性を考慮し、施設の維持管理等の軽減を図るため、令和元年度に策定いたしました最適整備構想におきましては、3地区を農業集落排水事業から公共下水道事業へ移行するほか、処理場の統合を行うことで段階的に農業集落排水事業全体の経費の縮減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

農業集落排水事業債の償還基金というのがあるわけですね、借りたお金の償還基金。これが8,131万円あったわけですが、これはどのように処分されたのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

農業集落排水事業債償還基金につきましては、令和3年度末残高が8,130万5,194円でありました。令和4年度から農業集落排水事業が企業会計化したことに伴い、下水道事業会計に繰り入れましたことから、基金運用調書から削除いたしましたところでございます。今後下水道事業会計で取崩しや積立てを行い、引き続き運用を行っていくものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

昔は、亀山市に下水というのがなかったんですけど、だけど下水というのは、生活排水による環境汚染というものが非常に深刻な問題なんですけれども、これを防ぎ、市民生活を支える非常に重要な社会的インフラ、都市基盤であるから、健全な事業運営をこれから続けるように取り組んでいただきたいと思います。

議案第50号はこれにて終わります。

次に、議案第51号亀山市病院事業会計決算の認定についてに関して議案質疑を行わせていただきます。

令和4年度は、コロナの第7波というのが来て、その対応に当たって、非常に医療センターには

感染防止に貢献をしていただいたことでもあります。そこで、令和4年度の会計を見ますと、令和4年度には収支の改善がかなり図られておるんですけど、その大きな要因は何かお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

議員がおっしゃられました収支の改善の大きな要因でございますけれども、令和4年度亀山市病院事業会計の決算につきましては、収益的収入及び支出におきまして、総事業収益は17億8,264万3,453円、総事業費用、特別損失を含めまして16億4,185万7,552円となり、平成16年度以来、18年ぶりに当該年度純利益1億4,078万5,901円を計上し、収支の改善を図ることができたものでございます。その内訳で申しますと、医業収支につきましては2億3,689万1,947円の損失を、医業外収支につきましては3億9,227万9,930円の利益を計上したところであります。また、訪問看護ステーション事業につきましては、事業損失が1,262万7,548円となる計算となったところであります。

まず、医業収支につきましては、令和3年度末に内科常勤医師1名、整形外科常勤医師1名が退職し、整形外科に至っては常勤医師が不在となり、手術及び入院受入れの中止、また外来診療においても縮小を余儀なくされたことから、医業収益が大幅に減少いたしました。一方、そのような厳しい状況の中におきましても、医療センターは地域医療を担う公立病院として、前年度に引き続き亀山地域外来・検査センターの運営や新型コロナウイルスワクチン接種の実施に加え、議員おっしゃられたように、8月の第7波による陽性患者の増加に伴い、県からの強い要請もあり、重点医療機関として感染者の受入れのための確保病床を拡充するなど、積極的に感染拡大防止対策に取り組んでまいりました。その結果、医業収益は減少したものの、医業外収益につきましては、県からの補助金約3億3,000万円を確保するなど、大きく増加したことなどにより当該年度純利益を計上したところでございます。

また、今回黒字化した大きな要因である県からの補助金につきましては、会計上のルールから医業外収益として取り扱われておりますが、これにつきましては、医療センターの医師をはじめ、看護職員、医療技術職員、事務職員が一丸となり、新型コロナウイルス感染症対策に積極に取り組んだ結果であることから、地域医療の中核を担う公立病院の役割の視点から見ても、医業収益に値するものと私は考えているところでございます。本当にこの令和4年度は、職員が一丸となり努力してくれた結果、18年ぶりに黒字決算を出すことができたものと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

収支決算書を読んで、医業外収益とか書いてあると、ただ天から金が降ってきたような感じはせんこともないんですよ、補助金をいただいた。だけど、これは、あくまで税務上というか会計上にそういう扱いであって、これがどういうわけでこのお金をいただいたかという、コロナ対応に一生懸命努力をしていただいた結果、こういうふうなことになったわけで、医業外とはいいいながらも、実質医業収入みたいなもんなんですよ。私らはそういうふうを受け取っていきます。

それで、今年は、珍しく1億4,000万円の純利益が上がったわけですけど、未処理欠損金と

いうのがあるんですね、ずっと昔からの。それが合計1億4,300万円となっておりますが、これはあくまで未処理欠損金で別に処理がされていないんですけど、これをどういうふうに対応するのか、これから、ちょっとお伺いしたい。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

まず、純利益と未処理欠損金の少し関係性に触れながら説明させていただきたいと思います。

純利益につきましては、当該年度、単年度の収支によるものでございまして、令和4年度決算におきましては、先ほど地域医療統括官のほうから答弁がありましたように、収益が費用を上回りましたことから純利益を計上することができました。その一方で、令和3年度までの純損失の累積である前年度繰越欠損金、いわゆる累積赤字になるわけですが、これが1億2,388万2,974円ありましたことから、これから当年度純利益を差し引いた結果、先ほど議員が申されました当年度未処理欠損金が1億4,309万7,073円となったものでございます。これにつきましては、地方公営企業法におきまして、当年度の事業において利益が発生いたしましても、前年度繰越欠損金がある場合には、その利益で繰越欠損金を埋めなければならないとされているものでございます。

なお、この欠損金の意味合いといましようか実質的な整理といたしましては、開院からの損失額の累計額でこれまでの経営状況を表しているものでございまして、未払い金などの負債額を表したものではありません。また、この欠損金の計上は資金繰りなどの状況を表すものではないため、医療センターの運営に直接影響を及ぼしていくというものではないものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

未処理欠損金が1億4,000万ちょっとあるんですが、医療センターの経営に、例えばこれがあるから薬品代が払えやんとか、そんなことはないということは了解しましたので、前を向いて事業を進めていただきたいと思います。

最後に、訪問看護ステーション事業におきまして、1,260万円の損失が出ておるわけですが、この主な原因とか、これを少しでも圧縮する方法とか、そういうことに関してお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

訪問看護ステーション事業につきましては、平成30年度から実施しておりまして、特にこの間、令和2年度以降は1,000万以上の損失が続いておるといような状況がございまして、この要因につきましては、訪問看護は院内での療養とは異なりまして、利用者のご自宅へ出向いて看護をいたしますことから処置が制限され、それに伴う診療単価が頭打ちとなることや看護師1人が1日に訪問できる件数にもおのずと限界がありますことから、収入を増やしていくというのはなかなか容易でないところがございまして、

また一方で、費用の面におきましても、その大部分を占めますのは給与費でございまして、現在

は所長を含め看護師3名体制でございますが、業務の性質やサービスの質を確保する上では、ある程度の経験とスキルのある職員を配置する必要がありますことから、どうしても給与費が高くなる傾向がございます。こうしたことから費用の削減も難しいこともあり、このようなことが赤字の原因であるというふうに認識しております。

それから、こういったことを踏まえた改善の方向性といいたいまいしょうか、私どもが考えますのは、先ほど申しましたようなことから、現時点で直ちに利益を上げていくということは非常に困難であろうと思っております。ある程度の損失計上はやむを得ないものと考えているところではございません。しかしながら、訪問看護ステーション事業は、亀山市の地域の地域包括ケアシステムの充実につながる重要な事業でありますことから、訪問看護を行える看護師の養成でありますとか人員体制の見直しなどにより収支の改善に努めて、地域医療の中核を担う公立病院としての責務を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

私も医療センターにかかっておるんですけど、よく医療センターに行くと、ほかの患者さんからよう言われるんですよ、医療センターをやめやんといてくれんかと。別に僕がやめるとかやめやんとか、そんなことができるわけないんやけれども、よう言われるんですわ。非常に私たち医療センターのおかげで助かっておるから、簡単にやめてもらったら困るよということをよう言われるんですよ。そういうことですので、亀山医療センターは市民にとって非常に大切な病院であり、今後も持続するように努力をしていただきたいと思います。

以上で私の代表質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時58分 休憩）

---

（午前11時07分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。代表質疑をさせていただきます。

議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてを質疑させていただきます。

2番目の代表質疑ということで、決算の認定に関して何らかの総括的な質疑を用意しなければいけないと思ひまして、3つほど用意をさせていただきました。決算の数値、あるいは比率等につきましては、この後、歳入についての質疑で少しやらせていただいて、残りは予算決算委員会、または他の議員の皆さんの質疑の中で検証をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず令和4年度という年を振り返ってみたいと思ひます。何といたっても長引くコロナの影響を非

常に強く受けた、ひょっとしたら最後の年かなというようにも思います。コロナに感染された方への対応、あるいはワクチン接種の対応、あるいはその体制とか、あるいは経済、生活への支援、感染予防、拡大への対策とか、とにかく振り回された1年という実感がございます。それから、あわせて、そんな中で、2022年の2月24日ですか、ウクライナ戦争が勃発をしました。そんなことを受けて、エネルギー、あるいは物価等の高騰を受け始めた、そんな年、コロナに追い打ちをかけたように社会経済がますます不確実な状況に入ったというような年であったかと思えます。市政にあっては、10月には図書館を含む駅前整備の核となる第2ブロックの完成を見、翌年1月には新図書館が開館と。亀山の新たな風景が生まれた年であったように思います。

そこで、令和4年度を改進黨の年と位置づけ、その予算をしなやか改進黨と命名したと。令和4年度の決算時を迎え、しなやか改進黨の視点から決算の総括をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度当初予算につきましては、コロナ禍の早期回復など、環境変化に適応し、乗り越えていく強靱さを求めて、より一層しなやかな挑戦を進めるため、しなやか改進黨といたしたところでございます。令和4年度の決算といたしましては、歳出におきましては、保育所、幼稚園等におけるICT化の推進や小学校への統合型支援システムの導入など、DXの推進に取り組むとともに、保育所増築事業や事業の最終年度となりました亀山駅周辺整備事業や新図書館整備事業を実施いたしましたところでございます。また、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを取りまとめ、ワクチン接種体制の充実を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム付商品券事業の展開ですとか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民、事業者への支援を実施いたしましたところでございます。

この令和4年度の予算におきまして、しなやかに迅速な予算執行に努めたものとしたしましては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の支援を主な3本柱に取りまとめまして、住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給に係る経費につきましては、補正予算を専決処分して迅速に対応しましたところでございます。

このほか、地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券事業やエネルギー価格の高騰等における影響を受けた市民、事業者への支援など、ほかの事業につきましても補正予算で迅速に対応し、定例会における先議をお願いしたり、臨時会での提案をすることで迅速に対応し、速やかな支援の実施に努めたところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

環境変化に対して対応する、それもなおかつ迅速に対応できたと。特にしなやかに対応できたのはコロナパッケージ中心ですね、あるいはそれも入っていますけれども、プレミアム商品券、令和



4年はバージョン2ですか、エネルギー対応ということで、そういうことを聞かせていただきました。質疑ですので、自分の意見は言ったらあかんですけれども、確かに議会としても総合パッケージに対して、今も報告がありましたけど、先議があり、専決があり、あるいは臨時会での議決があり、議会としてもしなやかとかどうか知りませんが、ばたばた対応させてもらったと。一定の毅然とした対応をさせていただいたという思いがしております。願わくは、そういうしなやか改進黨を執行した中でどんな成果が上がったかという視点を総括に入れていただきたいなという思いを予算決算委員会の中で質疑をさせていただきます。この項はこれで終わります。

次に、非常にこれも概念的な質疑になりますが、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定が3か月遅延した影響についてという題目で質疑をします。

言うまでもなく令和4年度に入り、総合計画の後期基本計画が、コロナウイルスの世界的な拡大、あるいはSDGsの進展とか、非常に取り巻く環境が変わった中で、後期基本計画の策定を6月まで延ばし、言わば予算的には2段階の予算編成、あるいは執行となったと。前段では、前期から継続して実施する主要事業に係る投資的な経費や標準事業の事業経費を軸に予算編成をし、後段では、新たに取り入れた主要事業等の中で予算編成を組んだということでございます。私自身どんな変化があるかなということも調べて考えたんですけど、あまり見つからなかったんです。

しかし、これは、議員としてここをしっかりと押さえて、質問としてやるべきだし、押さえておかなければいけない、あるいは記録に残さないといけないという思いで質疑をします。表題どおり、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定が3か月遅延した影響について答弁をよろしくお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、平成29年の第2次総合計画策定時には想定できなかった急激な外部環境の変化による総合計画への影響について対応するため、議員ご指摘のとおりでございますが、後期基本計画の策定は当初計画から3か月延伸せざるを得なくなりました。これによる影響について検証いたしますと、必然的に後期基本計画実施計画の策定期間も延伸せざるを得ないこととなりましたが、実施計画の大半を占める前期基本計画期間から継続的に実施しようとする主要事業が75事業ございましたが、これらにつきましては、令和4年度当初予算で予算編成をすることができましたので、令和4年4月の組織・機構改革の実施に合わせて、おおむね取組に着手していくことができていたものと考えております。一方で、後期基本計画と整合を図る必要がある第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略など、一部の分野別計画の策定期間には影響が生じたものと考えております。

そうした中で、令和4年6月の後期基本計画策定後は、3か月の遅れを取り戻すべく、令和4年度の行政経営の重点方針でもございます改進黨の年としての後期基本計画のスタートダッシュに鋭意努めてまいりましたので、総じて後期基本計画の策定の遅れに伴います事業等の大幅な遅れは生じなかったものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

### ○13番（鈴木達夫君登壇）

総じて影響はなかった、その中でまち・ひと・しごと創生総合戦略については遅れたと。これは当たり前のことで、創生総合戦略の計画の体系というのがもう全て基本計画から、総合計画から回っているという実態を見れば当然のことかなということで、ここでも様々な意見がございますが、確認だけさせていただきました。総じてあまり影響はなかったということを確認させていただきます。

それでは、歳入について入ります。3番目ですね。

市税収入が令和3年と比較して約1億5,000万増加した要因についてという質疑でございます。

自主財源の根幹をなす市税、4税ありますね。これを10年ぐらいの単位で見ますと、例えば個人市民税は平成27年より25億、26億と非常に安定をして、令和4年の決算ですとこれが27億となったと。それから法人市民税については、平成25年から27年には9億ぐらいあったものが、ここ二、三年は6億をもう切ってきたと。令和4年はこれがちょっと増えて、6億6,000万に戻ってきてくれたと。それから、3番目の固定資産税は、平成25年には66億7,000万もあったものが、その後ずっと60億を切って、もう令和に入ったら55億円程度にとどまっているんです。4税のうちの最後の都市計画税は、ここ10年、7億5,000万、ほぼ一律ということでございます。

そこで、表題のとおり質問をします。市税収入が令和3年度と比較して、約1億5,000万増加した要因について答弁を求めます。

### ○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年度の市税の収入状況につきましては、収入済額は101億4,385万円で、令和3年度収入済額より1.5%、1億5,049万円の増収となっております。増収の主な要因といたしましては、個人市民税で1.6%、4,304万円、法人市民税で10.7%、6,346万円、固定資産税で0.1%、372万円、軽自動車税の種別割で3.3%、558万円、環境性能割で64.3%、471万円、それと市たばこ税で5.4%、1,831万円、それぞれ増収となっております。

これら増収となった税目別の特徴でございますが、まず個人市民税につきましては、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加により納税義務者数が増加、前年比205人でございますが、となりまして、またコロナ禍からの回復によりまして1人当たりの平均給与収入金額が増加、前年比プラス5万8,000円でございますが、したことからこれが増収につながったものと考えております。

また、法人市民税につきましては、個人市民税同様、コロナ禍からの回復により、電気・機械・器具等製造販売業で約6,900万円、加工油製造販売業で約2,300万円、機械製造業で約1,900万円、それぞれ前年度と比較して増収となったものでございます。

次に、固定資産税につきましては、家屋につきましては、令和4年度課税分における新增築家屋の棟数の減少にもかかわらず、令和3年度課税のみ実施となった新型コロナウイルス感染症等に係る

中小事業者等の事業用家屋に対する固定資産税の課税標準の特例措置、これが約6,500万円分がございましたが、それが終了したことから9,277万円の増収となりました。償却資産におきましては、新規設備投資はあるものの、それより資産の除却や減価が大きかったことなどによりまして、3,795万円の減収となっております。しかしながら、先ほど申し上げました家屋の増収分が大きかったことから、固定資産税全体といたしましては増収となったものでございます。

また、軽自動車税の種別割及び環境性能割につきましては、4輪乗用の自家用におきまして、燃費でありますとか、安全性能の向上から、普通車から乗換え需要が継続しておりまして、市たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う販売本数の増加により増収となったものでございます。以上が市税の増収の主な要因でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

前段ちょっと観念的な質問をした中で、今の答弁、非常に生活感のある答弁という感じをさせていただいたが、確認を。個人市民税、再雇用により納税義務者が増したんだ、それからコロナの回復によって平均給与が上がってきた、法人市民税も業種業態まで示していただいて、回復基調で業績も上がってきたと。それと、固定資産税は、家屋の3年度分新築、4年度の対象ですね。家屋の件数は減ったが、3年度は特別措置があったけれども、なくなったからその分だけ上がったんだということです。それから償却資産については、新規の設備投資があるものの、それよりも資産の除却とか、あるいは減額とか、これが大きかったから減ったんだということです。

固定資産のうちの家屋について、もう一度確認をさせてください。私、特に北東部を中心に最近新築家屋が非常に目立つというか、今もその勢いはあるようにも感じるんです。ここ10年、資料なんかを見ますと、年に280棟から300棟くらいそういう新築が見られていると思うんですけど、令和4年度の課税分では新築が減ったが、勢いは止まるのかな。言ってみれば、つまり令和4年度の新築の着工数が分かたら教えていただきたいと思います。通告はしてあると思う。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市内の新增築家屋につきましては、ご紹介いただきましたように、毎年年間約300棟で推移をしております。しかし、令和3年中の新增築は、これは令和4年度課税分でございますが、コロナ禍の影響による部材調達難や工期の遅れから、前年比で77棟減の230棟に減少しましたが、令和4年中の新增築、これは本年度、令和5年度課税分でございますが、その遅延分が完成ということであったことによりまして、359棟に増加したものでございます。ですので、3年中の新增築の減少分については、令和4年にその分が増えたといった状況でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

令和3年は令和4年の課税対象が230件にとどまったが、これは部材調達とか、あるいは工期の遅れで、その遅延分をカバーした中で、令和4年は359あったという。これから部材の高騰、

人件費の高騰、エネルギーの高騰、どういうふうに影響が出てくるか大変心配ですが、家屋については、今後一定の期待は持てるのかなという思いをさせていただきました。

次に、産業振興奨励制度の効果という質疑を用意しました。

先ほどの固定資産税の収入のところでも触れたように、固定資産税の収入が伸びていない。まさしく中核をなす、特に企業の設備投資等の償却資産の除却や減額というものもあるもののあまり伸びていない。一方、産業振興奨励金は、平成28年から令和1年頃まで4,500万からずっと毎年5,000万ぐらい支払いをしています。それから、令和3年が三千八百何十万かな、それから令和4年も4,000万の支払いがあります。

一方、令和4年の行財政改革大綱の評価、先ほど岡本議員の答弁にもありましたが、企業立地の推進においては、新分譲地10区画の全てが完売し、立地企業からの新たな税収の確保や地域経済の活性化に寄与したという報告があるんです。それで、償却資産に係る税収は22億がずっと続いたんですけども、令和4年には、これを調べると21億を切っているんですね。だから、市の大きな産業振興奨励制度が税収とどのように連結をしているのかと、あるいはこれからしていくのかという視点で質問をしたいんですけども、ずばり令和4年度の決算の報告では、新分譲地10区画が完売したというが、税収にどう反映したのか、あるいはこれからしていくのかということをお答え願います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

民間産業団地亀山・関テクノヒルズのうち、平成30年3月に完成いたしました新分譲地10区画につきましては、竣工後僅か4年での早期完売となり、現在操業、または着工を開始している事業者数は、エア・ウォーター関連会社2社を含め7社となっております。これら7社の誘致が税収にどう反映しているかということでございますが、まず令和2年度に創業いたしました富士発條株式会社、山川運輸株式会社の2社につきましては、既に税収に反映されております。また、昨年度に亀山液酸株式会社、本年度に西日本エア・ウォーター物流株式会社、株式会社エクセディの合わせて3社が操業を開始しております。

さらに、令和6年度には、株式会社キンレイ、株式会社よしみねの2社が創業を予定しておりますので、これらの事業者につきましても、順次今後の税収に反映されるものと見込んでおります。また、企業誘致に伴いまして、市内雇用や本市への移住などの効果もございますので、固定資産税の増収とともに、個人市民税や法人市民税の増収にもつながっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

10区画のうち、既に2社は税収に反映している。それから3社が操業を開始し、来年2社も創業するんですね。あとの3区画はまだ今のところ未定ということですね。だからおいおい税収につながる。あわせて、最後のほうに、雇用や移住にもつながるから、固定資産税とか個人の市民税、法人市民税にも期待できると。私はこういう企業立地が進んで、非常に楽しみの中で、各税目の中で、いつ、幾らというところであれですけど、どんなボリュームで、相手先もありますが、反映していく

のかというのを楽しみにさせていただきたいと思います。ここは終わります。

次に、令和4年度主要事業評価シートについてのうち、都市づくり戦略推進事業について質疑をしますが、少々お待ちください。

令和4年度の施政及び予算編成方針の中では、3つのエリアプランについて策定を具体的に進めるという書き込みの中で、改めてこのシートを眺めた中で、実態としてはあまり進んでいないというような状況なのかなという感じがします。そこで、まず令和4年度のエリアプラン、いわゆる都市づくり戦略推進事業についての実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市づくり戦略推進事業のうち、都市マスタープランに位置づけておりますエリアプランの検討、策定につきましては、都市マスタープランにおける都市づくり戦略方針に示した亀山駅周辺地域、関宿周辺地域、井田川住宅団地地域の3つの地域で令和5年度まで計画の策定や検討、組織づくり、地域の意見把握等を目指して進めているところであります。このうち、関宿周辺地域及び井田川住宅団地地域の2地域につきましては、令和3年度より地域住民との組織づくりに向けた協議や住民意見の把握を行っており、令和4年度につきましても、この2地域において地域住民の方との協議を進めているところであります。

各地域における個別の取組といたしましては、関宿周辺地域につきましては、本事業において都市計画道路木崎新所線の見直しについての都市計画決定を行うとともに、本地区の実現目標であるまちづくり観光の推進に向けた地域住民との協議を進める資料作成等を行ったところであります。

次に、井田川住宅団地地域につきましては、本地区の実現目標である多世代循環コミュニティの形成を進めるため、住民アンケート調査結果の検証や今後の進め方について地域自治会役員の方々との協議を行うとともに、住宅団地の再生の取組を行っている民間事業者への聞き取り調査を実施したところであります。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

このシートを眺めますと、令和4年度、エリアプランの検討ということで井田川と関と書いてあるんですね。それで、今前段に紹介をしました令和4年度施政及び予算編成方針によれば、エリアプランの策定を行い、都市マスタープランにおける戦略方針を具体的に推進していきます。これはもうエリアプランが令和4年度には関と井田川がもうできるというような書き込みなのかなという思い。それから、令和5年に入って、亀山中央、図書館を中心としたこの亀山駅ができたという中で、どうスピーディーに反映していくのかと非常に楽しみにしていたんですけども、なかなか見えてこない。

そんな中で、私ももう一度都市マスタープランを眺めてみたんです。そうしますと、都市マスタープランとここの書き込みには若干のそごではありませんが、少し見いだしました。そこで、都市マスタープランにおいて3地区のエリアプランの策定を進めるための実施方針をいま一度示していただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市マスタープランにおける3地域のエリアプランに基づくまちづくりの実施方針につきましては、実現目標に加え、まちづくりのプロセスとして、令和5年度までの前期と令和6年度から令和9年度までの後期に分け示しております。亀山駅周辺地域につきましては、実現目標を回遊性の高い複合都市機能集積地の形成としており、前期には市街地再開発事業の実施や検討組織づくり、エリアプランに基づくまちづくりガイドの策定などを実施することとしており、後期では、まちづくりガイドラインに基づく施策の実施を進めることとしております。

次に、関宿周辺地域につきましては、実現目標を来訪者満足度と居住者満足度を高めるまちづくり観光の推進としており、前期には都市計画道路見直しに伴う代替道路の検討や空き家利活用制度の検討組織づくり、亀山版DMOの組織化を行うこととしており、後期では空き家利活用制度の具現化や生活道路整備の検討、推進を行うこととしております。

最後に、井田川住宅団地地域につきましては、実現目標を新たな市街地としての再生により多世代循環コミュニティの形成としており、前期において再生を実現しない場合の住宅地の将来像の予測や地域意見の把握を行うこととしており、後期では取組体制の構築や再生計画の作成を行うこととしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

令和5年までを前期、それから6年から9年までを後期と位置づけをし、令和5年までにガイドラインの基となるエリアプランの策定はすると。いわゆる後期、6年からはガイドラインに基づいての取組体制やら再生計画、施策の実施をしていくという答弁かと思いますが、いずれにしろあくまでも5年度までにこの3つの地区のエリアプランは策定するんですね。ガイドラインの基となるエリアプラン、亀山中央も含めて、これをやるんですね、今の段階で。それでしたら、もう本当に策定の期間が迫っている、エリアプラン策定を進めている中で、課題とか今後の展開についてどう考えているかお示しをいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

関宿周辺地域につきましては、これまで地域まちづくり協議会を中心に協議を行ってまいりましたが、当地域には関係団体等も多く、また亀山版DMO等の新たな団体も組織化されたところであり、地域が一体となった取組を進めるためには、改めて組織体制を整理する必要があると考えております。今後は、地域住民やそれら各種団体等を連携した新たな組織づくりや組織間の連携について協議を実施することで、効果的な実施計画や取組を進めるための組織体制を検討していく予定とされているところでもあります。

次に、井田川住宅団地地域につきましては、一部の住宅地において民間の不動産事業者による住宅の建て替えや医療施設の設置等が進められている状況であります。このような状況から、地域課

題としている空き家、空き地の増加についての状況が予測よりも短期的に好転している状況であります。

なお、検討において中心となっている地域自治会の役員改選等もあり、地域の方との合意形成には時間を要している状況であります。

一方、団地再生につきましては、長期的な視点での課題であります。将来にとって対策を行うことは地域において必要なことと考えております。今後も地域の方々の課題の共有、合意形成を十分に図っていきたいと考えていることから、検討組織づくりについて再検討するとともに、合意形成の方法についても地域の実情に合ったものを模索し、実施計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、亀山駅周辺地域におきましては、本市の中心市街地であり、様々な土地利用が可能であることから、これらの土地利用の動向を注視しつつ、適切な土地利用の方向性を整理していく必要があると考えております。今後は、地域や商業者の皆様のご意見を伺いながら、早期にまちづくりガイドラインの策定が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

本当に課題の多い中で、本当にエリアプランはできるのかな。閑宿に至っては、まち協のほかにも多くの関係団体がある、いわゆる組織検討体制の構築、再検討が必要だと。井田川地区によっては、当初立地適正化計画、あるいは都市マスの中にうたってあった商店が真ん中にないと、あるいは医者がいないよというものがある。実際にはもう民間によってもう環境が変わってきたという中で、それから、亀山中央によっても様々な方、商業者と相談、そんな中で果たしてできるのかなという、これはもう一般質問になっちゃうからあれなんですけれども、令和4年度の決算の中で、事業展開がどうなったのかなと見る中では、この事業をより着実に、あるいは慎重にかかるべきではないかという意見もあるということだけ伝えさせていただきます。

それでは最後の質疑に入ります。

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績報告書についてという項を設けたんですけれども、まず2つばかり確認をさせてください。

国がいう地域再生計画と亀山市でいう亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これはイコールと捉えていいんですかということが1つ目。それから、この総合戦略は、人口減少に関しての施策の推進に係る計画である、特化したものであるというような捉え方でいいのか質疑したいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地方創生の取組につきましては、地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法と個別地域における地方公共団体の自主的、自律的な取組に対する具体的な支援措置を提供する地域再生法の2つの法律を両輪としてその推進を図っていく仕組みとなっております。そのため、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定をいたします地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地

域の実情を踏まえた地方創生の施策を定め、その戦略に基づく施策を具体的に展開するに当たって、国の支援措置メニューに掲げられた支援措置を受けようとする際に、必要に応じて作成をし、国の認定を受けるものが地域再生計画でございますので、両者は、施策の方向等で整合が図られた関連性のある計画でございます。

また、第2期まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な人口集中を是正し、活力ある日本社会を維持していくためのまち・ひと・しごと創生の施策を総合的かつ計画的に実施することを目的といたしますまち・ひと・しごと創生法に基づいて策定する地方版の総合戦略でございますので、人口減少対策を踏まえた地方創生の関連施策を位置づけた計画でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

さっぱり分からないですけれども、別の法律であるということですね。亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づけたものが、例えば国の補助制度等に見合うかどうかというものは、地域再生計画との整合の中で見つけ出していくというぐらいのかなという、ちょっと分かりにくい。総務委員会で聞いたら、ほぼイコールと考えてもいいというような答弁もいただいたことがあります。それから、難しい話ですけれども、この総合戦略の趣旨といいますか、これは人口減対策に係る施策の推進に係る計画とほぼ捉えてもいいのかなというふうに思います。

そこで、今回評価検証については、1番目に主な取組の実績、それから数値目標の施策の重要業績評価指標（KPI）の達成状況をチェックする。それから、これらに基づき、反省点や課題及び今後の方向性を整理すると。最後に、また産学官金労で構成する亀山市地方創生会議を設置し、総合的、専門的な見地から課題の改善を図っていますが、頂いた資料の中には、課題の改善に関しての創生会議の意見が反映されていない、シートの中に書き込みがない。これはこれでよろしいんでしょうか、ちょっと確認させてください。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証につきましては、先月22日に産業界、教育機関、金融機関、メディアなど、いわゆる産学官金労言の有識者や住民代表の参画により亀山市地方創生会議を開催いたしまして、令和4年度の取組に対して様々な分野からの見識等に基づいたご意見をいただいたところでございます。この地方創生会議のご意見につきましては、庁内における総合戦略の推進等のための亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部での評価検証結果と合わせまして、評価検証報告書として取りまとめたところでございまして、近くホームページにおいて公表することといたしております。

なお、議会へ提出をいたしております第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書につきましては、統一様式の下で令和4年度の分野別計画の実績をお示ししたものでございます。

○議長（森 美和子君）



鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今回、私質疑させていただいたのは、基本目標に係る事業の検証ではなくて、令和4年度の亀山市の人口動態について確認をしたく質問をさせていただきます。何といっても人口というのは、地方自治体のもう基礎体力の本当の基、極めて重要な視点と思い、質疑をさせていただきます。

今、亀山市の人口はどうだということになりますと、全国的に東京を中心に、そういう都市部を除いた地方都市にあっては、少子高齢化が進んで人口減、もう過疎化の波は止められないんだと。そんな中であっても、亀山市は自然減を転入超過という社会増で一定の補いをしていると。他市町と比較すれば、著しい人口減は見られない。それが我々の受け取っている亀山市の人口に関する見解であると思います。そういう認識でいいのかということで順次質疑をします。まず令和4年度の総人口、総世帯数を教えてください。また、その数字は、前年、あるいはここ7年、どのように変化しているか、推移しているかを教えてくださいたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和5年4月1日におけます本市の総人口は4万9,292人、世帯数は2万2,223世帯でございます。各年4月1日現在の総人口の推移を見ますと、本市の総人口は、平成28年以降おおむね横ばいで推移をいたしておりますが、近年は減少幅の拡大が見られるところでございます。しかしながら、国、あるいは県、本市のピーク時の人口、国・県は平成20年、本市は平成22年でございますが、そのピーク時の人口から令和4年にかけての人口増減率を比較いたしますと、国がマイナス2.4%、県がマイナス6.8%、本市がマイナス2.1%となっており、国・県と比較をいたしますと、本市の人口減少は緩やかに進行しているところでございます。

また、人口構成は、老年人口比率が増加をし、年少人口比率が減少傾向にある中で、生産年齢人口比率は令和2年度以降ほぼ横ばいで推移をしており、経済に活力を与える世代の確保が図られているものと考えているところでございます。

一方で、世帯数でございますが、一貫して増加傾向にございまして、人口減少と併せて平均世帯人員が減少いたしております。これは、単独世帯の増加、あるいは多世代から成る世帯の減少によるものと分析をいたしております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

次に、出生による自然増減について、同じような形で答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の人口の自然増減についてということでございますが、令和4年度は死亡数が607人、出生数が269人で、死亡数が出生数を338人上回る自然減となっております。これまでの自然増減の推移を見ましてもこの傾向は続いておりますが、中でも出生数につきましては、近年350人

前後でほぼ横ばいで推移をいたしておりましたが、令和4年度は269人に減少し、死亡数の増加と相まって、令和3年度より自然減が大きくなっております。この出生数の減少は、新型コロナウイルス感染症の流行でありますとか、物価高騰等による社会経済情勢の先行き不安などが要因と考察をいたしておりまして、引き続き注視をしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

自然減が令和3年、ましてや令和4年に一気に338と。潮目が変わってきているのかなという。社会増について確認をしたいと思います。令和4年の社会増についての数字、あるいは傾向について説明を求めます。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

社会増減についてでございますが、令和4年度は転入が2,549人、転出が2,398人で、転入が転出を151人上回る社会増となっております。また、こうした社会増の状態は、増加幅にややばらつきがございますが、平成28年度から7年連続で継続をいたしております。加えて、近年では、25歳から39歳までの世代とゼロ歳から9歳までの子供の転入超過が見られ、子育て世代の転入が進んでいることがうかがわれるところでございます。こうした人口動向は、総合的な人口減対策を展開する中で、一定の施策推進の成果が現れてきているものと検証いたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

令和4年も転入超過という報告でございますが、できれば、令和4年度、日本人に限っての転入・転出の数をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

転入・転出の日本人の人口の数ということでございますが、令和4年度につきましては、転入が1,499人、転出が1,547人でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

別に日本人と外国人を差別するつもりは全くございません。しかし、今人口増減の内訳を見ると、社会増減については平成28年から7年連続で転入増と推移をして、施策推進の成果が現れていると思われる。これは大きな潮目が変わった年だと思うんです。これは、日本人のいわゆる差引き48人の方がもう転出超過なんです、転出。それを外国人の151人プラスで補ってプラス48人だという。こういうことは事細かくしっかり報告を。あれですのであれなんですけれども、もう一つ、

人口動態の資料の中で、転入者数と、先ほど言いました着工住宅のあれを見たんです。それで、年間、令和3年が312件、それから令和4年が237件、それから令和5年がまた盛り返している。この平均290の数字というのは、同じような都市、5万人都市の中でどういうレベルという失礼ですけど、ランクか、多いのか少ないのか、どういう認識をしているのかをお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先般開催をいたしました亀山市地方創生会議の資料の中で、平成27年度以降の着工住宅数をお示しいたしております。それに基づきますと、平成27年度以降、令和4年度までの8年間の着工数は、増減はございますものの、平均いたしますと年間285件の着工住宅数でございます。着工住宅数は都市規模によっても異なってまいりますので、それをもって他自治体と単純比較はできませんが、最近の着工住宅の伸び率から見ますと、例えば東洋経済新報社から発刊されております都市データバックの住みよきランキングでは、2020年度から2021年度にかけての本市の新築住宅着工戸数増減率が県内で1位、全国でも103位という高い結果が出ておりますので、住宅の着工戸数増減率についてはそのような結果でございますので、非常に高いというような認識を持っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

非常に高い新築の着工率、これあたりは非常に亀山の大きな武器になり得ると思うんですね。やはりまち・ひと・しごと、人口を寄せるんだと、特に就労人口を寄せるんだという意味合いの中では、新規に就労される方、あるいはそういう方へのファミリー向けの住宅施策あたりも、この計画の主眼になるような位置づけをするべきではないかという意見もありますよということで、今回の質疑を終わります。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

ただいまより、会派を代表いたしまして代表質疑をさせていただきます。

私ども日本共産党議員団は、この令和4年度の一般会計について反対をいたしましたところですが、なぜかという、やっぱりこの本当に暮らしが大変な中で、物価も高騰して賃金も下がったり年金も

下がったりする中で、コロナ禍が襲っている中で、まだ消費税の傷も癒えない中で暮らしが大変なので、そういうところにしっかりと振り向けた予算をするべきだという意味で反対をしたところがございます。

特にこの令和4年度は様々な条例改正がありまして、医療費、高齢者の窓口支払いなどいろいろ本当に皆さんの暮らしに大変な改正がありましたので、そこを重点的にどうだったのかという視点で質疑をしていきたいと思えます。

まず1点目ですけれども、福祉医療費助成事業における決算額に対する評価でございます。

まずは福祉医療費と一口に言ってもたくさん種類がありますので、この福祉医療費の決算がどうだったのかというそれぞれについてお伺いをしたいと思えます。

**○議長（森 美和子君）**

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

**○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）**

令和4年度の福祉医療費助成事業のうち、まず心身障がい者医療費助成の決算額につきましては1億5,880万6,906円で、令和3年度の決算額と比較いたしまして1,366万5,503円の減となりました。次に、一人親家庭医療費助成の決算額は2,867万9,289円で、令和3年度の決算額と比較し111万4,694円の増となっております。また、子ども医療費助成の決算額につきましては1億7,926万6,255円で、令和3年度の決算額と比較いたしまして971万2,769円の増となり、3事業合わせまして福祉医療費事業費に係る決算額は3億6,675万2,450円で、令和3年度の決算額と比較いたしまして280万8,040円の減となったところでございます。

**○議長（森 美和子君）**

福沢議員。

**○11番（福沢美由紀君登壇）**

その福祉医療費によって増えたものや減ったものがあったということをお聞きしましたが、この4年度の改正によってどういう影響があったのかということについて、内容についても含めて伺いたいと思えます。

**○議長（森 美和子君）**

辻村部長。

**○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）**

今回、昨年令和4年の9月に施行いたしました条例等の改正による入院時食事療養費の廃止や心身障がい者医療費助成における所得制限の導入による影響ということでございますが、通常、福祉医療費の助成は診察月の2か月から3か月後の助成となります。また、後期高齢者医療保険の被保険者の方につきましては、5か月から6か月後の助成となります。このことから、制度改正による令和4年度の影響は数か月の実績での判断となりますことから、決算額に与える影響については今のところ十分な検証には至っていない状況でございます。

なお、食事療養費につきましては、心身障がい者医療における食事療養費は120名、423万7,770円となり、前年度より217万5,640円の減、また一人親医療の食事療養費は1名、

1,890円で、前年度より7万2,266円の減、子ども医療費では該当者がなく、合わせまして224万7,906円の減となったところでございます。

なお、令和2年度から4年度の医療費につきましては、コロナ禍による受診控えや公費負担などの影響もありましたことから、5類感染症に移行されました令和5年度からの医療費につきまして、制度改正に伴う影響について今後検証に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

1年分の決算を評価するといいいながら、この件については半年分だと思っていたけど、またさらに2か月後ということで、半年後も見られないような状況であるということは理解しました。そんな中でも食事代とか、減になっているということは、やはりその条例改正の影響はなかったとは言えないんだなということも感じさせていただいたところです。やはりこの医療費、安心して医療にかかれるというところはしっかりと保障していくのが政治の仕事だと思っていますので、今までも、心身障がい者の精神障がいの助成を拡充してくれとか、所得制限の撤廃であるとか、子ども医療費を18歳まで拡充してとか、独り親については所得制限、県下ではとつても緩やかな制限ではあるんですけども、やはり独り親の貧困というのは非常に注目されておるところですので、そういうところしっかりと光を当てる予算組みというのは必要なんだなということを今回の決算で私は感じさせていただきました。

次の質疑に移ります。

看護師や保健師、保育士、給食調理員、心理相談員、これらの人員不足と報酬単価の関係性についてと上げました。

常日頃、なかなか募集がないんですというような悲鳴にも似た、人が足りない、人が必要なところに人が足りないというお声を聞くわけですが、4年度についてはどうだったのかということも含めて、これらの職種の単価、見直しがあったんかも含めて伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、看護師、保健師、保育士、給食調理員、心理相談員の単価でございますが、今は昇給制度も実施しておりますが、初年度で申し上げますと、令和4年度で看護師は1,250円、保健師も1,250円、保育士は担任とかそういったもので違いますが保育士が1,000円、療育担当が1,100円、フリー保育士が1,250円、クラス担任が1,350円、それと給食調理員は、これも調理師免許を持っている方となしで違うんですが、940円と1,200円、調理師免許を有するという条件に任用している場合は1,200円、それと心理相談員が1,100円となっております。

それで、昨年度の状況につきましては、年度当初に辞められる方がございますと、なかなかやはり特に資格職では難しいというふうな状況もございますので、途中で欠けたりする場合もございますが、その充足には担当部署のほうでは努めている状況ではございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日頃からこの、私は単価については低過ぎるんじゃないか、資格を持っている方なのに低過ぎるんじゃないかと、だから人が集まらないんじゃないかということを申し上げてはいますが、ちょっと鈴鹿市さん等にも聞いてみましたら、看護師だけは亀山市が1,250円で鈴鹿市は1,200円だったんですね。それ以外の例えば保育士、鈴鹿市さんは1,200円ですし、補助でも1,040円。補助ということは資格がないということですよね。給食調理員さんも亀山市が940円のところ鈴鹿市さんは985円ということで、軒並みうちは低いんかな、今まででも司書さんとかいろんなどころが低くて、よそに逃げていくんやわというようなことを聞いていた中で、やはり人が集まらないということとこの単価の関係についてどう考えられているのかということに改めて伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の報酬につきましては、令和2年度から導入いたしました現在の会計年度任用職員制度におきまして、先ほども申し上げましたが、昇給制度とかそれまでなかった期末手当を支給できるといった制度の導入で、大きな処遇改善を行ったところでございます。

しかしながら、近年は物価上昇が続いておりまして、最低賃金においても毎年大幅な引上げが行われている状況でございます。本市といたしましても、最低賃金の上昇につきましては適正に対応してまいりました。昨年度でいいますと、905円の単価のところを940円、最低賃金に引上げを行っております、その都度適正には改正を図っておりますので、現在の状況は、全体的にというのはなかなかしておりませんが、適正に最低賃金の上昇には対応してきたという状況はございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

報酬単価だけではなく、処遇などをよくしてきたことによって対応してきたんだというご答弁だっただと思います。この心理相談員の1,100円というのは本当に私も衝撃だったんですけども、たしかその4年度募集しておられたように思いますけれども、こういう人に当たる職業はばらばらと2人や3人で背負うものではなくて、1人でじっくりと子供さんであるとか、女性相談員もそうですけど、じっくりと関わらんならん中でしっかりとここに居着いてくださる人をするためには私はこの単価というものも必要だと思いますし、あと、この亀山市の単価の設定が、例えば保育士さんと療育、副担任、フリー、発達フォロー、担任といろんな分け方があったり、看護師でもワクチンする人、事務する人、そうではない人で全部違うんですね。

で、資格の在り方とかも含めて、最低賃金だけじゃなくて資格の在り方も含めて、こういう単価をしっかりと検討していくことが必要だと今回思うんですけども、そこについていかがですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の様々な職種がございますが、先ほどおっしゃいました当然看護師とか、心理相談員も資格を持っている方を任用しております。そういった中で、この会計年度任用職員の制度の導入をいたしました際、令和2年度でございますが、19ある区分を大きく一般業務、福祉業務、教育業務、その他の4つの大きな区分で整理をしております。その中におきましては、当然のことながら職務遂行上必要となる、先ほど申し上げましたような資格、それと経験や専門性の有無、職務における責任の度合い、民間とのバランスを勘案し、総合的に判断をして整理を行っております。そういった中で、ですので資格職につきましても総合的に判断して適正に単価を設定していると考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これ以上行くと一般質問になってしまいますので、次の質疑に移らせていただきますけれども、適正であると私は思っておりません。

新型コロナウイルス感染症に係る事業についてお聞きします。

資料を出していただきましたところ、一般会計をもって亀山独自でなされている仕事というのがどれなのかというのが分かりませんでした。そこについて伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症に対する事業費別の資料を出ささせていただいております。その中で、市の独自の事業といたしましては、障がい者福祉サービス施設への電気料金の補助ですとか、高齢者福祉サービス施設の電気料金の補助、それから民間保育所への電気料金の補助、それから私立の幼稚園への電気料金の補助、それからPCR検査キットの購入の経費、それから肥料価格高騰に対します支援の事業、それからプレミアム付商品券の発行事業、それからエネルギー価格高騰対策によって中小企業者の方への電気料金等の支援の補助がございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今おっしゃっていただいたのは、全部国からの支援を受けてそれと共にやった事業ということではなく、市単独で一般会計から事業したという意味ですか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

ただいまご紹介させていただきました事業につきましては、市の単独の一般財源の投入はございませんけれども、地方創生臨時交付金を活用して市独自の施策として実施をさせていただいたものや、県の制度に合わせて市が独自に地方創生臨時交付金を活用して支援をさせていただいた事業というふうなことでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

国からの基金など活用しているんな、決めるのは市独自なのでそれが市独自の事業だと言われたんだと思いますが、亀山の財政力から見て、本当に亀山市ならではの、亀山市一般財源を使って亀山市ならではの亀山市だけの事業が必要とは、この4年度の決算の中ではそういう議論もなく、しなかったということでもいいですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この新型コロナウイルス感染症対策は、ご案内のように令和3年度、この総合対策パッケージを9弾まで展開いたしました。令和4年度につきましては3弾、3回に分けて全14事業、約8億9,000万円の事業を展開いたしました。

そのうち、先ほどご答弁させていただいた9事業につきましては、亀山市独自の事業でございます。

これはご案内のように、この市独自事業につきましては、この事業費は国の臨時交付金の限度額を目いっぱい使って、亀山市の状況、優先すべき必要な事業を構築して、そしてその工夫をしながら速やかに対応したということございまして、ご案内のように、この事業費が臨時交付金の限度額に満たない場合は交付金を返還することとなりますので、この交付金の全額を有効活用して事業展開をさせていただいたものでございます。

その中で幾つか、例えば市独自の事業として地方創生臨時交付金を活用して60%、過去最大のプレミアム商品券の事業、それから高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス施設、民間保育所、放課後児童クラブ等々への電気料金の高騰に対するバックアップ、それからPCR等々のこの体制も含めまして、私どもとしては亀山市の工夫をしっかりと加えて、そして速やかに手当てすべき領域へ事業を効果的に打てたというふうに考えておるところであります。

おっしゃるように、市の一般財源を伴う事業ではございませんが、このコロナ禍におきまして影響を受けた市民、それから事業者に対して、市独自の考え方を組み込んだ事業として立案をし、効果的、速やかに対応させていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

市独自という言い方がちょっと曖昧だったので分かりづらかったんですけども、臨時交付金を目いっぱい活用した中で、どんな施策がいいのかを工夫をして十分にしたんだという市長のご答弁でした。本当に十分だったのかというところの皆さんでの反省というか、いろんな議論がこれからまたあるんかと思っておりますけれども、一応確認をさせていただいたところで、一般会計だけで一般財源を投じての市独自のものはなかったというところは確認させていただきました。

次の基金についてお伺いしたいと思います。

亀山市の基金の額が最近はだんだんと使えるようになってきたので少しずつ減ってはきています



が、今、亀山市の今の財政規模として、この基金全体の額であるとかバランスであるとかそういうところについての評価を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度におけます基金の残高におきましては、財政調整基金の残高は21億3,895万4,000円、減債基金の残高は6億6,603万5,000円、その他特定目的基金の残高は約45億1,614万円となり、合計で約82億4,472万円の残高となっております。

これら残高におけます他の地方公共団体と比較をいたしますと、他の地方公共団体の4年度の決算の基金残高がまだ公表されておられませんことから、令和3年度と比較いたしましたところ、各基金の残高を標準財政規模で除しました値で比較させていただきますと、亀山市は県内で14市中6位の規模であるというふうに認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

14市中6位の基金の高さ、多さということなんですね。

1つお聞きしたいんですけども、庁舎の基金については積み方が何かこう、当初で少し積んでまた年度末にもう一回積むというやり方をしているんですけど、その意味について改めて伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

庁舎建設基金につきましては、現在基金活用指針において積立ての目標額を15億円としております。庁舎の整備につきましては、建設単価の高騰等によりさらなる財源の確保が必要になると考えております。建設地決定後に事業費を改めて精査をいたしまして、目標額等を見直す必要があると考えております。庁舎建設基金につきましては、毎年、当初予算に基金の運用益の部分を積立てを計上させていただき、3月補正でそれらの運用益と合わせて5,000万円を積み立てております。この基金創設時に当時と比べて事業費の高騰が見込まれますので、庁舎建設の整備の財源として庁舎建設の基金を積み立てることは、必要性は高いというふうに認識しております。積立ての目標額の見直しと併せて、予算計上の時期についても今後見直してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そういう2段階で積み立てるというやり方をしているのが庁舎の建設の基金、特徴的なのかなと思いましたが、そういう積立てをする意味は何ですかということをお聞きしたんですけど、もう一回伺ってもいいですか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

庁舎建設基金を創設した当初の予定ではございますけれども、最初に運用の収益を当初予算で計上し、財政状況を見ながら3月補正で5,000万円を積み立てるという当初の予定を計画して、基金活用指針においてそのような運用をさせていただいております。ただ、庁舎建設基金につきましては庁舎整備の基本計画を策定いたしましたので、その事業費を改めて精査をしまして、当初予算で計上していくのか、金額をどういうふうにするのかということも含めまして再度精査をして見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

当初に少し運用益を積んで、最後に財政状況を見ながら余裕があるな、これだけ積んでもいいなということで積まれているという考え方をお聞きしたところです。そういう考え方があるのであれば、ほかにも、この基金が必要でないとは絶対に言いませんけれども、そういう考え方のできるかどうかというのはほかにもあるのかなと今感じさせていただいたところです。

次に、扶助費についてお聞きしたいですけれども、大体こういう決算の議論になりますと、扶助費が年々上がってきている。これが大変だという議論になります。亀山市は、しかしながらこの4年度の経常収支比率分析資料を拝見いたしましても、類似団体と比べますと扶助費に占める割合は非常に低いですね。亀山市は、この経常収支比率という視点で扶助費に占める割合は低い市なんです。ずっとそうですよね。

これに対するこの市の評価を聞きたいと思うんですけれども、この経常収支比率分析資料では、人件費についてはどう、物件費についてはどう、扶助費についてはどうか、それぞれの項目についてきちんと評価をしている市町もあるんですけれども、亀山市は全体で一言書いてあるだけなんです。それが、今回の数字を上げてもらうのと、人件費と物件費が多いのは広域処理を複数のところで行っているけど、うちでは消防の事務や廃棄物の処理を単独で行っているから類似団体に比べて大きいんだということだけが、これもコピペのように毎年書かれているんですね。

改めまして、この扶助費というところが、なぜ亀山市は経常収支比率が低いのかということについて、どのように見ておられるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度におけます扶助費につきましては、41億6,548万円という決算となっております。その主な事業におきましては、児童手当給付費や障がい児の自立支援事業などがございます。経常収支比率85.2%に占めますその扶助費の割合は5.6%となっております。

他の地方公共団体と比較いたしますと、令和4年度はまだ公表されておられませんので令和3年度で比較いたしますと、経常収支比率に占める扶助費の割合でございますが、平均が7.7%でございます。これよりも2.3ポイント下回って5.4%というふうに令和3年度ではなっております。その要因につきましては、人件費、物件費につきまして多くの市が広域で処理をしている消防

事務、廃棄物処理を本市は単独で行っていることから、施設管理等に係る経費が類似団体に比べて大きくなっております結果として、扶助費の割合が低くなっているものというふうに認識しております。

しかしながら、本市の経常収支比率に占めます扶助費の割合は類似団体に比べまして低いものの、扶助費の額が著しく少ないというものではないというふうに認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

まちの大きい小さいがある中で、額なんかでは比べられないからこうやって類似団体との比較の表があつて順位もあつたりするんだと思うんですね。よそが高いから低いんだと、要するに何もかも高くなったら財政状況が硬直しますんで自由な事業ができなくなるということです、何もかもようけ使いなさいという意味で聞いているんじゃないんですよ。あの、なぜ亀山市は、よそが高いからというんじゃないくて、この扶助費の内容がどうなんかと。要するに人件費や物件費が高いから押されて低くなっているだけなのか、それとも本当はこういう事業をしたいんだけどできないということなのか、内容がね。よく言われるのが生活保護がどうこう、高いところがあるけど、うちはそう高くない。

そういう中で一体、亀山市がこういう状況で済んでいるというのはどういうことなのかというのは丁寧に分析をするべきだと私は思うんですよ。で、1項目、1項目について内容をちゃんと分解して見ていただくということが必要なんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

先ほど、率は他市、類似団体に比べて低いという数字がありますけれども、類似団体と比較しまして1人当たりの扶助費で計算をさせていただきますと他の類似団体に比べて金額が著しく低いというものではないというふうな認識をさせていただいております。詳細な分析については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私もこういう決算のことは、数字のことは難しいので、いろんな資料を勉強したり研修に行ったりしますけれども、この経常収支比率をどう見るかということで、いろんなほかの市町が一つ一つに対して全部その自治体の評価を丁寧にしておられるところがあるんですね。そういうもので、本も書かれているような自治体がありますので、これは漠っと一言で書くのではなく、ぜひとも検討していただいて、内容がよく分かるような資料をつくっていただきたいと思いますし、1人当たりが決して低くないという報告はいただきましたんで、受け止めたいと思います。内容について、ぜひとも精査していただきたいと思います。

次ですけれども、議案第46号の令和4年度亀山国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

ですね。

今回のこの国保の会計の総括について、まずは伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井市民文化部参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算の総括ということでございますけれども、歳入総額が46億1,650万円、歳出総額が45億2,859万円、歳入歳出差引額が9,791万円の黒字決算となりました。

歳入の特徴といたしましては、保険税収入が8億1,463万円と、令和3年度と比較して3,356万円、4.4%の減となった一方、保険給付費の主な財源であります保険給付費等交付金の普通交付金を含む県支出金が令和3年度と比較して3,430万円、1%増の33億8,421万円となり、歳入全体に占める割合は73.2%となっているところでございます。

歳出の特徴といたしましては、保険給付費が32億8,488万円と、令和3年度と比較して5,158万円、1.6%の増で、歳出全体の72.5%を占めております。また、平成30年度の県単位化により、県に納付いたします国民健康保険事業納付金は7,389万円、6.8%減の10億1,430万円でありました。

後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少により税収入が減少した一方で、被保険者の高齢化と医療の高度化等により保険給付費が増加した中、黒字決算となり、また平成30年度の県単位化以降、国と県が行ってきた制度改正を原因とした負担増に対する公費補填である激変緩和措置が本年度、令和5年度で終了することを見据えて、国民健康保険事業運営基金に5,310万円積み立てることができましたことから、令和4年度の国民健康保険事業特別会計は健全な財政運営が図られたところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

改めまして、この9,791万4,242円という黒字決算の要因について、端的に伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

黒字決算の要因でございますけれども、令和4年度国民健康保険事業納付金におきまして、平成30年度の制度改正を原因とした負担増に対する国と県が行う公費補填に加えて、県の財政安定化基金の活用により、令和3年度と比較して4,983万円増の1億5,340万円の激変緩和措置が行われたことが大きな要因であると考えております。

そのほか、保険給付費のうち被保険者の医療費に対する支出である療養給付費などは、全額保険給付費等交付金の普通交付金として県支出金により賄われますが、支出見込みに対して財源不足にならないよう交付されていることも黒字決算の要因となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

激変緩和措置、この令和5年度で終わるということですが、それが4年度もたくさんいただいたということが大きな要因ではないかということでした。

ただ、単年度会計の考え方から考えると、これだけどんどん積み上がってくる中で、残しておいて何かに使おうというのではなくて、そのときそのとき国に返していくわけですから、保険税の引下げというところに、考えというものがいいのか伺いたと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

平成30年度の県単位化後、令和元年度に一般会計からの法定外繰入れの解消などのために国民健康保険税の税率改正を行ったことによりまして財政状況が改善され、令和3年度は9,968万円、令和4年度は9,791万円の黒字決算となり、超過交付となりました保険給付費等交付金の普通交付金の返還が一部ありますけれども、これまで安定的な財政運営が行われているところでございます。

しかしながら、先ほども答弁させていただいておりますが、平成30年度の県単位化による被保険者の保険税負担が急激に増加するのを回避するための激変緩和措置が本年度、令和5年度までとされており、激変緩和措置終了後の令和6年度以降も急激な保険税負担とならないよう基金の積立てを進めるとともに安定的な財政運営を継続するためにも、基金を取り崩しての税率の引下げは考えていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

伺いました。

短期証の発行についてということで2番目に上げましたが、この令和4年度は収納の一元化が行われた年で、今までだったらこの担当のところで収納もして、滞納をしている方や短期証でしか駄目な方についての相談に応じてそれぞれの短期証を出していただいていたと思うんですね。

4年度からは一元化になったということで、この短期証の発行がどうなったのかということについてお伺いしたいと思います。影響があったのか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

令和4年度の短期証の交付状況でございますが、国民健康保険に加入している世帯の7.9%に当たります439世帯に対して短期証を交付いたしております。その内訳といたしましては、1か月証の交付世帯が短期証交付世帯の30.8%に当たる135世帯、3か月証が38.7%に当たる170世帯、6か月証が30.5%に当たる134世帯となっているところでございます。

短期証の交付状況といたしましては、大きくは変わっていないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

収納が一元化されたとしても、あまり大きく変わっていないことを伺いました。

あともう一つ、一番最初の年度初めに全員に、滞納している方にも、1か月証を発行していると思うんですけども、その方たちの受診行動とか、あとその後つながっていくのかどうかというのも、今まではその担当のところで丁寧に対応してもらっていたのかなと思っていたので、これが一元化による影響がなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

令和4年度におきまして、文書により催告したにもかかわらず来庁とか電話連絡などによる納付相談がなく、1か月証の保険証を交付した世帯は52世帯でございました。そのうち約9割に当たります48世帯につきましては、後日、社会保険等に加入し国民健康保険の資格を喪失していることが判明したため、資格喪失の手続を行ったところでございます。あと残りの4世帯につきましても、引き続き接触の機会を持つことができるよう、税務課収納対策グループと連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

総括などでお聞きしたように、被保険者数が減っているにもかかわらず保険給付費が増えているという状況で皆さんのお体が心配なわけですけども、そういうところで特定健診を皆さん受けてくださいね、人間ドックを受けてくださいねというところで、皆さんに健康になっていただいて保険給付費もそうかからないでいようということをやっていると思うんですけども、この特定健診の受診率というのがやっぱり決算に影響があると伺っているんですが、この4年度の状況はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

令和4年度の特定健康診査の実施状況でございますが、対象者は被保険者のうち40歳以上75歳未満の方で6,004名、受診者は2,401名で受診率は40%でございました。受診率といたしましては、令和2年度が34.8%、令和3年度が37.3%と推移しており、令和4年度につきましては、2.7ポイント前年度より上昇している状況でございます。

受診率が上昇した理由といたしましては、特定健診受診者対策といたしまして、令和4年度から特定健康診査の自己負担金を無料化するとともに、診療報酬明細書、いわゆるレセプトを用いた現状分析を行って、ナッジ理論を活用した6パターンの受診勧奨通知を実施したことなどが成果であるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この特定健診の受診率が国からの交付金とかに影響するという事ですので、これはしっかりと上げていくということが大事な事になってくると思うんですけど、そうやって受診のそういうお勧めのチラシも工夫したり、あとは受診するお金も今は無料になっていますので、そういうこともあるかと思いますが、あとはカウントの仕方として、もう人間ドックをしたから特定健診を受けないという方もいらっしゃると思うんですけど、そういう方をきちっと拾い上げてパーセンテージを上げていくということも必要だと思うんですけども、それは、この決算に影響してくるということも含めて、そこら辺の工夫はどうですか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○市民文化部参事（桜井伸仁君登壇）

特定健康診査の受診率の影響でございますけれども、特定健診につきましては、国の保険者努力支援制度の評価指標となっているところでございます。令和4年度における保険者努力支援制度による交付金につきましては1,444万円でしたが、令和2年度の特定健康診査の受診率が反映され決定されたものとなっております。令和4年度の受診率については、2年後の令和6年度の交付金に反映されますことから、引き続き特定健康診査未受診者対策に取り組んで、受診率の向上を図ってまいりたいと思っております。

先ほどの人間ドックを受けられた方についてということでございますけれども、例えば国民健康保険加入の方が職場等で人間ドックを受診されたときには、受診結果を提供していただきましたらクオカードを贈呈するといったインセンティブ事業も実施しておりますので、そういったところで受診率の向上に努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

議案第47号に移りたいと思います。亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

まずは、この後期高齢者事業の決算の特徴についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

答弁の前に少し、冒頭で先ほど福沢議員の福祉医療費助成事業に係る3事業全てを合算した場合の前年度比較の額といたしまして、私280万8,040円の減と申し上げましたが、実際は283万8,040円の減ということでございましたので、訂正しお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、令和4年度の亀山市後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明申し上げます。

令和4年度の歳入総額11億949万5,565円に対しまして、歳出総額11億746万5,220円となり、歳入歳出差引額203万345円の黒字決算となりました。歳入の特徴といたしま

しては、保険料収入が5億346万5,117円となり、令和3年度と比較して2,288万7,547円の増となり、また一般会計からの繰入金は5億7,265万6,178円、令和3年度と比較して186万2,861円の増となったところでございます。また収納状況につきましては、現年度分の特徴、普徴の合計調定額5億429万8,385円に対しまして収入済額は5億177万3,464円で、収納率は99.4%でございました。

次に、歳出の特徴でございますけれども、後期高齢者医療広域連合納付金が10億6,196万9,301円となっており、令和3年度と比較すると2,656万4,387円の増となっております。

歳入歳出とも増額となっている要因といたしましては、団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者の被保険者数が急激に増加していることが上げられます。ちなみに、令和5年3月31日現在の被保険者数は、前年度が6,788人に対しまして4.6%増の7,099人となっており、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

一般会計のところでも少しお伺いしたんですけれども、こちらについても令和4年10月から医療費の窓口の負担割合が一部1割から2割に増えた方が一定いらっしゃると思いますので、その影響はまだ広域連合の決算というのはまだ伺っていないのでまだかと思えますけれども、今はどういう状況なのか、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

令和4年10月からの後期高齢者医療における窓口負担での一部負担割合に、新たに2割負担が導入されました。令和4年10月末時点での亀山市における被保険者数の状況でございますが、新たに2割負担となった方は1,488名で、全体の21.4%に当たります。また引き続き1割負担の方は5,087名で、全体の73.1%でございました。なお、影響のなかった現役並み所得者の3割負担の方につきましては、382名で全体の5.5%でございました。

窓口負担割合が増えたことによる後期高齢者医療事業特別会計に与える影響につきましては、広域連合へ納付する市町負担金のうち、療養給付費負担金に影響を及ぼすところでございます。しかしながら、療養給付費負担金につきましては、前々年度の医療給付実績に応じて各市町に案分されておるため、現状ではどれくらい影響があるかについては把握できないところでございます。

今後、広域連合におきまして令和4年度の療養給付費の実績などが示されてきますもので、それらの結果に注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

スタートの4年度だったので一応聞いておこうと思って伺ったんですけれども、また5年度に続けて注視していきたいと思えます。ありがとうございました。



○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時57分 休憩）

---

（午後 2時08分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、9番、公明党、新でございます。今回は通告書により代表質疑を始めさせていただきます。

今回は大きく議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてより、まず大きく1つとして、令和4年度の決算の評価についてでございますが、朝からも同僚議員の皆様の質問の中でも、改進の年と位置づけられた令和4年度の決算の評価についてお伺いしていきたいと思っております。

この令和4年度というのは、第2次亀山市総合計画後期基本計画がスタートして、そして今年の5月にはコロナも5類移行にはなりましたが、まだまだこの4年度というのはコロナ禍で非常に厳しい中ではございました。

4年度としては令和元年から続いたコロナの中、感染対策を一層、するためにも様々な支援策を講じてみえたのは朝からのお話にもあります。その中でも、総合パッケージにおきまして様々な市民生活の支援、そして地域経済の支援、感染対策の充実を上げられておられます。

そしてまた子育て世帯への生活支援特別給付金や住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支援、そして亀山プレミアム付商品券事業の展開、そしてやはり大事なこのワクチンの接種体制の充実などに取り組まれて、これらは大きく地方創生臨時交付金を活用されてのこととお伺いさせていただきます。

こういう中で事業として、この4年度では、継続事業でもありました亀山駅前周辺整備事業及び新図書館の整備事業を終えられました。こういう中におきまして、当初より昨年2月17日の議会の中でも令和4年度に取り組む主な事業という中におきまして、政策分野、それぞれ快適さを支える生活基盤の向上から行政経営までの6分野におきましてご案内いただいた32項目でございます。

こちらの事業についての私は、評価をどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度におきましては、行政経営の重点方針において改進の年と位置づけ、第2次総合計画後期基本計画の初年度として組織・機構改革による推進体制の強化を図るとともに、事業の選択と集中により、限られた財源の有効かつ適切な活用に努め、新型コロナウイルス感染症への的確な対

応とポストコロナ社会における持続可能な行財政運営に取り組んできたところでございます。

このような中、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを取りまとめ、市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の充実を3本柱として、住民税非課税世帯への臨時特別給付金、それから子育て世帯への生活支援特別給付金の支給やワクチン接種体制の充実を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用しプレミアム付商品券事業バージョン2の展開、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民、事業所への支援を行ったところでございます。また、保育所、幼稚園等におけるICT化の推進や、小・中学校への統合型校務支援システムの導入など、第3次亀山市行財政改革大綱の目的でもある市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を目指したDXの推進に取り組むとともに、事業の最終年度となりました亀山駅周辺整備事業や新図書館整備事業につきましては、昨年10月に事業が完成し、本年1月には新図書館のオープンに至ったところでございます。

令和4年度の決算における財政指標につきましては、実質収支は約7億円の黒字、経常収支比率は目標とする85%を若干上回る85.2%、公債費負担比率は警戒ラインの15%を下回る12.2%となり、財政調整基金の取崩し等を反映した実質単年度収支においては、赤字額が前年度よりも増加したものであります。

なお、歳入におきましては、前年度から約3億9,000万円減の247億8,000万円となっており、その主な要因といたしましては、市税が約1億5,000万円の増収となったほか地方消費税交付金や地方交付税などが増額となったものの、地方特例交付金や国庫支出金などが減収となったものでございます。

これらのことから、令和4年度決算につきましては、各種指標につきましては前年度に比べて若干後退はしておるものの、目標値等と比較しおおむね事業の推進、それからおおむね財政の健全化を図ることができたものというふうに考えております。

#### ○議長（森 美和子君）

新議員。

#### ○9番（新 秀隆君登壇）

参事のおっしゃられることには順次、順調に事業を進められてきたということではございます。

そして、財政分析のことについても少し触れていただきましたが、今回の4年度の決算においてはいろいろ重点方針も86項目とか、そして後期実施計画も78項目、たくさんの方針に沿って事業が進められてきたと。大体はA、B評価で進められてこられたということでもまずまずではないかというふうにおっしゃいます。

しかし、数値的な結果といたしまして先ほど少しお話いただきましたが、令和4年における一般会計の決算の収支でございますが、歳入が247億7,643万ですね。そして歳出が239億9,106万円で、歳入の形式的な収支といたしましては7億8,537万円の黒字ということではございますが、翌年度へ繰り越すべき財源が9,111万円を差し引いた実質的な収支は6億9,426万円の黒字であったということではございますが、単年度収支の前年度の1億9,809万円の黒字から考えると4億74万円の赤字となっておりますということで、財政調整基金の取崩し等を反映させることによって、実質単年度収支についても、やはり赤字額が前年度2億5,918万円から11億8,887万円に増加しているということは、これはやはり事実でございます。

先ほど来から申しておりました経常収支比率でございますが、やはり財政構造の弾力性を判断する材料としてよく用いられてきますが、一般的には70%から80%の分布が望ましいという中ではございますが、そういう中におきまして、どうしてもやっぱり80を超える場合は財政の構造は弾力性を失いつつあるとも言われております。

亀山市におきましては、行財政改革大綱における目標値は85%以下ということで、この言葉を取ってみれば亀山市のこの4年度の85.2%というのはいかがなものかと。その点につきまして、あと財政力指数ですね。こちらのほうもやはり4年度になっておりますが、これは従来から見ておりますと、平成でいうと21年度の1.39をピークにどんどん降下していきまして、この1を下回ってしまったのが平成23年でございますね。言わずと知れた、この1を下回っていると不交付団体から交付団体になってくるというものでございますが、こちらの財政力指数の流れとしましては、4年度というのはどうしてもまだ3年度よりもちょっと下になっております。ましてや、2年度よりも下になっておる。令和元年よりもどんどん降下になってきております。

こういう財政力指数の推移を見て、財政の状況についてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（森 美和子君）

杉本参事。

#### ○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財政指標の中で経常収支比率が85%を、若干目標値に対して後退しておるということでございますけれども、経常収支比率は85.2%となっております。その後退した要因につきましては、経常一般財源において前年度に比べて市税が1億5,000万円の増、それから普通交付税が2億7,000万円増となったものの、臨時財政対策債が約8億7,000万円の減となったことが主な要因でございます。

経常収支比率につきましては、今後も行財政改革大綱に掲げる85%以下を目標として、行財政改革大綱に掲げた取組を着実に進め、効率的な執行を徹底することで経常的経費の削減を図ることが重要であるというふうに認識をしております。

それから、財政力指数が年々減っておるという要因でございますけれども、財政力指数につきましては、標準的な状態において見込まれる税収入から一定の方法によって算出される基準財政収入額に対する合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費である基準財政需要額の割合で算出されまして、単年度の財政力指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となるものでございます。令和4年度の財政力指数につきましては、単年度で0.816でございます。3か年平均で申しますと0.843でございます。前年度は単年度が0.839、それから3か年平均ですと0.871となっておりますので、若干数値が減少しておるものでございます。

財政力指数が減少となった要因につきましては、市民税所得割の増などにより基準財政収入額は増額となりましたものの、国による臨時財政対策債の抑制が図られたことによりまして臨時財政対策債の発行可能額が減少となっておりますことから、基準財政需要額から臨時財政対策債へ振替をされました後の基準財政需要額が基準財政収入額の増額以上に増額となったことから、財政力指数のほう若干低くなったということでございます。

こういった状況を踏まえまして、引き続き行財政改革大綱の取組事項を進めるとともに、健全な財政運営に今後も努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに健全な財政運営に頑張ってもらおうというのは大事なことでございますが、あと、性質別の経費の内訳ということで、先ほど来から扶助費とか人件費、いろいろ出ておりましたが、当初に比べると、当初予算の表からするとちょっと増えてはおるんですけど、今回の報告によると令和3年に比べると若干減少傾向にあると。また公債費積立金、これらも若干少なめになってきておりますが、こちらの要因についてはどのようなことをお考えになってみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

性質別の歳出につきましては、消費的経費の合計でございますけれども、消費的経費と申しますのは人件費、物件費、維持補修費、扶助費等でございますが、消費的経費の決算額につきましては163億727万1,000円で、前年度に比べて1.9%の減となったものでございます。

主な要因といたしましては、人件費において、退職手当の減に伴います人件費の減ですとか、物件費につきましては、プレミアム付商品券における委託料等や図書館整備事業に伴います備品購入などによって物件費のほうは増となっております。扶助費につきましては、前年度にやった子育て世帯臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等の臨時交付金の給付事業などによる減が消費的経費の主な減となっております。

投資的経費につきましては、決算額につきましては37億2,117万1,000円でございます。前年度に比べて27.8%の増となっております。主な要因といたしましては、補助事業につきましては、亀山駅周辺整備事業の増が主なものとなっております。単独事業につきましては、保育所の増築事業や市道小野白木線整備事業の事業費の増によりまして、投資的経費が増となっております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

先ほどの私の質問には、消費的経費のつく中でも大きくついておるのは、やっぱり扶助費が減っておると人件費で退職金の件を申されておりました。こういうことによって、この1.9、約3億2,000万円ほどの減というふうに、前年度比で1.9ということを理解させていただきました。確かに、どうしても今までに比べると結構扶助費とかその辺が増えてくるんですけど、今回の4年度のところは若干の減ということで理解できました。

それでは、次の自主財源と依存財源のことについてでございますが、午前中に鈴木議員のほうからも税金についてということで質疑もございましたが、財源のところではやはり、昨年、一昨年度ですね、令和3年度の決算を見ますと合併後初めて100億を切ってしまった、99億3,000万という形になって、この4年度につきましては100億を超えて前年と比べると1.5の伸びであると、1億5,000万ほどの増収が市税ではございましたというところから自主財源が若干昨年に比べると増えておる。こういうところをもう一度、自主財源と依存財源の傾向についても、

最近はどうしても依存財源のほうが自主財源より、依存財源は半数より超えてきております。

こういう中におきまして、市としてこの傾向をどのように捉えてみえるのか、またこれをどのようにつないでいくかをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

自主財源と依存財源でございますが、歳入のうち市税や分担金、負担金、使用料及び手数料など地方公共団体が自主的に収入できる財源を自主財源、それから地方交付税や地方譲与税、国庫支出金、県支出金、市債などのように、国・県の意思決定に基づき収入される財源が依存財源でございます。

令和4年度決算につきましては、前年度に比べて財政調整基金繰入金が増となったことや都市計画事業債や臨時財政対策債が減となったことなどから、自主財源は前年度と比較して2.7ポイント増の51.3%となり、依存財源は逆に2.7ポイント減の48.7%となっております。この前年度の自主財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策事業の財源となる国庫支出金が過大であったことにより、割合が小さくなったものでございます。

令和4年度は自主財源の割合が増となっていることは、一定の評価ができるものと認識いたしておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

実際のところは51.3%が自主財源で48.7%が依存財源と、金額で、私たちは意外と、聞くところでああ、そうなのかということで、51.3%は127億854万と。で、依存財源のほうが120億6,789万円ということで、この差がこの51%と48%の差というふうに理解します。状況としては、コロナ禍の下ではございましたが、大分税収のほうは3年度に比べると4年度はやっぱり上がってきたかなというところでございます。その辺は理解できました。

それでは、次の滞納と解消対策及び年度の推移ということでございますが、滞納別の種別に移ります。

今回の滞納の金額といたしましては、どうしても市税の中には個人、法人、これらがあります。そういう中におきましても、4年度は2,517件。件数の金額で1億2,493万204円というような金額にも税の、そしてまた固定資産税のほうもやっぱり1,718件、この辺が滞納という形になってきておりますが、これを表にしますと若干、前年度に比べると少しは減ってきておるんですけど、この辺の傾向についてどのように捉えてみえるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

滞納といいますか実際市税に入っていない収入未済額の傾向としましては、令和4年度の市税収入の未済額は2億9,836万円となり年々減少傾向にあったものが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、この1年間の納期延長が認められたことから4億9,09

3万円と一時的には増加をいたしました。

しかしながら、6年前の平成29年度には4億6,800万であった収入未済額については年々減少しているところでございます。還付未済のほうを含めました滞納額の推移も当然、平成29年度は4億6,823万円でしたが、年々減りまして、令和4年度は3億150万といった状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

市税等の滞納により、最後のこの不納欠損金の年度推移ということでございますが、今回は660件で欠損金額としては1,398万ということでございます。

こちら辺につきまして、昨年と比べるとかなり欠損金額も減少しておるわけなんですけど、やはり、令和2年にしますと今回の金額、4年度の数額に比べるとまだ少ないと非常に波のある状況で不納欠損の推移が表されておりますが、こちらについて、今回の660件につきましての状況をどのように見られておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年度の市税の不納欠損処理についての状況でございますが、660件1,398万円となっております。前年度と比較いたしまして516件1,569万円の減となっております。

税目別では、固定資産税の不納欠損額が634万円と最も多くなっております。また、不納欠損の事由の主なものにつきましては、破産や競売等の終結による財産なし、生活困窮、所在及び財産不明であり、令和元年度に滞納処分執行停止を行い、なおかつ資力の回復など好転する要素がない状況が変わらず3年継続することにより、納税義務が消滅するものでございます。ほかには、時効期間の5年を経過したもの、相続人不存在などにより即時欠損となったものがございます。

内訳といたしましては、破産等により財産がない場合として124件458万円、生活保護など生活逼迫の場合として127件275万円、所在及び財産が不明な場合として102件240万円、消滅時効として307件424万円がございまして、今回令和4年度の不納欠損につきましては、令和元年度に執行停止し3年経過後も状況に変化がなく、資力回復が見込めないものが大半を占めております。令和3年度との比較でございますが、令和4年度は例年と比べますと1件当たりの金額が大きい固定資産税の不納欠損はほぼ同額でしたが、個人市民税は金額も件数も大幅に減少しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

部長のほうより欠損処理の詳細も、4事由によってと説明いただきましたが、やはりこの消滅時効というのが307件ということで断トツに多いんですけど、金額的にもう400万を超えておりますが、これはここまで来るまでにはいろいろ、日にちは重なって増えてきたと思うんですけど、それまでの努力といいますか市、また県とか、依頼した事項とか、そういうふうな努力項目をお伺い

したいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

不納欠損につきましては、近年、高額滞納案件の減少に伴い不納欠損の高額案件も減少している一方で、少額案件は横ばいとなっております。理由につきましては、相続放棄等により相続人不存在により即時欠損となるケースや転居を繰り返す、住民票を移動しないで転居をする、外国人が母国に帰国するなどし、行方不明となるケースが増加をいたしております。

また、固定資産税につきましては、相続登記がなされていない土地建物において、納税管理人が死亡し新たな納税管理人の申出がない場合、相続人調査に時間を要し時効となるケースや相続放棄等による相続人不存在となり即時欠損となるケースが増加しております。

近年、所有者不明土地の増加が社会問題化もしておりますが、税収面においてもマイナスの影響を及ぼしているといった状況がございます。そういった状況の中で、収納担当といたしましては、もうあらゆる手だてを調査、努力をしております、それでもなおかつ不明とかになった場合には、消滅時効として不納欠損、これはやむを得ず処理をしているという状況でございますので、調査等についてはきちっと鋭意努力をいたしております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

部長に説明いただいたんですが私がちょっと聞きたかったのは、三重県の地方税の管理回収機構、こちらのほうにはこの4年度としてはどのようなアクションというか、また結果になられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

不納欠損となる前、滞納処分の関係で、議員おっしゃいます三重地方税管理回収機構へ、その滞納分について移管をしております。高額なものとかまた困難案件などについてでございますが、令和4年度で申し上げますと、高額案件等を扱う1課で5,496万円、2課で3,741万円、合わせて9,237万円を令和4年度は徴収をいたしております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

かなり高額の回収ということで実績も出てきておるというのも理解できました。

それでは、続いて次でございますが、債券運用の成果でございますが、毎年、市としてもいろんな運用というふうな形で努力されていると思うんですが、この4年度につきましては債券運用の成果についてはいかがなものだったでしょうか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

債券運用につきましては、経済環境の変化により金利が変動した場合は、元本割れが生じない範囲で満期前に売却を行うことができることとして、亀山市公金管理・運用指針により運用を行っているところでございます。現在は、主要自治体が発行する地方債等と政府関係機関債を合わせて30億円分を保有しております。

令和4年度での運用の成果でございますが、現在保有しております債券は令和元年度に取得したものでございますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢等により日銀の長期金利が上昇していることなどから、保有債券の時価単価が下落しており、債券の売却は行わず、利息収入を受け取っているところでございます。なお、令和4年度の債券による利息収入の実績といたしましては、約859万円でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに、コロナ禍、また戦争が起こって厳しい物価高騰の中におきましても、こうやって859万円という金額を生み出していただいたというのは、これは立派なもんじゃないかなと思います。

最後に、コロナ対策に関わる決算ということでございますが、先ほど来からいろいろコロナについてのパッケージも説明はいただいておりますが、決算的には、コロナの対策はどのような形でこの4年度終結とお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指して、3本柱から成る新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを令和3年度に実施した第1弾から9弾までに引き続き、令和4年度は第10弾から12弾までを取りまとめまして、令和4年度は総額8億9,177万8,000円に及ぶ事業を展開しましたところでございます。

具体的には、国制度に基づく事業として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付の実施、ワクチン接種体制の充実、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給でございます。

また、市の独自事業といたしまして、地方創生臨時交付金を活用しプレミアム付商品券事業バージョン2の展開や、中小企業者や高齢者福祉サービス施設、障がい者福祉サービス施設、それから民間保育所等、放課後児童クラブ、私立幼稚園への電気料金の補助など全力で支援に努めたところでございます。限られた財源の中で迅速に対応させていただき、支援につながったものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに市長のほうからもご説明ありましたが、また、この4年度では第10弾から12弾で8億9,000万。この金額も、この地方創生臨時交付金は使い切らないかんのやということで、しっかりとその点は運用していただきたいと思ひまして、これもこの5年度にも続いておりまして、そ



の辺もしっかりと継続して見守っていききたいなと思っております。

では、最後の2番でございますが、長期財政見通しとの整合性ということで、今回ではどうしても、当初の分では長期財政見通しの令和4年度の修正版で行きますと20億ということでございますが、これをキープしていこうということでございますが、今回は財政調整基金の残高のほうに移行できるのが21億3,895万4,000円ということでございますが、こちらもなかなか金額も昔のように40億とかそういうところには行けません、今、4年度につきましての長期財政見通しとの整合性をどのようにお考えか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

長期財政見通しと令和4年度決算の比較ということでございますけれども、令和4年5月に改定をいたしました長期財政見通しにつきましては、あくまでも予算ベースでの見込みを立てたものでございまして、決算額と比較いたしますと前年度からの繰越事業や不用額などを加除した額といったことで、歳入歳出において基本的に差が生じるものであることはご理解をいただきたいと思えます。

そのような中で、長期財政見通しと令和4年度決算を比較いたしますと、歳入では一般財源となる市税収入、地方交付税等が約1,500万円の増となったものの、臨時財政対策債を除いた市債発行が約5億4,600万円の増などにより、歳入総額から財政調整基金繰入金を除いた額といたしましては、長期財政見通し219億円と比べ約26億3,800万円増の約245億3,800万円となっております。一方、歳出でございますが、扶助費等の増により義務的経費が約6億6,300万円の増、投資的経費が約13億6,600万円の増となったことにより、長期財政見通しでは228億6,600万円でございますことから、それと比べまして約11億2,500万円の増の239億9,100万円となっております。

財政調整基金の残高につきましては、長期財政見通しにおいて約20億1,100万円と試算しておりましたが、決算では約2億3,800万円の取崩しにとどめたことなどから、1億2,800万円上振れをした約21億3,900万円となっております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

まだまだ厳しい財政の続いていくところではございますが、健全な運営ということを願って私の代表質疑を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

以上で、本日本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日6日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時53分 散会)



令和 5 年 9 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和5年9月6日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第52号 市道路線の認定について

報告第10号 決算に関する附属書類の提出について

報告第11号 健全化判断比率の報告について

報告第12号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第13号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

第 2 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

第 3 請願第 3号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第 4 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書

第 5 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番

古田吉昭君

2番

櫻木善仁君

3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸	書記	山北康仁

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

この頃、質問が朝一ばかりが割に多いもんで、まだちょっと頭がはっきりしていませんもんで、とちったら、また十分理解していただいて、そして明快な回答をいただきたいと思います。

今、庁内で朝のSAN運動というのをやっておるらしいですが、爽やかに、明るく、にこやかに。なかなか職員、挨拶がまだ不十分なところがありますので、そこら辺、市長、徹底してほしいと思います。

それでは、質疑に入らせてもらいたいと思います。

今回通告させていただいたのは、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

通告内容では、令和4年度決算について、単年度収支は前年度の1億9,809万円の黒字から4億74万の赤字となり、財政調整基金の取崩し等を反映した実質単年度収支についても、赤字額が前年度の2億5,918万円から11億8,887万円に増加しているが、令和4年度決算をどのように市長として評価しているのか。

昨日、岡本議員に令和4年度はばら色の亀山市政であったというようなご答弁がございましたけれども、やはり単年度赤字が11億8,000万、これは大きな問題だと思っています。そこについて、市長としてどのように、それも踏まえて市長の評価についてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和4年度決算に対する市長としての考え方はいかがかということですが、昨日の質問の中で、私はばら色の決算であったということは申し上げておりませんので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

令和4年度は、ご案内のように令和7年度を目標年次といたします亀山市総合計画後期基本計画、その4年の計画期間の初年度でございました。したがって、行政経営の重点方針において改進の年と位置づけまして、基本計画に掲げました118の施策の方向、330の施策の推進を図るべく、

年度当初に組織機構改革を行いまして、スタートダッシュを図った年でございました。その一方で、ご案内の緊迫する国際情勢によりますエネルギー価格などの物価の高騰、長引くコロナ禍への諸対策など、例年にも増して社会経済情勢への速やかな対応が求められた1年でございました。

どんな評価をしておられるのかということでしたが、昨日も少し申し上げたんですが、政策的には令和3年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症対策として14事業、総額8億9,000万円の総合対策パッケージとして、低所得世帯並びに子育て世帯に対する特別給付金の支給、ワクチン接種体制の充実、それから独自のプレミアム商品券事業、エネルギー・食料品価格高騰への市民事業者への支援策などを展開いたしました。かねてからの課題でもございました保育所・幼稚園等におけるICT化、小・中学校への校務支援システムの導入などのDXの推進、それからご案内の最終年度となりました新図書館を含みます亀山駅周辺整備事業は完成に至ったところでございます。

そしてその中で、事業を推進するその一方で、財政的な視点でございますが、実質収支が約7億円の黒字決算となりました。あわせて、経常収支比率は目標値の85をちょっと上回りました85.2%でございました。それから、公債費負担比率は警戒ライン15%を下回る12.2%でございました。

そして、今、議員少し触れられました、これは基金への積立て、取崩し等を反映いたしました財政のやりくりを表す実質単年度収支におきましては、積立額と基金の取崩し額の差が昨年度に比べて、ご指摘のように拡大いたしました。これは、事業を推進するために限られた財源をいかに有効にやりくりするかということでもございましたし、ご案内のようにかなり緊急の経常経費の増大もございましたので、そういうことも含めて足らざる部分を基金から投入をしたということでもあります。

したがいまして、今ご指摘の実質単年度収支のお話がございましたが、これら各財政指標につきましては、総体的に、総じて目標値等と比較をいたしましても、おおむね財政の健全化を図ることができたものと考えておりますし、事業の推進と表裏一体の財政のそれぞれの指標は、政策推進、行政運営の結果としての指標でございますので、どれか1つということではなくてトータルとしてそれを判断し、次年度以降へ生かしていくということが肝要であろうと思っております。

いずれにいたしましても、様々課題はございましたけれども、令和4年度はおおむね施策の推進と財政の健全化の両立が図ることができたものというふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

岡本君と同じ答弁じゃなかったんですけども、私がお聞きしたいのは、経常収支では黒字やけれどもということ。だけれども、前年度は1億9,809万円の黒字から4億74万円の赤字となり、そして単年度収支についても赤字額が前年度の2億5,918万円から11億8,887万円に増加していると。その要因についてどうですかということをお聞かせでもらうておるんです。

確かに財政の健全化をするために様々な課題があるけれどもと言われましたけれども、私としては、ほかの方は知りまへんで、様々な課題というのはどんな課題があったのか、なぜ2億の赤字が11億まで膨れ上がったのかということについての市長の認識をお尋ねしたいんです。それについてお答えください。お願いします。



○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申しあげました実質単年度収支の令和3年度分から大幅に令和4年度が11億に膨れ上がったということですが、先ほど前段で申しあげました、これはいかに事業を推進していくために財源をどのようにやりくりするかを表す指標の一つでございます。

したがって、事業の量と入ってくる様々な手当とする財源との足らざる部分を、やはり基金等々を投入しながら対応させていただいたということでございますので、前年度の2億5,918万と比較いたしまして11億8,800万というのは、そのやりくりの結果として、これが大きく拡大したというふうに理解をいたしており、当然この減となった要因につきましては、先ほどの単年度収支が減となったことに加えまして、財政調整基金の取崩しが増加したということでございますので、結果として赤字というか、拡大したというふうに理解をいたしております。

その前段の単年度収支につきましては、その要因につきましては、国庫補助金の減額などによります歳入額の減少に加えまして、エネルギー価格高騰等の影響によりまして、これはご案内の、昨日申しあげましたが、12月議会で庁舎、それから環境センターのコークス、学校等々の光熱水費の増額、1億8,000万の増額補正を議会でお認めもいただいたわけでございますが、これら歳出額の増加によりまして、前年度と比較して実質収支が減額となったことから、単年度収支自体が赤字になったものというのがその主な要因というふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、政府からの交付金がありましたわね。これは別に一般会計から出すのじゃないんですか。コロナ対策で電気が上がったとか言いますが、すると11億の赤字というのとはどのような部分ですか、そうすると。内容。その11億の分析結果を聞きたいんですよ、認定するのにね。何で2億が11億になったんやという分析は、ただ単にこれはあくまでも数字のあやで、財調どうのこうのじゃなしに、確かに財調の取崩しは何億でしたかな。だけど、これは半分ぐらいは戻していますよ。というのは、23億あったやつが21億になっておると。財調がね。だけど、それはほとんどこれ戻していますよ、半分ぐらいは。

だから、その11億の要因は、なぜ2億の、前年度に比べて2億の赤字だったのに今回11億に膨れ上がったかということについては、庁舎とか、エネルギーの高騰とか、それからいろいろもろもろとありますけれども、もろもろだけではないですよ。違いますかな。それをお聞きしたいんですよ、それをお答えください。お願いしますわ。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

よくご存じのはずやと思いますけれど、いわゆる事業量との関係があらうかと思えます。事業量との関係。そして、収入との関係があらうかと思えますので、結果として、実質単年度収支のお話としては確かに2億が11億と拡大したわけでございますが、いわゆる後期基本計画初年度という

ことでかなり事業をスタートさせた。あわせて、先ほど申し上げましたような経常経費の増大、それから国庫補助金の減額などの要素によりまして、したがって、いわゆる不足する部分をやっぱり基金を取り崩してやりくりをしたというあかしであろうというふうに思っておりますので、そこは事業をやらなければ、事業を本当に抑えれば、こういうことにはならないだろうというふうに思っておりますので、あるいは収入との関係、事業量との関係、そして様々なやりくりをしていく過程での一つの指標としてご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私、頭悪いもんで、今の市長の答弁では私はよう理解できやんのさ。事業がようけあったもんで11億になったというふうに理解してもよろしいんですかな、そうすると。事業が。

そういうふうに理解してもよろしいんですかな。それなら、その事業名を上げてください。それをお願いします。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度に実施いたしております総合計画をスタートさせて、主要な事業を展開しておりますけれども、継続的に実施してまいりました亀山駅周辺整備事業ですとか、図書館整備事業の推進、それから保育所・幼稚園等におけるICTの推進、校務支援システムの導入など、それから和田保育園の増設工事など、主要事業と後期基本計画に位置づけました事業を推進するというところで、この事業費がこのような結果になったということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

和田保育園の増築、ICT化もろもろ寄しても、大体ざっと計算ですよ、大体3億ぐらいだと思うんですよ、違いますか。駅前広場と図書館事業をのけた部分で。違いますか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ちょっと今手元に資料がございませんので、確認をさせていただきたいと思いますが、先ほどの実質単年度収支の赤字の増大には、基金の財調の取崩しの金額も影響しておりますので、これが約3億3,000万、この11億9,000万のうち3億3,000万は、そういった財調の取崩し額も影響しておるといふふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

決算の認定をこの9月定例会に上程して、細かいことを聞くと資料が手元にないと。それで認定の議案としての、議会としての職務が果たせないんですよ。資料がちょっと手元にないからでは困

るんですよ。

というのは、今、財調3億どれだけと。11億から3億引いたら7億弱のそこら辺はどうなっておるのかなと、こうなるんですよ。そんなものは、やっぱり議会に出す議案として、そこら辺の資料作りは当然市長も頭の中へ入れておかなあかんですよ。あなたが船頭ですからね。私らも精いっぱい勉強する、一生懸命努力していますけれども、そこら辺の議案を上程する、その最高責任者は市長ですよ。なぜこの分析をしなかったのか、2億から11億になった分析を。それは後ろの者に、部長らに任さな答弁できんのですか。そうでしょう。それがあなたの仕事だと思う。

だから、なかなかその赤字幅というのは、2億から11億って5倍ですよ。いろんなことを言って、3億3,000万は財調からって言いますけれども、そこら辺もう一遍聞かせてくださいよ。残りはどうなるのやと、なぜこの要因が出てきたのか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

政策的・財政的な決算の内容、分析は、当然私ども組織的に対応させていただいて、その上でこのように公の議論をお願いしておるところでございます。

そして主な要因につきましては、先ほども申し上げましたけれど、国庫補助金の減額などによります歳入の減少、これに加えてエネルギー価格高騰等の影響によりまして、昨年12月議会でも1億8,000万の増額補正を議決していただいたわけじゃないですか。これは本当に想定していなかった部分の約2億が乗ってきておるといふ、これへの対応等々もあるわけでございますので、こういう光熱水費の増額による歳出額の増加などによりまして、前年度と比較いたしまして実質収支が減額となったことから、単年度収支が赤字になりましたと。その上でやりくりを考えていくときに、財調から7億9,000万の取崩しを行い、そして貯金との差引きを、後々のことを考えて基金を積んでおりますので、その差額が拡大をしたということでございますので、そこはそういう分析をさせていただいておるところであります。当然、事業を展開していく部分と財政のそういう指標との関係というのは大事でございますが、全体としての財政指標全体として把握をして、分析をして、この決算を次に生かしていくということが、行政にとりましては極めて重要というふうに思っておるところであります。

議員のお考え方としては、それはそれとしてしっかり受け止めさせていただきますけれど、そのような要因と背景があるということを認識させていただいております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、だからやっぱり認定議案ですから、細かいところまで明確に11億の、前年度は2億だったと。今年度は11億やと。それは、私が思うには、駅前再開発事業の過大投資だったと私は思っています。その結果、この11億が出てきたと。エネルギー高騰どうのこうので1億8,000万と。財調が7億9,000万と。そうやけど、決算においては3億5,000万ぐらいの財調への繰入れをやっておるんですよ。23億を、最終で財調は21億になっていますよ。2億、3億戻していますから。こればっかりやっておってもあきませんが、何はともあれ冒頭に申し上げたよう

に、爽やかなご答弁ができるように、今後また予算決算委員会もありますから、そのときには資料がないとか、そんなご答弁が返ってこんように、しっかりやっぱり精査してもらって、そしてこの認定業務に、議案提出に臨んでいただきたいと思います。

こればかりやっておってもあきませんから、次に移りたいんですけども、財政力指数について、0.82と前年度より0.02下がりました。正直、平成25年からずっと見てきておると、かなり財政力指数が低下してきておるんですけども、この財政力指数の低下する主な要因は、確かに固定資産税、法人税は増額していますよ。自主財源が51.3%ですか。依存財源が48.7%ぐらいですよ。そういう中で、なぜこの財政力指数が下がっていくのか。それに対する危機感は、市長は持ってみえませんか。

市長が就任されたときは、亀山市は不交付団体であった。1を超えておって。今、三重県下で四日市市と川越町だけです、財政力指数が1を超えておるのは。ほかは皆、減っているんですけども、本市もシャープ導入のときは1を超えて不交付団体だったんですよ。そのときの市長さんの田中亮太さんは、私は1を超えておるといふうなことでやったんですけども、櫻井市長になってからこの財政力指数が徐々に減っていったら、低くなってきておると。これはどういうふうにして市長としてお考えになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

#### ○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

財政力指数は、ご案内のように、標準的な状態において見込まれる税収入から一定の方法によって算定をされます基準財政収入額に対する、合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費であります基準財政需要額の割合で算出をされるものでございます。その上で過去3年間の平均値が示されるものでございまして、ご指摘のように、私が就任させていただく前の約1.36、最高1.36の財政力指数が、これはやっぱり液晶産業誘致に伴います急激な税収の増を受けて、そういう時代があったのはまさに15年前でございます。

お話のように、平成23年度を節目に6年間続きました不交付団体、1を超えておったわけですが、1を割って、平成23年度が節目でしたから、約12年前を一つの節目に今それが下がってきておるといふことでございます。

現在の0.816という本市の数字でございますが、これが前年度が0.839、それから3か年平均で0.871でございましたので、それと比べて、現在令和4年度の財政力指数はそのような数字となっております。

令和4年度におきまして、この財政力指数が減少となった要因でありますけれども、市民税所得割の増などにより基準財政収入額は増額となったんですが、国による臨時財政対策債の抑制によりまして、振り替え後の基準財政需要額が基準財政収入額の増額以上に増額となった、これによるものでございます。

特にご案内の令和元年度以降につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして基準財政収入額の減額が続いていたことから、財政力指数は下落傾向が続いておるといふことであり、中長期で見てもそのような流れがありますが、現在本市におきましてはどちらも厳しいと思っておりますが、県内におきましては四日市さんは1を超えていますけれども、14市ではそれに続いて鈴鹿市、

次に亀山市がというような感じではなかろうかというふうに思っておりまして、そういう意味では、この数字自体の少し中長期の動き、それからこの間の現状の動き、しっかり認識をしながら全体の行政経営を展開していくことが大事であろうと思いますし、税収の増をしっかり政策的に展開していくということも、今後の大きなアプローチの一つというふうに当然考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちなみに、これは令和3年度の資料、私が間違っておったら申し訳ないですけども、松阪市の財政力指数が0.571です。四日市が1.208です。鳥羽市が0.43です。いなべ市が0.83ですよ。そういうような形になっておるんですけども、私が関町の議会議員のときに菟野町の議長が、おい櫻井、私のところ財政力指数2やにと。毎年金余ってしゃあないんやというので、どこに基金に積もうかといって、こうなっておるんですけども、やはり財政力指数というのは、その市の体力を示す数字だと思っています。それに対する危機感を持ってもらうて、国のどうのこうのと言わんと、やっぱりもう少しきちっとやっていただきたいと思います。そこら辺で、どうも市長の答弁は危機感がどうも私には伝わってこんもんで、そこら辺はきちっとやっていただきたい。

次に移りたいと思います。

財政調整基金の推移ですけども、基金は20億を下回らんようにということで、堅持するということでこだわってみえるように思うんですよ。だけど、今申し上げたように、各市町も基金を、積立金を持ってみえます。ちなみに今言うた松阪市が113億、それで鳥羽市が8億6,000万、いなべ市は58億ですよ。そして伊賀市が59億ですよ。そういうような形で、亀山市が今21億3,895万円ですか。だから、やっぱり財調というのは緊急時における基本的な金額ですけども、この21億をどのように評価されておるのか。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基金につきましては、本市の場合、基金活用指針に基づいて、その積立て、運用など、基金の必要性、在り方を整理しておりまして、令和4年度末におきまして基金全体で約83億8,400万円となつてございます。その中で、財調につきましては、今ご指摘の21億ということでございます。

どのように考えておるかということなんですが、財政調整基金につきましては、基金自体は当然将来に備えていく、将来の中長期的な事業の展開に備えるという視点が当然ありますし、財政調整基金につきましては、それぞれその年度における調整する、手当てをするという意味で活用する基金でございますけれど、今の21億の評価ということですが、確かに大体一般に言われる財政調整基金の適正額というのは、いわゆる財政規模、標準財政規模の約10%ということになりますので、私どもの標準財政規模の130億を考えますと、13億が一般的に言われる一つの指標に合わすとそういうことであろうかと思えます。

しかし、それから比べると確かに21億というのは多いんですけど、先ほど申し上げました全体として約83億の基金を将来の行政運営、政策展開、将来世代への負担、いろんなことを考えた

ときに、しっかりこれを有効に蓄え、備え、そして活用するという視点が大事であろうかと思っておりますので、その年の状況によりますけれど、できる限り、この基金をしっかり積めるような行政経営ができるように、しっかり考えていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、本市は特定基金というのがあるんですよ。全体で80億弱あるんですけど、79億何ぼやと思うんですけども、ああ、83億か。そしてそこら辺と、先ほども申し上げましたように、いなべ市は歳入総額が大体257億ですよ。それに対して58億の基金を持っておると、財調。亀山市は、リニア基金とか、庁舎基金とか、特定財源ですな。それを合わすと大体30億以上あるんですよ。私はもうリニア基金は要らんとおるんですけどな。それを何とかほかのところへ回すべきやと思います。

そこで、4番目の市債についてちょっとお伺いしたいんですけども、市債の残高推移についてですな、一つの表を持っておるんですけども、平成25年は残高が176億2,900万、それでずうっと来まして、令和4年度が159億1,900万と、こんな形になっておるんですよ。この推移、確かに借金を返済しておるといようなことを市長はよく言われるんですけども、市長の仕事は借金を減らすのが仕事じゃないんですよ。市民の細かい要望を聞いて、市債を起こしてまでも、やっぱり一つのを、市民の生活の糧にするといようなものにしていかなあかんのですよ。

そこで、ここに公債費負担比率が12.2%となっているが、一般的に超えないことが望ましいとされる15%になるまでの市債発行可能額についてということをお伺いさせてもろうてあります。

これは、基本的に15%じゃなしに、18%になっておるんですよ、今。18%を超えた場合には総務大臣の許可が要るんですよ、市債を発行するのに。今現在18%として市債発行可能額は幾らぐらいになりますかな。それをお答えください。15%の場合と18%の場合、簡単に計算したらできると思うんです。幾らになりますかな。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

公債費負担比率につきましては、公債費に充当された一般財源が、一般財源総額に対してどの程度の割合になっておるかというふうなものを示す指標でありますので、公債費における財政負担の度合いを示す判断の指標となっておりますのでございます。

議員ご質問の公債費負担比率が、18%というふうに議員おっしゃって見えましたが、15%で試算しておりますので、15%でのお話をさせていただきたいというふうに考えております。

令和4年度決算では、公債費に充当された一般財源が19億6,125万2,000円に対しまして、一般財源総額が161億4,039万8,000円でございますことから、公債費負担比率が12.2%となっております。この令和4年度決算の数値を用いまして、仮に令和3年度に実際に借入れを幾ら借り入れたら、令和4年度の公債費負担比率が15%になるのかというふうなことを試算いたしますと、起債の条件にもいろいろありますが、年利2%据置きなしで、借入れの翌年度か

ら10年間償還するという条件で一応試算をしましたところ、令和3年度に42億円を借りると令和4年度の公債費負担比率が15%になるという試算をさせていただきました。

仮に令和3年度に42億円借入れを行った場合でございますけれども、令和4年度以降の臨時財政対策債ですとか、総合計画後期基本計画に位置づけた事業の執行に必要な起債を、借入れを行っていますので、令和4年度では15%になりますが、令和4年度にも借入れを行っておりますので、その額を加算しますと、当然令和5年度の公債費負担比率は15%を超えてまいります。

令和5年度以降の起債の借入れの可能額につきましては、様々な条件が複雑に関連して計算が非常に困難でございますことから、具体的な数字の算出は現在のところしておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これはまた他市の例を見ましたら、松阪市が公債費負担比率が11.5%でした。ちょっと四日市が分からなかったんですけど、鳥羽市が15.2%でした。いなべ市が15.2、伊賀市が17.0、亀山市が12.2です。今聞かせてもろうた15%として、42億円はまだまだ市債として亀山市として借りることができると。借金ですね、できると。

だけど、減債基金で6億6,000万積んでありますよね。毎年これを返しますから、当然元は減っていくんですから、ほかのを今借りているやつは。そうすると、仮に実質公債費比率の中で、この比率が18%を超えた場合、地方債発行において総務大臣の許可が必要となると。18%というと、今15%の試算で42億と出ました。18%とすると、まだ90億以上の市債が発行できると思うんですよ。そうですね。12.2%から15%として基づいて試算したら、42億円のまだ市債の発行ができるという答えが出ましたやんか。そうすると、それが18%、総務大臣の許可が要る、17.8%だったら、まだ40億以上の、80億以上の市債発行が可能やということになりますけれども、市長は返済するのに今一生懸命になってござるけれども、まだまだ、鳥羽市でも年間総額は一般会計予算が137億ですよ。それで15.2%をもう超えておるんですよ、公債費負担比率が。だから、亀山市は247億ですな。その中で、いなべ市がまだ公債費負担比率15.2%ですけども、だけど18まではいけると。18を超えると、もっと金を貸してほしいという場合には総務大臣の許可が要るということですけども、今のご答弁だと、まだ42億円の、15%とした場合の42億円の市債発行が可能だということについて市長の見解を聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、起債を発行すれば、例えば10年とか15年スパンで返済をしていくわけでありまして。ご案内のように、おっしゃられたように、市債の返済を公債費と申し上げておりますが、令和4年度の決算では公債費が一般財源で19億6,000万でございます。

これは、例えば先ほど前段のお話がありました平成23年度交付税が不交付団体から変わる、あの局面が一番厳しかったのは、税収が40億ぐらい二、三年の間に落ちる。しかし、支払いとして、いわゆる公債費が、それ以前は多分20億から21億ぐらいが亀山市の標準であったと思っておりますが、

27億まで上がる。それは斎場の建設でありますとか、いろんな事業の展開によりまして、ですから、それが全体としての経常経費を上げていく。この中で政策を展開していくということが厳しかった。

したがって、起債を抑え、そして将来の行政運営あるいは政策展開に影響が出ないように考えていくというのが基本でございます。私どもは臨時財政対策債とか、今後、総合計画におけます基本計画に位置づけた事業の執行に必要な市債の発行もやっぱり控える。そして、将来の様々な事業の展開に備える。そして、それは将来世代への負担をやっぱり削減させていく責任が行政経営にはあるかと思っておりますので、そういう視点で運用というか、行財政運営を行ってきたところであります。

したがって、今、議員ご指摘の18%あるいは15%を超えても回っていくんじゃないか、あるいは、その借金、起債は必要であれば、起債は事業によっては必要だというふうに私どもも当然考えておりますが、例えば交付税措置のないような起債、もろにそのものという起債ではなくて、本当に有利な起債を上手に賢く活用していくという視点が大事であろうと思っておりますし、本当に将来世代の後年度負担について大きな影響が出ることをないように慎重に活用を図ってきたという基本姿勢は、今後におきましても、この警戒ラインである15%を一つの目標値としながら、慎重に運用していく必要があるかと思っております。

したがって、15%を超えて、今42億、あるいは80億というお話がございましたけれど、それを前提にした借入れを行うという考え方は、本市としては考えていないということでありまして、

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなことはおかしいやないかな、市長。あなたが市長に就任したときに、庁舎建設を凍結しますよ。25億ですよ。斎場建設、関中学校、和賀白川線、野村布気線、それからにぎわいづくりで、もろもろの合併特例債が103億やったかな。その中から10億と3億を残した93億ぐらいを事業で、そして斎場、関中、和賀白川線、野村布気線、それから庁舎建設ですよ。その庁舎建設を25億のときに、あなたが市長になったときに、将来の世代にこの庁舎建設の25億は負債を抱えるからって。だけど、この合併特例債は7割が交付税算入なんですよ。償還しておってもされる額ですよ。だから、90億として単純に7割で63億は交付税措置されるんですよ。この有利な財源を使って、だけど、庁舎建設の25億を何に使うたといったら、北東分署や何や駅前に16億、もろもろに使ってゼロにしたんやないか、あなた。それさえ残っておれば、ほかの事業はもっとできたはずや。

だから、有利な財源というようなことを言うけれども、その有利な財源であった合併特例債を使って、それなりの地域のことをやってきたわけですから。だけど、まだまだその市民要望に応えるためには、借金をしてでも十分耐えられる行政運営をしていくのが市長の仕事やと思う。すると、今聞かせもろうた。15%まで行くと42億までは借りられる余裕があると。だからそれは、42億は有利な財源ではないという認識なのかな、市長は。

簡潔に言うて。もうちょっとしゃべりたいでな。短く言うてや。

○議長（森 美和子君）



櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

起債を全て否定しておるわけではなくて、後年度負担、それは現在の政策の優先度、そういうことをしっかり考えて行っていくということは当然であります。

それから、合併特例債のような、さらにほかにもあろうかと思いますが、有利な起債を考慮して起債を起こしていくという考え方につきましては、当然必要なものにはしっかり手当てしていくということは当然でございますが、今議員おっしゃるように、現時点で18%、42億を前提に借りられるから借りよというような議論は少し乱暴ではないかと思っておりますので、そういうことを総合的にしっかり慎重に判断をするということが大事だというふうに思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

時間ありませんので、簡潔に。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

要するに、市民の必要な事業についてはやっぱり借金はせなあかんと私は思う。その借金ができる可能額が42億円という、15%としてですよ。だけど、18%までは可能やとしたら大体90億の市債発行が可能だと。それで市民要望の最優先する部分をちゃんと応えられるようにやっていくのが今回の質問でございますので、しっかり予算委員会でもさせていただきますので、これで終わります。

○議長（森 美和子君）

ちょっとお待ちください。

原田部長、先ほどの質問に対する答弁を求めますので。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

遅れまして申し訳ございませんでした。

お尋ねの事業費等でございますが、保育所等ICT化推進事業が1,709万1,000円、校務支援システム事業が614万9,000円、和田保育園増築事業が8,323万1,000円、それと駅前整備に関しましては、現年と繰越しがございますが、合わせまして18億1,393万9,000円でございます。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時56分 休憩）

---

（午前11時05分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

新生みらいの小坂でございます。

通告に従い、質問を若干させていただきたいと思いますが、令和4年度亀山市一般会計の歳入歳出決算については、先ほども大分議論もあったし、昨日から多くの方が質問されておりますので、重複するところがあるかと思いますが、私なりに質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど来、決算の収支につきましては、本年度7億円から繰越金9,000万入れて6億と。当然、前年度から11億繰り越してきて6億残したら、4億赤字になるのは、これは当たり前の話です。しかし、実質単年度収支については12億で、今、話もあったんですけど、単純に赤字であることは事実ですので、基準財政需要額も2億減らしていると。

なのに、市長は、よりの確な対応で持続可能な行政運営を図って、決算としてはおおむね財政の健全化を確保できたと、こう総括しておるんですが、借金して、借金も増やし、それから赤字になって、通算しても12億、実質単年度収支も。実質収支も4億と、財政調整基金も減らしておると。これが健全で、去年より悪いんですよ、数字的には。それを健全であったという表現はおかしいと思います。

今まで説明聞いて、いろんなあれやこれや事業をやったと、それは評価しますよ。政策を優先して結果として赤字になってくる。それならばそのように、財政的には非常に結果としては赤字だったけど、施策を優先したと。だから赤字になったけれど、市民に対しては政策を優先したから決算の数字としては赤字になったんだと、やむを得ない赤字だと、こういう表現にするべきだと思います。健全化が図られたと、財政。その表現を変える意思はあるかないか、まずそれを聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いわゆる決算における財政指標自体は、おっしゃるように、我々申し上げてきたように、事業を展開し、行政運営をした結果としての指標でございますので、それは当然重視をする。その一つの指標だけではなくて、トータルとして判断するというところであります。

決算の総括として提出をさせていただいております資料につきまして、長期のスパンで、そしてその当該年度について政策の推進と財政の健全性の両立をおおむね果たすことができた、このような表現を従前から使わせていただいております。当然のように、昨年度と比べて、その指標が若干下がった部分というのはご指摘のとおりでございますので、それはしっかり真摯に受け止めて今後に生かしていきたいというふうに思いますが、この表現は政策の推進と財政の健全性、この両立をおおむね果たすことができた、こういう表現を、記載を従前からさせていただいておるものでございます。当該年度の変化、課題につきましてはしっかり認識をさせていただいて次へ生かしていくと。これは基本的な姿勢でございますので、表現をこの時点で変えよということについては、そのように考えておりません。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その政策やったら、政策を優先したということで、そうやけど、今議論しておるのは令和4年度の決算数値を基に決算として数字を見て、中身の政策はあると思うんですけど、数字としては赤字なんですよ。単年度も赤字、去年の数字で、また今年も赤字。赤字だったら政策ができないですよ、通常では。赤字である以上、健全とは言えませんよ、やっぱり。去年の繰越しが11億ですよ。今年は6億繰越しで4億円、確実に4億円は赤字ですよ。それを健全な財政とは言いきれませんよ。

赤字の決算を出しておるけれど、やはり政策優先であったから、結果的に残ったが、今年度に関しては、あなたは今、暦年度と言うておるけど、本年度に関しては赤字ですよ。それに対する何の文面もない。全て健全と。昨日の答弁も現況報告も、全てが健全で財政運営できたと書いておるけど、事実、数字の上では赤ですよ。それに対する反省の色がないということです。

さっきも政策ばかりを並べて、いえ、政策もよろしいですよ。だから赤字になってもええというふうにしかなれないですよ。赤字は赤字で認めるべきですよ、やっぱり。その辺の考え方を聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも議員ご案内のように、一番基本になるのはその年の実質収支であろうというふうに思います。したがって、この実質収支につきましては令和4年度も6億9,000万、昨年度は11億という数字でございましたし、この十数年にわたって実質収支が赤になったということはございませんので、それは行政運営として、一つの指標としてそれを踏まえておかななくてはならないと思います。

その上で単年度収支の4億1,000万の減、昨年度に比べて4億1,000万の減、それから実質単年度収支の、先ほど櫻井議員がご指摘ありました11億9,000万に拡大した、この意味については、その要因は申し上げたとおりでございますので、それもしっかり踏まえて全体の財政指標を捉えて、事業と財政を両方しっかり見て回していくということが大事であろうというふうに思っており、あくまで基本となります単年度の実質収支は6億9,000万の黒字であると、ここが基本になろうかというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

見解の相違ですけど、それは間違いですね。

私が言うのは、11億という繰越金があったから4億なんですよ。来年度だったら6億しかないんですよ。11億繰越金があって、その繰越しのうち5億5,000万は基金に積み立てて、今年は7億のうち3億5,000万は積み立てをやっておるけど、11億という繰越金があったから、これがなかったらもっと赤字ですよ。赤字になるわけですよ。10億の赤字になるんですよ。実質4億の赤字になる。当然です。11億繰越してきて6億残した、それは健全だとは言いきれんでしょう。実質単年度では4億赤字ですよ。その辺の認識が違うんですよ、やっぱり。赤字には違いないですよ、これが。4億は。だから、これについては健全な決算とは言えないと私は思うので、その

辺についての認識を改めていただき、また予算決算のときもあろうかと思しますので、その程度にしておきます。

次に、自主財源と依存財源の件ですけど、昨日も新議員が言われたんですけど、自主財源は51.3%、依存財源は48.7、初めてこれ、ここ3年50%以下なんですよ。平成25年から令和元年までは60%から62%ですよ、自主財源が。それが令和2年から50%以下に落ちておる。この要因について、まずお聞かせ願いたい。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

自主財源と依存財源でございますが、収入のうち市税や分担金、負担金、使用料及び手数料など地方公共団体が独自に収入できる財源を自主財源、それから地方交付税や地方譲与税、国庫支出金、市債のように国や県の意思決定に基づくものが依存財源でございます。

令和4年度につきましては、前年度に比べて財政調整基金繰入金が増となったことや、都市計画事業債や臨時財政対策債が減となったことなどから、自主財源は増、依存財源が減となったところでございます。

自主財源の割合につきましては、令和2年度及び令和3年度においては50%は下回っておりますけれども、令和4年度においては51.3%となったところでございます。その要因につきましては、市税収入の増に伴い自主財源が増となったことや、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策の事業の財源となる国庫支出金が減になったことに伴い、依存財源が減となったものでございます。依存財源が減となり、自主財源の割合が大きくなったことでございます。このことから、今後の自主財源の割合につきましても、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策の影響が一定程度落ち着いた後は、コロナ禍前の水準に戻るものと考えておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

理由になっておらんじゃないですか。令和元年までは62%あったんですよ。それが令和2年から一気に44%まで落ちたんですよ。だから、これはほかの事業があつて実際に落ちたというか、税収がそのように落ちたのか、依存財源が大きくなったのか。確かに駅前開発があつて、国庫もあったし、起債もあつたらうと思うんですけど、そこらが要因と違うんですかね。

だから、令和元年までは六十何%あった依存財源が一気に四十何%に、今年ようやく51.3%になった。じゃあ、この3年間は一体何のためにあつて、今後自主財源をどのようにして増やしていくか。これは税収以外にないんですよ。あとは繰入金か、公有財産売却か、あと繰越金、これらが自主財源の主な要因だと思うんですけど、税収が上がる以外に方法はないと思うんですね。依存財源が5割以上で自治体運営ができるんですか、市長。やっぱりこれは自治体運営をしようと思えば、やっぱり依存財源はできるだけ少なく、自主財源をいかにして60から70に上げることが、経常収支比率も併せて、これを上げる方法を考えるべきだと思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

15年前後のあの頃の七十数%という率の高さ、やっぱり税金、これは企業立地の大きなインパクトというのは、我々は経験をしてきたわけでございます。

おっしゃるように、この税金を上げるための取組を現在重層的に展開しておりまして、このところをしっかりと本市として展開する。産業誘致、産業立地のためのあらゆる手だてを打っていくこと、それから定住する人口の増に向けて、やっぱり子育て支援、それから定住を促進させるような施策、このところが大事であろうと思っております。

いずれにいたしましても、ご指摘のように税金を上げる、そして自主財源の比率を上げることによって政策の柔軟度は高まる、それはもうそのとおりでございますので、しっかりとその施策の展開をやっていくということは基本的な認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やはり七十何%というときは、税金はその当時140億ぐらいあったんですよ。それが去年ようやく100億超して、前年度、2年度は100億切っておるんですよ。去年初めて100億超えたという、決算で上手に100億超えて、その前は90億団体なんです。だから、大幅に税金は、140億あったときは依然として違うわけですよ。

しかし、企業は入っておるけど従業員が少ない、誘致した企業の。従業員も亀山市に住んでいない。だから、税金となかなか結びつかんということがあろうかと思うので、やっぱり定住する、企業を誘致するんだったら、やっぱりその従業員は亀山市に定住してくれという施策を打ってこんど税金に結びつかなくて、人口は増えていかない。企業は全部入ったでよくなったとはいうものの、結局固定資産と償却資産はあっても、法人税一部と、あとそこに住む従業員が定着していないと税金にはつながってこんど。だから、定住できる施策を打つべきだと。それが税金にもつないで、自主財源に結びついていくと思う。そういう政策のほうへ行っていただきたいということを申し上げておきます。

それから経常収支比率について、これも同じことで重複するんですけど、85.2。85%が目標と、それは勝手な亀山市の最もあれなんですけど、これは少ないにこしたことはないんですけど、これは普通交付税が約2億増加になったものの、なかなか国の財政が不足するというようなことから臨時財政対策債をかなり左右する、それがこの経常収支比率に大きく響いておると思うんですけど、臨時財政対策債についても、これも借金なんです。交付税の見返りの分。だから、その借金を増やすばかりが能じゃないと思うし、今は地方債の中に一番多く占めておるのは臨時財政対策債なんです。これは、国は後で見るとは言うものの、見てもらえるか分らんですけど、臨時財政対策債と地方交付税というのは背と腹にあって、今回もまた減額しますが、これは別に何も全部借り入れる必要もないんですよ。必要に応じて、範囲内でいいんですけど。

そうやで、その辺で経常収支比率はやはり85.2でよかった、ちょっと出てるので、けど、まだよかったという認識だけど、やはり85を切るという目標を定めて経常収支比率を下げるというのは、今の自主財源も併せて実際どうするかということと、税金を上げると、それから繰越金を

どうするかという、財政運営上でいかにして自主財源を上げることは、この経常収支比率に結びついてくると思うので、その辺について改めて目標を、行財政改革大綱で決めたとはいえ、やはり80ぐらいに持っていくべきであると思うので、その辺の何か手腕があれば。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも確かにかつて70%前後の本当にそういう時期があった、我々は経験をしたわけでありませう。したがって、今本当にどの自治体も非常に厳しいと思いますし、国の地方財政計画自体の考え方、交付税の考え方等々についてもたくさん言いたいことはありますが、しかし現実の中で私どもはしっかりこれを考えていくという中で、この経常収支比率が上がれば上がるほど財政が硬直化いたしますから、事業が全く展開できない、そういうことに陥るわけでございます。

そういう意味から、85%以下を当然我々は目指しておりますので、経常収支の大きなウエートであります、これは昨日も申し上げましたが、いわゆる扶助費、人件費、それから公債費、これをベースにしっかりコントロールしていくという考え方が必要であろうと思いますし、それから昨年のエネルギー高騰によります電気料金、コークスの値段が1億8,000万、令和4年度はそうでした。今年は当初予算でプラス4億を光熱水費のために計上させていただいて、令和5年度はスタートをさせていただいたわけでございますので、こういういわゆる経常収支比率をしっかり抑え、コントロールしていく。しかし、電気料金等々の大きな急激な対応については、しっかりあれかこれか、そのやり方も含めてしっかり他の事業との影響を考慮して政策を見極めていく必要が本当にあるかと思っておりますので、そういうことをやりながら何とか経常収支比率は硬直化しない85%以下を、本当に当然私どもとしても効率的な執行を徹底できるような取組をしていくというのは、今後目標として運営をしていきたいというふうに考えておるところであります。

行革もその一つでございますので、ぜひ議会の皆様方、市民の皆様方のご理解もいただきながら、こういう取組が少しでも効果が発揮できるように全力で臨んでまいりたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ぜひとも今市長の言われたことが来年度予算に反映できるように、経常収支比率がこの辺の目標に向かっていか、それから経費はこのようにして反映しておると。何のための決算かという、これは来年度予算に反映するための決算なんです。この場で終わっては、この決算審議は何にもなりません。来年度予算にどう反映するか。だから、経常収支比率はどうするんやと、自主財源をどうするんやという来年度予算にそれを生かすことがこの決算なんです。だから、それを生かしたような来年度予算をつくっていただくというのは本来の決算審議ですので、その辺を十分踏まえて来年度予算を作成していただきたいということを申し上げておきます。

それから、次に不納欠損ですけど、市税について1,397万、去年より1,500万ばかり減っておりますけど、約660件、去年より516件減っておりますけど、ほとんどは固定資産税が半分なんです。その固定資産税は、消滅時効と合わせてほとんどなんですけれど、固定資産税の中に、不納欠損するまでに法的手段、差押えとか、弁護士を入れて調査するとか、そういう不納欠

損に至るまでの、収入未済額が起こった段階から始まってくるわけですが、それが長期にわたっておるから時効消滅もあるんですけど、それまでに法的措置をどのように取られたのか、取った内容について成果があったのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年度の市税の不納欠損に関しましては、先ほど議員ご案内のように660件、1,398万円となっております。前年度と比較して516件、1,569万円の減となっております。税目別では、固定資産税の不納欠損額が634万円と最も多くなっております。

そういった状況の中で、不納欠損はもともと徴収金が徴収できなくなったということで、調定の金額を、税額を消滅させることですが、当然固定資産税につきましては、不納欠損に至るまでに滞納処分等の中で差押えとか、そういったことも当然やっておるわけですが、ただどうしても相続登記がなされていない土地・建物において、納税管理人が死亡し、新たな納税管理人の申出がない場合や、相続人調査に時間を要して時効となるケースもございます。また、近年では相続放棄等もございまして、相続人が不存在となり即時欠損となるケースも増加しております。近年、所有者不明土地が社会問題ということで、相続登記なんかも改正がなされておりますが、これにつきましては収収面においてもマイナスの影響を及ぼしておるものでございますが、いずれにいたしましても不納欠損に至るまでにあらゆる努力はいたしてはおります。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その辺は難しいと思うんですよ。今回も市税は660件あるんですけど、公営住宅でも11万、国保でも243件、1,400万。それから後期高齢者医療と。固定資産は年々増えておるとはいえ、なぜこの令和4年度で3年度から大幅に減った大きな要因は何だったんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

不納欠損が前年度に対しまして減少している理由でございますが、令和4年度の不納欠損は3年前の令和元年度に執行停止、執行停止は3年ですので3年前なんですけど、その3年経過後も状況に変化がなく、資力回復が見込めないものが大半を占めております。

令和3年度との比較でございますが、令和4年度は例年と比べますと、1件当たりの金額が大きい固定資産税の不納欠損はほぼ同額でしたが、個人市民税は金額も件数も大幅に減少いたしております。その内訳でございますが、個人市民税は215件、1,304万円の減少、それと軽自動車税も367件、197万円の減少、固定資産税は34件増加し55万円の減少、都市計画税は34件増加し6万円の減少となっております。当然、税の賦課徴収につきましては、公平・公正であることが当然でございますが、不納欠損はやむを得ず滞納分の徴収金が徴収できなくなったということで、その調定を消滅させるものでございますが、対象案件は個々の様々な状況がございますことから、多額の案件、少額の案件、年度によって不納欠損の件数、金額とも変動があるものでござい

ますので、年度によって若干件数も金額も増減があるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、減っていくことは結果としてはいい方向なんですけど、不納欠損にするまでの収入未済額のできるだけの法的手続きで、できるだけ現実に取れるようにしていただきたいというふうに思います。

その次の収入未済額ですけど、これも市税では2億9,835万、去年より若干減っておると。これも県の徴収の機構が飛躍しておるせいだろうと思うんですけど、ほかに分担金、負担金で314万、使用料とか手数料は612万、国庫で7,847万、県の補助が200万と寄附金で321万、諸収入で1,545万とあるんですけど、これらの未収金について、ほとんどこれは収納できておるのか。今の段階で拾ってみると、このぐらいで、税収以外にも分担金、使用料、国庫、県、寄附金で諸収入があるとかかなりの額になると思う。これが収納未済額として計上されておるんですけど、徴収見込みがあるのかないのか、それをお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

収入未済額につきましては、税以外にも、おっしゃるように分担金とか使用料とかございますが、税につきましては、おっしゃいましたように3年度と比較いたしますと2,072万円というふうなことでございまして、徴収に、未納者に対して納付の催告とか預貯金の差押え、不動産、生命保険の差押え等をしてしておりますが、国保税につきましては、令和4年度、昨年度から税務課の収納対策グループにおきまして債権を一元ということで対応をしておりますので、一定の効果はございます。ただ、ほかの案件につきましては、現時点では負担金とか、なかなか困難なものであるというふうには認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

収入未済額でも、決算を見ると市税は2億9,000万ですけど、それ以外にも分担金、負担金と、それから使用料、これは一般会計ですよ。使用料、手数料、国庫、県補助金、寄附金、諸収入、これらが約8,000万から未収金になっておるんですよ。これについても、年度内に取れておるのか、翌年度にこれは収集できておるのか、国庫なんか繰越明許分が上がっておるのかも分かんないんですけど、これを取れておるの取れておらんのかを確認しているのであって、一遍それだけですので、また予算決算委員会でもいいので、それ以外の収入未済額についての報告をお願いしたいと思います。

時間がないので、次、財政調整基金については、今、櫻井議員がおっしゃられたので、やはりこれは合併当時は40億ぐらいあったんですよ。合併した当時40億ぐらい。それは減る一方で、20億を目標にしておるとはいうものの、やはり大きな事業を抱えておることから、後年度に長期財政見通しと併せてなんですけど、やはり市長は生活保護とか、新庁舎だとか、社会保障制度、



それが年々増加の傾向にあるけれど、今後は新庁舎の建設、公共施設の改築・更新、リニア中央新幹線の停車駅と将来に大きな投資を控えておると。それに向かってどのようにこの財政調整基金を、庁舎とリニアは抱えておるといふものの、解決するものじゃないと思うんですね。だから、将来の見通しと財政見通しは、考え方が違うんですよ、今年は赤字でも、いや、健全財政が取れておると言っておるけど、このままでは庁舎も建つどころか、何も公共施設すら建て替え・更新もできないでしょう。財源がないんですから。80億あったとしても、今言われたように、リニアとあれしたところが、庁舎が15億ですよ、そんなもの建つわけないじゃありませんか。そんな金を、今80億あると言うたけど、80億全部用意してもようやくですけど、やはり目的基金をもう少し明確に、繰越明許であれば繰越しで、去年は5億5,000万、今年は3億5,000万、財調へ積み立てておっても、結果的には財調も7億円取り崩して5億5,000万の積立てで、最終的には2億の赤字だと。そんなことでは、財政の健全化が進んでおるとは言えへんのですよ、やっぱり。減る一方ですよ。

だから、長期財政見通しについて、この大きなプロジェクトに向かってどのように財政基盤を築こうとされておるのか、お伺いしたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

こういう情勢の中でどのように財政基盤を築こうとしておられるのかということですが、くしくも議員、先ほどの質問でも、例えば146億の市税があった平成20年度、それが23年度の不交付団体に変わる、そのときの市税は100億少々ということでございました。約3年の間に40億の市税が減少する、非常に急激な変化でございましたので、様々な手当てをしながら、そして今日に至っておるところでございます。

確かに財政調整基金は当時40億ありましたけれど、しのぎつつ、先ほどのやりくりをしながら今日に至っておるのも事実でございますが、おっしゃるように今後の本市の様々な事業、それからまちとしての発展を考えますときに、幾つかの大事業が控えております。これにしっかり手当てをしていく。今を生きる市民の皆さんの、当然様々な市民ニーズに対応するというのと併せて、将来のそういうものに対して備えていくと。この両面が大事でございますので、基金をしっかりと手当てしていく、これは議員ご指摘のように、今の20億の財調では厳しいというのはそのように思っておりますが、積み立てられるものがあれば特定目的も含めて手当てしていくというのが大事だと思っております。

将来の投資というか、事業の展開に耐えられるような財政の基盤をつくっていかないと、こういうご趣旨であろうというふうに思っておりますので、当然長期財政見通しを公表させていただいておりますし、第2次総合計画の期間であります令和7年度までの総合計画の期間、この対象の中でしっかり長期の財政の見通し、事業の取捨選択、こういうものを踏まえて令和4年5月に改定を行わせていただきました。したがって、しっかり財政調整基金残高もそうですし、将来の事業の展開もそうですし、現状の市民ニーズと突発で入ってきますエネルギー高騰対策であるとか、あるいは、おかげさまでここ数年、大きな災害で市の単独の災害復旧の費用は抑えられてきましたけれど、これが一旦入れば、被害の状況にもよりますが、3億、4億という単独費が出ていくわけでありませ

ので、こういうものをしっかり想定しながら行財政運営の持続性、健全性、事業の取捨選択をしっかりとやっていくことが大事であろうかと思えます。

その意味で、今進めております行財政改革への徹底をしながら、財政運営の強化、歳入確保の推進と併せて、活用の見込みのない普通財産の貸付けや売却による財源の確保、それから市税の収納率の向上、市債権の適正管理を行うとともに、企業誘致の推進、産業集積の向上、定住人口の促進、こういう取組を強化してまいらなくてはならないというふうに現時点で考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

市長の思いは分かるんですけど、しかし赤字決算しておったのでは、今後の財政がよくなるためには、やはり市民の要望の施策を展開することは当然なんですけれども、行政自らがもう少し節約できるところは節約して、切れるところは切って、これをやってこそ市民に伝わることになってくる。そうでなければ、言われたことを全部しようと思ったら金が足らんに決まっておるし、赤字決算でも、将来に基金を倍増するということは無理ですよ。だから、それについては、行政自らがやっぱり身を切る。何らかの手段を併せて、やっぱり市民の要望に応える施策を展開するという中で、やっぱり財政はためていくべきであろうかと思うんです。それについて、もう少し我々にも市民にも分かるように、やっぱり今後の財政運営についてはもっとお示しいただければということをお願いしておきます。

それでは、次に議案第42号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、もう時間がありませんので、1点に絞って。

債務負担行為の補正ですけど、放課後児童クラブ指定管理料4億9,800万、文化会館指定管理料が4億5,870万、今どき債務負担行為を5年間するという事は、それがそんなに先が、見通しが見えるかということです。今の物価高騰から人件費が足らんとかいろいろあって、今どき5年先って、これこそ先の財政を硬直化するんですよ。縛っておるわけですよ。来年以降の予算を拘束しておるんですが、そうやで今何があるか分からんで、やっぱりこれは3年ぐらいが見通しはまだ立つか分かりませんが、債務負担行為の5年ということについて、私は長いと思うんです。

特に放課後児童に4億9,800万のうち、5年間で国県支出金が3億78万、こんなことは今5年間ですね、約束ができるのか。そして、今の学童保育の児童数が5年先まで読めておるのか読めていないのか、文化会館の利用する価値があるのかないのか、そんなもの何をもってこの単価を出しておるのか。もう少しシビアな、今、時代も変わる、ガソリンがどうなるか分からん、人件費がどうなるか分からんというときに、5年先を見据えて債務負担、私、債務負担そのものはあまり賛成じゃないんです。先の予算を硬直化するためにも。もう少し先の分かる、つくるならば、債務負担行為の期間を限定すべきだと思いますが、それについてお考えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

公設の放課後児童クラブでございますが、指定管理の指定期間が令和6年3月31日に満了いたします。そこで、令和5年7月27日に亀山市放課後児童クラブに係る指定管理者選定委員会を開

催いたしまして、その中で募集方法については非公募、指定期間については前回同様5年間と決定していただきましたことから、5年間の指定管理に必要な指定管理料について、本議会にて補正予算を計上させていただいたところでございます。

この5年間という指定管理の期間につきましては、この選定委員会の中でも、指定管理者の職員確保など安定した経営、それから児童の成長を見守る期間の確保などについて十分ご議論いただいた上で、この5年間が適切な期間であると決定していただいたところでございます。

また、金額の積算でございますが、放課後児童クラブの運営に係る費用につきましては、国の子ども・子育て支援交付金などの基準を基に算出しているところでございますので、今回の指定管理料の積算につきましても、基準額を基に、その増加率、それから登録児童数の増減などを勘案しまして算出しております。この交付金につきましては、現時点では継続するものと見込んでおまして、5年間、従来どおりに確保できるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部長。

○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）

債務負担行為補正のうち文化会館指定管理料につきましては、亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターの指定管理期間を5年間としておりますのは、過去3回がいずれも5年間で特に不都合がなかったこと、また指定管理者が施設の中期的な管理運営を安定的に行うとともに、計画的な事業を展開していただくためのものがございます。

仮に3年間とした場合ですと、指定管理期間の1年目に生じた運営課題など、その後の企画立案に反映できる期間は実質1年余りとなりますことから、運営における改善を十分に行うことができず、市民サービスの向上や文化・芸術活動の活性化につなげにくいという側面もございます。

なお、去る5月に実施いたしました亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンター指定管理者選定委員会の審議において、指定管理期間を5年間とすることで決定いたしているところでもございます。また、三重県内の文化施設におきましては、亀山市のほか11施設で指定管理制度を導入しており、そのうちの9施設が指定管理期間を5年間とし、残り2施設が3年間としている状況でもございます。以上のような理由から、5年間とすることが適切であるというふうに認識しております。

また、議員申されますように、現在の社会情勢が大きく変動する中、5年間もの先の状況が見通せるのかといったご質問ですが、文化会館におきます5年間の指定管理料を算出した概要を簡単に申し上げますと、今回の指定管理料は前回の実績を精査し、今回指定管理期間を5年間とした総額で4億5,870万円を指定管理料として算出しております、前回と比べまして960万円の増額となっております。

指定管理料を算出するに当たっては、それまでの実績も細かく確認し、細部にわたる各項目において減額するところは減額し、一方、物価高騰などにより増額すべきところは増額するなど、厳密に精査をし、総額で若干の増となったところでございます。

増額の主な要因といたしましては、現在課題となっております文化・芸術活動の支援のための人員配置に伴い、増員とする会計年度任用職員の給与相当分の増などによるものがございます。また、高騰が続いております燃料費及び光熱水費につきましては、高騰前といいますか、高騰が始まった

頃の令和3年度の実績を基にして若干の高騰分も見込み、また来年度、令和6年度に実施する文化会館の屋内照明のLED化の影響も見込んで算出しておりまして、適正に算出したものでございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

原課の担当としては、十分努力されておるんだと思います。

市長、この5年は、3年のところもあるんですけど、市長の考え方として、5年は私は長いと思うんです。3年のところもあるんですから、やっぱり3年を見越すぐらいでしか見込みは立たないと思うんですね。それは、それぞれの担当課は、それらしい今までの恒例に基づいて会議を開いて、そのようにやっておるけど、私は5年先よりは3年先ぐらいに変えるべきだと思うんですが、その辺の認識は、市長はどのように考えてみえるか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の認識も今の答弁のとおりでございまして、当然事業の数年の間に、中期的な間にはいろんな変化もあろうかと思いますが、しかし今度は指定管理として運営をされる組織体、事業体におかれても、しっかり中長期の中で安定した工夫を入れていっていただく、あるいは課題解消していただくという意味では、確かにこういうスピードの速い時代に5年はいかがかということではあろうかと思いますが、しっかり中長期の視点でその事業を工夫しながらやっていっていただくという意味では、過去3回も同様でございましたが、今回におきましてもそのような対応をさせていただきたい。これは市としての考え方、私自身もそのように考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは見解の相違ですけど、私はあまり、社会情勢の変化、経済変化によって行政は変えていくべきだと思う。文化会館も、体制そのものは変わっておらんですよ。ずうっと歴代副市長さんが全部あそこへ行って、体制も何も変わっておらんのですよ。副市長さんがずうっと歴代行っておるんですから、体制も変わらない。館長も十何年一緒ですよ。文化会館は体制変わっておらんですよ。館長は十何年も合併以前から替わらずで、管理者は副市長がずうっと行っておる。それではなかなか変わりようがないですよ。やっぱりどこかで方向は変えて、5年を3年にすとかという方向性を変えることによって、新陳代謝も出てくると思う。今の体制だとほとんど一緒ですよ。そういうことも含めて考えてもらえればというふうに思います。あまり更新するような機会がないので、申し上げておきます。

もう時間がありませんので、地方債の補正について若干ですけど、地方債の補正は、今回臨時財政対策債は1億2,000万、これは地方交付税が1億3,000万入ったから、これがリンクしておるから、地方交付税の中での借金する部分と交付される部分との出し入れがあったんだろうと思うんですけど、これはもう少し、この臨時財政対策債はどのように積算したのか、これは国から来

るんだと思うんですけど、地方交付税は基準財政需要額が増えるか基準財政収入額が減らん限り、こんな1億2,000万も増えてこんわけですよ。これは臨時財政対策債とリンクしておるので。

それと、また年が明けて2月には特交が来るわけですね。大体今特交を4億見込んでいるんですよ。これは非常に難しい。今年は災害が非常に多い。だから、特交は今までどおり来るか来んかという、これによって臨時財政対策債と交付税が変わってくると思うんです。特交は、年が明けたら、今は4億を見込んでおるんですけど、これが確約できるのか、その辺の意向、臨時財政対策債と地方交付税と、年明けの特交、見込んでおる4億円は確保できるかできんか、その辺の財政運営についてお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の限度額2億8,000万円から1億2,469万3,000円を減額いたしまして、1億5,553万7,000円に補正提案をさせていただいております。これは普通交付税の交付額と合わせて、臨時財政対策債の発行額が国から示されたものでございます。発行可能額が減となりました要因につきましては、国の国税収入などの増によりまして国の地方交付税の財源が増となったことから、国が臨時財政対策債の発行抑制を図ったことによるものでございます。

あわせて、財源不足額を普通交付税と、それから振り替えられた臨時財政対策債で国から交付税としていただくものと、臨時財政対策債を発行するもので賄うわけでございますけれども、今回の補正で合わせて普通交付税の補正提案をしております、こちらは1億3,442万3,000円の増額補正をさせていただいております。

今回の補正によりまして、普通交付税と臨時財政対策債の合計額が補正前よりも増額になっておりますが、これは基準財政需要額におきます高齢者福祉保健費ですとか、在宅介護サービス受給者数が試算よりも増となったことによりまして、普通交付税プラス臨時財政対策債の額が増となったものでございます。

また、特別交付税につきましては、普通交付税で措置されない特別緊急な財政事情に対する財源不足額等に見合う額として算定されるものでございまして、令和5年度当初予算におきましても、まだ令和4年度当初予算と同額の4億円と見込んでおるものでございます。これにつきましては、まだちょっと未確定な部分もありますが、前年と同額の4億円というふうに見込んでおるものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結局臨時財政対策債と地方交付税の、これはあくまでも基準財政需要額と収入額ですみ分けがされておるんです。結果的に去年よりは増えておるわけで、そうやけど増えた要因は何でやといったら、人口が増えたのか、税収が増えたら交付税は下がるはずですよ。だから、去年は税収は上がっておるわけで、基準財政収入額は上がっておるんですから、それ以上に需要額が上がっておらなければ、こういう結果にならんと思うんです。

だから、その辺の調整をまたもう少し分かりやすく知らせてほしいのと、あと時間がないんですけど、あと繰越金についても494万6,000円あるんですけど、結局今回6億9,000万のうち3億5,000万ぐらい、まだ今内部留保としてあるわけですね。それと、それから今の特交の4億で、7億円ぐらい内部留保として予算があると思う。それは翌年度へ繰り越す財源にも見込んでおるのか、事業をするのか、積立てするのかという現時点でのあと半年の間に歳計剰余金は7億ぐらいになると思うんですよ、既に。そこら辺の用途について、お考えがあるのかないか、それだけをお聞きします。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和4年度におきます歳入歳出の差引き7億8,537万4,000円から、翌年度に繰り越すべき財源の9,111万2,000円を控除しました実質収支の6億9,426万2,000円のうち、財政調整基金に繰り入れました3億5,000万を除いた3億4,426万2,000円が令和5年度の財源として使える額となります。このうち、9月補正までに1億7,755万1,000円を計上しており、計上されていない額は1億6,671万1,000円になります。これらの予算に未計上の部分につきましては、例年12月補正で全額を補正予算の財源として計上しておりまして、本年度もその予定をさせていただいておるものでございます。

○17番（小坂直親君登壇）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第42号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）、そして、議案第44号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定、この3つの議案について質疑をさせていただきます。

まず、議案第42号の令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてですけれども、通告で第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費、第1目学校管理費、施設管理費の増額補正についてというふうに通告させていただいております。これにつきましては、提案理由の説明の中で副市長から、緊急を要する修繕が増加したとありました。この緊急を要する修繕というのは一体どういう修繕であったのか、まずこの点を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。  
亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

緊急的な対応を要する修繕ということですが、まず学校の運営及び児童・生徒の学校生活に大きな影響を与える案件、例えば電気設備でありますとか空調設備、そしてプールの設備の故障など、漏水、さらには大規模な雨漏り等を緊急的な対応の修繕という形で認識をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

どういうものなのか説明いただきました。

今回、具体的にどういうものであったのか、具体的にどういうものに対する修繕が増えたのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

一般の修繕料の増額補正の800万円につきましては、今年度当初から空調設備の故障、雨漏り、漏水等、想定以上の対応を要する案件が発生し、それを既決予算の中で対応したことから、今回の補正、そして今後の緊急対応の分、それから年度内に予定しておりました消防設備や高架水槽等の関係の修繕料が不足するということから、その不足分を計上させていただいたものでございます。

また、中学校の修繕料の増額補正700万円につきましては、今年度当初から揚水ポンプの故障等による緊急対応に加え、高圧ケーブルの更新といった今年度の保守点検業務により緊急的に実施すべき案件が発生したということから、その不足分を計上させていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いずれも必要な補正やと、修繕費やとっております。

ただ一方で、結構学校費に関しては、それこそ緊急を要するというふうに思われておるのが割とほったらかされておる部分が多いというふうに前から言われております。そんな中で、当然これはやってもらわなあかんのですけれども、ほかにこういうふうな対応すべきものはなかったのか、今回この補正で十分なのか、もちろん新たに出てきたものには対応してもらわなあかんのですけれども、当面これでいけるのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回補正をお願いしております修繕料の増額につきましては、今後想定される緊急対応というものの見込みなども併せて補正をお願いしているものでございます。

ただ、それ以外の案件につきましては、お認めをいただきました予算の中で、学校とも密に連携を図りながら可能な限りの対応を図ってまいりたいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何回も言いますように必要な補正はしていただくべきだと思っておるんですけども、あまりにも補正をようけ見積もり過ぎていると見込みが甘いみたいなことを後から言われたりもしたりとかいうのもありますもんで、必要な場合は適切というか、遠慮なくという言い方はおかしいですけども、しっかり補正をしていただきたいということを申し上げて次に行かせていただきます。

続きまして、議案第44号の令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてです。

債務負担行為補正の高圧蒸気滅菌器更新事業についてということで通告させていただいております。これは、その名前のおり機器を滅菌するための機械やと思うんですけども、これにつきまして、これも当然必要な補正ということではあると思うんですけど、このタイミングですね、なぜこのタイミングで出てきたのか、ある程度この機器の更新の必要性が最初から見込まれていたのか、急に更新しなければならないような状況になってきたのか、どういう状況なのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の債務負担行為補正の高圧蒸気滅菌器の更新でございますが、先ほど議員ご紹介いただいたとおり、この機器といいますのが手術などに使います器具を高圧蒸気で滅菌するためのものでございまして、現行もでございます。現行の機器につきましては開院の平成2年当時から使用しております、約33年ほど経過しておりますことから、なるべく早期の更新が必要であるということは認識しておったところでございます。

しかしながら、本年度、この令和5年度につきましては、病院総合情報システムの更新によりまして高額な費用がかかることから、次年度、令和6年度以降で更新していこうということを予定しておりました。そのような中で、令和4年度末の性能検査の結果から、令和6年度早々には機器の更新をする必要があると考え、約6か月が見込まれる納期を踏まえた購入手続を進めていくために、今回、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

開院当初から使っていた機器ということで、非常に大事に使ってもろうておったんやなというのは分かりますし、本当に使えるまで使うというような、その姿勢は非常に大事なことだなあと私は思いますし、私もそういうふうな姿勢は好きなんですけれども、ただ、やっぱり病院ということで命に関わる部分というのがありまして、実際は当然駄目になった場合でも滅菌処理ですから煮沸すれば何とかなるとかいうのもあるかもしれませんが、やはり実際患者さんの身になってみれば、それで大丈夫なのかなというのは非常に不安に感じたりする部分もあったりして、やはり非常に大



事に使ってもらおうというのは大事なんですけども、やはりその更新のタイミングというのは、やはりある程度見切りというか、それはしなければならぬ部分があると思います。そういう意味で、やはりこれは当初にでもやっぱり計上してもらってもよかったんじゃないのかなとは思いますが、どね。

やはりそういう意味で、今後というかこれに限らず、ほかの機器にしても、非常に大事に使っていただくというのは大事なんですけども、やはりこのタイミングという、少々早いかもしれんけれども、ただやはり安全にというふうな部分で考えたときに、大事にしてもらいつつも、やはりそのタイミングというのは、あくまでもやはり言い方は悪いですけど、お金をもらってという部分なので、やはりこういうものはそれなりに時代に応じたものとか性能に応じたものとかをどんどん更新していく必要があるんで、やはりその点の認識だけは持っていたいただきたいと思います。ということをお願いして、次の項目に行かせていただきます。

議案第45号の令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定ということで、亀山駅周辺整備事業の総括についてというふうなことでお聞かせ願いたいと思います。

今回、精算も出てきたということで、今回のこの決算をもって多分この周辺整備事業の第2ブロックのことは終了ということやと思うんですけど、まずこの周辺整備事業の総括ですね、市としてどういうふうに取りまとめてみえるのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

#### ○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

#### ○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺の再生につきましては、平成18年度の亀山駅周辺まちづくり研究会を設立以降、地域が一体となり、様々な検討やにぎわいに向けた取組が行われてきたものであります。

また、平成26年度、市において策定いたしました亀山駅周辺市街地総合再生基本計画では、地区整備の基本的な考え方として、安心して住み続けられる住環境の確保や、にぎわいにつながる商業機能と交流機能の整備、さらには交通機能の拡充とターミナル機能の再生などを整理し、これらを実現するための事業として、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、街路整備事業、駐輪場整備事業などの計画を示したところでございます。

このような中、計画を具現化するため、平成28年度より亀山駅周辺整備事業を主要事業に位置づけ、2ブロック地区における市街地再開発事業や4ブロック地区における優良建築物等整備事業への支援に加え、市においても1・3・4ブロック地区における市道の拡幅や亀山駅東及び西駐輪場の整備などの取組を進めてきたところであります。

特に、2ブロック地区における市街地再開発事業では、権利者により設立された市街地再開発組合において、亀山駅周辺地区の核であり、にぎわいの中心となる施設として、公益施設、商業施設、住宅で構成される施設建築物に加え、亀山駅周辺の利便性の向上に向けた駅前広場や都市計画道路の整備が行われ、昨年10月に工事が完成したものであります。

本事業で整備された施設建築物には56戸の住宅が設置され、そのうち50戸に新たな居住者が入居されたことで、亀山駅周辺地区における居住人口の増加に寄与したところであります。

また、公益施設として設置されました新図書館は、本年の1月開館以降、若年層やファミリー層を中心に多くの方々にご利用いただき、開館160日目には入館者が15万人を超えるなど、

亀山駅周辺地区におけるにぎわいづくりの創出に大きく寄与しているところであります。

一方、施設建築物に配置されました商業施設につきましては、所有者は既に決定しておりますが、現時点でテナントの入居がなされていない状況であります。しかし、新図書館の入館者や駅利用者を中心に多くの方が亀山駅周辺に来訪されていることから、権利者、地域、市が一体となった本事業の実施は、市の玄関口である亀山駅周辺の再生につながったものであると考えております。

なお、さらなるにぎわいの創出や持続可能なまちづくりのためには、にぎわいにつながるテナントの入居のみならず、今回の事業効果を周辺地域に波及させることが必要であると考えております。市街地再開発事業の完了後、3ブロック地区においてクレープ店の新規オープンや、既存店舗で飲食の拡充などの民間ベースでの効果が一部出てきている状況でありますことから、これらの市場動向に注視しつつ、今後も亀山駅周辺再生に向けた支援、取組を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと総括を言っていたと思います。

これにつきましては、いろいろと整備ができた、実際そうやと思いますし、居住人口の増加、図書館の利用者によって結構訪れる方が増えたということではあります。それにつきまして、要は再三言われていたのが、にぎわいづくりということでした。そのにぎわいづくりとして、そのにぎわいが創出できたのかなというのの一つ、一番私としてはポイントなんだろうなと思ひまして、私のこれは私見ではありますが、にぎわいとは言うんですけども、むしろあの駅前の印象としては、結構閑静な落ち着いたまちになってしまっているんじゃないのかなという、ええか悪いとは別にしましてね。

結構にぎわいというのは、どっちかといったら雑然としたような雰囲気、それがあるので、当然先ほど課題も言われました、テナントがまだ入っていないと。あとは何だ、そのあと第1ブロック、第3ブロックとか、その周辺ですね、さらに周辺。その辺によっても変わってくるのかなという部分で、ただ私は今の駅前自体は、あれはあれで閑静なんて言いましたけれども、あれでいい部分はあるのかなというふうな思いを持っておるんですね。ただ、そのにぎわいという部分で、市としてあれで満足ができるような状態なのか。課題はありますよ、課題はあるけれども、ただ、現時点であれば合格点が出せる状況なのか、その点の認識、それを検証としてどう考えてみえたのか、その点を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺市街地総合再生基本計画では、1から4ブロック地区を一体的に捉え、まちづくりを進める考え方としていますことから、今後も土地利用方針に基づいた取組を進めることが必要であるというふうに考えております。

2ブロック地区における市街地再開発事業の完成は亀山駅周辺地区における大きな転換点であると考えておりますので、これらの整備効果が1・3・4ブロックにつながるよう、亀山駅周辺まち

づくり協議会と連携した取組をより一層進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません、今後のあれはいいんです。要は、これでまずはいいと思ってみえるんか。当然次につなげていく部分ですね。そういうことを聞いたかったんですけども、どっちにしても課題としては周辺への展開ということやとは思いますが。当然テナントの入居とかもあり、それはもうそうやってやっていただくしかないと思うんですけども、ただ方向性としては間違っていないと思います、それ自体はね。

ただ同時に、ちょっと懸念というか前々からの案件としてあったのが、ちょっと2番に移るんですけども、第8款の土木費の第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、一般事業についてということで通告させていただいておるんですけども、要は昨年9月末に9月議会で出てきた銅像の寄附による急遽行われた補正ですね。台座の補正ですけども、この銅像を造るに当たっては、当然いろんな考え方があると思います。賛否もあると思います。ただ、この当時の話としては、やはりこの駅前づくりとどういうふうに整合を図られていくんかというのは、これが一番ポイントやと私は思っておったんですけど、その点が組合ともちゃんと話ができているみたいな話でしたもので、ちょっとその辺の検証を改めて今ちょっとさせていただきたいんですけども。

まず、この台座作成ですね、これは当時800万ですよ、補正が。それで実際はどれぐらいの費用がかかったのか、そして、同時に指名競争入札とかいうことでしたけれども、実際そのように指名競争入札が行われたのか、その点についてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

まず台座の設置の整備費でございますが、銅像の台座の整備に係る費用につきましては、銅像台座の製作・設置が680万4,600円、銅像台座、基礎に係る工事費が109万2,300円でございます、合計789万6,900円というふうになっております。

また、2問目でございます銅像の発注形態でございますけれども、これにつきましては、銅像の台座の整備については銅像台座を設置するものと台座を設置するための基礎を施工する工事に分けて発注しております。

この発注方法につきましては、銅像台座の製作・設置につきましては石材店に、台座の基礎工事は土木業者に発注を行っておりまして、双方とも指名競争入札により実施し、落札者と契約を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の細かい話については、また予算決算委員会のできるんやったらやらせてもらおうとは思いますが、それとは別に、もう一つこのポイントとして、やはり駅前との整合性という意味で、やはり中村晋也さん自体がその銅像を造られるに当たって、やはり駅前をいろいろ考えられ

て造られたであろうと、それは思うんですけども、中村晋也さん自身がこの台座も含めて、この台座自身に納得されているのかどうかというのは、その辺をちょっと聞かせていただいたんですけども、そのときの答弁としては、台座、どこの銅像でも台座があって、それと同様のものを計画しているんやということで、肝腎の中村先生が、その駅前にこの台座に乗せる、それがそぐうんかどうかという、その辺がどうなっているんか、それはまだ未確認のような状況やったんですね。

要は、この台座、中村晋也さんとして納得されたものなのか、駅前に設置するものとして、銅像も含めて、銅像との一体感という意味で、これは中村さんが納得されたものになっているのかどうか、その点は確認されているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

銅像台座の整備に当たりますには、台座の形状や規模について、銅像寄贈者である銅像建立実行委員会を通じて銅像制作者でございます中村晋也様と協議を行い、決定をしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

中村さんと協議をした、それで納得されているということで、当然、それは確認させていただきました。

その上で、ちょっと当時の予算決算委員会でまだ確認できなかったことが1個あったんですけども、この管理ですね、管理、当時副市長から答弁いただいたと思うんですけども、これは行政財産なのか普通財産なのか、どうすんのやという話で、恐らく行政財産になっていくであろうというふうなことを副市長は言われていたんですけども、これは最終的に行政財産なのか普通財産なのか、どうなったんでしょうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

銅像の台座の管理等でございますが、銅像の台座につきましては道路構造物ではないことから、道路法に基づく占用物件として許可を受け、設置しているものでございます。管理は、建設部都市整備課において実施しているところでございます。

なお、ご寄附いただきました銅像本体につきましては、寄附された銅像を受納いたしました市民文化部文化課におきまして、銅像台座同様に道路法に基づく占用許可を受けるとともに、文化課において管理を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうふうな管理が別になると、管理する上で今後、劣化したときとかちょっと故障したときとか、そういうときのこととかもあるもので、その点はちょっと確認させていただいておったんですけども、やはりそういったことで、やっぱり今後どういうふうにも維持していくんかというのも

大事な部分があるので、その点はしっかりと考えていていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

私のほうからは、議案第40号亀山市営住宅条例の一部改正について、議案第41号亀山市火災予防条例の一部改正について、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、令和4年度主要事業評価シートについてのこの4点について、お伺いしていきたいと思います。

まず初めに、議案第40号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございます。

この条例の一部改正は、亀山市公営住宅等長寿命化計画におきまして、耐用年数が経過し、老朽化が著しいことから用途廃止すると判定を行った市営住宅について、入居者の退去を完了したことから住宅の用途を廃止するとの説明がございました。

そこで、まず初めに、用途廃止する住宅の現状についてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

用途廃止を行う市営住宅の現状についてですが、亀田（尾崎）住宅につきましては昭和38年に建設され、建設時から59年が経過いたしました。現在の住宅戸数は1棟4戸であります。また、和田住宅につきましては昭和39年から41年に建設され、建設時から56年が経過いたしました。現在の住宅戸数は16棟62戸であります。なお、両住宅とも耐用年数の30年を大きく経過しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今ご説明いただきました住宅については、以前から入居者の方は退去されており、ずうっと前から空き家になっていたかなと思っております。そういうことから、もっと早い時期に用途廃止をするべきではなかったのか。また、そうすることで跡地利用についてももっと早い段階から検討できるのではなかったのかと思います。

なぜ今、この時期に用途廃止することとなったのか、その理由についてお尋ねします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山市公営住宅等長寿命化計画において、建物としての耐用年数及び劣化状態などにより用途廃止等の判定をしております。当計画により用途廃止の判定後、亀田住宅は令和2年4月より各戸訪

間を行い、また、和田住宅につきましては平成30年5月から住み替えに伴う説明会を順次行ってきた結果、全ての入居者が令和5年5月に退去が完了したことにより、今9月議会に用途廃止に伴う条例改正を提案させていただくこととなりました。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

なるほど、全て退去に至っていなかったと、ここ最近の退去ということで確認をさせていただきました。

それで、先ほどの説明におきましては、和田住宅には建物がまだ62戸建っているとのことですが、この空き家となった建物を今後どうするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀田（尾崎）住宅、和田住宅ともに、用途廃止後につきましては順次計画的に解体を予定しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、用途廃止後の管理についてでございますが、一般的に目的のある行政財産を用途廃止したら普通財産になろうかと思いますが、今後、この敷地・建物については、どの部署が管理されていくのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

解体の時期からも含めて説明をさせていただきたいと思いますが、今年度の予算により亀田（尾崎）住宅、和田住宅ともに4戸の解体を予定しております。亀田（尾崎）住宅につきましては本年度で全ての解体が終了しますが、和田住宅につきましては全部で16棟52戸あるため、亀山市公営住宅等の長寿命化計画により順次計画的に解体を行っていきたいと考えます。

また、解体期間の維持管理につきましては市で管理していくこととなりますが、防犯灯については、和田住宅の一部の自治会が解散したことにより一時的に市で管理しているところでございます。住宅の解体に伴い死角がなくなった際には、防犯灯につきましても順次撤去を進めていきたいと考えておりますが、自治会などと協議を行って時期等は決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

要は用途廃止をしました、それで、私はこの後の管理がどうなっていくのかというのをちょっと心配しております。ですから、今回その用途廃止をして誰も住んでいない状態が続いております。

す。そうやで、普通、用途廃止をしたら、普通財産は財務課のほうになるのか、それとも、まだまだ行政財産として建設部のほうが管理していくのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず亀田住宅については4戸ありますけれども、これは全て解体をしますので、その後は普通財産へ変更することになって財務課のほうで管理になりますし、和田住宅については62戸ありまして、先ほど順次解体をしていくということを言わせていただきましたけれども、解体するまでは建設部の管理で、その後は同じように普通財産ということになれば財務課のほうでということになるかと思えます。まだそこは解体が終わっていませんので、それまでは建設部ということになるかと思えます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

特に和田住宅は62戸の建物が建っておりますので、計画的に順次解体をされるというふうなことのご答弁でしたけれども、具体的にいつ頃解体するかは今現在計画はあるのかということと、それからあと、解体するまでの間の特に防犯対策についてはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

和田住宅は、先ほど答弁させていただきましたが16棟52戸あるということで、かなり数も多いということですので、これは亀山市公営住宅等長寿命化計画により順次解体を進めていきたいというふうに考えております。

また、防犯灯につきましてですけれども、これも先ほどちょっと答弁を先にさせていただいてしまいましたが、和田住宅の一部の自治会が解散したことにより、現在一時的に市で管理しているところがございます。住宅の解体に伴い資格がなくなった際には、防犯灯につきましても順次撤去を進めていきたいと考えておりますが、地元自治会などと協議を行い、時期を決定してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

やはり空き家になると、もう誰か知らないんですけれども、不法侵入とか、いろんなそういう悪さをするという可能性がなきにしもあらずですので、そこら辺の管理はしっかりとさせていただきたいと思えます。

それと、あと自治会が管理している防犯灯、あるいは、またごみの集積所もちょうど真ん中に立っているかと思うんですが、そこら辺のいわゆる今後の取扱いについても周辺の自治会との協議を

よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、この項の最後ですが、用途廃止の判定を行った住宅で、先ほどご答弁いただいた以外の市営住宅の取壊しの計画はどのようになっているか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今計画している以外の廃止ということですが、今後用途廃止する住宅につきましては、平成25年5月の亀山市公営住宅等長寿命化計画におきまして、耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから用途廃止と判定した城山住宅、住山住宅A及びBを考えております。

あと1点、先ほど私、和田住宅のほうで解体を、16棟62を誤って、もしかして52と言ったかもしれません。申し訳ありません、62が正解です。

○議長（森 美和子君）

深水議員、議案質疑の範囲を少し超えておりますので、ご注意願ひます。

○3番（深水隆司君登壇）

すみません、失礼しました。

やっぱり心配するのは今の空き家の状態が長く続くということが心配ですので、そういった空き家のまま長期間放置していくと住宅内の不法侵入とか火災等の心配がございますので、しっかり管理をお願ひしたいと思ひます。

次に、議案第41号、火災予防条例の一部改正についてお尋ねしていきたいと思ひます。

今回の火災予防条例の一部改正の背景と趣旨についてお伺ひします。

○議長（森 美和子君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

今回の条例改正は、国の基準が見直され、それで条例の一部改正になったものでございまして、その理由といたしましては、これまでの蓄電池設備は主に業務用の非常用電源などとして設置されてきましたが、近年は脱炭素社会の主力電源として期待されている太陽光や風力で発電された電気を蓄える設備として需要が高まっております。

このような状況下において、リチウムイオン蓄電池やニッケル水素蓄電池など蓄電池設備の種類が多様化や大容量化が進んでおりますが、現行の消防法令は鉛蓄電池を想定した規定となっており、近年の蓄電池設備をめぐる環境の変化に十分対応できていない状況であったことから、蓄電池設備の基準の改正を行うものでございます。

また、併せまして、近年、飲食店等において需要が高まっている固体燃料である木炭を用いた厨房設備である炭火焼き器の離隔距離についても規定の見直しを行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の一部改正については、蓄電池設備の関係ということで理解させていただきました。

それで、今回の改正によりまして、具体的に市民の方々や事業所にどのような影響があるのか、



お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

蓄電池設備等の基準改正による市民等への影響につきましては、日本産業規格等に適合するものは、蓄電池設備の対象範囲や離隔距離を緩和したり、20キロワット時以下の蓄電池設備を届出対象から除いたりするなど、大部分が規制緩和を行う内容となっております。

また、固体燃料を用いた厨房設備である炭火焼き器の離隔距離を新たに定めることにつきましても、これまでの離隔距離を短縮するものでありますことから、いずれの設備も市民や事業所に対して利点となるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の改正で蓄電設備の基準の単位が、これまでアンペアアワー・セルとしていたものを、今回の改正でキロワット時に変更されております。この理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に変更となった理由といたしましては、現行法令の蓄電池設備の基準単位であるアンペアアワー・セルは鉛蓄電池を想定したものであるため、それより高電圧の蓄電池の安全性については十分加味されておりました。

近年、リチウムイオン蓄電池の普及が進んだことによりまして、高電圧のリスクも反映すべく、国際規格の審議等において電気エネルギーシステムの安全性の指針として用いられるキロワット時に基準単位を変更するものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。

最後に、屋外に設ける蓄電設備につきましては、原則として建築物から3メートル以上の距離を保つ位置に設ける必要とありますが、当該位置の基準の対象とならないものに消防庁長官が定める基準に定めるものを追加するとあります。その消防庁長官が定める基準の内容について、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

屋外に設ける蓄電池設備の離隔距離の対象とならない消防庁長官が定める基準といたしましては、日本産業規格のリチウムイオン蓄電池の規格、ニッケル水素蓄電池の規格、またはこれらと同等以上の出火防止措置が講じられたもので、かつ外部延焼防止措置の規格、またはこれと同等以上の延

焼防止措置が講じられたものということになります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

いずれにしましても、この制度改正によって影響のある市民の方々、事業者の方々に対して十分な周知をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

それで、通告には歳入の増額要因についてということで通告させていただいておるんですが、これまでの各議員の質疑の中で明らかにされてきましたので、私のほうからは今回、特に市税収入のうち個人市民税は4,304万円、法人市民税は6,346万円増加しております。市民税の歳入確保においては、今日の小坂議員の質疑の中のご答弁で、企業誘致とか移住・定住促進などが大切であるというふうな歳入の取組についての内容が大切だというご答弁でしたけれども、令和4年度における具体的な歳入確保の取組についてお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

全体的な歳入の確保につきましては、先ほどおっしゃいました企業誘致と、これは固定資産税とか市民税の増収につながりますので継続しておりますが、それとは別に、やはり税収をしっかり確保するということが極めて大事なというふうに考えます。

そのためには、収納率の向上と滞納額の削減ということ、この2点が重要であるかなというふうに考えますが、まずこの滞納の解消対策としましては、未納者に対して納付催告を行うとともに、分納誓約を行った場合は、その後、不履行時には即座に催告するよう納付管理に努めております。その結果、令和4年度は1,479件の納付催告等を行い、5,387万円の納付がございました。

そのような中で、不履行が続くなどの案件につきましては、早期に財産調査を行い、預貯金、不動産または生命保険の差押えなど滞納処分を275件実施いたし、これらの処分により4,074万円を徴収いたしました。また、高額または困難案件につきましては三重地方税管理回収機構へ移管し、9,237万円を徴収いたしております。

それと、早期に財産調査を行い、差押えなどの滞納処分を実施するため、金融機関への預貯金調査について、以前は郵送で実施しておりましたが、令和4年度からLGWAN回線を利用して電子化することで調査・回答期間の短縮が可能となり、業務の効率化につながっております。

なお徴収率、これは徴収の指標となります現年分の収納率ですが、令和3年度は99.23%で令和4年度の現年分の収納率は99.31、前年比0.08ポイントの上昇となり、県下では14市中3番目となっております。収納の努力をした結果かなと思っております。

それと、一方で納税環境を整えることも重要なと思っておりますが、多様な納税環境の提供に向けまして、令和2年度からはスマートフォンアプリ収納も開始し、その後、アプリ数も増やし、どこでも手軽に納税できる利便性から、そのアプリ収納での収納額は年々増加をしております。

加えまして、令和3年度にはクレジット収納のネットバンキングへの拡大と更新により、納税に

係る利便性を高め、納税環境を整えております。

また、継続しまして個人住民税の収納率向上と納税者負担の軽減のため、継続して市民税を給与天引きいたします特別徴収、その加入促進にも努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回、令和4年度においては市税の収入が増加したということですが、今後この傾向が続くと考えているのかどうか、どのような認識でおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年度は、市税全体で1億5,049万、1.5%令和3年度と比較しますと増えておりますが、景気の動向は先行きが不透明で、本市において税収の推移に大きく影響を与える個人市民税、法人市民税及び固定資産の約4割を占めます償却資産につきましては特に景気の影響を大きく受けることから、景気次第によっては税収が大きく変動する場合もあると見込んでおりますが、コロナ禍からの回復の兆しや亀山・関テクノヒルズ等への新たな企業の進出等、税収面におきましては明るい兆しも見通しがございますことから、微増で推移していくのではないかと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

歳入の確保に向けては様々な取組が必要かと思いますが、今後も引き続きご尽力いただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、最後に、令和4年度主要事業評価シートのうちで、地域の学び推進事業についてお尋ねしたいと思います。

この事業の成果指標におきましては、生涯学習講座受講者数として、令和4年度の計画値1万人、実績値2,263人となっています。計画値に対して実績値が4分の1以下になっておりますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

地域の学び推進事業につきましては、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びを提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を行うとともに、学びによる生きがいの創出を図り、市内の学びに関する情報の一元的な発信を進めているところでございます。

ご指摘の計画値に対して実績値が約4分の1になっている要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染者数の増加により受講者が減少したこと、また講座の実施回数自体の減少や受講者数を制限するなどの対応を図ったことが要因となっておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それで、この主要事業評価シートの事業の実施により得られた成果として、各養成講座修了者7名をかめやま人として認定するなど、学びを通した生きがいくくりと地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保につなげることができたとしてA評価となっております。

先ほど言いました成果指標には、生涯学習講座受講者数として、令和4年度計画値1万人、実績値2,263人と成果指標としてはなっておりますが、この評価の内容と指標と少しちょっと乖離が見られるんですが、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

主要事業の評価シートにおける評価につきましては、実績値などによる評価だけではなく、かめやま人認定者に対してのフォローアップも行っており、効果的に事業進捗を図ったことなど、総合的な判断により評価をA評価とさせていただいたものでございます。

今回、主要事業の評価シートにおける指標につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値には及ばない実績値となったものではございます。この指標と評価が合致していないというこの点につきましては、亀山市の行政評価外部評価委員会等におきましても、受講者数が指標の目標値には達していなかったけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものとするためA評価も妥当であるという評価をいただいているところでございます。

ただ、外部評価委員会等では、講座内容の工夫を行うなど目標値の達成に向けて努力されたいというご意見もいただいておりますことから、今後におきましても、より一層講座の充実を図ってまいりますとともに、ICT等を活用した誰もが参加できる学びの環境の整備を図っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の評価の内容だけでは、これで果たしてA評価と言えるのかというふうなところがなかなか読み取りにくいというふうなところでございますので、またそこら辺は工夫していただいて、その評価の内容と評価点ですね、それが合致するように読み取ることができるような表記の仕方をお願いしたいと思います。

最後に、かめやま人の今回出てきております各養成講座修了者7名のかめやま人ですが、このかめやま人の役割はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

かめやま人につきましては、3年間で1期として1年目を入門編、2年目を基礎編、3年目を応用編とした、かめやま人キャンパス養成講座を履修した受講者をかめやま人として認定させていただいているものであります。

令和元年度からスタートいたしました第1期かめやま人キャンパスでは、令和3年度にまちの起業人の10名、令和4年度に森と水の守り人、まちの暮らし人、まちの歴史人の7名、合計17名の方々をかめやま人として認定しております。

かめやま人の役割といたしましては、学びの担い手として社会教育委員などの行政委員に委嘱させていただいておりますほか、かめやま人キャンパスや公民館事業などの講師として活躍させていただいておりますとともに、地域課題の解決に中間支援的に取り組む人材の育成につなげていけるよう、今後におきましてもかめやま人認定者のフォローアップを継続してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

一般に、地域づくりは人づくりとよく言われます。様々な場面での人材育成が今後ますます必要になってくると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上、質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時58分 休憩）

---

（午後 2時07分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、市営住宅条例の一部改正についてでございます。先ほども深水議員のほうから質疑がございました。一部重なるところもあるかもしれませんが、伺っていきたく思います。

まず、改正内容について簡単に概要を確認した上で質疑を進めていきたいと思っておりますので、今回のこの改正内容についてお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回の改正内容につきましては、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数を経過し、老朽化が著しいことから用途廃止とする判定を行った昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅4戸と昭和39年度から昭和41年度建設の和田住宅62戸について、入居者の退去または住み替えが完了したことから、用途を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これも先ほどの確認ですけれども、老朽化が著しい亀田住宅、和田住宅に関して用途廃止を行っていくということでもあります。

それで、今後についてなんですけれども、まず用途廃止によって周辺の地域にどういった影響を与えるのかということと洗っていきたいんですけれども、まず、この建物の解体なんですけれども、先ほどもちょっと話がありましたけれども、どのように行われていくのかということと、アスベストなど、そういった周辺の環境への配慮というのとはどのように行われていくのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

建物解体ですけれども、解体につきましては、今年度の亀田（尾崎）住宅の1棟4戸と和田住宅の1棟4戸を解体する予定でございます。

また、亀田（尾崎）住宅につきましては全ての解体が完了いたしますが、和田住宅につきましては全部で16棟62戸あることから、亀山市営住宅等長寿命化計画により順次計画的に解体を行っていきたいと考えております。

なお、解体時に懸念されますアスベストの対策についてですけれども、当市営住宅につきましても一部混入されていることが確認されておりますが、それらは全て非飛散性のもので、重機を使わずに人力による取壊しを行うことでアスベストの飛散防止を図れるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

非飛散性ということで、人力で解体をしていくことも含めて周辺の配慮をしっかりとやっていくということが答弁いただきました。周辺住民の方にとっても気になる場所でもあると思いますし、こういった解体工事の情報というのは適宜周辺の住民の方々へもしっかり周知していくことが円滑に進めていくことには大切なことだと思いますので、そういったところはぜひご留意いただければと思います。

また、先ほど深水議員とのやり取りの中で防犯灯の話もありました。和田住宅の話に関してお話がありました。現状、市のほうで管理しておりますけれども、今後解体が進んでいくに当たって自治会とも相談しながら対応を決めていくということだったと思いますけれども、亀田住宅にも防犯灯はあったと思うんですけど、その今後、管理なども含めて、そこに関してはどのようなお考えであるか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀田住宅についても和田住宅と同じように、地域の方に意見を聞きながら、必要であれば残すと

ということになるかと思えますし、要らないということでは撤去をしていく方向で考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

亀田住宅と和田住宅、ちょっとその市営住宅の敷地がある場所の特性は少し異なるかと思えますので、亀田住宅なんかはすぐ近くに一般の住宅もあると思えます。そういった中で、その防犯灯が、その周辺の防犯にも一部、現状必要とされる可能性もあるんじゃないかなと思えますので、周辺住民の方々としっかりと協議した上で影響を最小限にさせていただければと思います。

引き続きまして、用途廃止に伴って減少した市営住宅の戸数、これをどのように補っていくのか、つまり用途廃止する市営住宅に住んでいた住民の方々の住宅の確保はもう既に済んでいるかと思えますけれども、今回の用途廃止が市の市営住宅の供給目標に与える影響、これについて確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀田（尾崎）住宅及び和田住宅につきましては、平成25年度作成の亀山市公営住宅等長寿命化計画により用途廃止と判定していることから、当住宅のお住まいの方に対し市営住宅への住み替えをご案内し、令和5年5月までに全ての入居者の方の住み替えが完了しております。

現在、市営住宅の管理戸数は当住宅も合わせて445戸でございますが、亀山市住生活基本計画では令和10年の計画戸数を268戸としていることから、亀田（尾崎）住宅及び和田住宅の両住宅戸数分は計画戸数に含まれておりません。

さらに、現在入居募集を停止していることから、用途廃止による影響はないものと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

全ての入居者の方の住み替えは完了しているということと、今後の計画戸数は令和10年度段階で268戸であるということ、現状は445であるのに対して令和10年度で268という計画であるということで、それは今回の用途廃止分は含まれないということだったと思えますけれども、戸数だけ見るとかなり大きな減少にも思えるんですけれども、今回の用途廃止分を直接補わなくてもその戸数で問題ないというその根拠というのはどのような根拠なのかということも、ちょっと一応確認させていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

268戸とした根拠ですけれども、市が現在直接管理する主要構造が鉄筋コンクリート造りの市営住宅で、耐用年数が十分にあるという住宅戸数が114戸でございます。

また、亀山市住生活基本計画の作成時である令和元年度の借上型市営住宅の入居可能戸数が74戸ございました。

さらに、令和元年から令和10年までの10年間ですけれども、近年の市営住宅の空きに伴う入居応募数を考慮して30戸と用途廃止対象となっている市営住宅居住者の住み替え用として確保するのは50戸と、合わせて80戸あることから、全て114戸、74戸、80戸、これらを足すと268戸となります。

○議長（森 美和子君）

草川議員に申し上げます。議案質疑の範囲を少し超えておりますので、ご注意願います。

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

その是非に関しては、今後の議論、別の場で行っていきたく思っております。

では、引き続きまして、用途廃止後の市営住宅跡地の土地利用に関してでありますけれども、どのように検討されているのかを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

草川議員に申し上げます。その件は、この条例とは違うと思っておりますので、範囲を超えておりますので、そこはまた今後聞いていただきたいと思っております。

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

はい、分かりました。それに関しても、またの機会に確認させていただきたいと思っております。

今後とも住居確保に配慮を要する方々に安定した住居確保、これをお願いするとともに、ちょっと今回は議論できなかったですけれども、跡地利用に関して周辺住民の方々の住環境にも影響を与えることですので、丁寧に、かつ有効活用をぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは引き続きまして、一般会計補正予算（第3号）、小・中学校の施設管理費増額補正の内容について確認していきたく思っております。

まず、これに関しても先ほど質疑ありましたけれども、内容に関しては分かりましたので、今回この緊急修繕が必要な箇所がこれだけ増加している、その具体的な理由、こういった原因があるのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、緊急的な対応を要する修繕、これは想定以上に多く発生し、既決予算で対応させていただいたことから、今後必要な不足分の修繕料を計上させていただいたところでございます。

この緊急対応を行った案件につきましては、設備機器の故障や埋設管からの漏水等、日常的な保守や更新が困難な箇所から多く発生しております。このようなことから、経年的な劣化というもの大きな要因であろうと判断をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。



○4番（草川卓也君登壇）

施設の老朽化とか、そういったところが主に原因としてあるということを確認させていただきました。

先ほどの伊藤議員の質疑にもあったかと思えますけど、空調機の修繕というものが今回もあったかと思えます。今回の補正予算含めて、その空調機の修繕というのが比較的多いというのは、これは一つ問題と思っております、直近3年間、今年も含めた空調機の修繕がどれだけあったのかということを確認させていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

空調施設の修繕につきましては、軽微なものを除きまして、令和3年度には関小学校や昼生小学校、亀山中学校など5件、令和4年度には井田川小学校、亀山西小学校、亀山中学校など17件、本年度では、現時点で亀山西小学校、神辺小学校、井田川小学校など6件の修繕を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回も緊急修繕ということですが、これだけ毎年たくさん修繕箇所が出てきている状況ですので、緊急修繕だけでなく今回の補正予算も含めてですけど、抜本的にこういったエアコンの修繕が毎年出てこなくてもいいように抜本的な改修という、そういった予算の確保の仕方というものが必要じゃないかというふうにも考えられますけれども、そのような考えで予算計上することは考えなかったのか確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回、増額補正を提案させていただきましたが、このような対応を含め緊急的な対応については、おおむね遅延せずに実施できている状況と判断はしております。予見できないものではございますけれども、現段階におきましては一定必要な予算は確保できていると考えているところでございます。

しかしながら、本来施設管理におきましては、定期的な設備や部材等の更新といった予防保全を実施することが望ましいと考えているものでございます。このことから、今年度策定予定の学校施設等長寿命化計画により現在の学校施設の老朽化状態と、それからそれぞれの設備等の更新時期を把握しつつ適切な措置を行うべく、適正な予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

もう一点ですね、今回のこの緊急修繕が必要となったことによって、その修繕が必要な施設によ

って、児童・生徒の学習環境であったりとか、安全面というところに影響が出なかったかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたとおり、緊急的な対応につきましては、おおむね遅延せずに実施できていると判断しているところでございます。今年度におきましても緊急対応につきましては、基本的に既決の予算の中でそれぞれの状況を勘案しつつ執行をしているところでございます。

ただ、一時的な影響がないということまでは言い切れませんので、その影響を極力少なく短時間とするために、それぞれの案件について迅速に対応し、早期の完了を目指しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

すぐには対応していただいていると思いますけれども、先ほど答弁ありましたみたいに、一時的な影響というのはやっぱりどうしても避けられない部分というのはあると思いますので、特にエアコンですね、この空調設備、これだけ暑い夏がありますと、やっぱり子供たちの教室での学習環境、こういったところにも影響を与えますので、迅速な緊急対応ももちろんですけれども、状況に応じて抜本的な改修、こういったことも含めて今後の対応をぜひお願いをしていきたいと思っております。

引き続きまして、体育施設の施設管理費、東野公園体育館の雨漏り修繕の工事請負費について伺います。

まず、これはなぜ増額補正が必要になったのかということですが、雨漏り箇所や修繕面積が増えたという説明もありましたけれども、これは台風など災害の影響によるものなのか、どういった経緯で増額補正が必要になったのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご質問の施設管理費の増額補正でございますが、これは台風被害による対応ではございませんでして、当初予算において計上しておりました東野公園体育館の雨漏りを解消するための工事費等、工事請負費などについて増額を行うものでございます。

東野公園体育館におきましては、3年ほど前から台風や短時間に多量の雨が降った場合に、アリーナ西側の壁際と多目的トイレ前の廊下におきまして雨漏りが発生を始めておりましたが、発生頻度が徐々に増加をし、年間10回程度の雨漏りが発生している状況でございます。そうしたことから、雨漏りの解消を図るため当初予算に工事請負費を計上し、実施に向けた準備を進めてまいりましたところ、当初の想定しておりました外壁の防水塗装改修に加え、防水割れが起きていると推測をされる屋根の部分改修についても同時に施工する必要が生じたことから、増額の補正予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ということは、今回のこの修繕によって、東野公園の雨漏りについては抜本的な改修というのが期待できるということ、これは応急措置といえども、これで雨漏り問題に関しては解決できるというような、そういった判断でよろしかったでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この改修につきましては、より万全を期すべく壁の防水塗装に加えて屋根の部分改修も併せて行うことといたしますので、現時点においては最善の対処を行うものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

現時点での最善の対処ということで、単純に運動施設といいましても東野公園は指定避難所にもなっておりますし、引き続き十分な施設管理に努めていただきたいと思います。

それでは最後の項目ですけれども、病院事業会計補正予算（第1号）に移りたいと思います。

資本的支出の固定資産購入費、機械備品費の増額補正についてでありますけど、まずこれの増額補正の概要について確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

補正の内容につきましては、機器の購入費用といたしまして全身用のエックス線骨密度測定装置1,078万円、膝用のリハビリ機器182万円及び超音波診断装置（エコー）でございますが、660万円の計1,920万円を計上しております。この中で、エックス線骨密度測定装置につきましては、現在ございます前腕用（腕用）のものに加えて、新たに全身用のエックス線骨密度測定装置を購入するものでございます。

また、膝用リハビリ機器及び超音波診断装置（エコー）につきましては、現行機器の老朽化や故障に伴い更新をするものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

エックス線骨密度測定装置であったり、エコー、リハビリ機器、こういったものを購入ということでしたけれども、その中でエックス線骨密度測定装置に関してなんですけれども、この医療機器購入の目的、今後どのように活用されていくのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

目的や活用方法ということでございますので、今回購入を予定しております機器の説明を踏まえてご答弁申し上げたいと思います。

現行の前腕用（腕用）につきましては令和2年9月に購入したものでございまして、2種類の異なるエックス線を照射して腕の骨密度を測定するものでございます。

対しまして、今回購入を予定しております全身用のエックス線骨密度測定装置につきましては、現行機器と同じく2種類の異なるエックス線を照射して骨密度を測定いたしますが、測定する部位は、腰椎骨と大腿骨になります。

現在、骨粗鬆症の診断において治療ガイドラインでは、腰椎と大腿骨の両者を測定することが推奨されております。さらに、新たに購入する機器は現行機器に対しまして、より正確で精度の高い検査結果が得られるものであります。

当該機器の活用につきましては、主に整形外科において初診の患者の骨密度の把握でありますとか、治療介入後の患者の経過観察を主な目的として、ほぼ毎日使用する予定でございます。

また、経営面におきましても検査の診療報酬につきまして、現行機器に対しましては約3.2倍の検査点数となりますことから医業収益の増収も見込めるというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

そういった最新の医療技術を導入することによって、医療センターの機能強化であったり治療の質を上げるものなのかなというふうに理解をいたしました。

ちょっと時間が余っていますので、もう一問だけさせてもらおうと思うんですけど、治療の質を向上するというんですけど、予防という視点では活用されていかないのかなと。例えば骨粗鬆症の予防とかフレイル予防、こういったものに活用していくことができるというような機器ではないかなというふうに思うんです。そういった亀山市の健康都市政策にも合致する、そういったものにも使えるようなものと、そのような活用のされ方に関しては検討されていないのかを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在、本市が健康都市政策を進めておりますことや医療センターには高齢の患者さんも多いことから、推奨された検査方法によりまして、より精度の高い検査を実施することが望ましいと。この精度の高い検査を行うことで、診療や、あるいは診療の中でフレイル対策など医療サービスの質や信頼性をさらに高め、より機能強化を図っていくという意味合いは当然でございます。

また、今後の話ということでございますが、これにつきましては、現在、例えば予防的な話で申しますと、健診事業とかあると思いますが、それへの活用は当然に可能であると、考えていく、検討していく余地もあるところだというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

せっかくこれだけの最新の医療技術を導入されるので、ぜひ有効活用、市民の方々の、地域住民の方々の信頼を、期待に応えるだけの活用をして、医療センターのさらなる活用につながるように、そのように期待を申し上げて議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

本日は、議案第44号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について及び議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、この2点を質疑させていただきます。

まず初めに、議案第44号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について、先ほど草川議員に引き続きの質疑となりますが、よろしくお願ひします。

まず、先ほども概要についてはご説明いただきましたので割愛させていただきます。

まず今回、この補正予算を、なぜこのタイミングで行われたということをお伺ひします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の全身用エックス線骨密度測定装置の購入についてでございますが、この9月の補正のタイミングはなぜかということでございますが、本年4月から滋賀医科大学との連携による常勤の整形外科医師2名の配置により診療体制を強化し、約半年が経過する中、医師からのアドバイスもございまして、より精度の高い測定装置を活用することによって、さらなる医療サービスの早期の充実を図りたいと考えているところでございます。

また、病院の経営状況としましても令和2年度から改善傾向にあり、令和4年度決算においても当年度純利益を計上するなど収支改善が図られていることから、このタイミングの整備をお願いするものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この4月から滋賀医科大の整形外科医の配置ということで、それは承知しておるんですが、この中で、先ほど3種類の機器を購入するというところで、エコー、リハビリ、エックス線ということで、エコーとリハビリは更新ということで新規にこのエックス線というところなんですが、この滋賀医科大との配置については5年契約ということになっていると思うんですけど、12月の定例会のときの答弁で、大学医局の医師であって成り立つものでございましてと。その人員の事情などによりまして期間中であっても配置が困難になる場合も考えられますので、大学とは連携をしっかりとっていくというようなことでこの体制を維持するというところで、少し不安要素があるのですが、この時

期にこの重要な機械を入れて、計画的にその辺を実施されていくのかということを確認させていただきます。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

4月から、先ほども申しましたが、2名の整形外科の常勤医が配置されて約半年が経過してきて、手術、それから入院にも幅広く対応してきておるところでございます。

そうした中で、今までの腕用の骨密度の測定装置よりも、国のガイドラインが推奨している、より精度の高い装置を用いてやっていくということは、非常に診療サービス、医療サービスの向上にもつながるものでございますし、また、その5か年の協定に基づくこの整形外科の診療体制の継続ということにつきましては、やはり人員配置のことでございますので、確たる約束といたしましうか、そこまでは申し上げることは、やはりいろんな事情があるかと思っておりますのでありますが、基本的には大学とはそういう体制の合意は取っておりますので、大学の医局、医師の診療のある意味研究、診療の部分、研究の部分においても、こういう精度の高い機器を使っていくということは、双方にとって、大学側それから患者さんにとっても非常に有用な意味のあることだと思っておりますので、この体制を維持していけるように連携は引き続きしっかりと取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

理解させていただきました。

先ほど12月の定例会の話をさせていただきましたけど、その場でも健康福祉部からも、先ほど草川議員もおっしゃったように、フレイルやロコモとの関係、運動機器の関係だとか予防につなげて、ぜひその機械を有効に使っていただいて、より市民の健康維持にご尽力いただきたいと思っております。この件は以上になります。

続きまして、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

確認させていただくのは、第8款土木費の第4項の都市計画費、公園管理費でございます。

まず、3月の定例会で私、一般質問で市内の公園について、現状と今後の対応について質問させていただきましたが、今回は、その公園関連の事業実施の成果について少し確認させていただきます。

それでは、この公園施設の長寿命化事業及び西野公園の改修事業についてお聞きしたいと思います。この2つの事業の具体的な内容について、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

令和4年度の具体的な事業内容ですけれども、西野公園改修事業につきましては、令和3年度に開催を予定していました三重とこわか国体に向け平成29年度より西野公園の改修を計画的に実施し

た事業であり、令和3年度の予算の一部を令和4年度に繰越しを行ったものであります。

一方、公園施設長寿命化事業は、令和3年度までの西野公園改修事業を引き継ぎ、平成30年度に策定した亀山市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化遊具の修繕及び更新を行うものとして令和4年度より事業名を改め実施しているものであります。

そのような中、令和4年度において実施した当該事業につきましては、西野公園の日本庭園内にある藤棚の支柱等が腐食していたことから新たな藤棚に更新するとともに、ちびっこ広場内に設置されていた複合遊具について、支柱等が腐食していたことから新たな複合遊具に更新を行ったものであります。

なお、執行額としましては、令和3年度からの繰越明許費と令和4年度予算を合わせて840万4,000円であります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回は藤棚と遊具の更新ということで、この大きな2つだというふうに受け止めました。

それでは、先ほど840万4,000円の内訳なんですけど、藤棚、それぞれの遊具ということで、それぞれのちょっと金額を教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回行った藤棚についてですが、まずこれが356万4,000円で、次の遊具の整備ですけれども484万円となります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

改めて確認します。

840万4,000円が、藤棚が幾らで複合遊具更新が幾ら、2つに分かれて幾らということを変更してちょっと確認させていただきます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

藤棚が356万4,000円、あと遊具設備の更新が484万円、以上でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと話は変えて、この令和4年度の主要事業評価シートにおいて、ちょっと確認をさせていただきますと、複合遊具更新において亀山市初となるインクルーシブ要素を取り入れた遊具更新を行うことで、誰もが楽しく使える公園整備を行うことができたと評価されています。

ちょっと資料1をお願いします。

これ、ご覧のように、私の基本姿勢で三現主義に基づいて、西野公園の現場・現物・現実をちょっと確認してまいりました。印象はカラフルで、ジャンケンボードがあったり、あと複数の遊具が一つの施設に凝縮されて、幅広い年代が利用できるようにちょっと感じました。

そこで、この事業の実施により得られた成果として、既存の複合遊具がインクルーシブ対応遊具に変更され、障がいの有無に関わらず共に楽しむ環境が提供されたことが報告されています。

このインクルーシブ対応遊具は具体的にどのような特徴が備わっているのか、また障がいの有無に関わらず、一緒に遊ぶための環境はどのように整備されたか、詳細を説明してください。

**○議長（森 美和子君）**

松田部長。

**○建設部長（松田 昇君登壇）**

公園におけるインクルーシブの考え方につきましては、公園において仲間外れにしないや、みんな一緒という意味で使われることが多くなっております。

また、遊具におけるインクルーシブの考え方につきましては、これまでも取組を進めてきたユニバーサルデザインの考え方である安全で介助しやすく誰もがアクセスできるといったものに加え、違いを飛び越えられる楽しさといった考え方を取り入れたものとして考えられております。

この考えに対応した遊具では、全ての子供たちが同じように遊べる、または同じような楽しさを味わえることや感覚を使って楽しめるなど、一緒に遊ぶことで楽しさを共有できるなどの考え方に基づき、遊具の選定や配置が行われているところであります。

西野公園に設置されていた遊具は、2基の滑り台やうんてい、平均台等を合わせた複合遊具を設置していましたが、令和4年度に設置いたしました複合遊具では遊具の一部にインクルーシブ要素を取り入れた遊具を設置しており、車椅子利用者が滑り台を利用していただけるように、遊具に車椅子から乗り降りしやすいよう低いデッキを設けているとともに、車椅子の方や小さい子供たちが滑り台において後ろに並ぶ利用者を気にせず ゆっくりと利用できるように、滑り台を2連で設置する工夫を行っています。

さらに、幼児や視覚や聴覚が弱い子供たちが利用できるよう、太鼓遊びができるパーカッションやパネル遊びができるすごろくパネルなどを設置することで、様々な方が同じ空間で一緒に遊べる遊具となっております。

引き続きインクルーシブ要素を取り入れた遊具の導入を進めていきたいと考えていることから、今年度更新を行います亀山公園「わんぱく広場」内の複合遊具においても同様に、インクルーシブ遊具の設置を進めていくと予定しているところであります。

**○議長（森 美和子君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

非常に分かりやすい説明、ありがとうございます。

公園整備に展開し、誰もが伸び伸びと利用でき、多様性への理解を深めて地域や社会とつながりを広げていける公園を期待したいと思います。

また、西野公園を訪れる際には、ぜひ立ち寄って体験をしてみてください。

それでは、次に入りたいと思います。



次に、令和4年度決算における不用額についてお伺いしたいと思います。

代表質疑で財政の全体をマクロで質問をたくさんされておりましたので、私、ちょっとミクロの視点で質問させていただきたいと思います。

まず、不用額とは一般的に要らないものという連想しがちなんですけど、ちょっと一般の方々にも分かりやすい説明と、それに加えて、この4年度の決算における一般会計の予算の減額に対して不用額の金額をお示してください。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

不用額といいますのは、予算現額から支出済額と翌年度への繰越額を差引きしました残額のことを不用額というふうに申します。予算編成の過程におきまして、その必要額を厳格に精査し、予算計上をいたしているところではございますけれども、支出が見込みより減となった場合や入札差金等などにより、予算現額と決算額に差が生じて発生するものでございます。

一般会計の不用額につきましては、予算現額が251億5,610万2,003円に対しまして支出済額が239億9,105万9,879円、それから翌年度の繰越明許費、繰越額でございますけれども、1億9,117万2,500円を差し引きしました予算現額から差し引きしました不用額が9億7,386万9,624円が不用額というふうになるものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

意外に私もサラリーマンをしているときには、やはり予算が余ってしまうと、なかなか要らないものと思われがちなので、今の答弁の中でありましたように、収入・支出で繰越残高を差し引いたものということで分かりやすく説明していただきました。

今回、先ほど不用額ということで9億7,387万に対して、これはなぜ発生したか、具体的な理由をちょっと添えて説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

不用額の発生した理由でございます。

まず不用額につきましては、前年度と比べまして9,326万8,000円減となりましたことから9億7,387万円となっております。その主な要因としましては、民生費で4億2,969万9,000円、それから衛生費におきまして1億1,106万2,000円、それから教育費におきまして1億2,837万円の不用額がございます。

要因につきましては、民生費につきましては、介護保険事業の広域連合運営費で不用額が7,602万8,000円や、施設型給付・地域型保育事業で不用額5,672万1,000円が想定以上に執行されなかったということが原因に上げられます。

それから衛生費につきましては、病院事業への繰出金が減となっておりますことや溶融施設管理費で不用額が出ておること、それから特定健康診査事業などの執行残による不用額でございます。

教育費におきましては、一般職員の人件費で退職手当が、勤務延長に伴い退職手当が執行されなかったことなどによりまして不用額が発生しておるということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

もう少し具体的な理由を添えていただけるとありがたかったんですが、先ほどはちょっと結果っぽい答弁になっていましたが、発生した理由というのは私が察するには、この事業自体の実績減だとか事業の未実施、人件費の実績減ですね、あと契約金の差金だとか執行努力等が大きくあるんじゃないかなあとと思いますが、そういう理由別な仕分というのは行っているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

不用額の理由につきましては、一般会計及び特別会計の決算資料の中で、不用額に関する説明の中で各事業の不用額の理由が書いてございます。

理由別に集計をしておるとかということは現在のところしておりませんので、不用額の理由につきましては、不用額に関する説明書でご参照いただけたらと思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

詳細は個々の情報が入っておりますので、なかなか発生理由別に仕分するのは非常に難しいかなと思いますので、ここから先、また私のほうが述べると一般質問にもなってしまいますのでここでやめまして、不用額についてどのように処理されていくかということで、市民の皆さんに分かりやすいように説明をしてください。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

発生した不用額につきましては、翌年度の予算の財源として活用するものとしておることでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

次年度に有効に使えるように、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、この不用額の調査をしてみましたが、ちょっと資料2をお願いします。

今回この資料は、それぞれを分析するために、款項目それぞれ事業別に順番にブレークダウンをしながら、どういうところに問題があるかなと思って調べてみました。今回、この令和2年から4年の推移の中で、不用率が高くて不用額の変動が小さい、いわゆる金額が変動していないものの事業を抽出いたしました。これは衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費の中の特定健康診査事業が抽出されました。これは分析の結果、若干の改善傾向が見られるものの、驚くことに不用額は割合の

24%に達しております。4,000万のうちの約1,000万円を超える不用額がある事業でございます。それが特定されました。

具体的には、毎年の特定健康診断の受診者数が予想を下回っていることというふうにこれは見られるんですけど、コメントとして書いてありますが、この辺りに関して詳細なちょっと説明を健康福祉部のほうからよろしくお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご案内いただきました特定健康診査事業につきましては、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査を実施するもので、毎年度当初予算におきましては国民健康保険の目標としている受診率60%を目指すことから、4,000人の受診をいただく額として予算計上を行ってございます。

しかしながら、実績としましては例年35%から40%で推移をしていることを踏まえ、例年3月補正の段階で一定の減額補正を行っているところでございます。しかしながら、最終的な減額により医療機関への支払いができなくなるようなことは避けなければならないため、一定程度の余裕を持った減額補正としており、執行率が低くなりやすい傾向にあるものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この令和2年から4年、3年とも不用額に関する先ほどの説明書の中の主な理由には、特定健康診査数が見込みより少なかったためと同じようなコメントが書いてありました。なかなか今回は国民健康保険対象者ということで、なかなか難しいと思いますけど、予算の作成段階で予想困難性はあると思いますけど、予算の見積りは可能な限り精緻に行われて適切に執行されていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今回は一例を挙げての確認をしましたが、不用な支出が発生した状況だとか、その理由を的確に把握して、それを分析して問題点や関連すべき点を明らかにして、それらの情報を将来の予算編成や適正な予算執行に生かすことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第40号から議案第52号までについての13件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第10号から報告第16号までの7件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

## 総務委員会

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

## 産業建設委員会

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第52号 市道路線の認定について

## 予算決算委員会

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第50号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

### ○議長（森 美和子君）

次に、日程第2、請願第2号から日程第5、請願第5号までの4件を一括議題とします。

請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第4号防災対策の充実を求める請願書、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会にその審査を付託します。

## 請願文書表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	令和5年8月25日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52

	<p>亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名</p>
要 旨	<p>義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。</p>
紹 介 議 員 氏 名	<p>森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀</p>
付 託 委 員 会	<p>教育民生委員会</p>

受 理 番 号	<p>請 3</p>
受 理 年 月 日	<p>令和5年8月25日</p>
件 名	<p>教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書</p>
請願者の住所・氏名	<p>亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名</p>
要 旨	<p>子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。</p>
紹 介 議 員 氏 名	<p>森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀</p>
付 託 委 員 会	<p>教育民生委員会</p>

受 理 番 号	<p>請 4</p>
受 理 年 月 日	<p>令和5年8月25日</p>
件 名	<p>防災対策の充実を求める請願書</p>
請願者の住所・氏名	<p>亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名</p>

要 旨	子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	令和5年8月25日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名
要 旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
付託委員会	教育民生委員会

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時06分 散会）

令和 5 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和5年9月7日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

---



●事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 邊 靖 文	書	記	新 山 さおり	
書	記	西 口 幸 伸	書	記	山 北 康 仁

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

9番、公明党、新でございます。

一般質問、1番で発言させていただきます。

まず今回は、中学校全員喫食制給食実施事業について、そして次に安心・安全のまちづくりについて、最後に地域公共交通について、大きく3つ質問していきたいと思っております。

それでは、まず第1問目でございますが、通常で参りますと委員会の所管事務調査に関わることはあまりしないんでございますが、今回は特別に給食センターに関することでございますが、質問をさせていただくことにありがとうございます。

まず、大きく1つ目に、外部調理委託についてということが出てまいります、まず冒頭で申し上げますが、亀山市独自の給食センター設立宣言をしていただきまして、そして突然に8月18日の民間調理委託による食缶型での給食提供方式と発表があり、驚いていた次第でございます。

しかるに、私も教育民生委員会の一人として、所管事務調査の今回のタイトルとして、1年かけて中学校生徒に、安心・安全で公平に健康につながる調理が提供できるよう、また将来的には小学校児童分の調理が可能な施設と。そして、調理員の方にも有意義な働き方改革をもって、大きな視野で取り組んでまいりました。また、四日市市や、そして志摩市の給食センターも視察に行つてまいりまして、よりよい給食センター設立をということで、様々な方と日を改めて幾日も意見交換を関係者の方としてまいりました。

課題・問題点として、私ももう既に提出していた矢先のことございまして、非常に困惑しておる次第でございました。こういう中におきまして、市長への提言というのを自分なりにはつくっておった次第なんですけど、ちょっと状況が変わつてまいりました。こういうことを踏まえて、今回の質問に入りたいと思っております。

まず、この外部調理委託というのは、俗に食缶方式といいますが、ちょっと一般の方では聞き慣れない文言かも知れませんが、教育委員会としてどのような運営を想定しておられるのか、それ

を伺ってから（１）から（３）の質問にも入っていきたいと思いますので、まずその点についてご説明いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

９番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

おはようございます。

まず、外部調理委託による食缶方式というものの概略でございます。

まず、この外部調理委託によります食缶搬入方式につきましては、給食の調理というものは民間の調理施設で行い、その献立ごとに保温性の高い食缶に入れて学校へ配送し、小学校と同じように教室で各個人の食器に配膳をするというものでございます。献立につきましては、学校の栄養教諭が共通の献立を作成し、市の栄養管理士や、そして教職員などを交えた献立の検討会の協議を経て市内の小・中学校原則同じものを提供するという、そういったものを考えているというものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○９番（新 秀隆君登壇）

それでは、今の亀山部長のほうからご説明いただきました食缶方式、その言葉どおり大きな缶に調理品を入れて、そして学校へ配送するというふうなことでございますが、今回まず１つ目の質問でございますが、栄養教諭と調理員の配置について、位置づけと申しますか、それについてですが、８月１８日開催の全員協議会の中でいただきました資料の中の中学校給食の再検討の結果についての中の４番目にございました当面の実施方針、その中で（４）と表されて、搬入校に日常的な衛生管理や残食確認、アレルギー対応食管理や配膳指導、そして食育促進のために、ここで栄養教諭や給食調理員などが職員配置を目指しますと。このようにありますが、民間委託になった場合、この食缶、民間調理委託をした場合の食缶型で搬入される、こういう中におきまして、給食の提供方式の中で栄養教諭や給食の調理員の方々の、外部に委託しておいて、こういう方たちはどのような業務をこなされていくのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

提供いたします給食につきましては、先ほど申し上げましたように市が作成いたしました献立に基づいて委託事業者が調理を行っていただくというものでございます。給食の配送を受ける中学校２校に、栄養教諭、あるいは給食調理員などの職員配置を考えているものでございます。

これは調理や配送の業務を外部委託した場合であっても、衛生管理、それからアレルギー対応食の管理、さらには配膳の指導、そして残食の把握やそれに伴いました献立の調整など、学校や教育委員会の責任の下で行わなければならない部分がございますので、その業務を担っていただくということを想定したものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、栄養教諭や給食調理員の方のお仕事の内容は伺いました。

2つ目ではありますが、これらの方のアレルギー対応や配膳指導はどのような形で進めていかれるのか。その指導とか運営について、その方法をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたように、学校に配置されます栄養教諭、あるいは給食調理員などの専門職員につきましては、日々の学校で配食された給食についての衛生管理、そしてまたアレルギー対応食の管理、そして残食の管理といったような、そういった業務を想定しているものでございます。

一方で、委託業務のほうでの調理につきましては、その仕様書の中で調理でありますとか配送の手順、そして管理基準などを定め、それをその形で受託事業者に指示をするとともに、定期的な検査を行い、適切な管理監督を行っていくと。このような形で全体の運営を図っていきたいと考えているところでございます。

また、配膳指導につきましても、各教室への配膳を円滑に行えますように、先ほど申しあげました栄養教諭、あるいは給食調理員等がその役割を担うとともに、また学校のほうには乗用エレベーターの設置を想定しております。これらのエレベーターを活用して、円滑な配膳が行えるように考えているものでございます。

また、このエレベーターの設置によりまして、学校施設におけるバリアフリー化ということも実現できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

先ほどの衛生管理、そして配膳のところはよろしいんですけど、やはりアレルギー対応の調理、またそれらを運営する委託業者の指導、これらがマニュアル等によって指導され、定期的な話合いといえますか、指導を対面でやられると思うんですけど、このような形はサイクル的にはどんなものなんでしょう。年に1回とか、月に1回とか、そういうふうな形がきちつとなされていくものなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現段階におきまして、どのような形態、例えば回数でありますとか、そういうところまで詳細を詰めているところではございませんが、先ほど申しあげましたように業務委託契約の仕様書というものの中で、そこらをしっかり定めていくことになろうかと思っております。これらの仕様の作成については、慎重を期して取り組んでいくものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

詳細については時期尚早といたしますか、現時点では慎重にというのはよく理解できます。

そして、先ほど亀山部長がおっしゃられました中学校でのエレベーター設置についてですが、高額な金額になったということで、当初の見積りの中でも表現されておりましたが、このエレベーターについては、当初は食材だけ運搬のためのエレベーターということでございましたが、またそれについて人も一緒に乗れるということでございますが、バリアフリー化も含めてということでございますが、このエレベーターは給食の食材のときのみのエレベーターなんでしょうか。ほかの用途についてもいろいろあると思うんですけど、その点についてどのようなお考えを持ってエレベーター設置をなされるのか、お伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

エレベーターにつきましては、先ほどはバリアフリー化ということも少し申し上げましたけれども、当初はいわゆる配食するものだけを上げる昇降機を想定しておりました。ただやはり、円滑な配膳のためには人が乗れるというものがよりいいだろうということで、乗用エレベーターの設置を考えているものでございます。

また、この乗用エレベーターにつきましては、給食の配膳時につきましては、その給食運搬に主に使うものでございますが、それ以外の時間帯等につきましては、学校運営等に活用ができるものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今お伺いしました。確かにやっぱり障がいを持たれた生徒の子たちも見えます。また、保護者の方も、私もそうなんですけど、ちょっと膝がよろしくないというところで、階段がちょっときついというときにはエレベーターが本当にありがたいもんでございますが、そういう面にも使用されるというふうなことを申されたこととして理解いたします。

それでは、ここの3番目でございますが、委託料金の考え方でございますが、これから詳細な契約も入ってくると。その中で、やはり企業というのはどうしても利益を追求されていくことが多いと思います。通常のがこれが企業の方針であろうと思います。そういう中におきまして、物価高騰が近年非常に続いており、今年の補正でも給食費の補正もありました。今後どのような形で物価のほうの変動されるか分かりませんが、通常調理の品質、また中学校の食べ盛りの子たちの量の確保、これを維持するためにはどのようなことを想定されているか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、外部調理委託によります委託料につきましては、学校給食の実施に必要な経費のうち、人件費でありますとか光熱水費、さらに施設に係る費用等、基本的に市が負担すべきものが該当する

と考えているものでございます。

一方、ご懸念の食材料費につきましては、この委託料とは別に、基本的には保護者からの負担金をいただいておりますので、それを充てることとなると考えているものでございます。したがって、保護者から賄材料費として今いただいておりますので、それらを食材費に充てるということで、給食の質・量については担保できるというふうにするものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

食材の質・量に関しては担保できるというふうなお言葉をいただき、安心しておる次第でございます。

それでは、ここの欄の大きな2番として、中学校全員喫食制給食の今後についてということでございますが、この8月18日に頂いた資料の最後のほうの7番目にございます将来的な給食調理施設の整備に当たっては、関学校給食センターや大規模小学校の給食調理施設の改修・更新などの機会において、その時点での状況や中長期的な展望を勘案して、学校給食全体の提供方式も含めて、必要な規模や立地などを改めて検討するとうたっております。これは給食センターは、いずれは建てるというふうに理解しておりますが、この点について総合的に考えると、この7番目にうたっているもののことについて、今後の給食制度についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会といたしましては、将来的な給食調理施設というものについての必要性、これについては、そういった当初からの考え方、これは変わっていないところでございます。

今議員おっしゃいましたように、今後の給食調理施設の整備につきましては、やはり中長期な視点に立ち、関の学校給食センターの建て替えでありますとか、それから小学校の給食調理施設の改修等、そしてさらには学校施設そのものの大きな改修、あるいは更新、こういったものと併せて、全体としてどのような形がいいのかということも改めて検討していく必要があるものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

中長期といってもかなり先のような気がしますが、その点につきましてもしっかりと、先ほど亀山部長がおっしゃったように確かなコンセプトを持って、時代の中で今後につなげていただきたいと思います。

以上でここは終了いたしまして、次の安心・安全のまちづくりについてでございますが、まず第1番目のAEDの運用の配慮についてということでございますが、今現在の亀山市の施設に設置されているAEDの状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在の市の公共施設におけますAEDの設置状況につきましては、本庁舎をはじめ総合保健福祉センター、医療センター、各小・中学校、保育所、幼稚園、コミュニティセンターなど、77の施設に各1台を設置いたしております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

施設について、77ということではほぼほぼ設置されているものと理解いたします。

こういう中におきまして、AEDを使用する際でございますが、傷病者に対してAEDの使用時の際、胸部を開いて、そしてAEDのパッドをセッティングするという、そのようなわけでございますが、こういう中におきまして、女性にしてみれば非常に辛いような背景が想定されるわけでございます。そこで、今いろんな市の中で、多いのはやっぱり三角巾というような、このようなもので胸を覆うことによって女性に対する配慮というものが、今いろんな市でも進められております。この布を準備する配慮はやはり必要ではないかと考えられますが、これらの布とかいうものは、止血や手足の固定をするためとか、また体の汗等を拭いて、よりよいAEDの密着性を高めるということにもしっかりと貢献できるものだと想定されます。

以上のような利点を踏まえて、この三角巾等とか、そのようなものをAEDとともに配備するという、他市にもたくさん出ている中で、亀山市としてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご紹介いただきました三角巾の関係でございますが、AEDを使用する際のプライバシーの配慮や、女性への機器使用をためらうケースがあることなどから、近年では傷病者の胸部を覆うことができる三角巾をAEDに備え付けるケースが増えつつあることは認識をいたしております。

そうした中、本市におきましては、本庁舎を含む一部の施設では、胸部を覆うことができるタオルや毛布などをAEDの収納ボックスに備え付けているものの、全体的な統一した対応はいたしておりません。各施設に設置したAEDに三角巾等を備え付けておくことにより、けがをした際に受傷部の止血や固定など様々な用途にも活用できますことから、その重要性や汎用性を鑑み、活用について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

今原田部長がおっしゃったように、やはりこの三角巾、布、タオルというものは、非常に重要なものであるということも理解いただいているようで、そしてまた積極的なお考えを進めていただきたいと思います。

それでは、次に熱中症対策の現状についてということでございますが、非常に昨今から暑うござ

います。近年を取ってみても、記録的な猛暑が続く中で、十分注意したいのがやはり熱中症でございます。

今年も7月末から1週間で、全国で1万人強の方が熱中症により救急搬送されたと。国の対策強化に向けて、気候変動適応法の改正も出てきております。その内容といたしまして、取組の強化ということで法改正、熱中症対策の強化へ、さきの通常国会での改正気候変動適応法が成立いたしました。来春に施行予定ではございますが、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法的に位置づける。そして一段階上に、より深刻な事態を示す熱中症特別警戒情報を新設するというような形で、国もこのような形で熱中症に対する対応を非常に高く見ていると思っております。

そこにつきまして、まず亀山市として今回の公共施設の熱中症対策ということでございますが、まずは亀山市として熱中症対策をどのようにされているのか。これは来年度、確かに昨日の雨から少しは涼しくなっておるんですけど、まだまだ暑い時期が続いております。せんだってもしゃ仕事もされていたご高齢の方がお亡くなりになるというような、まだまだ暑い時期も続いておりますが、そういう中におきまして、亀山市としてどのような熱中症の対策を繰り広げていただいておりますのかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市におけます熱中症対策につきましては、市民への注意喚起や意識啓発のほうが中心となっておりますところでございます。具体的な取組といたしましては、環境省による暑さ指数や熱中症警戒アラートの発出に併せまして、安心めーるやLINEのかめやま健康なびを通じた注意喚起を行っているところでございます。

また、市民への意識啓発といたしまして、毎年度6月1日号の広報におきまして、消防と連携をした熱中症予防やその対応に関する啓発記事を掲載してございます。さらに、市ホームページにおきましても、年間を通じて熱中症に関するページを掲載しており、昨年度、健康に関する包括連携協定を締結いたしました大塚製薬のご協力の下、人気アニメとのタイアップによる啓発動画の配信を行うなど、市民の皆さんに注目いただけるよう工夫をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

私もやっぱりいろんな情報が、携帯に入ってきたり、またテレビの画面で流れたりとか、そんなようなことでありますが、その裏では、小林部長のおっしゃったようにいろいろなご苦勞をされて、段階を踏んで、そしてこの熱中症アラートを発令したりとかされているというのも理解させていただきました。

さて、そういう中におきまして、この1番目に書いてございます公共施設での熱中症対策という形で、どのようなことを市の施設ではなさっておるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

公共施設における熱中症対策といたしましては、主要な公共施設の開庁時間帯については、空調が常時稼働してございまして、市民の方にも自由に涼んでいただくことができる状況となっております。本庁舎の1階ロビーやあいあいのふれあいリビング、それから2階の和室などでも、暑い時期に多くの市民の方にもご利用いただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに、今小林部長おっしゃっていただいたように、施設によりまして、本庁でもやっぱり6時ぐらいになると自動ドアが開かなくなりますけど、6時ぐらいになると大分涼しくはなってきますが、まだまだ熱帯夜というような言葉もよく聞くように夜も暑うございます。先ほどおっしゃっていただいたように、あいあいでも、関支所、そして当然この本庁でも中へ入ると涼しくて、そして冷たい給茶機があって、冷たいお水とかお茶を飲めるというような、こんなような設備は完備しておられるということは理解しております。

さて、その次でございますが、このクーリングシェルターでございますが、このシェルターというものでございますが、ここでちょっと他市の状況をお伝えしたいと思っておりますが、埼玉県の熊谷市というところがあるんですけど、皆さんもよくニュースで聞くのは、日本でも有数の暑い市でございます。こういうところで市の展開といたしまして、とある酒店がありまして、このように冷房がずうっと店内に効かせていただいております。こういうところへまちを歩いている方が急に来ると、暑さで気分が悪くなったときにも中へ急に入っていただいて休憩できるスペースを用意したりとか、そういうことを聞いてやはりその地域、こちらの地域の方、町なかに涼める場所があつてうれしいと。確かに、暑い中てくてく歩いておると非常に体調にも心配なところも出てきます。こういう中で、熊谷市におきましては指定しているクーリングシェルター設置施設や民間施設も合わせて10か所、この6月から9月に誰でも暑さを避けられる避難所として開放をされている。ちょっと写真で見たんですけど、大きなポスターを玄関に貼って、そういうところにあつたら、ちょっと体調が悪いなと思ったときにすっと入れる、気楽に入れるというところでございますが、こういうことについて、亀山市として、このクーリングシェルターの設置のお考えをどのように見ておられるか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員から少しご案内いただいたところでございますが、主に都市部を中心に公共施設や民間施設におけるクーリングシェルターの設置がなされておるということがあることは認識をしておるところでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、公共施設での熱中症対策につきましても、今のところ開庁時間に限られますが、市民の皆さんに暑さを避けていただける場所としてもご活用いただいております。クーリングシェルターとしての位置づけはしていないものの、クーラー、それから水分補給、休憩スペースなど、クーリングシェルターに準じた利用をいただいているところでございます。

それから、ご質問にありました民間施設での実施につきましては、クーリングシェルターとなつ



た場合、その施設を不特定多数の方に開放いただくこととなりますために、まず民間施設所有者の方の理解が必要不可欠であるというふうにも考えられるところでございます。しかしながら、年々厳しさを増す暑さが続いております中、さらなる熱中症対策につきましては、市としても大きな課題であると考えておりますことから、まずは公共施設のクーリングシェルターとしての活用を基本に、実施に向けた検討を行ってまいりたいというふう存じます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

確かに庁舎内でしたら長の一言で決まってくるわけですが、やっぱり市民の皆さん、外部になりますと非常に調整の問題、お客でもない人が店の中をうろうろとするというのは、元気ではないから入るので、うろうろはしないと思うんですけど、そういう中におきまして、前向きな形で進めていただきたいと思います。

私もちょっと非常にここは暑くて、人の2倍ぐらい暑さを感じるもので、カッターシャツの下が汗が出てきて大変なんですけど、議場もやっぱりそういうふうなことも配慮いただきたいなと思います。それは余計なことですが。

それでは、最後のところでございます。

地域の公共交通についてでございますが、今の乗合タクシー制度「のりかめさん」について質問していきたいと思います。

今回は提言的な形にはなりますが、先日もいろいろ資料を頂きましたが、改めて今回現状の利用状況、「のりかめさん」の利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山乗合タクシー「のりかめさん」の利用状況につきましては、年間の延べ利用者数を申し上げますと、令和元年度が2,120人、令和2年度が3,741人、令和3年度が4,688人、令和4年度が4,514人となっております。

平成30年10月の制度導入以後、利用者ニーズや利用形態に対応するための制度見直しを行ってまいりましたこと、またコロナ禍におきましては、他人との接触を回避するため、家族や友人に限定した乗り合わせに予約調整し、安心してご利用いただけたことなどから、制度開始から令和3年度までは利用者は増加傾向にございました。令和4年度は、やや減少いたしておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響も落ち着き、市内コミュニティバスの利用者数が緩やかに回復傾向にある中で、利用目的や利用時間帯に合わせて市内公共交通を組み合わせるため、そのような結果になったものと分析をいたしております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

笠井部長から令和元年から4年までの利用者の状況をお伺いいたしましたが、確かに元年、2年、

3年と大きく元年に比べると倍以上の方が、2,100人が4,600人という形で非常に好評な形で運用されておると思います。私は、亀山の「のりかめさん」について何回も質問させていただいてきたのは、やはり自宅の前まで来てほしいと、そういう形で福祉の面でもということも以前小林部長からも、本当に医療機関の証明もきちっと取れるような方には配慮もされておるといふうに聞きました。

今回はちょっと他市で、非常に亀山市民の方もいろいろ私に、こういうのはどうなんや、ああいうのはどうなんやというご指導をいただいておりますけど、その中におきまして、つくば市というのがあるんですけど、当然亀山市と比べると規模は大きなところで、人口に対しても、今年の8月をベースに考えると5万人弱の亀山市に比べると、つくば市は25万5,000という大きな市でございます。世帯数だって2万2,000の亀山市に対して、つくばですと12万世帯と。面積も見てみますと、面積は亀山市は191平方キロメートル、つくば市におかれましては283平方キロメートル。

これは比較すると、ちょっと財政の問題もありまして厳しいところはあるんですけど、そういう中におきまして非常によろしいなと思いますのは制度として、自宅利用登録の方法ということで、そういうふうな案内が出て、1,000円をお支払いすると自宅までタクシーが来てくれるという、そのようなシステムでございます。ほかにも高齢者割引とか、障害者割引とか、あとは子供の小人割引というふうな、こういうのもいろいろあるわけでございますんですけど、確かに財政規模を比較するとちょっとできませんが、こういうのを聞くと亀山でいう、A・B・Cのエリアでいうと1つのエリアだけでは300円ぐらいという金額でやっておられるという、このようなつくば市のガイドが出ておるわけでございますが、そういう中におきまして、亀山市としてこういう他市の制度をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

#### ○議長（森 美和子君）

笠井部長。

#### ○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご紹介いただきましたつくば市でございますが、お触れもいただきましたが、人口25万人、1,000億円を超える財政規模ということで、本市とは都市規模や都市形態が異なるものと私も考えております。

こうした中で、つくば市の乗合タクシー「つくタク」でございますが、これは利用対象年齢に制限がなく、事前登録し、一度1,000円を負担すれば自宅前から乗車をすることができ、さらには観光利用やビジネス利用など、市内在住の有無に関わらず利用できる公共交通であり、タクシー車両を借り上げて運行して、年間約1億6,000万円程度の運行委託料であると伺っております。

一方で、本市の乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、公共交通不便地域や運転免許返納者への対策を補完する公共交通として、市内にお住まいの75歳以上の方や、運転免許証を自主返納した人などを利用対象者に、タクシー事業者の空き車両を活用したデマンド型移送交通の運行を行っております。また、利便性や利用料金の設定につきましても、地域公共交通体系の持続的な維持を図るため、ドア・ツー・ドアで自由な時間と場所から利用可能な一般タクシーと定時・定路線運行のバスの中間に相当するサービス水準として制度設計をいたしております。

このように、地域公共交通は都市規模や都市形態はもとより、地域の属性や地域実情、真の市民ニーズを十分踏まえた中で、住民、行政、交通事業者等、関係者の合意形成を得ながら、持続可能なサービス形態やサービス水準を確立していくことが最も重要であると考えております。

こうした基本的な考え方をもちつつ、議員ご紹介のつくば市も含め、今後も他自治体における事例研究も継続しながら、活用可能な手段があれば検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

他市のことも見ながら勉強していただいて、活用できることがあればしていただくというようなご意見をいただきましたが、やはり今回の提言させていただいたつくば市の「つくタク」でございますが、先ほど部長がおっしゃったように、財政規模は確かに違いますが、この1,000円を出すことによってドア・ツー・ドアが可能というのは非常にメリットが大きいのではないかと思います。毎月とか毎年というわけではなく、この1,000円を1回払うことで登録した方というふうな、利用度が多い方には非常にメリットが大きいなあというところがございます。

こういうことをして、今笠井部長のほうからいろいろ研究もしていきたいということですが、最後に、制度の今後ということで、この制度、今の「のりかめさん」の制度ですが、近日常には新たな方向性が転換するとかそういうことはないと思うんですけど、将来的にこの制度というものをどういうふうな形で確立させていきたいものかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーをどのように制度運用、今後していくのかというご質問かと存じますが、これまでも制度見直しや制度周知を図りながら、制度の普及・利用促進を図ってまいりましたが、出前講座や地域との意見交換、あるいは電話や窓口でのお問合せなどを通じまして、まだまだ制度内容や具体的な利用方法をご存じでない、潜在的な利用対象者の方がお見えになるものと考えております。

昨年度実施をいたしましたOD調査の結果からも、出前講座や地域との意見交換を実施した地域においては、リピート利用者が増加傾向にあるということも分かってまいりました。

こうした調査結果も踏まえながら、利用の少ない地域への出前講座や意見交換を実施するとともに、様々な媒体を活用した制度周知や市民意向の把握に努め、引き続き利用促進を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、亀山市地域公共交通計画に基づき、乗合タクシーのみならず他の公共交通機関も含めた持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・改善に向けて、庁内検討組織での検討でありますとか、亀山市地域公共交通会議での協議を通じまして、課題解決に向けた取組を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

そういう中におきまして、私ちょっと一言欲しかったのは、やはり少し落ち着いてはまいりましたが、コロナの予防接種とか、そしてまた選挙の投票に行くときの利用とか、こういうのは特別に考えていただきたいというのは申し添えて、以上をもちまして私の一般質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時47分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日は給食についてということと、庁舎建設についてという大きな2つを上げさせていただいております。

それでは、まず順番に従いまして給食についてということに入らせていただきます。

まず1番目としまして、保育園の給食における米飯持参についてというふうなことで通告させていただいておりますけれども、これは6月の草川議員の一般質問の中で、草川議員への答弁について、ちょっと私も疑問に思った部分があったので今回あえて出させていただきました。

私も、平成17年なんですけれども、このとき合併直後、関のアスレで、それまで米は園の給食のほうで出ていたのが、合併後に米飯持参に変えるみたいな話が出てきたもので、どういうことなのかということ質問させていただいたんですけれども、それにつきましては、あくまでも変えていいのかどうかということ保護者に意向を聞いただけやということやったもので、結局今までどおり主食を園で提供していただいたほうがええという、給食のほうがいいということやったものでそのままになってしまっておるわけなんですけれども、その際にちょっと当時、そもそも何で米飯だけ持参するのという話を市に聞かせていただいたんですけれども、そのときに、当時橋爪部長という方でしたけれども、部長いわく、あくまでも乳幼児というのは体調が不安定であることも多いし、残すことも多いので無駄も生じやすいし、読めないし、そもそもやはりご飯を今日はどれぐらい食べたんだろうというのを保護者の方が見ることで体調も管理できるんじゃないのかということ、米飯を持参しているんですというふう言われまして、そういうふうな理由を言われていました。

私自身もそういうふうな話を聞きまして、それはそれで結構なことやけれども、そもそも保育園に行かず親御さんというのは、忙しくて米の提供すら大変な親御さんが多いんじゃないのかということ、それはちょっと言わせてはいただいたんですけれども、やはりそういうふうな旧亀山市としてはそういう姿勢で米飯持参をしていたんだという話を聞いて、なるほどなどは思いました。

ただ、草川議員への答弁の中で言われたのが施設の問題やと、そのスペースがないと。それを聞

いたときに、その是非は別にしましても、親御さんが子供さんの体調を管理するため、その理由は一体どこに行ったんやと思ったんですね。そもそもそういうふうなことは違っておったのかどうか、まず、このことですね。親御さんが子供さんの体調を管理するための米飯持参、この話はどうなっているのか。この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきましては、現在市内公立保育所の3歳以上児につきましては、金曜日以外毎日各家庭より昼食用の米飯を持参しております。合併直後の平成17年3月定例会にて当時の保健福祉課長からの答弁で、旧亀山市の保育所等で米飯を持参していただいている考え方といたしまして、次の3点を上げておりました。

1点目は、議員のご記憶のとおり家庭からの米飯持参を親が子に注ぐ愛情の一つとして、また子が親に感謝する心を育てる一つとして捉えているということ。それから2点目は、当時の国の改革により、国庫負担金による交付金の中に3歳以上児の主食代が含まれなくなったということへの対応が引き続き必要であるということ。それから3点目は、当時の全国の公立保育所における3歳以上児の主食の持参状況が7割近くあったというようなことでございました。

この3点目の3歳以上児の主食の持参状況につきましては、約10年後の平成28年の全国保育協議会の調査報告によりますと、家庭により主食を持参している施設が4割と減少し、反対に主食代を保護者から徴収し、園で提供している施設が4割と増加しております。これは保健衛生上園で主食を提供する方が望ましいとの考えや、園で温かいご飯を提供するほうが子供たちの食欲が増すとの考え方などにより、園で提供する施設が増えたものと思われま。

一方、本市でございますが、各園における現状の設備及び給食調理員等の配置状況では、米飯を調理・提供することが困難であり、この状況は平成17年当時に比べますと、保育所を利用する園児数が増加し、アレルギー等への個別対応も増えておりますことから、ますます困難さを増しております。しかしながら、保健衛生上の観点や子供たちへのより魅力的な食の提供といったような観点から、全国、県内におきまして、園で米飯を持参しているところが増えてきている状況でございますから、本市におきましても、今後園での業者からの米飯の購入など、その提供が可能となるような方策を検討する必要であるというふうには考えております。

先ほどの親子の愛情というようなことにつきましては、確かにこの米飯を持参することによって育まれる一つの成果ではあるかと考えておりますが、ただ、このこと1つでしかこの方策がないかと言われますとそうではないと考えておりますので、別の方策、いろいろな、例えば今ファミリー読書リレーなどの取組も行っており、親子で絵本を読むことで親子のつながりを感じさせるというような、そういうような取組もしておりますので、そういったところで十分可能ではないかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

答弁がちょっとかみ合っていないかなという部分があったんですけれども、私は単に、保育園の給食、米飯持参という中に子供さんへ愛情と言われましたけど、愛情をどうしていくのかじゃないんですよ。給食の中に米飯持参ということに対して、子供さんと親御さんの絆みたいなそういう部分というのは、もう今はないのかと、そこだけ聞いているんです。そういう意味合いはないということなんですか。それをまず聞きたい。この今の給食で。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

前回議会での答弁につきましては、給食での提供が困難な要因をというようなご質問でございましたので、今困難になっている最も大きな要因を答えさせていただきました。決して親と子の愛情の絆を軽視しているというわけではございません。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

実はそういうことでもなくてということをお願いなんですけれども、ただ先ほど平成17年のときの答弁を紹介していただきました。確かに、私は子供さんの体調管理ということ以外の部分も説明を受けたとは思いますが。一番市として大きいそういうふうな姿勢という、その一番の理由になっているのはそういう部分なのかなというふうに、私はそのとき感じたんですね。

管理云々じゃなくて、やはり子供さん、主食ぐらいは、お米ぐらいはおうちで用意してきてあげてやれよというぐらいの、そういうふうな市の姿勢というのが私は感じられたんですね。その橋爪部長の姿勢からも。それは非常に、その点は非常に私はなるほどと思ったわけですよ。ただ、要はそれが一番実は大きなインセンティブになっているのかなというふうに感じたんです。ただ、施設が困難というだけだったら、それだったら、小坂次長、先ほどもちらっと言われましたけれども、やはり時代もいろいろ変わってきて、米飯持参じゃなくて、米飯はやっぱり給食として提供するという動きになってくるんやったら、それを目指すべきなんじゃないですかということをおっしゃるんですけれどもね。

一応そういうふうなことも検討されるということでしたもので、そうなんですけれども、ただ先ほどの話、いろいろ経緯がありました。そもそも児童福祉法云々というような話もありましたけれども、そもそも戦後の食料確保が困難なときに、主食に関しては家庭で持ってきてくれというようなことで始まって、ただその中で徐々に給食を充実させるとなっていくと、保育園において。

一方で、やはり保育の予算抑制とかの話もあって、保護者も負担せなあかんぞというような、そういうような考えもあって、その綱引きの中で主食に関しては国の基準の中で国の補助金が出なかった。で、副食は出たらしいんですね。その話やったもので、その中で亀山市が主食は持参するという選択肢をしたと。ただ、その選択した一番の理由は、私は子供さんの管理、お米ぐらいは親が提供しなさいよというような、そういうことかなと私は思っていたので、それが時代によって変わってきたんやったら、それに対してどうされるんですかという話だと思うんです。

これに関しては、ちょっと市長のお考えを聞きたいと思います。就学前において。私はどっちがいいとは言わないですよ。どっちなんでしょうかと、それを聞きたいです。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員がどっちがいいかは言わない、どっちがいいんでしょうかという、こういう議論が多分戦後、幼児の保育所での主食の持参をどうするか、こういう葛藤が今日まで続いてきたと、このように思っております。

おっしゃられたように児童福祉法というか法が、3歳以上の主食は国費で支援しないという仕組みとの関係というのは大きかったというふうに思いますので、親子の絆とか様々な状況、そういう議論も当然積み上げて今日に至ったということだと思います。

しかし、これも触れられましたけど、この時代の環境変化の中でどのようにこれを考えていくのかということについては、やはりしっかり実態も、それから今後についても様々な角度から検討して考えていくということは大事であろうと思っておりますので、先ほど小坂次長のほうからも申し上げたと思えますけれど、そこらも含めて今後その方策を把握し、検討していくということについては、それをする必要があるというふうに考えておるところであります。

これは多分全国的にも様々な議論であります。今回の例えば国の異次元の少子化対策の中で、例えばこの法改正とか、これで国として主食も対応しますという制度がはまれば、全然問題ないわけであろうかと思えますし、全国一律でそういうことが行われるような環境が整うことを本当に望みますけれど、しかし、自治体としてどのように考えていくかということについては、先ほど申し上げたことも含めてしっかり検討していく、そういう立場で亀山市はおりますので、そこはご理解いただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

やるのか、やらないのかというか、どういう方向なのかというのは最終的に微妙な感じではありましたが、ただ、それを実現していくに当たって、今一番大きな話として、初日に岡本議員も言われましたけれども、保育の無償化によって、実は副食の補助金も国からはなくなったと言われておりますけれども、実際その保育料の無償化によって、やはり大きく保育に関する施策というのは変わってきたはずなんです。その大きな変化の中で、当然保護者負担の在り方というものもだんだん変わってきてはおるでしょうし、実際やはりそういうふうなニーズが旧亀山市で生まれてきているということ。私は実はその声を聞いていないもので、草川議員からの又聞きになってしもうておるわけなんですけれども、こういう時代の変化が起こっている。それを踏まえた草川議員の提言やったんやろうなと思って、横から入ってきたような感じで申し訳ないんですけれども、ただ、やはり私もアスレのときにそういった議論をさせてもらった立場として、ちょっとそれは言わせてはいただきましたけれども。

ただ、そんな中で、やはり施設の問題やというふうに言われるんやったら、施設を改修すればいいわけですよ。先ほど国の制度と言われましたけれども、理由として上げられるのがスペースがないから、人員配置がないからということやったもので、それだったら、本当に必要やったら改修しなさいよということですよ。前々から保育園が老朽化しているという話もほかの議員さんも言われ

ていますけれども、そういったことなんだよということやと私は思いますのでね。だから施設改修も含めてとか、そういうことじゃなくて、米飯持参やったら米飯持参をどうするんかという、ここをどう実現するかというのを具体的に進めていくべきやと思いますので、その点をちょっとよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして亀山中学校及び中部中学校の全員喫食制給食の導入についてということ、ここに行かせていただきます。

これに関しましては、いろいろと食缶方式に方針を変えるとということになって説明を受けたんですけども、まず、そもそもこの建設費の高騰とか、建設費がということでしたんで、逆に言えば建設費が高騰していなかったら当初の予定どおり建っていたのかどうか。

さらに、この建設費が幾らぐらいまでやったら建設するのか。今から急に物価が下がって、建設費が前と同じぐらいになったら建てられるのかどうか。その辺について聞かせていただきたいと思っています。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず事業費が増大しているという、これは大きな問題であるという認識は持っております。特にこれにつきましては、事業費の縮減、そしてまた適切な事業用地の確定が早期にできれば、実施計画どおり進めることができるというふうに認識をしております。当然その実施計画というものに基づくものでございますので、事業費としては約8億8,000万円というものになってくるという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

事業費の問題は非常に大きいんだなというふうに感じさせられました。

その上で、食缶方式にすべきかどうかというのはさておき、実はその食缶方式になった場合ということについてまず聞かせていただきたいんですけども、そもそも根底の議論の一つとしてあるのが、デリバリーに対する不満があったと。小学校給食や関中の給食よりも、やはり見劣りするという話があった。デリバリーについては、私も1回食べさせてもうたことがあるんですけども、非常に、派手な料理ではないですけどよく作ってあるとは思いました。ただ、見栄えがあんまりよくないみたいな部分で、やはりあんまり好評とは言えないという部分があったので。

ただ、その中で外部委託の食缶方式、これで関中や小学校と同値段で同レベルのものが実現できるのかどうか。先ほど同じものを作りますみたいなことは言われましたけれども、同じものというだけやったら、現在小学校とか関中で提供されておるもののグレードを下げりゃあできるわけですよ。言い方は悪いですけど。今の関中・小学校の給食、これと同レベルのものが実現できるのかどうか、食缶方式で。その点を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）



今想定しております考え方といたしましては、まず献立につきましては、現在小学校、それから関学校給食センターで提供しておりますものと同じく、学校の栄養教諭が共通献立を作成し、それを市の管理栄養士や教職員などを交えた献立検討会議の協議を経た、そういった献立を作っていただくという考え方をしております。ですので、基本としては、今自校でやっております小学校、そして関学校給食センターで行っております給食と同じ質のものを目指すという考え方でおるところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

現在のものと同じものを目指すということを確認させていただきました。

その上で、説明では行政の費用負担のこともいろいろ出ていました。デリバリーのときに比べて行政の費用負担、これは一体どうなっていくのか。今はそれこそ食材の高騰で給食が提供できなくなっているところもあるとかいう話もニュースとかで聞いたりします。こんな中で食缶方式にして、やはりセンター方式なり自校方式に比べると、そういう影響は受けやすい部分があるとは思いますが、すけれども、この点、行政としてもフォローしていくのかどうか。食缶方式の場合ですよ。それぐらいのつもりがあるのか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、食缶方式によります年間運営の経費というものといたしましては、設備投資とかは別といたしまして、年間として約1億6,300万円ほどがかかってくるだろうという想定をしているところでございます。

これらは先ほど新議員のところでも少し述べさせていただきましたけれども、様々な調理でありますとかに係る人件費、さらに光熱水費、そして設備投資に係るそういった費用、こういったものも含めたものとして算出をさせていただいておるというものでございますので、その運営、これは委託料ということになってくるとは思いますが、その辺りにつきましては十分そういった給食をしっかり担保できるというものを想定した形で運営ができるというふうに考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは次に、この外部委託の話がありましたけれども、ある程度ちょっと確認させていただいたんですけども、今回全協とかでも説明していただいた中で、早期実現のために外部委託方式を取るということで、やはり給食センターはいずれ建設するというのを匂わせているわけですよね。先ほど新議員の一般質問の中でも、中長期的にいろいろ考えなければならないのでということではあるんですけども、教育委員会からの資料によれば、予定していたときではないけれども、その後まだ建設する考えはあるんだというようなことは匂わされていたんですけども、結局この給食センター、食缶方式が導入されたとして、ただ、それでもセンターを実現するのかどうか。この辺どうなんでしょうか。

実際、その計画をそれこそ資材が安くなってきたときに造ってもええわけですよ。そういうふうなことも踏まえて、この建設の計画、これは続けていくのかどうされるのか。センターそのものを、建設を検討し続けるのかどうか。その点、聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど新議員のところでもご答弁申し上げましたように、この中学校の全員喫食制給食の実施事業につきましては、関の学校給食センターでありますとか、それから学校の給食設備の改修、さらには学校施設そのものの大規模改修、こういったものも含めた中長期的な視点に立ち、そのときの状況に応じて具体的な手法を検討していくということになると考えております。

ですから、新たにセンターという新築のものだけにとどまらず、合築でありますとか、そういった学校施設との統合といったようなことも視野に入れて検討は行っていくというものでございますので、それまでの間は外部調理委託方式による外部調理の食缶搬入方式によって全員喫食制給食の実現を図ってまいりたいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

給食センターのための検討は行わないと。教育関係施設の施設全般のどうしていくかという検討の中で、検討を続けていくということなんですよ。

では、その検討をすることというのは、具体的にどういう名称なんですか、それは。何を検討する、教育施設の検討会みたいなものをつくるんですか。教育委員会としてどうするんですか、その辺、具体的に。何かプランはあるんですか、それに対して。その点、具体的な話を聞かせていただきたい。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現段階におきまして、具体的に何か検討会を持つとか、そういった考えではございません。今策定を進めております学校施設の長寿命化計画というものも併せまして、そういったところで必要な改修等の時期、そういったものを図って検討を図るという考え方になるかと思っております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、もうはっきり言って給食センターは断念するということですよ、話としては。ということでもよろしいんか。それを確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、学校の給食施設の改修や更新を含めた、そういった機会を捉えて

中長期的な視点で将来的な給食調理施設を整備するという考え方でございますので、そのときの社会的な状況、こういったものに合わせて、どのような形で整備していくかということをもたまた検討するというものでございますので、センター方式である、それからまた違う方式でやるという、そういったものではないという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっとその辺の話はもう水かけ論にしかならぬので、この程度にさせてもらいますけれども、ただこのセンターの建設というか、これ自体は第2次総合計画後期基本計画の実施計画にも上げられているわけですよ。

その中でもう一つ、当然それは実施計画の変更ということはされるんでしょうけれども、もう一つ、それまでの、令和8年度までかな、デリバリー、これに関しては債務負担行為でそこまでのことが組まれているわけですよ。まず、この給食センターじゃなくて外部委託にするんやったらもっと早く実現できるんじゃないのかという話があったはずで、議会としてもセンターを建設するから8年度ぐらいになるわなということで、この債務負担行為を認めたはずなんですけれども、これについては、やはりデリバリーを当初予定していた令和8年度まで要するのかどうかという、そこがやっぱり話が違ってきているわけですよ。これは本来やったら、やはり債務負担行為の減額補正ぐらいせなあかんと違うんかなと私は思うんですけどね。

もう一つ、どっちにしても、センターを造るにしても、外部委託にしても、先ほど新議員も言われたように、学校側の受入れで施設の整備、これが要ることにはなるんですよ。それはもう早急にやられるのかどうか、いつからされるのか。ちょっとその点、確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校の全員喫食制給食の実施事業におきましての開始時期でございますけれども、当初令和9年度を見込んでいたところを、今年度実施方針案におきましては令和8年度の2学期からの開始と半年ほど前倒しを見込んでいるところではございます。

ただ、それまでの期間につきましては、まずその外部調理委託に係る、先ほども少し申し述べましたが、仕様、こういったものの検討、さらに委託業者の選定というものには非常に慎重を期すものと考えております。また、その受託事業者が給食提供を実施するための設備投資等の準備期間、さらに先ほど申しあげました2中学校の受入れ設備に関する設置工事、そして給食提供の試行、こういったものを予定しているところでございますので、それぞれ相当の期間を要するものと判断をしておるというところでございます。

先ほど申しあげましたように、令和8年度中の実施を目指しておりますけれども、なお早期実現に向けて努力はしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、そういった考え方のものでございますので、デリバリー給食というものにつきましては、その実施時期までは行わせていただくというものでございますので、これについては引き続き

実施をさせていただき、その全員喫食制給食の実施まではデリバリー給食は継続させていただくという考えでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと聞かせていただきましたけれども、この問題については私も決して納得できたわけではないし、今からも多くの議員さんがされると思いますので、この程度にとどめまして次の問題に行かせていただきたいと思います。

庁舎建設についてということで通告させていただいております。前々からこれについては、特に私は分散・集中、この辺の話が非常に重要なポイントかなとは思っておったんですけども、集約を基本とするというふうなことが方針として出されてはおりますけれども、その中でいろいろとちょっとお聞かせ願いたいんですけども、まず、その集約する対象であるあいあいとか環境センター、この辺りの話なんですけれども、そもそも、あいあい、総合保健福祉センター、これは何のために造ったのか。なぜそこに職員を配置しているのか。環境センターもしかりですね。単なる廃棄物の処理施設ではなくて、そこに職員を配置したのはなぜなのか。その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

総合保健福祉センターあいあい、それと総合環境センターの関係でございますが、まず総合保健福祉センターにつきましては、センター等の整備に当たりまして、まずもって現在の本庁舎は昭和33年に建設後、現在の南棟でございますが、増築を繰り返してきた狭隘な施設のため、本庁舎の施設内に新たな拠点施設を設けることが困難な状況でございました。そうした中、総合保健福祉センターあいあいにつきましては、総合的な保健福祉施策を推進するに当たっての保健・福祉・医療の拠点施設として、平成13年4月に開所をいたしております。

センター建設当時は、超高齢化社会の到来を目前にし、高齢者等のニーズが多様化・複合化する中、保健福祉の分野だけではなく、医療とも有機的に連携した保健・福祉・医療サービスの充実と、これらを一元的に提供できる体制の構築、関連機関との連携やネットワーク化、拠点整備が必要となっておりました。そうした中、市では、保健・福祉・医療の連携拠点、サービス提供や活動を支える拠点、市民の交流拠点を施設の理念として現在の総合保健福祉センターを現在の地に建設し、市民が利用しやすく、また市民のくつろぎとふれあいの場となるような施設づくりを進めてきたところでございます。

また、総合環境センターにつきましては、平成12年4月に稼働したごみ溶解施設に、それまでの廃棄物処理部門に加えまして環境保全部門を配置し、本市の環境施策を総合的に推進する拠点施設として位置づけております。

そういったことから、それぞれの場所では当然事務が必要となっておりますので、そのために職員を配置はいたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

あいあいに関してですけれども、保健・福祉・医療の拠点となって、実際そこで交流云々もあって、有機的という言葉もありましたけれども、やはりあそこに置いておいて、あそこを中心にそういった保健・福祉・医療というのが充実していく。市としてはそれが一番の目的やったんやなと思うんですけれども、もう今の時代はそれは必要ないということなんですかね、集約するということは。

あともう一つ、環境センター、そこで当然事務も発生するからということなんですけれども、事務する人だけを置いておいて、ほかの職員は庁舎におってもらってもいいんじゃないですかということなんです、その点はどうなんでしょうか。それをわざわざ向こうに持っていった理由は何なのか。あそこもそれこそ廃棄物とか環境のことを考える拠点にするという話じゃなかったのか。その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

総合保健福祉センターにつきましては、総合的な相談対応ができるサテライトオフィスの機能を維持するとともに、ICT技術の活用等により引き続き健康福祉の拠点として、市民サービスの低下を招くことがないように努めてまいりたいと考えております。

また、総合環境センターにつきましても、管理部門につきましては新庁舎に集約することを基本といたしますが、新庁舎の設計段階までには次期ごみ処理施設の整備方針を踏まえた上で、最終的な結論を出すことといたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、集約を基本とするとか言われながら、あいあいほとんど今のままということですか。で、総合環境センターも管理部門というか、何人か新庁舎に行くだけということですか。関支所をどうするかという話もありますけれどね。関支所はじゃあどうするのかという話もあるんですけれども、そうしたら集約を基本としていないんじゃないですか、これ。

その点も含めて、あいあい、今のままなんですかということ、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

お尋ねの今のままということではございませんでして、整備基本計画の中でも今後決定をする新庁舎の建設予定地の立地条件を踏まえた上で、行政DXの進展等により市民サービスの低下を招かないと判断した場合は、一部行政機能を分散することもありますというふうなことでしております。

そういったことから、総合保健福祉センターあいあいの全てを残すとか、そういったことではございませんでして、相談対応ができるようにサテライトオフィスの機能は維持したいと。これは当

然相談場所が減ると困るといった市民サービスの低下がございますので、そういったようなことがないようにということで考えております。

それと、総合環境センターにつきましては、先ほど申し上げましたように次期のごみ処理施設の整備方針も関連いたしますので、現時点では結論は出しておりませんし、いずれにいたしましても今後そういった市民サービスの低下を招かないという判断の中では分散もあり得るということですので、集約を基本としておりますが、今のまま残すとか、そういったことについては今後の検討になるかと存じます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

要は、まだ何だかんだ言って決まっていないということが実情のような気がしてならないんですけども、ちょっとその上で市長にお聞きしたいんですけど、はっきり言って給食センターも先ほどの話で、とにかく建設費が増大した、これが一番の原因なんやみたいなことでしたけれども、そういう意味でほんまにほかの議員さんも結構言われていますけれども、新庁舎の場合は40億ぐらい膨れておるわけですね、当初の話から。最初四、五十億と言っていたのが、もう100億近くになっておる。はっきり言って、こんな給食センターすら建てられやんような自治体が建てられるんですかという話なんですよ。

私、もともと庁舎に関しては、人口の重心地である北東部とか、あと川を隔てた南側、この辺りに支所を設置して、本庁舎は最低限の整備にとどめて分散型で行くほうがこれからの時代はいいんじゃないかという考えの持ち主ではあったんですけども、実際この状況で財源が確保できるかどうか分からん。ほか、先ほど保育園の整備の話もありました。教育施設の統合とか話もありました。この話の中で、やはりもう市長、一番最初に出てこられたときに庁舎建設の凍結、優先すべき諸課題がある。私、これに関しては非常に評価しておるんですわ。やはり実際、庁舎建設をやめたことによってできた施策もあると思うんでね。

だから今こそ、やはりこの庁舎建設ということ、これの見直しが必要なんじゃないのかと私は思うんですけどね。本当にこれはできるんですかという話です。

どうでしょうか、市長、もう庁舎建設そのものを見直す、この考えはないのかどうか。この点、聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前段の部分、少しお答えもさせていただくんですが、先ほど総合環境センター、あいあい、本庁舎との分散の関係の在り方、これらも様々な角度から検討した中で、現在分散しておる行政機能を市民の利便性向上とか業務の効率性、将来的なコスト等勘案する中で、新庁舎への集約を基本としていきたい。これは先頃お示しした新庁舎整備基本計画にお示しをさせていただいたことであります。

そのコスト面につきましても、少し庁舎機能を分散する場合は、集約に比べて確かに整備費はその瞬間抑制できますけれど、しかし、中長期的には複数の庁舎の更新費用とか維持費が必要となる

わけであります。既に、あいあい、それから環境センターも四半世紀近い時間の経過がたっておりますので、将来的にはもう少し長いスパンで、50年、100年、本当にまちの大計を考える中で公共施設の配置を考えていく必要があるかと思えます。

そして、これはご指摘のようにDX等によりまして更新時の規模縮小も、当然本庁舎もそうですし、既に環境センターも更新が視野に入ってきておるわけでございますので、こういう中で財政負担を抑えていく、このことが大事な視点であろうというふうに思っておるところであります。

そして、そういうことを考える中で、今議員おっしゃっていただいた新庁舎の整備事業の凍結と中止をまさに今考えるべきではないかということのお話でございますけれど、まちづくりは百年の大計であり、そして今こういう局面の中で、まさしく新庁舎整備基本計画、この7月に市民の皆様、議会の皆様にお示しをさせていただいたところではありますが、これは議員の皆様方の議決をいただいて、この第2次総合計画にお示しをさせていただく中で、基本的な方針の下に現在その作業を進めさせていただいておるものでございますので、現時点でこの新庁舎の整備計画の凍結、もしくは廃止という考え方は持ち合わせていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

かなり大きな話が出てきたとは思いますが、話はちょっとずれるんですけど、この4月に県議会議員さんの選挙があつて、私は津のほうにちょっと応援に行ったんですけども、そのときにちょっとちらっと出た話、かなり、眉唾どころの話じゃないんですけども、そこで応援演説をされていた方が、県の話ですから県の大きな課題として県庁の建設の話が出ていたと。その建設の話の中で、一見知事が亀山出身やから、亀山の今度リニアが来るから、リニアの来る下庄辺りに県庁を持っていくつもりやと、一見知事が、これは何としても阻止せなあかんということを言われたことがあるんですね。私ら亀山市民としてはびっくりというか、なんですけども、ただ確かに何が起こっても分からんというのが県レベルでも話としてあるわけです。さすがにそれはないやろと私は思いますけれども。

今ほんまに自治体自体が限界集落とか、実際もう、あと20年ぐらいたったら消滅する自治体が出てくるみたいな話も出てきているわけです。20年前、先ほど合併といいましたけれども、約20年前は合併議論が行われていたときですよ。やはり20年、30年、あつという間なんですね。そういうふうなことを考えたときに、当然市長が言われるように長期的なことは必要ですし、そのときになったら、今ある庁舎がほんまにどうなのか分からないという世界になってくると思います。やはりその辺はしっかり見極めていただかないといけない。そういう意味ではやはり、まず今必要なのは何かという、そこはやっぱりしていただかなければならないということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時44分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

皆様、お疲れさまです。

会派新生みらいの古田です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道路排水施設についてですが、大雨が降ると道路側溝の流れが悪くなり、水路が小さいところなんかはじわじわと側溝からあふれ出し、水たまりができて、冠水が起きるところがあります。雨がやめば、じわじわとまた流れていくんですが、雨が降り続けた場合、住宅などに流れていき、浸水が起こるおそれもあると思います。

各地で線状降水帯が発生し、記録的豪雨の報道もよく見ますが、大雨が降った場合、どんな冠水対策を行うのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

大雨時の冠水対策でございますが、近年問題となっておりますゲリラ豪雨と呼ばれる一時的に集中して大雨が降った際には想定した道路側溝の排水能力を超える場合があります、冠水対策は困難であります。一時の大雨であれば時間経過とともに徐々に水位も下がり、冠水状態が解消されます。

台風接近時など大雨が事前に予測される場合については、冠水のおそれがある箇所を事前にパトロールし、側溝や集水ます内の堆積物の除去を行っております。また、道路の路面水が民地に流入してしまうという場合には、土のうを設置して民地への路面水の流入を防ぐなどの対策を行っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

パトロールや土のうでの簡単な対応は僕も行ったことがあります。行ったときに実際に見て思ったことは、冠水する場所の側溝や水路は割かし昔のもので、水路幅や深さ、大きさが小さいところが多いです。最近、地域住宅造成もいろんなところでやっています。その場合、現在の基準で排水路の設計を行うと思うのですが、その造成地の排水路が古い排水路の上流に当たる場合、新しい大きな水路の水量を小さな水路でくむこととなってしまいます。サイズが違うだけで、それで流れが止まるということはないと思いますが、最近の雨量ではその場の水量も増えますし、さらに道路工事や住宅工事が進んでいくとなると、水の流れも変わって昔の排水路に一気に流れることも考えられます。

造成を行う場合の設計基準や小さい水路の断面不足に対する対策を聞かせてください。



○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

開発による道路側溝の断面不足というところですが、開発地からの雨水排水を接道する市道の側溝へ排水する場合には、開発業者が側溝への流入量を計算して道路側溝の断面検討をした上で適切な側溝を設置するよう指導しております。

排水先の既設の側溝につきましても、断面が不足する場合には側溝改良を開発業者に指導しているところですが、側溝の断面検討はあくまで一次放流先までとなっており、上流よりも下流の側溝断面が小さくなるという事案も発生しています。このような事案につきましては、開発工事の完成後も下流域への影響が生じていないか注視して観察を行っているところであります。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

そういう断面不足のところの対策を行っていただくということで、広く造ってもらいたいんですけども、ふだんは排水路がごみや落ち葉などで詰まってしまうことがあります。蓋がなければ常に掃除はできると思いますが、蓋がついていると専用の工具がないと難しいと思われまます。蓋が取れると、それなりのさおとか長いもんで、僕のスペシャルな工具で何とかなるときもあります。一度蓋を開けてみたら一斗缶がすっぽり詰まっていたこともありまました。最近騒音問題で、側溝の蓋を外して、すっぽりと上を打ってしまつて水路を閉じてしまう工法もあります。

様々な状況で排水路に詰まりが発生するときがありますが、そんなとき市民はどういった対応を取ればいいのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路側溝や集水ます内の落ち葉などの堆積物が原因で冠水している場合は、早急に除去をいたします。また、事前に発見した堆積物につきましては、蓋を設置していない側溝は市の作業員で清掃を行うほか、住民の皆様は道路ふれあい月間や市内一斉清掃の作業時に清掃を行っていただいている場合もございます。

しかしながら、議員言われるように、コンクリート製の蓋が設置してある側溝は、蓋を開けての清掃が、住民の皆様はもちろんのこと市の作業員でも困難であることから、年間を通じて清掃委託契約を行っている業者に依頼して、排水管清掃車による側溝内の高圧水洗浄を行い、側溝清掃車により洗浄水とともに堆積物を強力吸引して清掃しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

暗渠になってしまうと詰まってしまうと何ともならんとき、困ってしまうと思うんですが、市のほうにお願いすれば業者がチェックやバキュームで掃除してくれるということが分かれば、市民の皆様も諦めずに済みますし、安心できると思います。

詰まりを解消できたり掃除すれば水の流れもスムーズにはなるんですが、その場合は、掃除した場所は冠水しにくくなりますが、道路排水も川と同じで下流・上流があります。下流側の水路が小さいと、今後、雨の量が増えたり工事や造成で状況が変わったりすると、昔のままの小さい排水路に限界が来ると思います。

この先、こういった対策、整備をしていくのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市の道路パトロールにより降雨時の道路側溝の排水状況の確認はしているものの、市道全ての側溝の排水状況について常に把握することは困難であることから、自治会による側溝修繕要望によって排水不良を起こしている箇所を把握しているのが現在の状況です。

排水不良箇所のうち部分的な修繕で済むものについては、年間を通じて修繕工事契約を行っている業者に依頼して修繕を行っております。延長の長い側溝の改修が必要な箇所などについては、予算化して計画的に側溝工事を進めておりますが、自治会からの要望に対し、工事が追いついていない箇所もございます。

今後の道路側溝の整備につきましては、被害状況や現場条件などにより優先順位を決定し、決めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

そうですね。部分的に改善をしていっても、この先、解決できん状況も起きると思います。例えば新しく造成したところを1次排水としたら、次つなげるところは2次排水、3次排水、そして川に流れていくという流れなんですね。部分的ではなく、全体的に排水というものを考えないと大量の雨水に耐えられないと思いますが、未来、この先ずっと先にかかっていくときに、全体的な対策、全体的なことをどう考えているかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほども開発のときには1次排水までということで説明をさせていただきましたが、その先、今、議員言われるように、開発とか宅地の状況によってはどんどん増えていくということも想定されます。そういったところをその都度確認した時点で、先ほどもありましたように、長い延長で側溝修繕とか、そういったところが必要という判断をすれば、予算化して適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

繰り返し広い範囲でということをお聞きしましたが、多分、全体的に僕は水の流れという意味で

は、道路側溝、道路排水というのは、この先限界が来て無理があると思います。下流側で、古くても大きな排水路というのはもちろん下流に行けば広がっていくというのは基本ですが、本当に流れるところによっては小さいところもありますので、市全体、広い区域全体で対策を考えていただくようお願いして、次の質問に移ります。

次に、運動施設の整備についてについて質問させていただきます。

近年、コロナの影響で、とこわか国体中止をはじめ、いろんなスポーツの大会が中止になっていましたが、最近はコロナの影響から脱し、競技大会も各地で開催されています。そうすると、技術を上げるために個人練習やグループでの練習もしたくなると思います。しかしながら、競技によっては市内に練習するところがないという話を聞きます。

今回、僕が話を聞いたのはサッカー、それと陸上競技で、サッカーをやっている子に、西野公園の運動広場、個人ならただだよと言ったんですけども、グラウンドが荒れていると、練習の幅が限られていると答えられましたし、陸上競技の子はトラックがないのでタイム計測ができないと、こういうふうに言われました。

こういったちょっとした個人練習を市内でできない、この状況をどう考えているのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

陸上競技用のトラック、またサッカーコート等につきましては、市内には正規のそういった備えた施設がないことから、サッカーや陸上競技におきましては、議員に少しお触れいただきましたが、西野公園の運動広場や関B&G海洋センター、多目的グラウンドなどをご利用いただくことが多いものと認識しておるところでございます。

具体的に今ご指摘の長距離走等でのタイム計測につきましては、トラックがないために正確な距離の把握が難しいところでもございまして、市内のスポーツ施設における課題の一つであるというふうに認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

荒れているとかありましたけれども、練習ができる場所の整備については後で触れるとして、先に市内運動施設全体の現在の利用状況、人数、種目、個人練習などで、そういった体育館など、グラウンドなど施設を利用しているのかを含めて状況を聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

各運動施設の利用状況につきましては、コロナ禍の影響から利用が少ない状況が近年続いておりましたが、昨年度はおおむねコロナ前の水準に戻りつつありまして、年間で約17万8,000人のご利用をいただいたところでございます。

施設別の利用状況を見ますと、まず西野公園につきましては、全体で約6万7,000人のご利用で、うち個人利用は約30%に当たります2万人ほどで、専用利用は約4万7,000人となっております。

次に、東野公園体育館につきましては、全体で約5万3,000人のご利用で、うち個人利用は35%に当たる1万9,000人ほどで、専用利用は約3万4,000人となっております。

最後に、関B&G海洋センターにつきましては、全体で約5万3,000人のご利用で、うち個人利用は47%に当たります2万5,000人ほどで、専用利用は約2万8,000人となっております。

また、主に体育館での利用種目につきましてはバドミントン、バスケットボールが多く、バレーボール、ハンドボールなどにご利用いただいておりますほか、テニポンやソフトバレー、カローリングなどのニュースポーツも含め、幅広くご利用いただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

運動施設利用者がコロナ前の水準に戻ってきている、17万人も入っておるとは思いませんでしたけれども、今後も健康増進、技術向上のために多くの方に気軽に利用してもらいたいと思います。

僕が言うと、おまえが先に行ってこいと言われそうですが、その辺は置いておいて、次に今後の施設整備についてですが、先ほど個人練習のできる場所がないとの話をしましたが、サッカーであればちょっと小さい場所でフットサルでも練習になりますし、もちろん陸上のトラックも出しました。バスケのスリー・オン・スリーコートなど、バスケは体育館でもできるんですが、今後新たにそういった施設を整備する予定はないのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご質問の陸上トラックでありますとかフットサルの競技場、それからバスケのスリー・オン・スリーコートなど、施設整備の計画や予定というのは今のところないところでございます。しかしながら、一人でも気軽にスポーツのできる環境といたしましては、各施設で団体による専用予約が入らない個人使用デーというのを設けておりまして、毎月5日程度の設定で、時間帯や曜日で種目は少し限定はされますけれども、卓球、バドミントン、バスケットボール、ソフトバレーなどを実施していただくことが可能となっております。

個人の方の利用につきましては、こうした機会を活用いただきますと、個人練習などにも取り組んでいただきやすいのではないかとこのように考えてございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。個人練習のために、施設を市が個人のために開いているということは僕も知らなかったものですから、また周知したいと思います。

つい先日、ライオンズで親子体操教室がありまして、オリンピックメダリストの池谷幸雄さんが、

才能は早く見つけるほうが大事、早く見つけなさい、才能があっても練習を継続しないと大きな目標には届きません、そういった言葉を言っていました。練習する場所の充実が有望な地元アスリート発掘につながっていくと思いますので、運動施設の充実、整備、その辺をお願いして次の質問に移ります。

次は食中毒対策についてですが、まだまだ暑さが続く中、食中毒のニュースが増えています。流しそうめんで100人近くの方が食中毒になったり、弁当での食中毒で亡くなった方もおられたそうです。カンピロバクターやサルモネラという細菌のことはあんまり分かりませんが、発熱による後遺症もあるみたいで、これはかなり怖いなど。

そこでまずは、現在の県内・市内での食中毒発生状況について聞かせてください。

**○議長（森 美和子君）**

小林健康福祉部長。

**○健康福祉部長（小林恵太君登壇）**

食中毒につきましては、その原因となる細菌やウイルスなどが食べ物に付着をし体内に侵入することによって発生するもので、湿度や気温が高い夏場において細菌が増えやすいことから、細菌性の食中毒の発生件数が増加する傾向にあります。

本年度の三重県の発表を見ますと、市内での食中毒事件の発生はございませんけれども、県内では3件の飲食店における食中毒が発生をしています。

市の食中毒に関する対策といたしましては、市ホームページでの意識啓発を行いますとともに、特に細菌性の食中毒が多くなり始める6月には、市広報を通じて食中毒の予防について周知を図ってまいります。

また、三重県による食中毒警報の発令がされた際には、鈴鹿保健所衛生指導課を通じて健康福祉部健康政策課へ通知が届き、関係各課、これは子ども未来課でありますとか地域福祉課、医療センター等でございますが、そちらへ情報周知を図るとともに、市民への安心めーる、市ホームページなどで情報発信を行っておるところでございます。

**○議長（森 美和子君）**

古田議員。

**○1番（古田吉昭君登壇）**

ありがとうございます。

県内では3件、市内では発生なしということで、予防活動や衛生管理の効果が出ていると思います。

先日、県から食中毒警報が発令されましたが、その警報が発令された場合、警報が発令されてから市内の給食ですね、提供する保育所と小学校ではどのように対応しているのか。警報が発令されてから迅速に対応できているのかを聞かせてください。

**○議長（森 美和子君）**

小坂健康福祉部次長。

**○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）**

まず、私のほうからは、保育所等での対応についてご説明いたします。

食中毒警報が発令した場合には、鈴鹿保健所等から発令日時や該当基準などが記載された発令通

知が健康政策課にファクスで届きます。それを速やかに子ども未来課から公立・私立の各園にファクスで送信し、職員への注意喚起を行っております。それを受け各園では、食品等の取扱いの注意事項の再確認や、日頃から実施している手洗いや消毒をいつもより小まめに行うなど、より徹底した衛生管理を行うように努めております。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校給食の現場におきましては、食中毒警報が発令されました場合につきましては、先ほどの健康福祉部などから情報提供を受けまして、その都度、各学校現場へ周知を行っておるというところでございます。

日頃から学校現場につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき衛生管理マニュアルを定め、徹底した衛生管理を行っております。給食調理員は大腸菌などの保菌検査を定期的に行い、調理前の洗浄や消毒は相互にチェックするようにしているというところでございます。

また、食材の加熱温度についても確認と記録を行い、給食の安全を確保するように努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

しっかりと管理、対応、警報が出たときは、ファクスが届いたときは迅速に対応してもらっているとのこと安心しました。

天気予報では、この先まだまだもうちょっと暑い日が続きますし、この先、地球温暖化が進み、年々暑くなっていくと思います。食中毒のリスクも高くなっていくと思いますが、その対応、今後の取組について聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本年度も残暑が長引くことが予想されるなど年々地球温暖化が進んでございまして、食中毒の発生リスクの高まりも非常に懸念されるところでございます。そうした状況を踏まえすと、市民の皆さんに食中毒を起こさないための正しい知識を身につけていただくことがより重要となってまいりますことから、市としましては鈴鹿保健所等との各関係機関との連携を密にしつつ、ホームページや広報、それから健康なび等を通じた周知啓発に一層努めてまいりたいと存じます。

また、新たに創設をいたします、かめやま健康都市大学での学びの機会、こういったものの活用を含めて積極的な意識啓発も検討してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

食中毒をいろいろネットで見ているんですけども、暑い時期には発生率が高くなるのは当然で

すけれども、涼しくなってからでも細菌系ではなくウイルス系ですか、ノロウイルスとか、そういったものも発生して、そのウイルス系の食中毒はさらにワクチンを打っていないともっと怖い、もっと病状が悪化するといったのを見ました。今後も市内、そして市内飲食店もそうですし、市内の施設もそうですし、予防活動、衛生管理をしっかりと継続していただき食中毒抑制に努めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、防犯対策についてですが、新聞やテレビで特殊詐欺被害のことのニュースを見ます。全国的には、コロナの影響もあったのか、8年ぶりに増加して被害額は361億ということで、いろんなことがあって僕もよく分からんようになってきたんですけども、まずは特殊詐欺というのはどういったものを指すのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺とは、犯人が電話やはがき等で親族や公共機関の職員などを名のって被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ犯人の口座に送金させる犯罪のことで、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺、還付金詐欺などが上げられます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

還付金詐欺、オレオレ詐欺、ほかにもいろいろ聞くんですが、最近よくニュースでやっている闇バイトというのを聞きますが、これも特殊詐欺に含まれるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

闇バイトとは、SNSやインターネットの掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集し、応募してしまうと犯罪組織の手先として利用され犯罪者になってしまうもので、その犯罪が特殊詐欺の場合で、受け子とか出し子などで逮捕された場合では詐欺罪、あるいは窃盗罪に問われる場合がございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

そういうことなんですね。闇バイトは、要するに関連すると特殊詐欺の中に入ってくると理解してよろしいのかなと思います。

新聞にも出ていましたが、市内のコンビニでプリペイドカードを大量に買おうとしているお客さんを店員がおかしいと感じ、支払ってしまう前に未然に防いだという記事を見て、すごいなあと感じさせられたこともありました。

実際、市内・県内、近隣の地域で、どれほどの特殊詐欺被害が発生しているのかを聞かせてくだ

さい。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺の県内や市内の発生状況についてご説明させていただきます。

特殊詐欺では、今年5月に伊賀警察署管内で、亀山市の60歳男性が有料サイトの未払い料金請求で3,000万円の架空料金請求詐欺が発生したと記憶しております。

三重県内の特殊詐欺の発生状況でございますが、本年1月から7月時点で発生件数は155件、被害金額総額約2億9,140万円で、前年同時期で90件の増、そして金額面では1億2,340万円の増でございます。

また、亀山警察署管内の特殊詐欺の発生状況は、7月末時点で発生件数10件、被害金額約436万円、昨年同時期に比べて8件の増で、金額にしてはマイナス94万円になっております。

なお、昨年、令和4年一年の発生状況では、三重県内では142件、3億7,630万円、亀山警察署管内で、架空料金請求詐欺2件、還付金詐欺1件の合計3件で540万円ございました。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

やっぱりこの辺りでも被害が出ているということで、今後、被害が出ている特殊詐欺、いろんな形がありますけれども、現在どんな対策をしているのか、取組について現状を聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在の取組でございますが、市としましては亀山警察署と連携した取組で、かめやま・安心めーるやケーブルテレビを利用したタイムリーな情報発信による注意喚起を行っているほか、広報「かめやま」への掲載、市公式フェイスブックへの掲載、庁内広報用テレビやJR亀山駅前に設置されたデジタルサイネージを活用した広報啓発を行って、不審に思った際には、すぐに亀山警察署に相談していただくよう周知しております。

また、亀山警察署及び亀山地区防犯協会では毎月15日を特殊詐欺撲滅の日として、金融機関などにおける広報啓発や、あと各地区老人会において防犯教室の開催なども行っております。

また、鈴鹿亀山消費生活センターとも連携し、消費者トラブルの中で架空請求の注意喚起を行っておりまして、ホットラインを設置して相談業務に取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市役所玄関のモニターにも出ていますね。今後、8年ぶりに増えたということなんですけれども、こういった被害、いろんな特殊詐欺を防ぐために、新しい対策、取組などがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）



木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今後の取組でございますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、防犯対策は亀山警察署や亀山地区防犯協会、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関係団体が一丸となって情報共有を図り、犯罪発生を抑止力が発揮できるよう取り組んでまいります。

今後も新たな特殊詐欺が発生すると思われませんが、関係団体と連携して安心めーるやケーブルテレビなど様々な手法で迅速に住民に注意喚起を行い、不審な点があればすぐに亀山警察署へ連絡・相談いただくよう周知しまして、犯罪のないまちに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

こういった特殊詐欺で金銭を奪われるのは本当に悲しいことだと思います。啓発活動など続けて、この先、この地域に被害を出させないよう対策を立て、共に努力していくことをお願いします。

ちょっと早いですが私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時38分 休憩）

---

（午後 1時48分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、中学校全員喫食制給食実施事業について質問させていただきます。

新議員、伊藤議員と、引き続いての質問となりますが、私、この概算事業費の算出根拠等について質問を中心にさせていただきたいと思います。

まず、教育民生委員の所管事務調査において、中学校給食センターの建設を前提に市民のアンケートの実施、栄養教諭さんや給食調理員さんと意見交換、さらに教育委員会事務局、教育部長とともに7月10、18日、四日市、志摩への給食センター視察を行い、調査・研究の内容をまとめるに取りかかる中での出来事でした。8月18日全員協議会で、当面給食センターは整備せず、給食センター方式から外部調理委託による食缶搬入方式への方針が示されました。

そこで、先ほどの伊藤議員からの質問と重複するんですけど、その真因をお答えください。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

本事業におきます実施手法の変更の主な理由につきましては、センター整備規模の精査による面積等の増加や建設事業費の精査、そして高騰に伴う事業費の増加に加え、適切な事業用地の選定が困難であり、早期実現に支障を来すおそれがあるということが主な原因でございます。加えて、事業費増加に伴います様々な教育課題に関する将来的な財源確保の影響についても懸念をしております。

このようなことから、本事業の様々な課題を踏まえて、早期実現を図る手法として内容変更を考えたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど私が強調した真因、真因とはそれぞれの原因があると思うんですけど、その中の一つですね。最大の理由は何でしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

事業費の大幅な増加というものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

8月25日の教育民生委員会の事業費の試算結果を説明いただいた中でも、新たな方針ということで答弁されて、その中でも事業費の増大ということをお伺いしております。

それでは、ちょっと資料1をお願いします。

この資料は教育委員会のほうで試算された内容になります。一番左の列が当初計画された内容で、令和4年の資料でございます。その2列目が2月に発表されました中間報告です。そして、先日、8月18日に報告いただきました、さらに増大したというような内容の3つでございます。

大きく違うのは、真ん中の令和4年の中間と8月18日の一番右の数値の違いは、この学校工事費、ここのエレベーターの条件変更のみでございます。それぞれの比率の倍率をしたところが、この4列目になります。

この資料は、国土交通省による公共工事設計労務単価と物価指数、日本建設業連合会の価格高騰データ、さらに建設物価調査会総合研究所発行の建設物価指数及び総務省発行の消費者物価指数などを用いて試算しました。基点は2015年を1とした指数でございます。

なお、造成費につきましては、国税庁発行の造成費の金額表三重県版を使っております。

改めてちょっと表を出してください。

この中で最大で大きく違うところは一番上の造成費になってきます。右側のこの櫻木試算と書いてあるところが、先ほど紹介しました数々のデータを、造成費、建設費、外構費、それぞれの項目

のデータとして、ここにあるデータから、公表されている内容から全て算出をさせていただきました。ですから、倍率が1.16だとか1.33というのは、その数値を用いて算出しました。

その結果、教育委員会のほうで試算した内容からすると、ここは、当初の予算と中間は、平米数が「1,200」から「1,500」に変わっている試算も含まれております。そこからすると、最終のエレベーターを含めた内容になると2.62倍になっております。私のほうで試算すると、1.28倍というふうな形で試算をさせていただきました。

その中で先ほどの一番上の造成費ですね。造成費についてちょっと確認をしたいと思います。

今回、この造成費が従来から、この「1,200平米」から「1,500平米」の延べ床面積に変更になったプラス物価高騰を入れて23.76倍、これの根拠を聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

造成費につきましては、建設する場所によってかなり変わってくるということが想定されるものでございます。実施計画では、一般財団法人建設物価調査会が発行しております建設物価を参照して、単価を1平米当たり1,568円としたものでございます。実施設計以降における以降の項目についても同様に算定を行っているものでございます。

一方、具体の場所が確定されていない条件の中でございましたので、平成25年に検討を行った後でございますけれども、その後は平成25年に実施されました市内公共施設の類似工事の工事単価2万2,880円、これは1平米当たりでございますが、これを参照し、その単価に敷地面積の4,000平方メートルを乗じております。加えて、国土交通省の公共工事設計労務単価や建設物価調査会の建築着工統計による単価の推移から今後の物価上昇率を算定し、その率を乗じております。これはどの項目でも同様となりますが、造成費では経年的な物価上昇率を加味し1.63を乗じており、結果として1億4,903万1,000円としたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど答弁いただきましたけど、最初1,568円、平米単価ということなんですけど、この1億4,900を4,000で割ると、これにならないですよ。4,000平米を平米単価に直すと、1平米当たり3万7,258円になるはずですよ。先ほど答弁いただきました1,568円、私が調べた三重県の価格とほぼ同等で平らなところで700円、それぞれ造成が必要なところで1,600円ということで、確かにそれには入っていますけど、先ほど答弁いただいた4,000平米を割ると、3万7,258円との乖離はどのように説明いただけるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在のこの1億4,903万1,000円というものでございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、明確なこの場所だという指定がない中でございますので、先ほど申し上げました市内の公共施設における類似工事、これにつきましては例えば土地の造成と併せて擁壁であり

ますとか、そういったものなどもある程度想定をしておりますので、そういった形での積み上げがあるというふうにご理解賜りたく存じます。

(発言する者あり)

○議長（森 美和子君）

静粛に願います。

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

その答弁に対して、私も少し調べさせていただきました。擁壁工事も含めて土留めと土盛りをしながらやっていると、土盛りで7,000円、土留めをすると7万4,000円という、今の最新でございます。最新のデータで、このデータになってございます。そこからすると、4,000平米全部、擁壁を底辺から建てて、それぐらいの額になりますが、そのような試算をされたんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

全て擁壁分ということだけではなく、先ほど申し上げましたように、平成25年度に実施いたしました市内公共施設における類似工事の工事単価2万2,880円というものをまず一番の参照としております。これに加えて、先ほどの上昇分というものを乗じた結果としての1億4,903万というものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどお見せした資料の中でも、実は設計費、管理費等は確かに1.32倍で、現在の値の倍率、指標とほぼ同じで、私、調べたところが設計費が1.3倍でございました。市のほうで試算したのが1.32倍、ほぼ同等でございました。管理費のところも1.28、私が調べたところは1.30ということでほぼ同等でございました。ただし、この測定のところ、同じカテゴリーの中で、私、調査の中では1.30でした。市側は5.8ということで、ここはまた乖離が出てございます。

ここに関してちょっとお伺いしたいんですけど、その測量・調査費、今の指標の中でこのような状況になっていますが、その試算根拠をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

測量・調査費につきましては、建設用地によってもこれは異なってくるものではございますけれども、実施計画では単価、1平方メートル当たり300円というもので試算をしております。検討後につきましては、先ほどの国土交通省の新営予算単価を参照し、1平方メートル当たり1,400円としております。この単価に敷地面積の4,000平方メートルを乗じ、さらに物価上昇分の1.13を掛けたもので、結果としての632万8,000円というものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私の試算の中では、倍率のお話をさせていただきましたけど、その裏にあるのは、それではじゃあそれだけ世の中の物価が上がって売上高がどんどん増えているかということ調べさせていただきました。これは東京商工リサーチ及び国土交通省の総合政策局からのデータを参照させていただきました。これは上場ゼネコン53社のデータでございます。

公共事業の売上高が、令和5年の3月期ということで、対前年比7.9%の増、決して2.何倍にはなっておりません。それから、同じように受注高ですね。じゃあ受注はどんだけあったのかということ調べました。6.2%の増です、前年度。いわゆる先ほどでいくと、パーセントにすると先ほど教育委員会のほうで試算されました262%、ここまで到底到達するようなデータではございませんでした。

その辺り、指標の中と比較しながら、いかに算出したかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、当初の試算額、それから現在での試算額に乖離があるという、そしてまた現状との様々な乖離があるということのご指摘でございますけれども、これにつきましては様々な増加の要因というものもお示しをさせていただいたところでございます。

なお、ただこれは当初の試算に甘さがあったということは否めないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それではちょっと視点を変えまして、今回試算を行った候補地ということで、市の所有地で工事を、最善を尽くされたと思うんですけど、その中で、最善を尽くした中で、ちょっと資料がございます。

これは今岡議員が情報開示請求をされた資料でございます。その中で、これは9月16日の教育委員会の議事録でございますが、その中に入っておりますのが、（仮称）給食センター建設候補地比較検討表ということだから、6か所を市の中の検討をしているいろいろ試算をされたかと思えます。

比較表の中で、それぞれの評価の中で今回選択されたものというのが、前回の委員会の中では中部中学校ということでお聞きしているのですが、それで間違いはないですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、検討に当たっての候補地につきましては、市有地の中で教育委員会の中だけで検討を行ったもので、市全体での協議を行ったというものではございません。

また、中部中学校におきましては教育委員会が所管する用地でありますとともに、本年2月にお示しいたしました全員喫食制給食実施事業の検討結果におきまして、これは中間報告というもので

ございますが、これにおいても検討を明言しているものではございます。そういったものでございますが、用地としてどこに決め得るといえるものではございませんので、具体、中部中学校というように形で試算をしたというものではございません。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、今までやってきたそれぞれの試算の根拠となる想定の場合というのは、どこを想定されてこれを算出されたのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、この造成につきましては建設する場所によってかなり変わるということは想定しておりますので、その具体の場所について決定できない中で、その検討につきましては平成25年に実施された類似工事という形で公共施設の整備工事というものを参照して算出したものでございます。

（発言する者あり）

○議長（森 美和子君）

ご静粛に願います。

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そうすると、改めて確認しますが、今出ている数値は架空の数値なのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げておりますように、具体、この場所であるという、そういった中での試算ではございません。例えば、先ほど申し上げましたように、類似工事の工事単価をベースにして、それに面積を掛けたという形で試算したものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

よく似た工事があったんじゃないかなと思いますけど、その場所はどこなのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

平成25年度に実施いたしました類似工事といたしましては、関南部のコミュニティセンターの造成、これを一応ベースとしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ちょっとそこ、平行線になってしまいますので、少し切り口を変えまして、先ほど選定された話をさせていただきましたが、この6か所の中、その中で選定をされたのか選択されたのか。選定というと、いろいろ条件に合ったところを、一番いいところを選ぶと思うんですけど、今回、今まで話の中で中部中学校というところは、この評価の中では決して、ランクづけでいくと一番下になろうかと思うんですけど、どうしてこんな一番下の評価を取ったのか、ちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中部中学校につきましては、要件がということではなく、教育委員会が所管をする用地であるという、いわゆる学校の用地であるということでございます。その中で一応検討を明言してきたというものでございますのでお示しをしておりますが、その場所を具体、用地として選定をしているというものではございません。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

一番最初の表に戻るんですが、一番最初の表で私が試算した約1.32倍という話をさせていただきましたが、先ほどの物価高の話もしましたが、あと直近で同じような規模で建設を予定されているところを調べてまいりました。

今年の、もうすぐ9月に開所される徳島県の美馬市と千葉県の上野村というところの2つを調べてまいりました。ここは2,000食、敷地面積3,900、床面積1,700、これは方式がDBO方式なんですけど13億700万、千葉県のほうが、ちょっと食数が少ないんですけど1,000食、敷地面積5,000、床面積、延べ床が1,253、12億9,600万、ここは従来方式で村営ということになります。ですから、その辺のデータを踏まえて、私のほうで先ほどお話しした値になります。

そうすると、そこから逆算すると、8億7,000万をそのまま掛けていただくと11億になろうかと思えます。その額で、先ほど教育部長、その前の答弁されていましたが、8億7,000万の値になる、じゃあ11億だったらどうなんだろうというところも疑問に思えます。

そこで方針として、この学校給食センターを、できるだけじゃなくて、やるかやらないかということを教育長、お答えください。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

これまでもご答弁させていただいたように、教育委員の皆さんと真剣に検討もしてまいりました。何度も部長が申し上げているように、給食センターについては造る方向です。でも、今の状況ではちょっと無理があるので、中学校の全員喫食制を早期実現するために、このような手法を選択させていただいたというのが教育委員の皆さんと私どもの考えの総意です。以上です。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この後も給食センターのことについては他の議員も質問されていくと思いますので、私はこの辺でこの質問を終わらせていただきます。

ただ、この給食センターありきで私たちも活動しておりましたので、私は方針とっておりますので、方針をいかに戻すかというところもちょっと検討をお願いしたいと思います。

次に、子どもの様々な課題の早期発見と支援についてというところに入らせていただきます。

児童虐待、いじめ、貧困問題など、子供たちは様々な課題の中で生活を送っています。一昨日、鈴鹿市議会の中でも一般質問で児童虐待の現状が質問されておりました。亀山市の令和2年から3年あたりの、そういう件数というのは、もし分かりましたら教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

大変申し訳ございません。今、児童虐待の具体の数ということについては手持ちがございませんので、後ほどまた改めてご答弁申し上げたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

ちなみに三重県では、この3年間で2,315、2,147、2,408ということになっていました。鈴鹿市のほうは、299、301、315というような人数比になっておりました。これは、あくまでも私は結果の確認がしたかっただけで質問させていただきました。

私は、問題が起きてからでは遅い、結果ではなく早期発見と早期対応が必須だと思っております。現在、学校において結果の対応に追われているのではないのでしょうか。現状をちょっとお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市内の小・中学校におきましては、生活アンケートや教育相談、日常の観察、担任と個人ノートのやり取りを行い、児童・生徒の悩み事や課題を早期に把握できるように努めているところでございます。

具体といたしましては、いじめアンケート、こういったものを定期的実施し、いじめの早期発見に努めております。

また、長期休業明けには各学校より児童・生徒の出席状況についての調査を行い、不登校傾向にある児童・生徒の把握と組織的な対応を学校に依頼しているところでございます。

また、毎月長期欠席でありますとか欠席ぎみの児童・生徒の把握と、その早期対応のために、市内小・中学校に、これらの調査の依頼も実施しているところでございます。

あわせて、児童・生徒が悩み事を1人1台端末から相談することができるよう、新たに心のポス



トデジタル版を市教育委員会で作製し、2学期より運用を始めているというところでございます。

さらに、市内全小・中学校においてQ-U楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施しております。このアンケートは全国でも多数活用され、県教育委員会も推奨するツールの一つでございます。アンケートでは、児童・生徒の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を客観的に数値に基づいて把握することができます。こういったことも踏まえて、各学校はこの診断結果を活用し、児童・生徒の課題に応じた働きかけ、確認を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

答弁が遅くなり、申し訳ございません。昨年度、令和4年度の子ども総合相談におきまして児童虐待の相談は、延べ133件となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

令和4年が133件ということ、承知しました。

先ほど部長のほうから答弁ありましたけど、早期発見のために組織的な対応ということで、その組織的な対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、様々なツールを活用いたしまして子供たちの状況、学校生活における子供たちの意欲、満足度、そういったもの、そして学級の状況というものを客観的に数値を用いて判断しておるというところでございます。これらの判断結果というものを学校で生かして、その課題に応じた働きかけを行うと、こういう形で取り組むものがございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど私質問させていただいたのは、組織的な対応ということで、どういう組織でどういうふうに行っているかという答弁がいただきたかったですけど、それは置いておいて、先ほどその前に担任と生徒とやり取りをやるというところで、そういうところでは担任任せになって、非常に学校の先生というのは大変じゃないかなというふうに思います。担任任せになったり、担任が抱え込んでしまって、言うに言えるような状態じゃなくて、こういう結果になってしまうと。先ほどの相談のところに来るといようなところがあると思います。

当然先生、私もそうですけど、人間というのは十人十色いますので、先生の対応力も非常にばらつきがあるのは当たり前だというふうに思います。そういう中で学校としては、先ほどの組織的というのはどういうふうなサポートがされて、どういうふうになっているかということをお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今おっしゃっていただきましたように、学校現場では児童・生徒と教職員が接する時間が長く、児童・生徒の日々の変化に気づきやすい環境にあるというところがございます。ご指摘のように教職員の児童・生徒の観察のみでは、教職員の経験年数や考え方に見方が左右されてしまうということであろうかということもあり得ると思っております。このためには、支援に当たって観察だけではなく、定期的なアンケートやスクリーニングテスト、またエビデンスのある分析に基づいた対応方針を上げて進めていくことになるということがございます。このためには定期的な職員に向けた研修会でありますとか、それから先ほどの申し上げましたQ-U楽しい学校生活を送るためのアンケート、こういったものを既に導入しておりますけれども、これをさらにきめ細かく複数の視点から課題を把握するという、このためのアセスメントツールの導入についても調査・研究を進めているところがございます。

大切なことは、児童・生徒の悩み、不安に寄り添うとともに、日々の職員の子供たちとの接し方、挨拶、声かけ、励まし、称賛など、あらゆる場面で子供たち一人一人が大切にされているという思いを持つという、このようなことができるように子供たち、児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高める取組も進めて、このような形で対応してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ子供のために、そういうことを進めていただきたいなと思います。

そこで、令和2年3月に文部科学省のほうから通知されていまして学校向けのスクリーニングの導入について、ちょっと資料2をお願いします。

この資料は、令和2年のときに文部科学省のほうから通知されていると思いますが、これの特徴は、情報を数値化して科学的手法によって潜在的に支援が必要な子供や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる。教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの情報共有が容易であるということ。地域支援、居場所だとかなどの子ども食堂、亀山は子ども食堂は少ないですけど、の活用の正しい理解となって、地域連携が子供の改善に最も効果的であるということ、これらがスクリーニングの中から分かっていくというようなツールでございます。

今日はちょっと提案になりますけど、ぜひこういう形を市も取り入れながら、やはり一人の先生に負担がかかるんじゃなくて、みんなの目で包括的に、皆さんが客観的な評価をしながら気づく。なってからでは遅いので、そういうところをぜひ検討していただければなあというふうな、最後、私の提案で締めさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。

生物多様性地域戦略についてお伺いしていきます。

これは、鈴鹿川等源流の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例で定められた市の責務と講ずる措置の主な内容として、生物多様性の確保に関する必要な措置、産学民官が連携・協力した施策の推進、さらに施策の推進に必要な財源上の措置が定められています。

また、第2次亀山市環境基本計画に生物多様性地域戦略として、野登山に分布する天然林が維持

されていますと記載されています。

そこで、天然林の生態系の現状について、この野登山のブナ原生林について、市が現状把握している内容についてお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市におけます森林の生態系のうち、野登山の山頂付近にはブナの天然林が生育し、これを取り囲むようにミズナラやアカマツ、アカガシなどを主体とした天然林が分布しており、周辺の高標高地は鈴鹿国定公園に指定され、天然林が維持されております。ここには生態系の上位種であるイヌワシやクマタカなどの猛禽類のほか、ニホンカモシカやブナ科の樹木を食餌とする小型のチョウ、キリシマミドリシジミなど、天然林や、そこに流れる水域に依存した動物の生息環境となっております。また、ブナの天然林は三重県天然記念物に指定されております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

状況は分かりました。

その中で、この鈴鹿山系の野登山に生息するブナ林は4.7ヘクタールと非常に小規模ですけど、天然林としては非常に希少な存在でございます。生物多様性地域戦略として、野登山に分布する天然林が維持されていますと記載されていますが、本当に維持されているか、また課題はないのか、お聞かせください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

野登山のブナ林におきましては、先ほど申しましたように維持されておるということでございますけれども、課題はございまして、特に鹿の食害被害がございまして、ブナ林の地表面は、本来であればササなどの植物が下層を覆いますが、鹿の口が届く2メートル程度の高さまで植物が食べられ、樹木以外の植物が見られなくなっております。このため、種から発芽したブナの新芽も鹿に食べられ、新しいブナの木が生育しない状況となっております。

また、その他の樹木も鹿が若木の樹皮を剥ぎ取って食べることで枯れてしまい、古い樹木のみが生育する状況となっております。さらには、植生されなくなった表土は雨で流出しやすく、土砂流出のおそれも懸念されます。

こうした鹿の食害につきましては、ブナ林が三重県天然記念物に指定されておりますことから、まちなみ文化財グループに情報が寄せられ、同グループから生物多様性獣害対策室へ情報提供されます。本年4月には情報提供に基づき、まちなみ文化財グループ職員や日本自然保護協会自然環境指導員などと共に現場へ出向き、鹿の食害による森林の下層植生の衰退状況を確認したところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私も先々月の7月22日に、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の地域講座に参加してまいりました。三重大学の鳥丸准教授より、野登山に生育する天然林の調査結果をお聞きしました。確かに貴重なブナ林ですけど、ここ数十年にわたり鹿の食害で更新されていないという事実をお聞きしました。実際は大きな木はあるけど、次の世代の中ぐらい、小さな木が育っていない、世代断絶になっていると。その理由は、ブナの種が落ち、芽は生えているんですけど鹿が食べてしまうことによるそうです。

調査結果としては、20メートル掛ける50メートルの範囲に種が落ち、840本の芽が出ているんですけど、翌年、21本ということで2.5%ぐらいしか生存していないということでした。それが次の年にまた食べられるということで、先ほど答弁にもありましたように、鹿の届く範囲は非常に下層植物の消失が見られているような状態でございます。

それらを受けまして、このブナ林を維持するための対策や今後の取組について考えをお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまで鹿の食害は、亀山市鳥獣被害防止計画に基づき、被害が多発する中山間地域を中心に捕獲や侵入防止柵の設置といった対策を進めており、野登山のブナ林周辺ではこのような対策は講じておりません。

ブナ林は、鈴鹿国定公園鳥獣保護区や野登山特別保護地区の区域となっており、狩猟行為は禁じられておりますが、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的として市及び県の許可を得ることで、区域内であっても鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置は可能でございます。しかしながら、計画的に鹿の食害対策を進めるためには、まずは生息頭数や農林業被害の状況把握が重要であり、三重県農林水産部獣害対策課が野登山周辺で鹿の生息密度や下層植生の経年劣化を調査されております。また、林野庁では国有林で実施している鹿の食害対策について自治体等への技術的な支援の充実強化を図っておられます。

今後、国や県、場合によっては隣接する鈴鹿市などとの連携も視野に入れて対策を研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、私からの提案なんですけど、やはり木は動くことができないので、今までは生物多様性ということで植物だけだったんですけど、そこに鹿が侵入してきたということがございますので、この木は動くことができません。種から自生する芽が出た後、鹿が届かなくなるまで人間がサポートする植物の伴走型支援なんていうのも検討してはいかがでしょうか。

それでは、最後の質問に入ります。市内宿泊施設の環境整備についてお伺いします。

新議員からも熱中症の話がございましたが、9月に入っても猛暑日が続きます。そのような環境の中で、市内の宿泊施設は夏をトップシーズンとして運営されていると思いますが、熱中症が懸念

される現状において空調設備等がないことをどのように考えているか、2施設あると思うんですけど、鈴鹿峠自然の家及び石水溪キャンプ場について伺います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

国の登録有形文化財でございます鈴鹿峠自然の家につきましては、自然環境の中で宿泊も可能な青少年の健全育成のための体験活動施設として、子ども会などの団体を中心にご利用いただいているところでございます。

また、従来から鈴鹿峠自然の家は、比較的市内でも冷涼な気候で過ごしやすい地域にある施設でございましたため、空調施設等がない施設となっておったところでございます。そのことを事前に了解していただいた上でご利用いただいているものでございます。

なお、宿泊利用時には管理人が常駐をしております。この鈴鹿峠の自然の家の別棟であります管理人棟には空調設備がございますことから、夏季期間中の暑さが激しく熱中症の初期的な症状があると見受けられたときなどの緊急的な場合には、一時的な対応を行うことも可能なものとしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

産業環境部所管の石水溪キャンプ場施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、民間の経験や経営ノウハウを活用した管理運営を行っております。

年々、夏場の暑さが厳しくなっておりますが、屋内研修施設やバンガロー、キャンプ場のうち、空調設備がございますのは屋内研修施設の食堂やリーダー室など一部の部屋となっております。

なお、熱中症等の緊急時につきましては、指定管理者が定めております緊急時対応マニュアルに沿って対応することとしております。また、屋内研修施設には空調設備がある部屋もございますので、一時的な対応を行うことも可能となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私は3月の定例会の一般質問で石水溪キャンプ場に絞って質問させていただきましたので、その流れから、ここから石水溪キャンプ場に絞って質問させていただきます。

キャンプもグランピングブームで野外宿泊も、快適さ、豪華さを求める時代になってきました。一方、先ほど2つの施設から自然豊かな環境ということで、そちらのほうの宿泊も非常に根強い人気がございます。

そのような中で石水溪キャンプ場施設が利用者にとって満足ができているのか、施設の現状について説明してください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設につきましては、バンガロー施設が平成3年に、屋内研修施設が平成8年に建設されており、施設の現状といたしましては、建設から30年前後経過しておりますことから老朽化も進んでおります。特にバンガロー前のトイレにつきましては老朽化が激しく、指定管理者や利用者から改修の要望もいただいている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それぞれの利用者からの要望もございますが、石水溪キャンプ場施設の課題についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設の課題につきましては、先ほど申しましたバンガロー前トイレをはじめ老朽化が進んでおりますことから、利用者の皆様にはご不便をおかけしております。

また、テント利用者の増加に対応できない広さの課題や、冬季キャンプが増加する中、条例上、原則冬季の施設利用ができないなど、キャンプブームに伴って新たな課題も出てきております。

さらには、建設当時と比較して、猛暑日、熱帯夜の日数が増加しているため、利用者の皆様により快適に、より安全に過ごしていただくため、近年の異常気象による環境変化への対応なども課題の一つと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

非常に暑いということで、気象庁から9月1日に発表されたこの夏の平均気温も平年を1.76度上回り、125年で最も高くなったと発表もされております。

ちょっと資料3をお願いします。

この資料は、2年間にわたって7月、8月のそれぞれの石水溪キャンプ場の屋内施設の外気温を測定したデータでございます。朝7時と4時半ということで測定したデータになります。これを見ると、25度以上が毎日続くような状況になっております。

今年の夏、8月5日、メディアには取り上げられてないんですけど、暑さに耐えられず、夜、体調を崩して深夜に保護者が迎えに来るといような事件も起きております。それらの先ほどいろいろな課題もございますが、それとこの石水溪キャンプ場のエアコン、トイレなどいろいろな問題があると思っておりますけど、その利便性向上に向けてどのように考えているか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場につきましては、近くに亀山7座である仙ヶ岳や野登山、ミツマタが群生する天空の森があるなど、魅力ある重要な観光資源でございます。このことから、施設の老朽化やキャ

ンプームに伴う新たなニーズの発生、夏場の快適な利用など、様々な課題に対応していく必要があると考えております。

特に施設の修繕につきましては、これまで指定管理者とも協議しながら優先順位を検討した上で改善を行ってきたところでございます。これら改修には多額の費用を要するため、今後におきましても引き続き老朽度や利用頻度などを総合的に判断し、キャンプ場全体のことを考えた上で計画的に改善を行い、利用者の利便性向上に努めてまいります。

なお、最も要望の多いバンガロー前トイレにつきましては、優先的に改修を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

失礼いたします。先ほど児童虐待の件数、延べ133件と申しましたが、重複しているものもございまして、正式には54件ということで訂正をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員、簡潔に。

○2番（櫻木善仁君登壇）

いろいろとありがとうございます。快適に利用できる宿泊施設として、冒頭の鈴鹿峠自然の家も含めて、利用者が快適に過ごせるように環境の整備を進めていただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時43分 休憩）

---

（午後 2時53分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告から少し順番を変更しまして、危険木対策についてを一番最後に持っていきながら一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、昨日に引き続きちょっと喉の調子が悪いので非常にお聞き苦しいかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

それでは、始めたいと思います。

まず、コストコ誘致と新たな産業団地開発についてでございます。

コストコ誘致の進捗と今後について伺っていきたくはございますけれども、まず進捗についてです。

三重県、亀山市とコストコで立地協定を締結されたのが2022年の2月でした。同時に滋賀県

の東近江市でのコストコ進出、これが明らかになったのも同じ時期、2022年の2月だったと思います。亀山市と東近江市、同時期に出店方針が公表されたわけでありますけれども、東近江は来年8月にもう既に正式オープンが発表されております。亀山市ではその一方でほとんど前向きな情報が入ってきておりません。コストコから見まして、亀山は明らかに優先度を下げられているのではないのでしょうか。亀山市の誘致活動の在り方に問題はないのか、コストコ誘致の進捗について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

（仮称）コストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、令和4年2月28日に立地協定を締結し、2年後から4年後、令和6年から令和8年のオープンに向けて、コストコ、県、市の3者がお互いに協力して進めていくとしたところでございます。

これまで三重県やコストコ、ディベロッパーなどの関係者と月1回から2回、定期的に会議を開催し、オープンに向けて話を進めてまいりました。しかしながら、昨年11月頃、国際紛争や新型コロナウイルス感染症などの社会経済情勢の変化による物価高騰の影響から、当初の計画から大幅に経費が増額することが分かってまいりました。このことから、コストコ側としましては建設時期を見極めることとし、現在も社内調整を行っていると同っております。

また、これまで定期的に情報交換を行ってまいりましたが、社内調整に時間を要していることから、本年6月末にはコストコとディベロッパーの両社の担当部長等にもご来庁いただき、直接状況を聞き取ったところでございます。

今後につきましても、早期オープンに向け、協議を深めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

あまり時間がないのであれなんですけど、今の答弁だと分かりにくかったのが、東近江がなぜ同じ時期で発表されたのに来年8月で、亀山市の場合は時期を見極めるという、この差が生まれてしまった要因はどのように分析しているか、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市の場合は、建設予定地につきましては森林の今状況でございますので、そういったところを造成してということでございますので、そういったところでのやはり価格の増加というところの影響を大きく受けておるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

東近江のほうは以前から更地だったというふうなことは認識はしておりますけれども、それにし



でもそういった物価高騰、ここまでというのは想定できなかったかもしれませんが、ほかの開発と比較しても、亀山市に関しては、そういった困難が想定される大規模な開発を伴うものであるということは当初から分かっていたんじゃないかなと思います。

コストコというのは、亀山を今後も持続可能なまちにしていくためには私は重要な存在だと思っていますし、仮に撤退などされてしまっただけでは、亀山市にとって大きな汚点になると思っていますので、失敗は絶対に許されない誘致活動だと思っています。

それで、コストコ誘致の今後についてなんですけれども、これに関しては、私、2回目の発言なんですけれども、コストコ誘致に私は奨励金制度を創設すべきだというふうに思っています。以前は、私、令和4年の3月の定例会に上程された産業振興条例の改正案の質疑のときに、コストコ誘致を念頭に、産業振興奨励制度の対象に商業施設を加えないのかと質疑したことがあります。それに対する当時の部長の答弁の趣旨としては、亀山市、立地条件がいいので、奨励金がなくても商業施設は出店してくるという趣旨でありました。これは認識がやはり甘かったんじゃないかなと思います。

コストコ誘致がこういった今の現状、考えを改めていくべきではないでしょうか。コストコ誘致のための新たな奨励金を設けて、確実にコストコを亀山市に誘致すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年2月の立地協定以降、今日まで、様々な取組を県とともに進めてまいりました。現状につきましては、今、部長が答弁をいたしたところでありまして、このコストコの進出に伴いまして、おっしゃるように経済効果、あるいは雇用、税収、さらにはまちの魅力向上という視点での本市への波及効果は計り知れないものがあるというふうに認識をいたしております。

なお、東近江との関係も触れられましたが、土地の状況も違う、それからかなり強力な財政支援をなされたというふうにも伺っておりますが、そこはそういう背景があったというのは承知をいたしております。

現在、コストコにつきましては、国際情勢など幾つかの不安定要素を鑑み、建設時期等を見極めている状況でございます。こういうような中で昨年の末に日本支社、ケン・テリオ社長が本市へ、市役所へお尋ねをいただきまして面談させていただく機会がございました。その折に、亀山市でオープンを目指すという強い意志を改めて表明いただいたところでありまして、この気持ちをしっかり私どもも支持をさせていただきたいと考えております。その上で三重県と連携をいたしまして、一日も早い着工に向け、できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

その一方で、本市の税収確保でありますとか、その手法というのは、今回の、昨日、おとついの決算審議でもありましたが、議員各位から様々なご意見、ご提言をいただいておりますけど、同様にこれまで以上に産業構造をしっかりと、さらに厚みを持たせて強くしていくと。そのためには、持続可能な税財源を確保していくということは大変重要であるというふうに認識をいたしております。

そういう意味で、この個別の案件ではございませんが、本市の全体としての産業奨励制度のおっしゃる改正につきましては検討の余地があるであろうというふうに考えているところでございま

して、今後の産業政策をどうしていくのか、あるいは税込確保にどのように臨んでいくのか、そういうことの全体を考えていく必要があろうというふうに考えています。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

相手がある話ですので、スピード感を持ってぜひ決断をお願いしたいと思います。

引き続きまして、新たな産業団地の開発について伺ってまいります。

先ほど市長からもありましたけれども、これまでの決算の質疑からも市税収入、自主財源を増やすべきだという議論がなされてまいりました。これは当然ながら、市税収入を増やすために、これから亀山市は新庁舎、リニア、公共施設の更新など大きな事業を控えておりますので、絶対必要であるということは今さら言うまでもないかと思えます。

ただ、この産業団地の開発に関しては、これまで検討を進められてきているようではございますけれども、進展している、そういった実感、今までも質問、答弁、繰り返しされておりますけれども、なかなかそういう実感として持てません。新しい産業団地の確保に向けた活動の進捗に関して確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新たな産業団地の開発についてでございますが、亀山・関テクノヒルズの残る区画もあと僅かとなっておりますことから、この地域に隣接いたします亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎えているところでございます。

この地域での産業団地の開発につきましては、これまで数社の民間事業者と意見交換を行ってまいりましたが、現在は亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社と産業団地の開発の実現に向けて協議を行っているところでございます。

開発に向けましては、事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など多くの課題がございますので、今後も慎重に検討しつつも、できるだけスピーディーに新産業団地の開発が実現できますよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これもできるだけ古い議事録をあさってみたんですけど、私は令和元年の9月の議会でこういった質問をして、検討を進めていきたいという話もありました。あれから4年たっております。亀山市、ただでさえ産業振興奨励制度で固定資産税による税込アップに時差が生まれてくると思いますので、できるだけ早く実現に向けて動いていただきたいと思えます。

もう一点伺いたいんですけども、テクノヒルズ周辺だけではなくて、県道亀山関線、また市道野村布気線、この道路沿いに関しても私は計画的な土地利用によって産業集積が期待できるエリアではないかというふうに考えております。アクセス性の高さはもちろんですけれども、現産業団地

やコストコ建設予定地との一体的な発展が見込めますので、工場など事業所はもちろんですけど、さらなる商業施設の誘致も含めて産業誘致をしていくための土地利用を検討すべきではないかということ、これは都市政策に関することですので、理事の考えを伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

市道野村布気線及び県道亀山関線につきましては、関地域と亀山地域をつなぐ、また東西をつなぐ幹線道路として都市マスタープランでは都市内幹線道路に位置づけております。亀山パーキングエリアスマートインターチェンジを介して、広域交通網である東名阪高速道路にアクセスできる路線でございます。

また、都市マスタープランの土地利用区分における野村布気線等の沿道につきましては、幹線道路沿道ゾーンの都市内幹線軸沿道区域としておりまして、景観や環境に与える影響を勘案し、適切な土地利用誘導を図る考えを示しているところであります。

このような中、沿道に未利用地が多い東名阪高速道路と国道1号バイパスの間の区域につきましては、当該区域の東側に位置する市道野村布気線の南側において用途地域として準工業地域や工業専用地域の指定をしております。また、県道亀山関線の沿道につきましては、一部において工業専用地域の指定を行っておりますことから、これらの用途地域に基づく土地利用を期待しているところであります。

一方、用途地域の指定がない沿道区域につきましては、新たな大規模土地利用の動向は見られない状況ではありますが、一定の規模での土地利用が可能な箇所もあることから、土地利用の状況を注視しつつ、必要に応じて都市マスタープランに示した方針に基づき、用途地域の指定や適切な土地利用規制などを検討していく必要があるというふうに考えております。

なお、工場や商業施設の誘導につきましては、現在指定をしております用途地域内や立地適正化計画に示しております都市機能誘導区域内への誘導を第一と考えることが持続可能な都市形成にとっては重要であると考えてはおりますが、亀山パーキングエリアスマートインターチェンジにつながる幹線道路としてのポテンシャルの高い地域でございますので、将来的には沿道サービス、産業立地などの土地利用が図られることが期待できる地域であるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひインターチェンジ周辺、そして道路交通網というのは亀山市にとっては大きなポテンシャルだと思いますので、その周辺をひとつ魅力ある空間に、市民の皆様、そして外から来る方々が交流できるような、またにぎわいが生まれるような地域にしていだければと思います。

それでは、次に移ります。

次、中学校制服に関してに移りたいと思います。

市内の中学校制服の現状についてでありますけれども、主に販売価格に関して伺っていきたいと思います。

亀山市内の中学校の制服の価格は、ブレザーとスラックス、夏・冬合わせますと、亀中で5万5

00円、中部中で4万900円、関中で4万7,000円と計算することができます。どれも約4万円から5万円で非常に高価であります。中部中の約4万円は比較的頑張っているほうですけど、亀中の5万超えというのは県内でもトップクラスの高級制服であります。

そもそも市内で学校によって制服に約1万円もの値段差があるのも問題だと思います。例えばほかの市のほうで比較しますと、鈴鹿市ですと、購入する場所によって若干変動はありますけれども、おおむねブレザーとスラックス、夏・冬で4万2,000円、伊賀では4万3,450円、こういった形で5万円超えというのは非常に高いと私自身も考えております。

たださえ高価な制服ですけれども、成長期の中学生、体のサイズが変わりやすいので、制服の裾直しや買換えとなると家計の負担はさらに大きくなります。義務教育にかかる経済負担はできる限り少なくすべきと考えます。

その中で1つ事例を挙げますと、三重県の鳥羽市では市内の中学校制服の価格の平均、大体3万5,000円から4万5,000円だったみたいですけども、子育て世帯の負担軽減のために、市内統一の標準服、2万5,000円で作って運用しております。

亀山市の中学校制服、これも鳥羽市のような安価な標準服、亀山市でも導入して、保護者のそういった経済負担というものを軽減していくことができないかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、亀山中学校、中部中学校では2年前から、そして関中学校では昨年度の新入学生から新しい制服に変わっているところであります。

この新しい制服を選定するに当たっては、在校生はもちろん、保護者や学校運営協議会の方、それから入学してくる校区の児童等の意見も反映をした上で、学校が導入したというものでございます。この値段につきましては、議員ご指摘のとおり、やっぱり差があるということでございますけれども、材質や機能性などを勘案した上で現在の制服になっているというものでございます。

この購入の方法につきましては、学校のほうと業者さんのほうとで調整していっているというものでございますので、それぞれの状況で、またこういった価格等については各学校のほうでも十分に検討していただくというものになろうかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

こういうのは各学校に検討会というものがあると思うんですね、先ほどお話しいただいたみたいに。それで学校長が最終的には決めることができるということだと思います。ただ、鳥羽市では、先ほど申し上げた子育て世帯の負担軽減、こういった明確なビジョンと、あと教育長のリーダーシップがきっかけで、検討会などで議論されて現在の安価な制服にまとまったと聞き及んでおります。

負担軽減というビジョンを示して制服の検討を促すという、こういった同様のリーダーシップを中原教育長に期待してはいけないのでしょうか。教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

制服の4万3,000円ぐらいから5万をちょっと超えるという値段自体を考えると、高額という感じはいたします。ただ、制服につきましては学校のほうで、先ほど部長が言いましたように、決めているということですので、学校の判断というか意見を尊重したいと思います。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後こういった議論をしっかりと保護者の方々も含めて、他市の事例、こういったものもしっかりと研究した上で検討が行われていくような、そういった検討会にしていくように教育委員会のほうからも一定のそういった働きかけ、リーダーシップというものは私は必要ではないかというふうに考えております。

次の項目へ行きたいと思います。

それを受けて、標準服と私服の選択制の導入方針についてということで上げさせていただいておりますけれども、これは日経新聞の2022年2月5日の記事にありましたけれども、みんな同じを押しつけられたくないという一部児童の切実な声から多様性を重視して生徒の個性を重視していくために、各地で制服着用の在り方を見直す動きが始まっているというふうな記事が掲載されておりました。

ほかにも読売新聞では、制服は洗濯することができない、洗濯というのは洗うことができないんですね。温度調整が難しいという理由に加えて、先ほどから問題提起している値段が高いといった、こういった特有の課題がありますので、私服という選択肢を増やすということは課題解決につながるというふうに掲載されておりました。

こうした議論を受けて、亀山市の中学校制服における、こういった標準服と私服の選択制導入とこのことの是非についての見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

制服を定める理由というものにつきましてはいろいろあろうかというふうに考えておりますが、制服を着るということで一体感や仲間意識を高めるという考え方がございます。また、着る服に悩まなくてもよい、公私のけじめを明確にするといった、こういった側面があるということから、中学校では制服を着ると、これも一つの文化だと思いますが、そういったものが続いているんだろうというふうに認識をしているところでございます。

また、この中で、先ほども申し上げましたけれども、制服というものや校則に定められている服装という、これを通学服というふうに申し上げますが、この選定や見直しについては学校長の判断となるものでございます。現時点では各校見直しの予定はないと聞いておりますけれども、通学服の着用につきましては各学校の校則の中に位置づけられております。こういった変更でありますとか新たな導入については、校則の変更を伴って行うものでございますので、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、学校の教育目標に照らして絶えず見直しを行うものというふうなことが求められております。

また、教育的な意義に照らし、不要にマイナスの影響を受ける児童・生徒がいないかなど、そういった検証をすることも大切であろうかと考えております。学校長はそういった観点も踏まえ、児童・生徒が自主的に話し合ったり、保護者と学校関係者からの意見を聴取するなどして校則を見直していく、これが望ましいと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、この校則等の見直し等が学校において適切に行われるよう助言を行うとともに、学校、児童・生徒、保護者の総意に基づいた判断、決定について尊重してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

総じて、やはり学校のほうで決めるということがメインの、そういう答弁だったかなあとはいえますけれども、じゃあ1つだけ確認したいと思います。

先ほどマイナスの影響を受ける生徒に対する配慮というような、そういった市の答弁もあったかと思いますが、じゃあ現状、亀山市内の中学校制服は、いわゆる標準服という認識でよいのかどうか。つまり、生徒側からの申出があれば、標準服以外の着用も認めるものなのか、それとも絶対に全員一律これを着なければいけないという制服という認識なのか、教育委員会としての認識はどちらなのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたけれども、制服、そして校則に定められている服装、これはある程度上着の下に着る服のものについて、一定こういうものであればいいよという、こういったものになるのかと思います。これは通学服というふうに先ほど申し上げましたけれども、この着用については各学校の校則の中に位置づけられておりますので、基本といたしましては、この各学校の校則の中に基づいて、みんなが一律に着用するものという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

校則にそこまで細かく指定されているのか、私は現時点で校則を全て読めてないんですけども、実際そういった申出があった場合にそれすらも、じゃあ学校の判断で全て決めることができるということでしょうか、教育長。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

細かなそういう臨時的な制服が着られない状況とか、様々な要因があると思いますので、そのことは担任を通じて学校と相談して、その間の制服の着用をしなかったりということは起こり得ると思いますし、それが長期間にわたる場合もあるかなと思いますので、学校のほうとの協議となると思います。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

制服以外の着用、可能だということを確認させていただきました。

これはちょっと、もう一つ質問しても多分同じ答弁なんで、現状の問題提起だけしたいんですけども、夏服の話なんですけれども、今、ジャージ登校が可能になっているんですね。これはある意味、選択制なんですけれども、既に、ジャージ登校可能になっていることによって、夏服を着る機会、夏ズボン、夏スカートですね、これを着る機会というのが非常に少ない、テスト期間と始業式、終業式ぐらいやというふうに聞いております。でも、夏服というのは亀中で1万4,000円しますし、中部中、1万1,500円、関中で1万2,000円かかるんですね。こんだけしか着ないのに、こういう金額、買わなきゃいけないのという声も上がっております。

だから、夏服の部分だけでも別のものに代替する。例えば鳥羽市だったらユニクロを準制服というふうに位置づけて、ユニクロの3,000円ぐらいのスラックスをはくことができるようになっておりますし、こういった対応が私は今後必要ではないかなというふうに思っております。これは聞いても多分同じ答弁が返ってくるので、そういった声があるということの問題提起して、次に行きたいと思います。

中学校制服のリユース事業の必要性についてであります。

子育て世代の経済負担の軽減を目的とする制服や学用品などのリユース（再使用）事業の実施を提案したいと思います。

全国的にも、制服、学用品だけじゃなくて、衣服とか、おもちゃなんかでもリユース事業を行っている自治体が出てきております。例えば千葉県の柏市などでは、リユース制服のマッチング事業「柏市制服バンク」といった事業をやっています、全ての中学校の制服が対象で、オンラインで出品して、受渡しは提携するクリーニング店経由で行うことができるというシステムがあったりします。

もっと単純なシステムをやっているところもあって、家庭で不用になった使えるものを市役所などで回収して、子育て世代や外国人なんかを対象に必要な人が無償で自由に持ち帰ることができる仕組みづくりなんかをやっています。

こういったリユース事業、子育て世代の負担を一部軽減できますし、環境にも配慮したSDGsにも合致した事業になると思いますけれども、亀山市として実施していく方針はないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会といたしましては、市内一斉に中学校制服等のリユース事業を導入するということにつきましては、現時点において検討はしていないところでございます。

なお、各中学校においては、卒業して必要がなくなった制服を学校に提供してもらうよう保護者に募り、転入生や経済的な理由で制服を購入できない生徒に貸与する取組は行っているところでございます。

また、卒業後に兄弟・姉妹間で再使用したり他人に譲ったりしやすくなるように、男女共通で着

用可能な制服を採用している学校もございます。

制服をはじめとする学用品のリユースをすることは、保護者の経済負担軽減につながるとともに、教育現場におけるSDGsの取組の広がりにもつながります。教育委員会といたしましては、リユースの視点を取り入れた取組については、学校の取組を尊重してまいりたいと考えておるところでございます。

#### ○議長（森 美和子君）

草川議員。

#### ○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと時間がないので、再質問したいところですがけれども、また教育民生委員会のほうで伺っていきたいと思います。

それでは続きまして、給食について伺っていきたいと思います。

まず、保育園や幼稚園における給食提供体制についてであります。

ここで私、問題提起したいのは、亀山市の給食の問題というのは、こういった学校給食のテーマは今までも議論されてきておりますけれども、保育園や幼稚園に関しても解決しなければならない問題があるということの問題提起したいと思っています。

保育園に関しては6月の議会でも問題提起しましたし、今日も伊藤議員からも話がありました。市内の公立保育園の給食設備は、米飯を提供することができない不十分な状態にあります。これに対して答弁としては、検討していくというような話がありました。保育園に関しては、これの実現に向けての展望を伺いたいと思います。

そして、幼稚園に関しては、そもそも今、市内では公立幼稚園、給食の提供がありません。お弁当持参であります。これは当たり前だと思われてきておりましたけれども、近年は幼稚園給食を実施する自治体も増えております。ある民間調査ですけれども、約6割の幼稚園が何らかの形で給食を実施しているという調査結果を出しています。自治体によって差が大きいみたいです。

これについては、複数の幼稚園の保護者の方からも声を聞きました。大体ぜひ給食が欲しいという声ばかりでしたけれども、保護者にとってはお弁当を作る負担軽減、これはずっと言われてきております。最近では幼稚園でも共働き世帯は増えておりますので、朝のお弁当作りは手間も時間もかかって負担が大きいです。栄養面、食育面、これはずっと言われていることだと思いますけれども、幼稚園特有の話としては、小学校に上がる前から子供が給食に慣れることができるということも指摘されております。

ご存じか分かりませんが、幼稚園から小学校に進学する際につまずいてしまう子供の大きな要因の一つに、小学校の給食に慣れることができないというのがあります。これまでは幼稚園でずっとお弁当に慣れてきた分、小学校に入って急に給食を食べるということにつまずくお子さんが少なくないということです。幼稚園から週に数回でも給食を食べる経験をするほうが、小学校の給食はなじみやすいというメリットが指摘されています。

ここに新たに問題提起したいんですけれども、幼稚園の給食提供、これは重要な課題だと思っています。私が調査する限りは大きな潜在的ニーズがあります。

以上の理由から、幼稚園でも食育など教育的意義や保護者の負担軽減のため、また給食を導入すべきと考えます。保育園、幼稚園、給食に関して目指す方向性を確認したいと思います。



○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まず、保育所における米飯の提供につきましては、午前中にも答弁をさせていただきましたとおり、今後、提供が可能となるような方策を検討する必要があると考えております。

具体的な検討策といたしましては、現在、関認定こども園アスレ及び同施設から給食を搬入している加太保育園につきましては、保護者から主食代を徴収し、園において主食を提供しております。ほかの市内公立保育所につきましては、提供食数が少ない等の理由で米飯を購入できる業者が現在のところ見つかっておりません。まずは米飯が購入できる業者を引き続き探してまいりたいと考えております。

一方、幼稚園における給食の提供に対する考えでございますが、まず保育所及び認定こども園におきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により調理室を設けることとされており、また保育所における食事提供のガイドラインが定められ、それに沿った給食を提供しております。それに対し幼稚園の給食につきましては、法律やガイドラインは定められていないことや現段階で各園に給食設備が備わっていないことから、本市の公立幼稚園におきましては園児が家庭から弁当を持参しているというような状況でございます。

また、その弁当を食べる際には、友達と一緒に食べる楽しさを味わいながら食事のマナーを守っていけるようにするなど、保育所等と同様に食に関する指導等も行っておりますことから、幼稚園で新たに給食を提供することは今のところは考えておりません。

なお、今後、就学前教育、保育施設の再編による施設の集約化において認定こども園化を図る際には、給食の提供も行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

保育園に関しては米飯を提供できるような業者を探していくということ、また幼稚園のほうでは現時点ではなかなか設備の問題などもあり考えていないということでありました。

これに関して、それを踏まえて次の給食センターについてというところに行きたいと思えます。

今日も午前中からずっと議論されてまいりましたけれども、中学校の給食センターに関しては、建設費の高騰や財政的な問題で当面の給食センター整備を行わずに、外部調理委託食缶搬入方式を実施していくという説明がされてきております。

これは私の考えでありますけれども、私は借金である市債を発行してでも、給食センターなど給食調理施設を建設すべきと考えております。ただし、それは将来世代に大きな負担をお願いすることになるので、将来を見据えて亀山市におけるあらゆる給食の課題を解消できる施設である必要があると考えております。

充実した設備や地産地消、食育の充実などは当然のこととして、今まであまり議論されてこなかったポイント、学校だけでなく、保育園、幼稚園に関しても給食提供を可能にすること。また、センターに関してはPFIや民間活力の導入を可能な食数規模にすること。それによって給食調理員の不足問題も解消し、総合的な財政負担、これを最大限平準化するという、こういった条件

を満たした上であれば、市債を発行してでも給食センターなど給食調理施設の建設を目指すべきと考えるが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、市の学校給食の在り方につきましては、これまで小学校の自校方式を堅持してきた、そういった積み上げがございます。その上での中学校全員喫食制給食の実施に向けての検討を行ってきたものでございます。その方向転換につきましては、慎重な議論が必要であるものというふうに考えているところでございます。

その上で、今回お示しをいたしております小学校における自校方式の堅持、そして将来的には中学校におけるセンター方式が望ましいという学校給食の考え方を前提として、それまでの間は外部調理委託による食缶方式を導入するというものをお示したところでございます。

その中でPFIの方式など大規模なセンターでということでございますけれども、これは資金調達を含めた施設整備を民間事業者に委託する手法であり、大規模な給食調理施設の建設においてコスト削減の効果があることは十分に把握はしております。一方で、民間力の活力は、一定のスケールメリットがないと参入が難しいといった側面もあるものでございます。

そういったところで給食調理施設の整備は中長期的な視点に立ち、既存の給食施設や学校施設の改修・更新などの機会を捉えて、その段階での社会情勢なども勘案しながら検討を行うというものでございますので、その際には、財源の確保も含めて、亀山市全体の給食の在り方を検討することは視野にあるということもあろうかと存じます。

また、将来的な給食調理施設の整備は、新築のみならず学校施設の合築や改修など様々な手法があろうかと思われますので、その検討に当たっては民間力を活用していくということは視野に入れていく必要があるかと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

こういったことを段階的に、そういった考えていくという、そのときの社会情勢や各施設の更新状況なんかも含めて検討していくというのが再検討結果でも既に示されてはありました。ただ、取りあえず食缶方式、結局この給食調理施設の整備というのがいつなのか、こういったスケジュールで、具体的にどういった体制で検討されていくのかというのが明確ではない。結局整備されないんじゃないかという、そういった市民の方々の懸念があるのは私は事実だと思っております。

亀山市の給食に関する問題というのは、中学校の全員喫食制だけではなくて、給食調理員の不足や設備の老朽化、また食育、地産地消、今回問題提起した保育園、幼稚園の給食提供、こういったいろんな問題を解決するためのビジョン、スケジュール、これが全く現状では見えないのが私は問題だと思っています。

こういったものを明確にしていくことができないのかということ、検討体制、こういったスケジュールで進めていくのか、この辺りを明確に市民に説明を丁寧にしていくべきだと思いますけれども、教育長の考え方、伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員が申されましたように、給食という問題は大変子供たちにとって身近な問題であり、保護者からも関心や、今の働き方の在り方を考えると重要な問題と考えています。

ですので、そういった大きな視点での検討というのが今後必要だなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後の検討もそうですけれども、今回示された方針も、議会もそうやと思いますけれども、市民の方も全くどういうものかというのが理解できないという声、しっかり説明を丁寧にしてほしい、説明会を開いてほしい、しっかりと対話をしてほしい、寄り添ってほしい、そういった声もたくさん聞かれます。そういった声にもしっかりと応えてもらいたいということをお願いしたいと思います。

そして、外部調理委託食缶搬入方式に関しては、是非は置いておいてちょっと聞きたいと思えますけれども、これは誤解を恐れずに言わせてもらえば、議事録もありますので誤解を恐れずに言えば、今回、教育委員会から示されたこの方式とほぼ同じ内容、私、令和3年の6月議会で当時の教育長に対して提言しておりました。会派からも実際意見を出しております。これは後期基本計画の実施計画策定前の話であります。同時進行で給食センター建設を進めながらも、この手法ならスピードを重視して、一、二年先に全員喫食制、実現できるというような提言をしました。当時の答弁は、慎重な審議が必要、民間導入は難しいというものでした。

もし令和3年当時、教育委員会が決断してくれていたなら、令和6年から実施できたかもしれません。令和8年開始というのは、私から言わせてもらえば早期ですらないんです。だから、少なくともさらなる前倒し、令和7年の開始というものを想定したものが提案できてこなかったのかという、そこを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、当初、令和3年度段階での考え方ということにつきましては、先ほども櫻木議員のところまでのご答弁を申し上げましたけれども、令和3年度段階では整備事業費は6億2,300万円、年間運営費が5,500万円程度の想定でございました。こういったことを考えますと、長期的なデリバリー給食というものは非常にコスト的に見てもいろいろ課題があるという、そういった認識もある中での考え方でございます。

この中で、現在、食缶方式による外部調理委託方式につきましては、先ほどからも申し上げておりますけれども、その実施に向けた仕様の決定、業者選定は丁寧に行っていく必要があると考えております。さらには、その事業者によります施設の状況や配送車両の手配、調理体制の整備、運用のテストなども含めて業者選定から2年程度の準備期間は必要であると考えておりますので、令和8年度中の実施が妥当であるというふうに考えておりますが、極力早期実現ができるよう努めてま

いりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今いろんなニュースも出ていますので、業者の選定はそれは慎重になってもらわなければいけないとは思いますが、それでも少なくとも中学校の施設整備に関しては、設計業務というのは今年度から始めることはできないんですかね。来年度中の工事完了を目指して進めていくことができるように思えます。業務委託に関しても、令和7年度開始で準備できる業者を選定すればいいと思います。こういったところもぜひ含めて、もう一度議会に対しても、しっかりと市民に対しても丁寧な説明をお願いしたいと思います。

時間がないので、次に行きたいと思います。

子ども政策の司令塔となる部署の必要性について伺いたいと思います。

子ども未来部というものの、これは提言なんですけれども、必要性について。

給食の今のテーマに関してもそうですけれども、学校給食のみ、のみは言い過ぎかもしれないですけど、学校給食メインで議論されてきましたけれども、子供を真ん中に据えた政策を考えていくんだったら、保育園、幼稚園も含めたテーマとして考えてくるべきだったと思っております。

こういった子供に関する縦割り行政をなくしていくべきだと思います。国でも、こども家庭庁、発足いたしました。これに合わせて亀山市にも福祉と教育、これの縦割りをなくして、子供を真ん中に据えて子ども政策の司令塔となれる部が必要だと考えますけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市では平成17年に、切れ目のない子ども支援の中核となる子ども総合支援室を立ち上げて以降、平成22年は子ども施策を総合的に推進する子ども総合センターを創設するなど、子ども・子育て政策推進体制を先進的に構築してきた歴史がございます。

さらに、平成30年度からは、教育委員会が所管しておりました幼稚園の管理運営に関する事務を、補助執行ではございますが、保育所を所管する市長部局の健康福祉部に移管するなど、幼稚園や保育所の所管部署の一元化も図っております。

折しも先ほどご紹介がありましたが、国におきましては子供を取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化し「こどもまんなか社会」を目指し、子供視点に立った政策を推進するための司令塔となる、こども家庭庁が本年4月1日に発足いたしております。

また、令和6年4月の改正児童福祉法等の施行によりまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援を一体的に担う「こども家庭センター」、これは国で言うております名称ですが、こども家庭センターを設置する努力義務というのがございます。

本市といたしましては、切れ目のない子ども・子育て支援体制をさらに強化するため、現在、令和6年度に向け新たな組織編成の検討を進めているところでございます。ただ、小・中学校を含めた子ども政策全体を含めた組織といたしましては、独立した行政委員会である教育委員会が担うこ

ととされている事務と市長部局が行う事務がそれぞれございますことから全てを統合というのは困難だと思いますが、現時点におきましては来年度の組織改編に向けて検討は行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

国の家庭庁も文科省と厚生労働省、ここを完全に横串を刺すような組織になっていないということが問題視されております。

亀山市においては、当然ながら教育委員会でなければいけない部分は多々あると思いますけれども、私は市長のリーダーシップをより発揮できるような体制、子ども政策に関して、そういった体制づくりが私は必要だと思っておりますので、ぜひそれを念頭に組織編成をお願いしたいと思っております。

最後、駆け足に、危険木だけ1点だけ伺いたいと思っております。

公道沿いの危険木に関しては、民地だったら基本的には私有地の持ち主の方の責任だと思います。ただ、公道を管理している行政としては、危険性を知っていたら、それは対処しなければいけないというものだと思います。官地においては基本的には行政の責任で、危険を知らなかった場合は仕方ない部分もありますけど、知っていたら絶対に対応しなきゃいけないと思っております。

であれば、公道沿いや危険木に関してはしっかりと調査をしていく必要があると思っております。全部は無理だとしても、自治会などから要望があったら、そこに関してはしっかりと調査をすべきだと思いますけれども、その考え方を伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

危険木の調査ということですが、道路附属物として管理しております街路樹等につきましては造園を専門とする業者に管理を委託しており、枯れ木等の危険木等については、伐採、植え替えなどを対応しております。

その他の民有地の樹木や道路のり面等に自生している植物については、道路パトロールや通報などにより危険木と判断した場合は、民有地であれば土地所有者に伐採を依頼するなどの対応をしており、官有地であれば市の作業員や単価契約業者が伐採するなどの対応をしております。

○議長（森 美和子君）

草川議員、簡潔に。

○4番（草川卓也君登壇）

これに関しては今後また深めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時43分 散会)



令和 5 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）



●議事日程（第5号）

令和5年9月8日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

---

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり  
書 記 山 北 康 仁

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い質問します。

まず、子ども医療費助成制度の拡充についてです。

この制度は、櫻井市長が初当選した2009年に、それまで子ども医療費無料の対象が就学前となっていたのを、一気に中学校卒業まで拡大し、県下でもぬきんでた施策でした。また、所得制限を設けないという点は、県下でもほとんどない優れた施策です。

子供が病院などにかかった場合、医療費は窓口で支払いますが、後日支払った医療費が市の負担で返還されるという償還払い、これが長く行われてきました。しかし、子供の急な発熱などで急に病院に駆けつけたため支払いに困ったという保護者の声を受けて、病院の窓口で支払いをせずにこの時点で医療費を無料とする窓口無料、現物給付とも言うんですけれども、この制度が導入されるようになり、対象年齢を引き上げる自治体が年々増えてきているのが現状であります。

そこでまず、亀山市の現在の子ども医療費助成制度の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

おはようございます。

子ども医療費助成は、子育て世帯を支える制度として定着しておりますが、子育てしやすい社会の実現に向けて、将来を担う子供たちが必要な医療サービスを公平に受けることが望まれております。

そのような中、本市における子ども医療費助成のまず対象年齢につきましては、先ほども少しお触れいただきましたが、県制度の小学校卒業までに市単独で上乘せし、制度開始当初より所得制限を設けず、中学生までの15歳年度末までとしております。

また、窓口負担額の無料化につきましては、未就学児までを対象といたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきましたように、この助成費の対象は中学校卒業までという、市長就任当時と変わっておりません。それから所得制限もなしということで維持をされている。窓口無料については、未就学児、0歳から6歳までということで、これはほぼほぼ県の制度と同じということでもあります。

そこで、表を出していただけますか。

この表は、三重県医師会のホームページに掲載された4月1日現在の県内29市町の子ども医療費助成制度一覧表、そこから取りまして、さらに私のほうで各市へ問い合わせるなどして作成したものであります。この表の作成には、市の市民文化部にも協力をしていただきました。

まず、この表を見ていただきますと、黄色くしてあるのは、亀山市と同じグループに属するという意味で黄色くしてあります。見てもらうと分かるんですが、まず最初の対象者の範囲ですけれども、15歳年度末、つまり中学校卒業までというのが9市ありますね。それから18歳年度末、高校卒業までというのは5市です。もう既に亀山市を追い抜いてしまったところが5市あるということですね。

それから次に、所得制限ですけれども、当初は本当に亀山と鳥羽ぐらいで所得制限なしというのは少なかったんですけれども、今はもうなしが7市、ありが7市、半々になってきています。大きく広がってきています。

それから最後、窓口無料、窓口で支払わずに済むというやつですね。これは亀山市と同じ0から6歳児、未就学、これは県の制度とほぼ同じということですが、これが8市あります。それから、15歳年度末、中学校卒業までが5市、それから18歳年度末、高校卒業までが1市となっております。

最後のところに備考欄があるんですけれども、ここに、ここ一、二年で対象年齢が引き上げられるというのが分かると思います。昨日もこの質問の準備をしておいたら、四日市市の議員から連絡が入りまして、四日市市が子ども医療費無料化の対象年齢を窓口無料も含めて18歳年度末に引き上げる検討をしているということを委員会で表明をされたそうであります。だから、この表の四日市市というところが0から15から0から18にされる方向で今動いていると、こういうことですね。こうして見ると、亀山市、本当にこの分野では遅れた市になっているということが分かると思います。

そこで、こういう実態を市としてどのように認識してみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

議員から県内13市の助成状況について今ご紹介をいただいたところでございます。

人口減少対策として、若い世代が安心して子育てできる環境を整備するため、子育て世帯への経済的な負担軽減に向けた取組は重要であると認識しております。その取組の一つでもございます子

ども医療費助成制度につきましては、県内各自治体において地域性や近隣市町の状況など様々な観点から、それぞれの自治体に応じた独自の助成制度が行われておるといところでございます。

また一方で、地域間格差が生じてきておるといことで、将来を担う子供たちに必要な医療サービスが住んでいる地域により異なり公平に受けることができないことが、県内に限らず全国的な課題となっていることも認識しているところでございます。

そのような中、本市におきましては、平成21年度より県下に先駆け中学生卒業まで所得制限を設けず助成を行い、県内市町を引っ張る中で、県においてもその水準を高め今日に至っておりますが、ここ数年、子育て世帯への負担軽減や受診環境の面において対象年齢や窓口無料化の拡充、所得制限の撤廃が行われており、特に本年度、また来年度にかけて県内におきましても、制度の拡充は進められている自治体が増加していることを十分認識もしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

十分認識しているという答弁でした。

県下でこの子ども医療費助成の対象拡大が進んでいる背景といことで、一つ大きなのは、自治体が独自に無償化をすると国が補助金を減額するという不当なペナルティーがありました。それを今年の4月に、厚生労働省が高校生までの部分を廃止する方針を打ち出したといことですね。これが追い風になっているといことですね。

このペナルティーといのは、例えば自治体が子ども医療費の窓口負担を独自に無償化する、減額する、こういうことをやると、国民健康保険の国庫負担額を減額するとい、こういう仕組みなんです。だから、自治体にとっては非常にマイナス、財政的にマイナスになる。

これはなぜかといと、国は医療費の無料化が進むと必要以上に病院などにかかる人が増えて医療費が増えるからと、こう言うんですけれども、果たして子育てで忙しい世帯が必要もないのに病院に行くかとい問題なんです。だから、これ全く説得力がない話なんです。

だから、結局国もこういう根拠のない言い分をもう通せなくなって、この4月にはペナルティーを廃止するといような方向を決めているわけです。このペナルティーの廃止といのは、この年齢の引上げにつながる大きな要素であろうと思えます。

そこで、このことは話をさせてもらって、市長に最後、こういう県下各市の状況を見て、やはりもう亀山市が非常に先進であったのが、もう本当に一番遅れているような実態があるといことで、やっぱりこれから年齢の引上げ、窓口無料の年齢も含めて、必要があると思んですが、市長の見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

14年前に今ご紹介いただいたように子ども医療費の助成といことでは、亀山市は独自の判断をさせていただいて、三重県全体を引っ張ってきたとい自負をいたしております。これに限らず、子供施策の支援策といのは総合的に対応すべきといことで、ここも力を入れてきたものであり

ます。

しかし、現状につきましては、今ご指摘のような、部長答弁のような状況でございます。しっかり去年のこの9月議会でしたか、森議長さんのご質問、あるいは草川議員さんもあったかというふうに思いますが、そのときにも申し上げたんですが、今ご紹介いただきました様々な状況をしっかり見極めた中で対応させていただきたいというふうに考えておるところであります。くしくも、国の政府においての国民健康保険税の窓口無料化のペナルティーということにつきましては、今ご紹介いただいたとおりであります。全国市長会、知事会も頑張っていたいでようやくここまで来たのかなというふうに思っております。同じ県民に生まれても、隣のまちと違う状態はいかがか、都道府県によって違う状態はいかがか、これは本当にいかがかなという思いで進めてまいりましたが、本市におきまして、今までの現状、それから状況をしっかり考えさせていただいて、全県下での窓口無料化等々の取組、さらに対象年齢の拡大も将来的にいろいろ考える必要があるかと思っておりますが、これらに対してしっかりと対応させていただきたいというふうに考えておりまして、これは議員各位におかれましても、今日までの議論もあったかと思えますけれど、引き続いてのご理解、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長はしっかりと対応していきたいというふうに言われました。

その答弁の中でも言われましたけど、この問題に関しては、本当にいろんな議員がこの場で取り上げて年齢の引上げを求めてきた問題であるということも頭に置いていただいて判断をしていただきたいと思えます。

第2次総合計画後期基本計画の安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進というところには、子育て世帯への支援について、県制度の医療費助成に加え、市独自の取組として子供の医療費に対する助成の対象者の拡大や未就学児の窓口無料化等により、制度の充実を図っていますとありますけれども、今紹介したような県下の実態を見ると、非常に充実した市とは言い切れない問題があります。

そこで市長、もうしっかりと対応していくというふうな曖昧な話ではなくして、もう来年度には対象年齢の引上げに踏み切るということを決断すべきだと思いますが、再度答弁をお願いしたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

遅れた自治体というふうにご紹介いただきましたが、そういう意味では、この導入のスタートの問題意識としても、当時の平成20年が全国や県の合計特殊出生率が1.4に近い状態でした。何らかのやっぱり子供施策をやっぱり重視していく必要があったというような背景で、この制度ももちろんでありますし、他の子育て支援とか、そういう環境を総合的に高めてきたものであります。

したがいまして、先ほど申し上げました、この子ども医療費の拡充につきましては、当然様々な検討を加えて、そして状況を判断させていただいて、私どもとしてもしかるべき対応をさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

しかるべき対応というのが今日の限界だったのかなあとと思います。多分来年度は、もう来年度もしやらなかったら、本当にもっと広がりますからね、この格差がね。だから、これはぜひ決断をしていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

次、給食センター建設に関する第2次総合計画後期基本計画と実施計画という問題についてさせていただきます。

まず質問に入る前に、この給食センター建設というのは、今回15人の議員が一般質問するんですけども、そのうち9人が取り上げた、非常に今議会の焦点というような問題であります。昨日も櫻木議員が独自の試算を示して質問をされました。聞いていて本当に教育委員会の答弁にはあきれたわけですよ。

櫻木議員の質問で、給食センターが建設ができなくなった最大の理由は、23億の事業費だということですね。ところが、この23億というのが本当に根拠のない、言わば架空の数字、こういうことがはっきりしたわけですよ。このような本当に根拠のないような事業費を含む再検討結果という文書は、私はもう直ちに撤回すべきだというふうに思います。そのことを述べて質問に入ります。

昨年度に策定された第2次総合計画後期基本計画では、中学校給食について、現在の亀山中学校、中部中学校のデリバリー給食を継続しながら、中学校における全員喫食制の給食実現に向けて取り組みますと明記し、その具体化した実施計画では、亀山中学校及び中部中学校における全員喫食制給食の実施に向け、給食センターを整備するとともに、中学校2校の給食受入れ環境の整備を行うと書いてあるんですね。そして、その実施計画には、令和4年度は建設地、運営方法の検討、決定、5年度は敷地の整理、インフラ調整など、それから6年度には基本設計、地質調査、7年度にはセンター敷地造成、こういうふうに、もう4年間のセンターの実施に向けての事業がぎっしりと書かれているわけですよ。こういうことで、後期基本計画を受けた実施計画で給食センターを建てることの具体的な計画が全部出ているわけですよ。

市長は、この9月議会の現況報告で言われたのは、後期基本計画実施計画の積極的な推進を図ってまいりましたと、こういうふうに言われたんですよ。つまり、亀山市は今自らでつくって、当然議会の議決も経た後期基本計画の実現をいかにやるか、その具体化である実施計画をどう推進していくのか、ここに全力を挙げるべき今時期なわけですよ。

そんなときに、8月18日でした。教育委員会からとんでもない再検討結果が出されました。これは、後期基本計画に位置づけがないんですよ、全くね。実施計画にも全く書かれていない。外部調理委託方式、民間事業者、全く後期基本計画の実施計画にない。これをやろうというような方針を出した。

皆さん、こんなことが許されたら、一体後期基本計画や実施計画、議決までしているんですよ、後期基本計画は。全く意味がなくなるやないですか。こんなことが勝手にできるんですか。私は憤りを覚えます。

やっぱり議会として、給食センターを建設することを前提とした後期基本計画であることがはっきりしたので、それを賛否の態度に、判断にしたわけですよ、皆さんね、18人全員が。ところが、

それをやらないというわけですよ。それで、そんなことが勝手に一部局でできるのかということですよ。

まず最初に、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

総合計画後期基本計画と実施計画は、どんな関係になっているのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

本市の総合計画は、亀山市総合計画条例に基づき、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造により計画策定をいたしております。

また、亀山市総合計画条例第2条では、基本構想は、市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を記したもの。基本計画は、基本構想に基づいて地域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を記したもの。実施計画は、基本計画の具体的な実施に関して策定する計画とそれぞれ定義づけております。

これらを踏まえまして、議員ご質問の後期基本計画とその実施計画との関係性についてでございますが、後期基本計画は、前期基本計画に引き続き32の基本施策と118の施策の方向の下に、基本構想の具現化を図るために推進する330の施策を位置づけたものであり、一方で実施計画は、後期基本計画に位置づけた施策を具体化するために実施しようとする主要事業を位置づけたものでございます。そのため、両者は施策と、その施策を具体化するための実施手段である事務事業という上下の関係にあると認識をいたしております。

加えて、基本計画は、亀山市議会基本条例第13条の規定により、その策定等が議決事件であることに對し、実施計画の策定等は議決事件ではなく、市長の執行権の範疇にあるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、あえて確認したんです。

総合計画条例ではっきりと書いてあるんですよ。実施計画、基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう、こういうことがはっきりと書いてある。つまりは、後期基本計画に給食センターを建設するという位置づけがあるから、実施計画で年度別に具体的な事業を書いているんですよ、これ。もし、この位置づけがなかったら、給食センターを建設するという位置づけがなかったら、実施計画にこういう給食センターの建設を年度別にどういう事業をすかって書かなくていいわけですよ、これ。ということは、後期基本計画のこの全員喫食制の給食実現に取り組みますという一文は、給食センターを建設することが前提になっていることは、もう明らかじゃないですか。そういうものをほごにして、今回再検討結果なるものを出してきたと。とんでもない話ですよ、これ。もう一つ言います。

この後期基本計画を議会でも最終案に対して審議をし、意見を出しました。ある会派から給食センター建設にこだわる必要はない、いわゆるデリバリー給食で全員喫食、民間業者によるデリバリ

一給食で実現すればいいという、こういう意見を上げたんですよ。それに対して、市は何と答えたか。給食センター建設が妥当である、こう答えた。こう答えたから当然、後期基本計画には給食センター建設が前提だと、これはもう18人全員の議員がそう理解しているわけですよ。給食センターでやるのがいいかどうかは別にしてね。少なくとも市の考え方は、給食センターが前提でこれをやると言っているということは、全員の理解なんですよ。

そこで、これも確認ですが、この今私が言ったこの最終案に対する議会の意見、これが間違っていないかどうか確認だけしておきます。間違っていないなら、間違っていない、それだけで結構です。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会といたしましては……。

（「最終案に対して間違っておるのか、間違っていないのか」の声あり）

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

質問聞いていないの。

この議会が出した最終案に対する意見、私が説明したけれども、それは間違っておるのか、間違っていないのか、私の思い違いなのかどうか、その確認だけしたいと言っている。それは答えられるでしょう。教えてくださいよ。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

その当時頂戴しておりますものにつきましては、私どもといたしましてはデリバリー給食という形は取らないという考え方をお示したものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要は、給食センター建設が妥当であると回答したんですよ、市が。これは文章ではっきり残っていますよ。そうなってくると、こういう基本計画が議会議決をして、その前提に給食センター建設があって、それに基づいて実施計画をつくった。今はその実施計画必達のために全力を挙げる、こういうことなんですよ。だから、この8月に全員協議会で、こういうことを無視して外部調理委託方式でやるなんてことは、絶対あってはならないことですよ、これ。

中原教育長に聞きます。

こういう先ほども言いました、後期基本計画にはっきりと給食センターとうたってある、位置づけられている。それに基づいて実施計画がある。それなのに教育委員会の一存で、給食センターは先送り、外部調理委託方式を導入する、こんなことができるのか、やっていいのか、聞きたいと思います。



○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

このような考えに至った経緯というか、やってはいけないという方向であるならば、こういう考えには至っておりませんので、その後期基本計画や実施計画の内容についても考えながらといいますか、頭に置きながら考えた結果、教育委員会としてこの方向で全員喫食制の早期実現を図ってきたいというふうに考えました。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く答弁になっていないですよ。

要するに、私が言っているのは、後期基本計画で給食センター建設を位置づけして、それに基づいて実施計画で具体的に事業を4年度分ちゃんと書き込んだわけですよ。そういうものが現在まだ生きているんですよ。そういうものが生きておりながら、そこから全く外れた外部調理委託方式を方針として出して議会で議論をさせるということは、ありなんですか、これ。ないでしょう、そんなこと。こんなことをやり出したら、もう後期基本計画なんて議決した意味は全くなくなりますよ。各部署がそうやってやったらどうですか。後期基本計画にはこう書いてあるけれども、それと違うことをうちは今検討していますということをやってもいいんですか、これ。

市長、どうなんやこれ。こんなことありですか、これ。とんでもない話ですよ、これ。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、総合計画の基本構想、基本計画は議決をいただく。

そして、そのプロセスも極めて重要であろうというふうに思いますので、この総合計画に私どもが118の施策、それから施策……。

（「長い、答弁が」の声あり）

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、後期基本計画で位置づけをして給食センターを前提に実施計画をつくった。ところが、その実施計画の給食センターの建設ではなしに、それを棚上げして外部調理委託を推進しますみたいなことを勝手に決めていいのかということです。市として、後期基本計画があり実施計画まで決めた。それを棚に上げて、それとは全く違うやり方を市が推進していいのか。いいのか、悪いのか、いいならいいと言ってくださいよ。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総合計画の基本計画で、目指す方向に向けてそれを具現化させるのが実施計画でありますので、

今回は教育委員会の中でその具現化に向けて様々な検討を重ねた結果、その在り方を方針を今回示されたものというふうに思っております。それは尊重すべきであろうと思います。

ただ、ご案内のように基本計画は、ここで全員喫食制の給食を実施いたしますと、こういう方向について明記をさせていただいており、その具現、具体策について教育委員会で検討を重ねてきた結果、今回の一つの方針の策定に至ったということで、これは基本計画が方向性を示し、そしてそれを実現させるための過程で様々な諸条件やいろんな問題に、当然それをクリアしながら実施していく、実現していくということになるろうかと思っておりますので、例えば過去にはこども園での、新たなこども園の設置につきましても、基本計画では一つの明記をさせていただきましたが、様々な諸条件の中で実施計画でも明記をしておりました。その検討の過程で、なかなか実現が難しいということで、これを見直した、こういうケースは当然あるものでございますので、そこはそのように理解をいたしております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当にこれがいいということになったら、我々議会としては、もうこれから基本計画の議案が出たときには、もう事細かく書いてもらう、求めますよ。だから、今回もいろんなやり取りをして給食センター建設が前提ということだから、全員喫食制を実現しますという文言で賛否を取っておるわけですよ。もしそういうこと言われるなら、もう基本計画に給食センター建設を書けということと言わなければならないですよ、これ。それから、実施計画、これも議会の議決にすると、こんなことをせんなんですよ、これ。もともといろんなやり取りをしながら両方の信頼関係の下に、こういう議論がやられているわけですよ。ところが、そんなことをひっくり返してくるなら、もう全て一字一句全部議決しなきゃならん。信用ならんということですよ。そんな信頼関係でいいんですか、市と議会が。これは本当に私は見過ごせない大問題だというふうに思います。

もう時間がありませんので、また改めてやりたいと思っておりますけれども、これぐらいにしておきます。

最後に、水道水に含まれる有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAについてであります。

この有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAといっても、初めて聞く方も多いと。世の中に存在する有機フッ素化合物というのは数千種類ある。その総称としてPFASというふうな呼ばれ方がしていると。

このPFASは何かというと、人工的な化学物質でその結合力が強いため壊れにくい。化学構造上、炭素とフッ素が非常に強い力で結びついているため、自然界では分解されず、海や土壤に堆積することで循環系に長期間残存し続けるという特徴がある。

今回取り上げたPFOS及びPFOAは、有機フッ素化合物の代表的な物質で、水道水の水質管理での水質管理目標値が設定されております。このPFASについては、このPFASを含む泡消火剤を使う在日米軍基地周辺の井戸や地下水から国の暫定目標値を大幅に上回る数値が検出されたことで大きな問題になっております。このPFASはどういう問題があるか。発がん性や低体重児の出産、免疫力の低下など人体に悪影響を与えるとされております。このPFASが高濃度で水道の浄水場や井戸から検出された地域では、飲料水の汚染で命や健康が脅かされるという危険も出て

おるといふことでもあります。

そして、最近この近くでいうと、陸上自衛隊岐阜基地がある岐阜県各務原市、ここでは市内の地下水から有機フッ素化合物が国の暫定値である1リットル当たり50ナノグラム、これの15倍の濃度で検出された。こうした事態を受けて各務原市は、市内の小・中学校など浄水器を設置する、それから県立高校も浄水器を設置するという、こういう対策を取っております。これは全国各地で起こっていますね。東京の多摩地域もそうです。

まず、この有機フッ素化合物、このPFOS、PFOAはどんな物質なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

先ほど服部議員からご紹介もありましたけれども、PFOSとPFOAがどんな物質かということでございますが、言われましたとおり、有機フッ素化合物PFASの一つであるものでございます。

化学的に極めて安定性が強く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には水系に移行しやすく、また難分解性のため、長期的に環境に残留すると考えられているところでございます。

具体的にはPFOSは、半導体、反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に主に使用され、PFOAは、フッ素ポリマー加工助剤、海綿活性剤等に主に使用され、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な化学的性質として様々な表面処理の用途に使用されていた物質であります。近年、発がん性などが指摘され、世界的な環境問題として注目されているところであり、現在は製造、輸入等は原則禁止されているところではあります。日本国内においても河川や地下水等の水環境で基準値を超過する事例が確認されている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も、これ調べて本当に驚いたんですが、本当に私たちの身の回りに非常に多くあるということなんです。非常にこのPFASというのは、水や油をはじく、熱に強いという性質があるんで、工業用には半導体製造、それから金属加工、メッキなどに使われる。それから生活用品でいうと、焦げつかないフライパン、つまりテフロン加工と言われるやつやね、こういうものや油が染みないハンバーグの包装紙、化粧品、傘、レインコート、靴、カーペットなど幅広く使われているようでもあります。ただ、これは先ほども答弁にありましたように、もうこの危険性が指摘されて以降は、製造はストップしているということなんですけれども、ただこれまでに環境の中に排出されたものが、既にもう井戸や地下水に入り込んでいるということなんです。それが水道水として中に検出されてくるということなんです。

これは北海道大学の岸玲子という教授の研究調査なんですけど、基地や工場など特定の汚染源がない地域で日常生活から取り込んでいる日本の平均的な汚染でも胎児、子供の発達障害や免疫ホルモン異常が生じることが明らかになってきたというようなことも言っています。だから、特定の基

地がある工場があるということでもなく、やっぱり危険性はあるんだという。だから最近ですけれども、新聞報道がありました。環境省が、このPFASの有害性の調査・研究に本格的に乗り出す方針を固めた。水道の水質管理の暫定目標値、今50ナノグラムということなんですけれども、これを見直すのかどうか、もっと厳しくするのかどうか、こういうことも検討を始めているということが言われています。

亀山市はどうか。この水質検査の結果、報告いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

市内の水道水の検査の状況でございますが、まず水質基準の体系についてですが、水道水の安全性を確保するために、水道法では水質基準が規定されており、水道水が水質基準に適合しているかを判断するため、水質検査が義務づけられているところでございます。また、法令には定められておりませんが、水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目があり、水質基準項目に準じて検査することが要請されております。さらに、今後必要な情報、治験の収集に努めていくべき項目として要検討項目が位置づけられているところであり、このように水質検査は3段階の体系に分けられており、国が示す項目において検査を実施しているところでございます。

PFOS・PFOAにつきましては、令和2年3月30日に、厚生労働省より水質基準に関する省令の一部改正についての通知があり、水道水の原水から一定程度検出される状況が継続していることから、水道管理に注意を払っていくことが適当であるとして、要検討項目から水質管理目標設定項目へと位置づけが変更になりました。暫定目標値としまして、PFOS・PFOA合算値で1リットル当たりの上限50ナノグラムが設定されたものでございます。

この本市におきましては、令和2年度から水質検査を実施しているところであり、その水質検査の結果につきましては、1から10ナノグラムパーリットルとなっており、設定された暫定目標値内であることを確認したところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

亀山市は3か所なんですよね、この検査をしたのが。水源地のうちの関とそれから阿野田にある前の水道局の庁舎のところですね、それからいわゆる安楽川の、田村のところ。この3か所で検査をした。その結果が1から10ナノグラムで、国の暫定値の50ナノグラムよりも下回っていると、こういうことなんですよね。

ところが、これは自然界にない人工物で、これがどこからどういう形でこの水道水に入ってきたのか。つまり亀山でも検出されているわけですよ。だから、どこからそれが排出をされて、それが水道水に入ってきているということなんです。だから、それをたどらないことには、発生源をたどらないとやっぱり対処できないという問題があります。

もう一つは、アメリカの環境保護庁という、アメリカが特にこれを厳しく規制を始めているんですけれども、ここの基準は、日本は50ナノグラムですけれども、アメリカは4ナノグラムなんです。1リットル当たり4ナノグラム。つまりこの4ナノグラムというアメリカの基準でいくと、

1から10という答弁ありましたが、少なくとも1か所はこのアメリカの環境保護庁の4ナノグラムを超えているんですよ。もしこのアメリカ保護庁のこれが妥当な基準だとしたら、亀山市のこの3つのうち1か所は基準を超えたとなるんですね。

そこで、私が聞きたいのは、果たして発生源も分からない、経路も分からない中で、3か所だけ検査をして1から10でしたので済む話なのか。やっぱりもっと広げて全ての水源地、河川、そういうところで検査する必要があるのかどうか、このことを聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

議員ご指摘いただきましたように、令和3年度におきましては、市内の3か所での水質検査を行っております。今回、環境省が本格的な調査を行うということを鑑みますと、私どもとしても、この3か所では不十分ではないかということは思っております。

今後、市内11の水源地がございますので、周辺施設も考慮の上、検査箇所については検討してまいりたいと考えております。

あと、アメリカのほう在今年度中にPFOS・PFOA、それぞれ4ナノグラムという基準を設ける方向で検討しているということですが、私どもとしましては、まずは国内の基準が変更されるかどうかということも注視しながら、市内の水質検査の数値も同時に注視していくということで考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり一番の問題は、どこからどういうふうに入ってきておるのか分からんという問題ですね。だから、やっぱりこれを突き止めなきゃならないんですよ。そのためには、やっぱり検査をしなきゃならない。例えば、非常に多い、高い濃度の数値が出たようなところでまず一つ疑うべきところがありますよね。だから、そういう要するに検査をとにかく広くやる必要がある。どこでどういう数値が出るのかということをもまずつかむ必要がありますね。

それからもう一つは、こういうものを過去に使ったことがある事業所というのは、ある程度絞れるわけですよ。だから、そういう事業所があるようなところ、周辺のところでの検査をしてみるとか、いろんな方法があると思う。とにかく早くその実態をつかまないことには、後から検査して出てきました、非常に高い数値でしたでは困るわけですよ。だから、そういう意味でいくと、やっぱり広く、先ほどその3か所では不十分だというふうに答弁されましたけど、本当にやっぱり早期に全ての水源地、それから河川もやっぱりやるべきだし、それからやっぱりそういう事業所によっては、こういう製品を過去に使っておったような事業所を絞って、そういう周辺はどうなのかというようなことをやる、こういうことをぜひやるべきだと思うんですけど、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

水道といたしましては、私どもが管轄しておりますのが、水源地から取水した水道、原水から上水、ある程度浄化した上水の部分なんですけれども、今回も検査させていただいているのは、その上水の部分で検査をさせていただいております。現在のところその基準以下ということでございますので、その数値が特段に上がってきたとか、国の基準も変わってきたということを常に注視しながら、国の対応に後れを取らないように対応については研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題を重視するのは、体内に蓄積されていくという問題なんですよね。やっぱり少しずつであっても、それを取り込んでいくと体内に蓄積されてくる。それがどこかで一定の量を超えると病変するみたいなことになるんで、やっぱりこの辺は全体を見て、本当に発生源をつかむぐらいの、やっぱり自治体の努力をしていただきたいというふうに思います。

今日は、3つ質問させていただきました。

私、どうしても言っておきたいのは、やっぱり後期基本計画と実施計画なんです。議会が議決をしたわけですよ、後期基本計画は。その前提にいろいろな議論もしたわけですよ。そのときに、いわゆる給食センターはつくるという前提で、これは全員喫食制なんだなということを議会全員が確認をした上で、あの後期基本計画の賛否の表明をしたわけですよ。それを今になって給食センターをつくりませんと言いだしたら、一体何だったんだということになるんですよ、議会の議決がね。そういう問題として、私はこれは本当に重く受け止めてもらわないと困るし、それから、今の時点でも遅くないんで、教育委員会は、この後期基本計画に位置づけがない外部調理委託、こういうものを再検討方針などと言って出してくる、このことを撤回してほしい。直ちに撤回してくれと。そして、後期基本計画にちゃんと位置づけのある給食センター、実施計画にも書いてある給食センターを建設するために努力をしていただく、それが今やるべきことだと、このことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時47分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。

一般質問をさせていただきますけれども、3つ出させてもらったんですけども、もう昨日からちょっと頭に来ておって、中学校給食からやりますさかいに、よろしくお願ひします。

そもそも学校給食関係については、県下でも四日市市しかり志摩市しかり、隣の鈴鹿市しかり、

首長の判断で、市長の判断で全て行われておるということです。そこには、昨日の一般質問もそうですけど、もうええ加減な答弁ばかりもろうてもうあれですけども、教育委員会の答弁ばかり聞いておっても仕方ないですから、市長のその学校給食に関する思い、どんな思いを持っておるのか。後期基本計画に出した、実施計画も出した、服部議員も指摘した。そうしたら、認定こども園はできているということで言い訳をすると。もう言い訳は要らんのですよ、私らは。

学校給食、全員喫食制を亀山市は施行すると明記してある中で、こんな状況になっておると。それに対して学校給食について市長はどう思われておるのか、簡潔に頼みます。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

学校給食については、就任当初から、特に中学校給食の導入というのは過去十数年の間に様々な取組をしながら今日に至ってきました。あわせて小学校の今の本市の在り方、これもすばらしいものであり、継続をしていくべきものというふうに考えております。

私自身の考え方も併せまして、過去にも申し上げてまいりましたように、全員喫食制の学校給食、中学校給食を早期に実施する、これは民意の思い、それを受けて今回、昨年の総合計画、第2次総合計画にそれを明記させていただいてきておるところでございます。私自身の思い、そして亀山市としての思いは、全員喫食制中学校給食を早期に実施すると、そのような思いでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。早期に実現するというのは、その実施計画に書いてある令和9年度実施というのは早期ですよ。それまでに、建設期間に2か年を要すると。そのような中で、中部中学校、亀山中学校のデリバリーからセンターを建てて、そして2,200食、当初は1,200平米、今は1,500平米という試算をして、一つのものが出てきたと。早期に完成や、そんなら早期というのは、市長がこれで4期目ですけども、早期というのはいつ頃ですの。この9年度に食缶方式によってやるのは早期になるのか。それを認めておるのか、市長として。市長として。教育委員会の非公開の協議会で協議された4月、5月、6月、7月、8月、食缶方式で出したのは7月らしいです。議事録を出してもぺら紙1枚出てきた。それを市長は認めておるのか、そこを確認したい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

食缶方式は認めておりますし、今回の様々な議論を重ねてきた結果として、教育委員会としての見解というのは尊重されるべきものというふうに思っております。

今言われたその従来の計画、実施計画における令和9年度の完成ということは、この第2次総合計画期間を超えた話でございますが、そのような9年度のセンター建設に向けて様々なその実現性とか方式とか検討を教育委員会で重ねてきてもらったというふうに思っております。

しかし、それをさらに早い段階で実現する、そしてこれは昨日、おとついでですか、昨日でしたか、

教育委員会のほうも答弁をされたと思いますが、本事業における実施内容の変更の主な理由につきましては、センター整備規模の精査によります面積等の増加や建設事業費の高騰等に伴う事業費の増加、約23億と試算をされておりましたけれど、そういうことも含めて早期実現に支障が生じると、令和9年度についても非常に難しいと、こういう判断の中で、教育委員会としての検討を加えた結果、食缶方式で、なおかつ前倒しでそれを早期に実現しようという考え方であろうかと思いませんので、それについては尊重させていただけるものというふうに思っております。

ただ、これも答弁ありましたけど、令和8年度半ば、半年前倒しをと、当初計画よりもという話、さらにもう少し前に実現ができないのか、そういう議論はさらに今後の議論であろうと思いますが、最善を尽くすべき課題というふうに認識をいたしております。

いずれにしても、全員喫食制の中学校給食を早期に実現する、その方策をしっかりと前に進めていくということ尽きようかというふうに思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

財政的な試算によって無理と判断したと、教育委員会が。

ちょっと写真出してください、それなら。

昨日、櫻木議員が造成関係について試算をしていただきました。すばらしい試算やと思うんですよ。そこで、何を例に持ってきてくれたか、その関南部地区コミュニティセンター、これ写真のところですか。これに基づいてやったということですけども、なぜここなんですか。そして、当初よりも23倍になったと、試算したら。そうやけど、この試算が財政的に市長として無理なのかな。市長として。その判断をされたのかな、市長。財政的に無理やからほかの方法を考えよと、考えたでそれではよろしいやないかということをして市長として判断されたんかな。今も8月の中頃と言うけれども、もっと前倒しにやるつもりだと。そうすると、教育委員会がそんな食缶方式をやるためには、プロポーザルか何かぐちぐち言っておったけど、そうするとこの予算、22億9,837万5,000円、これが財政的に負担になるのかな、市長。負担やと思っているのかな。無理ということかな。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

決算のご審議でも議員、様々なご質問をいただきました。借金してでも43億までこれは可能であるから、ゴーサインを出せと。非常にそれは将来のいろんな様々な、これはセンターに限らずでありますから、そういうことを考えればしっかりと将来負担、あと様々な施策を推進していく必要がありますから、そういう中で責任ある判断をしていくということは、もう当然であろうかと思いません。

そもそも、これも教育委員会の答弁もあったかと思いますが、当初は8億数千万で建設ができて、その毎年の運営費が約7,000万であったかというふうに思っておりますが、それを前提にした計画を一定示されておられました。それが実際、具体的な手法、方式の検討とか、もう一回建設の中身の積算を多分教育委員会で積み上げていただいた結果、23億という、そして運営費が1億7,000万という数字に至ったというふうに理解をいたしております。



いずれにいたしましても、総合計画で私どもは330の事業を展開いたしております。330の事業をやっぱりしっかり具現化してやっていく、そしてそれは当然財源の手当て、財源が重要でございますので、その担保をした上で事業化していく、そういう視点で事業の選定、在り方、これは給食センターに限らず本市の様々な事業に言えることであるので、そこは議員ご理解のとおりというふうに思っておりますが、そのように承知をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まずお尋ねしていきますけれども、学校給食法という法律があるんです。昭和29年法律第160号、学校給食法。学校給食の目的が第2条に書いてありますし、そして食文化のことが書いてあるわけですよ。そして、そもそも学校給食を取り入れたのは、歴史的に見ると明治22年に山形県鶴岡町が学校給食をやったと。というのは、そのときの町長さんが、昼弁当を食べられない子もおるので、もう町で食べさせてやろうというのが始まりらしいです。そして、戦中はその学校給食というのはなくなっただけですけども、中止されたんですけども、戦後、私も脱脂粉乳というんですか、こんなアルミ缶で飲んだ牛乳、飲ませてもらいましたわ。そして、法整備がされたのが、その昭和29年の学校給食法です。これ市長、熟知してござるかな、学校給食法。どこまでご理解されておるのか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

学校給食法その理念や考え方は理解をさせていただいております。詳細の一言一句や内容まで把握をいたしておりませんが、時代時代の背景もあろうかというふうに思っておりますし、時代とともに社会の在り方も変わってきておりますから、そういう中で給食の方式も今日に至ってあるということであろうと思っております。

私も市議会議員を32年前にさせていただいた、あんな時期においても、本市は今もそれは継承しておりますが、自校の小学校の給食、この方式については極めて非常に顔の見える給食として意義があったと思っております。しかし当時、これは議会の皆さんの一部にもあったんですが、それよりもむしろ、コストがかかる自校よりもセンター方式を導入すべきではないかと、そういう議論がもう三十数年前からあったのも承知をいたしております。

しかし、法律だけではない部分、そしてそれぞれの社会の情勢も踏まえて、私どもはこの亀山市の給食の在り方については、これも今までからも申し上げてまいりましたが、やっぱり小学校の自校方式をこれからも堅持していくことができれば素晴らしいと思っておりますし、併せて中学校の給食におきましては、平成21年に中部、亀中に選択制の外部委託方式を導入させていただきましたが、これは一定の合理性もあったというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、本市といたしましては、そういう給食法の背景、時代の要請、あるいは民意の様々な変化、そしてそういうことを総合的に判断をして事業を考えていくというのは大切なことであろうと思っておりますし、その具現化のために教育委員会の中で様々な角度からの検討を今重ねてきてくれているというふうに考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると市長は、考えはなしに、教育委員会、教育長及び教育部長、それから教育委員、4名見えるんですけども、丸投げと、もう任せておきますわと、あんたらの好きなようにしてくださいと、私はちょっと横におるでというお考えですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市の立場としては総合計画で明記をさせていただきましたけれど、中学校の全員喫食制の給食、これを実施すると、そういう方向で取り組んでいくというのがその考え方でございまして、それに基づいて実現性のある、そして早期実現が可能な手法でその具現化を図っていくというのは、教育委員会の中でしっかり積み上げていただく必要があるかと思いますが、市としては、これを早期に実現するという考え方は、従来からもそうですし、現在も変わっておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その早期実現というのは、令和4年に出された後期基本計画の中に明記されておるわけですよ。それで、令和9年にはセンターを建てて、完全喫食を全ての小・中学校の給食制度を確立するという方針なんですよ。早期というのは令和9年なんですよ。それで、外部委託どうのこうので食缶方式って、じゃあ、食缶方式のよさというのは、市長、どこがええの。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、総合計画に記載をさせていただいておりますのは、現在の亀山中学校、中部中学校のデリバリー給食を継続しながら、中学校における全員喫食制の給食実施に向けて取り組みますと、このことを明記させていただいております。

食缶方式につきましては、例えば今の小学校も食缶で給食が提供されるということでありまして、外部委託の弁当ではない方式というふうにご検討しておりますし、多くのところで食缶の取扱いがなされておるのは承知をいたしております。かえって弁当のほうが少ないのではないかとご検討しております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何を言っておるか分からん、わしは。

だから、もう一遍、財源に戻りますよ。質疑で亀山市の公債費負担比率が12.2%、それを15%になった場合は、幾らまた借金ができんのやと聞いたときに、財務当局から42億円という数字が出ました。だけど、本来なら18%まではいいんですよ、18%までなら。18%を超えた場

合には、総務大臣の許可を得て地方債の借入れの許可を得やなあかんのですよ。17.9%というのは、90億以上あるんです。そして、この財源内訳の中で、一つ資料をもらっておるんですけども、市単経費一般財源16億4,139万2,000円、これですが、市債で学校教育施設等整備事業債、充当率75%、交付税のバックなしということですけども、これが12億3,100万ですよ。十分できますやんか、23億でも。この起債を事業に活用すれば。

財務当局、どうやな。可能やろう、それ。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、市のその市債の関係の方針といたしましては、交付税措置の対象となる場合を基本的な起債の対象としておりますので、それ以外につきましては、いろいろな財政的な圧迫も考えられますことから、慎重に判断すべきものとは考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

慎重に考えてできるのか、できないのか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

できるのか、できないのかということですが、先ほど申し上げましたように、原則としましては補助事業の裏の交付税の対象となる事業でございますので、個々の案件についてできる、できやんというふうな判断はちょっとこの場では差し控えさせていただきたいとは存じますが、いづれにいたしましても、後年度に財政的な圧迫、いろんな事業もございまして、慎重にというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、センターを建てるのには、その財源でその12億の借金をするのは嫌やで、その1億6,000万の委託料で食缶方式でやると。そうすると1億6,000万って、10年間で16億ですよ、単純計算で。それやったら、ずっと年間の返済を、ちょっと間違っておったら申し訳ないですけど、平成30年度には22億6,000万、29年には22億6,000万、28年には21億8,000万でずっと返しておるんですけども、今年度は19億6,000万と、こうやって返済していつておるんですけども、合併特例債というのがあったんですよ。あれは駅前に16億の合併特例債を放り込んだんですよ、駅前に。有利な財源やということ。もしあれをきちっと精査しておれば、この合併特例債のたとえ半分でもさ、10億でもここに投入したら、この今、教育債でも2億のあれが出るんやという。そんな試算を、やっぱり借金するのを怖がったらあかと私は思う。あなたは就任してから確かに170億から150億に下がっていった、市債が。だけど、それは合併特例債で斎場建設とかいろんな事業をやりましたわな。それはもう返済が始まっています

よ。だけど、それは地方交付税の交付措置で75%バックしておるんですよ。

だけど、これも学校給食法に、この法律は、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項を定め、もって学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると、これが学校給食法の目的なんですよ。目標には7つ書いてあります。そして、それが将来亀山市を担ってくれる子供たちのためのあれを、金がようけかかるから、借金するのが嫌やからできないという判断、そして、取りあえず食缶方式にしておいて、ほかの施設が悪くなったら建てましようという判断をあんた、ようするなあ。

それで、あなたも28歳でこのバッジをつけておったと思う。市議会議員、県議会議員、市長として、この世界に私と同じぐらいおる立場の人として、そういうようなことをなぜできやんのやな、子供たちのために。あなたが何人子供がお見えになるか知らんし、わしは子供が4人おって、孫が6人おるわ。何で子供たちのためにこの12億の借金ができないのや。12億かけても公債費負担比率は14%に下がるよ、まだ行かへんやん、これ。なぜそれができないのや、君は。できやん理由を教えてくれ。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市においては、例えば、この令和5年度におきましても、子供関連の予算というのは77本、約36億の事業をハード、ソフトを合わせて回しておるところであります。したがって、私も、今回給食の在り方というのは決してそういうことではなくて、今議員がおっしゃられるようなことではなくて、できるだけ亀山市の子供たちにその環境をつくっていくということを早く実現しようということでもあります。また、給食以外の様々な教育の課題というのは、これも教育委員会では本当に多く抱えておりますので、その中でどのように全体、これだけやってこっちはもうええという話には当然なりませんから、全体の中でそこを考えていくということは大事であるのは申し上げるまでもありません。

それから、一昨日も議員おっしゃられました公債費負担比率の問題、そして、いわゆる有利な起債でないものの借金については、後々、後年度への将来世代への負担、これが増加することは避けなくてはなりませんし、後々の返済によって、本年度の公債費は年間約19億数千万であります。これは本当に平成22、3年頃は、以前は年間20から21億でありました。27億までこれが返済が毎年かかってしまう、公債費がかかってしまう状況から、様々な取組をしながら、現在この19億のところまで下ろしてきたわけであります。したがって、借金をするものによっては、本当に将来の様々なこと、政策の優先度も考えて、時期的なことも考えて政策判断をするのは当然であろうかというふうに思っておりますが、今回の教育委員会の示しておりますその考え方というのは、様々な影響を考えて、より実現性の高い方策として検討を重ねてきたものというふうに理解をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それならちょっとお尋ねしたいけれども、各都道府県教育委員会委員長、教育長、各指定都道府県、各都道府県県知事等々に、令和3年2月12日、文部科学省1684号、文部科学省初等中等教育局長から通達が来ておるんですよ。その通達の内容を当然市長は目を通してはいるはずや。あるでしょう、各市区町村に来ておるんやから。何が書いてあります、この通達、知りませんか。見たことあるの。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員に申し上げますが、資料が出てくるまでほかの質問に移ることはできませんか。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、ちょっと1つ、気がついたことだけ。中学校の昇降機、昨日の櫻木さんの資料やけれども、亀中、中部中に昇降機つくるわな、人が乗れる。関小学校の昇降機、あれは食缶入れておんのや。エレベーターありませんで。何でこれ入れやん。同等にするんやったら。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず亀山中学校、それから中部中学校の昇降機につきましては、今先ほど申し上げたように、こういったことも整備を考えているところではございます。ただ、関小学校につきましては、現在昇降機がないということは十分把握はしておりますけれども、今般の場合は、給食の全員喫食制給食の実施に係る学校施設の改修に伴う、これと併せて実施をするという考え方で行うものでございますので、また関小学校については、改めて検討するものというふうに認識しております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

初めて見るような態度で見ておったから、それなら読みますよ。

通達の中のあれに、学校給食の地域の市区町村教育委員会及び所管の学校に対してうんちくと書かれてあるんですけども、1つ、献立に使用する食品の献立の狙いを明確にして献立計画を示すこと。2つ、各教科等に食に関する指導を徹底的に関連させる献立を作成すること。3つ、ここが大事なところ。学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の生きた食材として使用することは、児童・生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消の有効な手段であり、食料の輸送に伴う環境負荷の低減等にも資するものであることから、その積極的な使用に努め、農林漁業体験等も含め、地場産物に係る食に関する指導に資することを配慮するようにと、こういうふう書いてあるんですよ。それから、まだ6番目に、アレルギー対策、それで献立作成に当たっては、常に食品の仕込み合わせ、調理方法の改善を図るとともに、児童・生徒の嗜好の隔たりをなくすよう配慮すること。食事は調理後にできるだけ短時間に適温で提供すること、調理に当たっては、衛生、安全に十分配慮すること等々が、これが通達なんですよ。これが通達ですよ。

ということは、あなたが言う食缶方式では、これは無理なんですよ。と思いますけれども、どう

ですか、市長。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回、私どもが考えさせていただいておりますその外部調理委託による食缶搬入方式でございますけれども、今議員がご懸念いただきましたようなアレルギー対応でありますとか、それからその献立、こういったものにつきましても、昨日ご答弁申し上げておりますように、栄養教諭が立案をし、それをまた給食の献立検討会で審議をしたもの、そういったものを用いた、そういった形で対応するものでございます。

また、それらに当たっては、県内産など地場産、いわゆるそういったものも配慮をするということの一つの条件として考えていきたいというふうに思っておるところでございますので、今このお示しいただきました文部科学省の通達についても、十分配慮したものであるというふうに認識をしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんな通達が来たことも知らん者が配慮したって、どこが配慮しておるんや。

ちなみに横須賀市の給食調理業務の運営状況について、直営と委託でメリット・デメリットというのが出ておるんですよ。

そこで、委託の場合はデメリット、もうええこと言わへんぞ。責任の所在が複雑化、事故等があった場合、市は委託会社に契約違反や衛生管理上の問題などの上で責任を追及することになり、責任の所在が複雑になると。2つ目、教育委員会、学校との連携が難しくなる。こういうふうを書いてある。というのは、栄養教諭、学校栄養職員は、調理員に直接指示することができないため、臨機応変に対応することが難しいと、これが横須賀市の出しておるメリット・デメリットですよ。こういうふうを書いてあるんです。

だから横須賀がこういうことで直営にしたと思う。だから、そのような中で、いろいろ聞いて、見たことないことみたいなことを言わんといてくれ、頼むわ。令和3年3月に来ておる、これ計画が来る前にこれ来ておるんですよ、通達。令和3年2月12日に文部科学省から。中等教育局長からの通達ですよ、頼みますわ。

そして、調理方法についてもいろいろ調べました。単独調理方式、自校方式、それから共同調理方式、給食センター方式、それから外部委託方式、デリバリー方式。ここもデリバリー方式で、長所は既存の民間企業の施設を利用するために設備投資が、人件費が抑制できる。これは1億6,000万でできると。弁当で提供する方法の場合は、短時間で始めることができると。弁当で提供する方法の場合は、食数の流動化に柔軟に対応できると。これはメリット、長所です。短所、各校までの配達経費が必要となる。それから、食缶で提供する場合、弁当で提供する場合に比べ、配膳に時間がかかる。食缶で提供する場合、配送時間が長くなると献立によっては味が損なう等々を書いてあるんですよ。だから、食缶方式というのはあかんのですわ。

だから、再度聞きます。

ここまで聞いた中で、330事業、いろいろして三十何億も教育費に投入しておるもので、これ以上は金を使えんと。だから、1億6,000万で委託をするということで決めたんやな、市長。もう一遍、確認。あなたが決めたんやな。食缶方式にすることをあなたが決めたんやな、了としたんやな。そこを聞きたい。あなたの判断で決めたんやな。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会の検討、そしてその教育委員会の中の手続、さらにこれは市全体としての庁議等々でのこの決定にこれは至っておりませんので、一つの考え方として様々な課題を解消して、実現のための方策として、教育委員会が現時点で方針を示しておるということであります。

ただ、今の様々な諸課題を解決する経過の中で、やはり財源の問題とか他の施策との優先順位とか、そういう検討をした中での教育委員会のこの判断というのは尊重できるものでございますし、今食缶と、小学校の自校方式ですが、あれも食缶方式、食缶でありますので、その食缶が駄目だというような議論というのはいかがかというふうに思いますので、そこらについては、幾つか申されましたけれど、様々な課題やいろんなメリット・デメリットも当然様々な議論があるのは承知をいたしておるところでありますけれど、全員喫食制の給食を中学校で早期に実現する、そのことは本市としても前に進めていくという立場でございます。

それから、今おっしゃっていただいた文科省からの通達、局長からの通達は確かに出されておるんですが、これは各都道府県教育委員会の教育長並びに各都道府県知事、そして附属学校を置く各国立大学法人の学長に対して出されておるものでございまして、存じ上げておりませんでしたけれども、それは申し上げておきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、長いこと議員もやり、市長も13年か14年もやっておって、国の制度も分からん、あるいは教育委員会、自分の判断で物事を進めていくという、駅前再開発事業には、当初64億やったのが81億ですやんかな。違いますか。当初、よう忘れないですよ。そこに座っておる亀淵君が13億を超えたら図書館事業は見直すという、あれは26億になっておるんですよ。自分の駅前のにぎわいのためには64億が81億になっても、にぎわった、にぎわった、56戸入ったどうのこうのとそろえて、亀山の子供たちのための食生活は後回しでええということやないですか、櫻井義之亀山市長は。そういうふうに判断させてもらうで。櫻井義之亀山市長は、他の市町の市長、例えば志摩市に行かせていただきました。志摩市の市長さんは、学校給食の給食費の無料化ですよ、無償化ということをやマニフェストで公約として上げられて、中学校から5・6年、3・4年やって、そして1・2年が残っておると。それについては、1・2年については、この間の緊急パッケージで国から得た交付金でやったと。そして無償化をやっておるんですよ。だけど、櫻井義之亀山市長は、いろんなことをやっておるで、子供にもようけ金を使っておるんやで、だけどこの金には借金してまではしたくないということやな。取りあえず食缶方式で年間1億6,000万で、その施設整備に3億何千万使って食缶方式で当面の間やっていくと。それで、よそが悪くなったら、そこで

造っていくという方針やと、老朽化したら。

旧関町は、そうなると思ってちゃんと給食センターを建ててあるの、センターを。あなたは子供の食生活をきちっと見守る役目、亀山の長なんやと私は思う。

何はともあれ、また教育民生委員会でもう一度議論をさせてもらいたいことがありますので、そこで十分させてもらいますので、終わります。

えらい通告をあと2つ残しましたけれども、後日やらさせていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**○議長（森 美和子君）**

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

**○議長（森 美和子君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

**○17番（小坂直親君登壇）**

新生みらいの小坂でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昨日も草川議員からコストコについての質問がございました。若干もう少し掘り下げて聞かせていただきたいと思うんですけど、そうする前に、このコストコについて同僚の服部議員が情報公開を市へ求めたところ、これが全部真っ黒なんですよ。真っ黒で、これでは情報公開にならないですよ、何にもないんですから。会議の項目が書いて、日が載っておるだけで、ほとんど真っ黒です。これでは情報公開にならない。それほど隠さなあかんもんなんか、コストコに関して。会議の日にと出席人数も名前が消してあるんです。執行部からは亀淵さんと富田君、これは必ず出ておるんですけど、コストコの名前と、それから長工の名前は誰も入っておらん。中身が全部消してあります。これでは情報公開を出しても意味がないです。なぜこれほどまでに議員に対して、市民に対して情報公開できない会議の中身だったのか、これが分からないと進捗状況が我々は調べようがないんです。この件について、このような情報公開について一体どのように考えてみえるか、まずお聞かせ願ひたい。

**○議長（森 美和子君）**

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

**○産業環境部長（富田真左哉君登壇）**

情報公開で非公開とさせていただいておりますけれども、こういった企業の事業の進出についての協議内容ということでございますので、やはりまだまだ公表できないような協議をしている中では、そういったオープンにできないような中身も含めて協議をしております。また、未確定なところもございますので、今回そういった中身については非公開とさせていただいたところでございま



す。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

中身を公開できへんものもあるって、全て真っ黒ですよ。ほとんど9割、ほとんど真っ黒ですよ。それほど全部重要なものなのか。市民にあからさまにできない、我々に説明できへんのかということですよ。でなければそんなら私、聞きます。今日までの進捗状況を今から聞きますけど、その進捗状況は、この中からの結果として進捗状況が出てくるんですよ。それを見ようと思ったら見られるんやったら、じゃあ進捗状況を一遍説明してください、今日までの2月からの協定書以降の進捗状況、どのように進捗していったのか聞かせてもらいたい。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

進捗状況ということでございますけれども、立地協定締結後につきましても三重県、コストコ、ディベロッパーなどの関係者と月1回から2回、定期的に会議を開催いたしまして、オープンに向けた話を進めてきたところでございます。その中身につきましては、具体的なものでございますので、オープンに向けてそういう関係機関を含め協議を進めてきたというところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

協議を進めた結果、協定書どおり事業は進んでおらんわけですよ。だからいまだに遅延している要因について昨日も説明を受けたんですけど、協議しようとしておいて、もう既にこれで半年以上事業が遅れておる。前回のときには用地買収が非常に難航しておるから難しいという話を聞きました。この用地買収はもう100%解決しました。弁護士から私、聞きました、全て用地は解決したということは。それならば、それに合うような前向きな事業の進め方があるわけやないですか、用地を買収できたなら。

その前にも、市は小野線の拡幅、あれは本来ならば施設については民間企業が自分らの努力で取付け道路をつけるのが本来ですけど、市長の答弁では、多大な投資に協力するためには積極的に、5,000万ですよ、そうやけど。5,000万の先行投資をしておるんですよ。それに対して具体的な成果が、費用対効果が全然出ていないです、まだ。計画どおり進んでいないから。そこらを含めての進捗状況が何にも我々は伝わってこない。だから、市民もコストコが来るのか来んのかという非常に不安に思ってみえる。だから聞いてくれということで聞いておっても、昨日聞いても分からん。

それから、昨日の答弁でも、令和4年2月28日に立地協定を締結して2年後から4年後、令和6年から令和8年のオープンに向けてというんですけど、協定書には本年度の着工予定は2023年春、操業開始は2024年の春と書いてあるんですけど、これで協定を結んでおるんです。これが既にもう協定違反じゃありませんか、協定を変更しておるわけですから。これすらできていない、この協定に基づいておらん。それすら我々に説明もない。だから市民もコストコが来るのか来んの

か分からん。先行投資しても誰が決定したのか、5,000万もの。これからもこれに合うような市の負担があるのかないのか。何かあるような話を、昨日も草川君の質問にも産業奨励金と併せて奨励金を出すことを考えるということを行っていますけど、これとそれとは別ですよ。そこらを含めても非常に不透明、曖昧。だからはっきりしていない。そこらを含めてご答弁願います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず立地協定後、協議を三重県、ディベロッパーと共に進めてきたということで、そこにつきましては、オープンに向けての詳細なものについて問題点がないとか、そういったいろんな課題についての協議を進めて、少しでも早く進めるようにということで協議を進めてまいりました。しかしながら、昨日も申しましたけれども、物価高騰によって建築費のみならず土地の造成にも影響が大きく及んだことから、当時の計画していた額をはるかに上回る工事費がかかるという説明を昨年11月にコストコ側から受けて、今現在に至っておるという状況でございます。

また、右折レーンについてでございますけれども、誰が決定したのかということなんですけれども、こちらにつきましては、市道小野白木線の右折専用レーンにつきましては、店舗開店に伴う交通量の増加が見込まれますことから、三重県や警察と協議を行うとともに交通対策を検討してまいりました。当該地周辺につきましては、亀山市都市マスタープランにも産業拠点と位置づけられております、名阪亀山・関工業団地や亀山・関テクノヒルズに隣接するエリアでございます。このように、今回の誘致場所が工業団地に隣接しているエリアでございますので、市民生活はもとより企業の活動にも影響が及ばないよう市として円滑な交通を確保する必要があり、渋滞回避のため右折専用レーンの設置が有効であると判断したところでございます。

通常、大規模店舗立地に伴う道路改良を行う場合につきましては、一般的に原因者負担となります。しかしながら今回のコストコにつきましては、県内に1店舗しか設置しない広域的な商業施設で商圈が広く、県内外から多数の方にお越しいただくことから市内経済の活性化や大きな雇用が期待でき、誘致した際の経済メリットが極めて大きく、公共の利益につながる施設でもございます。このことから、単なる一事業者の施設への乗り入れではなく、工業団地内の交通対策として市民生活や企業活動への影響を最小限にとどめるため、市が組織として設置する判断をいたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そう判断して先行5,000万もしたけど、いまだ段階で費用対効果が全然出ておらん。いつこれは、物価が高騰しておるから延ばしておると。ほんなら下がるまで待っておるんですか。その時期はどうするんですか。10年先なのか5年先なのか、その見込みはどう立てておるんですか。物価が高いからやめますとってやめられるものなのか、止められるものなのか。物価が下がったらやるのかというその時期を待つということか、亀山は。そうやけど、それでどのぐらい上がったか分からんけど、今土地は、山林やけどかなり高騰したらしいですけど、土地が買収できておるんならば土工だけでもやればいいんですよ。取付け道路まで造ったんなら。土工だけやるんやったら

やっぱり冬場ですよ。来年延びたら延びた分、梅雨ときには造成工事はやるべきやないんですよ、やっぱり時期を見ても。だから用地買収が全部できたんなら、造成工事だけでも早くするという審議をしたことがあるのかないのか。造成工事だけはできるだけ乾季にやるべきなんですよ。そこらも含めて協議しておるのかしておらんのか。

前は用地費が取得できなんだ、排水路は決まっておらんでという。そうやけど用地買収が全てできたんなら、伐採して造成するならやはり乾季にやるべきですよ。そういうことを市としても、せっかく5,000万を投資したなら、できるだけ早くするなら造成工事だけでも早くするとかという、コストコに掛け合うとか、そういうことを審議するのが協議会ですやろうが。そこまで審議しておるのかおらんのか、それも分からん。そこらを含めてもう少し市として、それで相手がコストコの場合と、それから長工と、それで長工から出ておる開発許可とかいろいろなのが出て、長工とコストコと同時に3者で、県も入っている場合と入っていない場合と、ほとんど長工と、それからコストコと市です。長工だけのときもある。誰がこれは一体主体性を持って、長工なのかコストコなのか県なのか、誰がこれは主体性を持って物事を決めていくんですか。今協議会をつくっていましたが、推進協議会をつくっておるけど、この中で決めていくのか、それをもって長工が決めるのかコストコが決めるのか、誰がこの決定権を持っておるんですか、この開発に関して。そこから併せてお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

決定権ということにつきましては、最終的にはコストコになってまいります。協議会の中では、開発申請がスムーズにいくようにということで、詳細な中身を含めまして協議をしております。どういった課題があるか、それを解決するにはどうしたらいいかというような中身を協議を進めてきております。その場合、時にはディベロッパーと市、あるいはコストコも入ってということで、そのときには当然県も同席してという形で協議のほうは進めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

何が問題かって、それはほとんどもう開発届、許可も出ておる。それから環境の審議会もかかって了解も得ておる。全て法的な都市計画法の4条の部分も、38条の部分もクリアしておるんですよ、もう全てほとんど。それ以外に何が問題があるんですかね。あとはコストコの判断だけということでよろしいのかな、もう。全て大体的に審議をなされておるし、審議会もほとんど了解しておるんですよ。全ては了解しておるんやけど、あとはコストコだけの話なんですよ。だから、コストコにやっぱりいつ、物価が下がるまで待つのか待たんのか、来年度にするのかせんのか、今の言う2年後にするのかせんのか。先行投資しても効果が上がらんわけですよ。それは確かに300人から500人の従業員ですし、それは亀山市として大きな事業ですよ、大切な事業やとは思。しかし、それだけで市長は産業奨励金に合わせるような奨励金を出すという話は、市民からも聞いておるんです。奨励金を出すんやないとか、ほかのところでは、それは会員権を市が持ったらという、茨城県がそうですよ。コストコの年会費を、会員権を市民に安価に渡しておる。それで購買意

欲を発するという事は茨城県でもやっておるんです。

そこらを含めて市がコストコの優位になる、協力する方法はいろいろあると思うけど、今はもう5,000万したけれど、これらを含めてまだ奨励金に見合うようなことをやるのかやらんのかを含めてお聞きしたいのと。こればかりにかかっているわけにいかないので、いずれにしても事業が遅れておる。これを原因究明を早くして、一日でも早く工事にかかる、土木だけでもかかるという方法を取って、いち早く物が見えてくる方法を取っていただきたいということを思いますけど、コストコ誘致推進の本部長である副市長に今の見解と今後の対応についてお願いします。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

まさに現在、事業主体はコストコでございます。コストコが様々な状況を勘案して事業着手の時期を模索しておる段階でございます、まさにこれは判断のボールはコストコにあるというふうに思っております。

しかしながら、市といたしましては引き続き三重県と連携をして、早期の着工を促す努力を全庁一丸となって取り組んでまいりたいと思いますし、これからの支援についてもしっかりと議論をして進めてまいりたいと思いますので、引き続き議員各位にはご支援とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、いろんなうわさが出て亀山市からよそへ行くんじゃないかという話もあるんで、それについては非常に亀山にとっては大きなマイナスになるんで、できるだけのことを協力できることはしていただいて、市民に分かりやすい、できるだけ早く操業できるようにご尽力をいただきたいと思いますというふうに思います。それでは、ほかにもあるんですけど、それにつきましては以上とします。

次に、風水害、災害に対する件なんですけれど、さきの7号の台風について、今までにないレベル4の警報、レベル3が出たと。それも地域指定で出たんですけど、これについて市民への、地域への対応、周知含めて停電になっておったというのと、それから同報無線も十分働いていなかったということもあると思うんですけど、市民や地域に対する台風のこういうレベル4、レベル3に対する警報含めてどのように地域の対応をされてみえるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

市民の方への内容について、周知につきまして、今回は高齢者等避難、避難指示について発令させていただきましたが、高齢者避難については15日火曜日の午前7時10分に加太市場、加太向井、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町金場、関町越川地区に対して警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、広報車やケーブルテレビの文字情報、かめやま・安心めーる、市ホームページなどにおいて、高齢者の方、体の不自由な方、小さなお子様がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる

方とその支援を行う方に対して、指定避難所である加太小学校体育館と関B&G海洋センターへの避難を呼びかけ、避難場所への避難が困難な場合については、山の斜面から離れた屋内の高いところへ避難を呼びかけた次第でございます。

避難指示についても、同じく午前7時10分に加太中在家、加太北在家、加太板屋、加太神武、加太梶ヶ坂地区におきまして警戒レベル4、避難指示を発令し、同じく広報車やケーブルテレビ、文字情報、かめやま・安心めーる、市ホームページなどで直ちに避難場所である加太小学校体育館へ避難を呼びかけ、また避難場所の避難が危険な場合は、山の斜面等から離れた屋内の高い場所へ避難いただくよう呼びかけたものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今は避難のその地域への周知なんですけど、これもこの間の本部が出したかめやま・安心めーるが2件出てるんですけど、年寄りにはメールって持っておらんですよ、それは。メールにしても、それから市ホームページ、それ以上にこんなメールでしたらそれでええというものでは済まされんと思う。独り家庭とか年寄りとか、足の不自由な方にもどうやって伝わるって、だからテレビを見たら、何やら私らのところはレベル4になっておるんやけど何ですやろうと私のほうに連絡があるんですよ、何かありましたんかなと。だから、今言われたことは地元のそういう人には十分伝わっていない。

メールは我々ですらそれは入ってくるけど、そんな年寄りの高齢者がメールを一々見て判断することはできへんと思うんです。もう少し周知と徹底の方法を考えなければ、そんな独り暮らしとか、高齢者にはメールとか今の周知方法では災害の状況、避難の状況は分からんと思うんです。もう少し考えるべきやと思うんですが、その辺についてのお考えはありますか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

その他の避難の情報伝達なんですけれども、本来でしたら、関地区におきましては防災行政無線がございまして、それをもって皆様のほうへ関地区、加太地区、坂下地区のほうへ伝達できる予定やったんですけれども、折しも停電が起こっておりまして、そのような情報伝達ができなかったものでございまして、今後もこれについては改善していきますので、そういった形で対応していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

同報無線は関地区だけですね。関のことを必ずしも言うているわけやない、亀山は南部、北部もあるわけですので、そのほうはどうやって周知するかというんです。今回も加太については同報無線、それも停電で、そこへ25号線がストップ、それから名阪国道がストップしたんです。完全に孤立してもうておるんですよ。救急車も消防車も行く手段がないんですよ。だからそのときに病気があってどうするんかって、テレビだけ見ておったら指定されておるというだけでは住民に不安だ

けがあって対応の仕方がないんですよ。だから電話が私にあつて、一体何がありましたんやろうなという電話があるわけです。だから、その辺についてもこれからは、名阪はめったに止まらんけど、25号はしょっちゅう止まります。だから、そういう場合における対応の仕方、高齢者、それから体の不自由な方、そこらについての対応を十分考えてもらわないかんというふうに思うわけでありまして。

それと避難指示、警戒レベルが3と4、5とあるんですけど、今回は3と4でしたかな、出ておるんですけど、これは誰が決めて、その地域を誰が決めるんですか。今回は坂下と、坂下は高齢者避難、加太は全部レベル4で地域指定なんですけど、亀山全体で加太だけがレベル4なのか、何を根拠に4と決めたのか。誰がそれは決めたのか、災害対策本部が決めたのか、それから3についても坂下地区を入れて金場、越川地区、ほかにも野登にもいろんなところがあると思うんですけど、これを決めるのは地域を指定する、集落を指定する、これは何を根拠に持って誰がもってこれを、決めてもその周知の仕方が今のように曖昧。この決めるのは誰が決めて何を根拠に決めるんですか、これは。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

まず高齢者等避難、避難指示などの情報発令の基準についてですけれども、避難情報につきましては、津気象台からの気象情報や三重県から提供される土砂災害危険度情報を勘案しまして、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいて災害対策本部に諮った上で発令をしていくこととなります。

今回の加太地区や坂下地区などの避難情報の発令についてですが、警戒レベル3の大雨情報が発令されました。これは、三重県土砂災害情報提供システムの1キロ四方のメッシュ情報で、実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達し、今後も引き続き続くものと判断されるということと、そのことから避難情報、高齢者等避難を発出したものでございます。

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけとどまっているかを計算して数値化したもので、土砂災害発生の危険度の高まりを表しているものでございますが、その数値が大雨警報の基準値を超えたためでございます。

次に、加太地区の避難指示については、レベル4の土砂災害警戒情報が発令されたことに伴い発令したこととなりますが、これもメッシュ情報で、土砂で予測で土砂災害警戒情報の基準を超えたと、災害が差し迫った状況であるということですので直ちに発令したものでございます。これについては、災害対策本部のほうでそれを決めて、その地域についても、三重県土砂災害情報提供システムのメッシュ内に収まる地区を指定して、今後も引き続き災害が生じるであろう地域を選定して発表させていただいた次第でございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうすると、もう亀山市独自の判断ではない。現場を見たことがあるんですか、これは。私は毎日加太へ行っておるで分かるんです。中在家にそんな場所はないですよ。神武と梶ヶ坂がごく一部、だけど市場にあるんですよ、市場は危険なところが、向井の方とあるんですよ。そうやで現実本部

が発するんやけど、現場を見たことがあるんですか。加太の向井、市場、梶ヶ坂、神武、北在家、南在家。南在家は危ないですよ。しかし、中在家でこんな危険なところってないですよ。北在家も。その辺を、だから住民は不安がるんです、何があるのか分からんと。

だから、それは発するのは結構なんやけれど、現実を見て、このレベル4に当たる、避難指示に当たるんか当たらんのかという判断は、やっぱりそれなりに相当の現場を知った上でしていただかないと、県からとか気象庁から言われたから数字の上で出すというだけでは住民は不安がるだけです。結果的にはそんだけの指示、レベル4をしても避難する人は一人もいなかった。誰がそれ出して、職員は行ったけど、誰も一人も避難する人はいなかったそうです。誰も行かないですよ、あのような状態では。そこらをかえって住民に不安を与えるだけであって、結果として効力を発してしない。ということで、もう少しその地域指定、今回は加太と坂下だけであったのか、その辺を含めてもう少し考えていただきたいなあとというふうに、指示していただきたいと思います。

それから今の言う避難手段、高齢者の避難手段を消防に頼むとか、福祉では無理なら消防にするとか、市職員が確認するとかということ、やっぱりそれぐらいせなよそへ出ることもできへんし。それと、ここの災害の集団避難については、それは学校で指定はしておりますけれど、加太小学校では坂道があって階段があるんです。中は広いんですけど、全部で100人か、100人やったら加太支所があるんですよ。林業センター、あそこには広間には100人か200人入る、座敷もある、冷暖房も効いておる、それから調理施設も持っておる。やっぱりこんなところの加太へ体育館へ行けというよりも、もっと便利なところ、B&Gへ行けというけど、それより文化センターへ行ったら冷暖房も効いておるし、200人も300人も入る大きなホールもある。状況に応じてやっぱり避難する場所を、これは大災害で集落全部が流れたというんやったら体育館も必要ですけど、今までの様子でいっても一時避難、せいぜい1泊ぐらいの避難であれば、やはり高齢者のためには冷暖房が効いた畳のある、娯楽施設もあるというところへ、それで加太小学校へ行っておったら寒いだけです。風邪を引くだけです。だから、それらをもう少し避難施設についても考えるべきだと思うんですけど、今後そのような考えがあるかないか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今回の台風7号では、避難所につきましては、指定避難所の2施設を指定させていただいた次第でございますが、今回の台風ですと、避難の期間が長くとも1日程度と考える場合には、地域防災計画でその他の避難所に位置づけられるコミュニティセンターなどの活用も有効であるとは考えております。

実際に今回の台風7号の到来前には、余裕を持って避難いただけるよう自主避難所としての利用を各コミュニティセンターと調整していた経過もございます。コミュニティセンターには、おっしゃられるように施設管理者が常駐しておられ、また冷暖房施設があるなど環境が整っており、一時的な避難に適していることから、これまで地域による自主避難所として、対応いただいていたところでございます。今後もまちづくり協議会や自主防災会などの関係者と連携を密にして、まず指定避難所を核としながら、共助の観点から地域の自主的な避難所としてコミュニティセンターを活用していただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

地域の判断やなしに、行政としてでもどのような災害があるのかないのかというのをある程度見極めて、その判断によって避難は一時避難なのか長期にわたるかという判断の下に、避難場所を行政が指導していくべきです。地域の判断に委ねておったのではなかなかまとまりがつかんですよ。やっぱり行政がどうするという判断を示すことによって、市民は動きやすいし安心を感じるんで、やっぱり行政が判断すべきだというふうに思います。

それでは、次の地域公共交通についてお伺いします。

昨日も乗合タクシーについては新議員からありましたんですが、コミュニティバスと乗合タクシーの状況について、乗合タクシーについては人数だけは聞いたんですけど、コミュニティバスについてその乗降状況、私は加太は毎日行っておるんで、加太の関地区の地域福祉バスについては見ておるんですけど、ほとんど乗っておらん。どっちかというドライブインと板屋インターに止まっておる時間のほうが長い、停泊しておるほうが。そんな状態なんで、もう少しこのコミュニティバスの乗降状況を併せて一遍お聞きしたい。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市内バス路線につきましては、幹線的バスあるいは営業路線、廃止代替バス、いろいろございますが、議員ご指摘をいただきましたコミュニティバスが7路線ございますので、そのコミュニティバスの利用状況を申し上げたいと思いますが、さわやか号などの7路線のその総数でございますけれども、コロナ禍前の平成30年度が9万296人、その後令和元年度が8万7,443人、令和2年度が7万505人、令和3年度が6万3,931人、令和4年度が6万9,347人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度、3年度と減少いたしておりましたが、令和4年度に入りまして感染症の影響も落ち着き、全体として緩やかに回復傾向となったところでございます。

特にルートごとに見てみますと、東部ルートにつきましては、地域での利用促進の取組もございまして、コロナ禍前の水準まで回復をいたしております。しかしながら、コミュニティバス路線全体といたしましては、依然としてその利用者はコロナ禍前の8割弱にとどまっている状況でございます。

また、令和4年度の各路線別の1日1便当たりの乗車人員は、さわやか号が最も多く約5.5人でございますが、コミュニティバス全体といたしましては約3.4人となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今も言われたように、その乗降単位ですと3人から5人なんですね。それはもうマイクロバスですよ。加太でもそうなんですよ、ほとんど通学に使っている。加太も中在家の方が、加太小学校



まで普通なら歩かなあかんのやけど、これもバスに乗っておるといふスクールバスに兼用して使っておるんですけど、だからこのバスはあまりこんな大きなものは要らんのやないかと。せいぜいマイクロバスで十分やないですか。3人か5人やったら、そんな大きい20人も乗るようなバスは必要ないんですやんか。やっぱりその状況に合わせて、経費もかかるし、ガソリン代もかかるし、人件費も免許を持っておる程度が違うんで賃金も違ってくると思うんですね。その辺の考えはないのか。今まであるからそのバスを使うんだというだけでは、かなりの経費ロス、費用対効果が出てこないと思うんですね。せいぜい3人か5人で、加太のやったらまるっきり乗っておらんのを私、よく見かけるんですけど、ごく本当に一部、それで利用する人は限られておる。

経費についても、今までは約1億円前後やったんですね、年間コミュニティバスとタクシーで。今既にもう1億5,000万ですよ、5割も。確かに人件費も上がればガソリン代も上がって経費も上がっておるけど、今ざっと計算して大体1億5,000万からのやっぱり投資しておるわけですので、もう少しこの実態に合わせて車を小型化するとか、そういうことを考えて、その乗り合い人数、利用率によって運行計画を変えるとかしてというつもりはあるのかないのか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ただいま議員から加太福祉バスのご紹介をいただきました。現在、例えば加太福祉バスで申しますと29名定員のバス車両で運行をしておりますけれども、地区内で小学生を含む学生の方のご利用が多いものですから、小型車両に仮に変えたとしますと朝夕の時間帯は乗車できない状況となりますので、小型化が困難な状況でございます。

また、車両の小型化につきましては、定員を超えない重量の範囲でございますと、小回りが利く小型での運行は機動性が高くなるということは考えられますけれども、運行時間帯別の需要予測や経路など、利用の実態、利用ニーズに即した十分な検討が必要になるというふうに考えておりますので、現在も実施中ですが各路線の乗降調査を行って、利用実態の把握に努めまして、そういった可能性につきましても今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうやで実態に応じて、今の学校の通学に使っておる、兼用しておるからなんですよ。福祉バスでは本来はあんな加太の間のあの辺は、通学費も出ておるんですよ、中学校は通学費もちゃんと出ておるんで、バスに乗っておるといふのは、それは便宜上乗っておるんですけど、本来の姿じゃないわけです。本来は歩くべきなんです、あんだけの距離は。自転車もあるし1人で歩けるところを利用しておるんですけど、そこらを含めてやっぱり費用対効果、1億5,000万をできるだけより効率的、効果的に設計する方法も考えていただきたいということを申し上げておきます。

それでは、その次、関西本線の件ですけど、関西本線については、さきのJR西日本から亀山ー加茂間が非常に少ないから廃止路線の対象になっておるといふことが発表されて、それで三重県と亀山市、伊賀市、JR西日本で関西本線活性化利用促進三重県会議というものを立ち上げられたわけですけど、一体今どのような活用をしておるのかといったら、この間こんなパンフレットが出た

程度で、皆さん考えようというだけで出ているんですけど、これの効果があつたのかどうか知りませんが、通勤客の、利用者の裾野を広げようと、推進してまたエリアからの人を呼び込もうという取組をしていきたいというふうに、環境整備をしていくことによって利用客を増進したいということなんですけど、一体この三重県会議の今の活動内容と今後の取組方についてお聞かせ願いたいと。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

輸送量が低迷するJR関西本線亀山ー加茂間についての取組につきましては、議員からご紹介もいただきましたが、昨年5月に、三重県から京都府までの1県1府3市1町1村による関西本線亀山ー加茂間自治体会議が開催され、また6月には三重県の呼びかけによりまして、県内沿線自治体の伊賀市と本市、鉄道事業者であるJR西日本の4者で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議が設置をされ、これまでに発足後8回にわたって会議を重ねてまいっております。中でもこの三重県会議では、データ分析をはじめ行政と鉄道事業者が連携した取組の方向性を整理し、地域住民との現状の周知や危機感を共有する取組、通勤等利用者の裾野を広げる取組、他のエリアから人を呼び込む取組、利便性向上等の取組の検討実施の4つの取組につきまして、着手可能なものから順次実施をしているところでございます。これまでも関西本線の現状周知と危機感を共有するためのパンフレットの作成、配布をはじめといたしまして、本年3月にはJR大阪駅を活用し、東の本州を中心とした物産展や関西本線の魅力発信による関西本線の利用促進PR活動に取り組んだところでございます。

また、現在、通勤等利用者の裾野を広げる取組といたしまして、沿線企業の協力を得ながら交通系ICカードICOCAを活用し、関西本線の利用実態の把握や課題整理に向けた実証実験を実施いたしております。さらに県において、関西本線の利用促進に向けた潜在需要調査が実施をされてまいりますので、その調査結果を情報共有し、さらなる取組につなげてまいることといたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

三重県会議を発足して乗降客が実際に増えたのか増えてないのか、そこらをどのように検証してみえるのかということなんですけど、その辺をやっぱり検証して、会をつくっただけではあかんと思うんですけど。

それと別ですけど、関西線複線電化を前も50年前から進めておって、電化を上げてきておるんやけど、複線電化は亀山までで終わるのか、あるいは関西線複線電化、これは一体どうなっておるのか。それはどんなような陳情をしてみえるのか、どういう活動をしてみえるのか、この廃線と大きく裏腹になるわけです。廃止するかというのと関西線複線電化を推進しておる亀山市の考え方について、どのようにこれを取り組む予定をしておるのか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

関西線の複線電化につきましては、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議におきまして、在来線につきましても関西本線及び紀勢線の電化や複線化、列車の増便や乗車時間及び乗り継ぎ時間の短縮などの利用改善を基本目標に定めて、中央要望を継続的に実施をいたしております。

本年2月には会長である市長と副会長である亀山市議会議員、亀山商工会議所会頭、当日は代理で副会頭でございましたが、3者によりまして国土交通省の鉄道局長と直接面会をし、要望活動を実施いたしたところでもございます。まだこのほかにも広域的な組織といたしまして、関西本線整備・利用促進連盟、三重県鉄道網整備促進期成同盟会等々の取組を通じまして要望活動を展開しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

活動はしてみえるけど一向に成果は出てこん、何ら前へ進展は一つもしていない。亀山から加茂間は一切成果が出ていないというのが現実ですので、やはりもう少し、これは今度の廃止になる路線とかなり裏腹になると思うんで、これは併せて解決していかなあかんと思うんですけども、今般国交省は地域公共交通活性化再生法の改正をされたわけです。これについては、既存の鉄道の存続の廃止議論をするために再構築協議会というのを立ち上げておるわけです。これが施行されました、10月1日から施行されるんですけど、これは特に1キロ当たり、本来なら4,000人と言われておるんですけど、当面は1,000人未満の区間を重点的に輸送密度のあれを議論すると。国交省が言うておる中に、私どもはこの関西線が当てはまるんですね。だからその辺について、これは地方公共団体とJR、国交省が協働してやるこれは法改正がなされて、こういうような活性化法ができた。これが10月1日から施行されるということで、市としてもこれに対する対応が必要かと思うんですけど、この法律に対する市の取組、考え方について、10月から施行されるこの法律に対しての市の考え方、取組についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、コロナ禍の影響により地域交通を取り巻く状況が年々悪化していることに加え、一部のローカル鉄道では大量輸送機関としての、その特性が十分に発揮できていない状況にあることを背景に、地域の関係者の連携、協働を通じ、利便性、持続可能性、生産性の高い地域の公共交通へのリ・デザインを進めるため、本年4月に地域公共交通活性化再生法が改正をされまして、議員からご紹介もいただきました来る10月1日から施行されることとなります。

この法改正によりまして、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みが新たに創設をされまして、地方公共団体または鉄道事業者は地域旅客輸送サービスの持続的な提供が困難な区間について、国に再構築協議会の組織の要請を行うことができるということになります。

また、この国、地方公共団体、鉄道事業者等から成る再構築協議会は、協議後3年を目安に合意の上、鉄道の維持、高度化かバス等の他の交通網へ転換かいずれかによる再構築方針を作成し、再

構築に向けた取組を進めていくものであると認識をいたしております。

こうした法改正はございますが、J R関西本線亀山ー加茂間につきましては、既に三重県、伊賀市、亀山市、J R西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議を通じて、広域連携の下、利用促進や活性化に向けた取組を進めているところでございますので、引き続きその連携を強めながら利用促進による路線維持を図っていくことといたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

時間が来たんで、ちょっとまた委員会のほうで質問します。分かりました。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

---

（午後 1時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

今回も市民の皆様から様々なお声をお聞きする中で、通告させていただきました鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて、移住促進について、行政手続の簡素化についての3点について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについてでございますが、このことにつきましては、道路整備に伴いまして、農への影響や新たな道路設置に伴うまちづくりの視点から質問をさせていただきたいと思っております。

地域高規格道路鈴鹿亀山道路につきましては、令和4年4月1日に新規事業化され、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路——これはまだできていないと思っております——を起点としまして亀山市辺法寺町の亀山ジャンクションに至る延長10.5キロメートルのバイパスで、東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路です。また、国道306号川崎庄内バイパスは、国道306号の安楽川から東名阪国道の交差部までの延長3.4キロメートルの道路と聞いております。

まず初めに、それぞれの道路整備の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず初めに、鈴鹿亀山道路につきましては、令和4年度の事業化後、令和4年8月17日に亀山市自治会連合会川崎地区及び能褒野地区のまちづくり協議会の代表者等へ、県主催により今後の事

業の進め方などについての説明会が開催されました。さらにその後も、川崎地区自治会連合会、野登地区自治会連合会の方々へも数回の説明会が県主催により開催されました。この説明会以後、地質調査、現地測量、道路設計などを進めていただいております。今後はこれらの測量、設計に加え、工事による地下水への影響を把握するための水文調査、環境調査を進めていくと伺っております。

また、取得する用地に関しましては、現在土地所有者の確認が完了し、今後は土地所有者に対しまして立会いの依頼をさせていただき、9月末あるいは10月初旬から境界の画定を進めていきたいと伺っております。

次に、国道306号川崎庄内バイパスでございますが、令和4年1月6日、令和4年3月16日に県主催で開催されました川崎地区自治会連合会及び農業関係者への説明会にて、様々なご意見をいただきました。現在は説明会でいただいたご意見を踏まえ、道路設計の見直しを検討し、今後は検討した結果を川崎地区自治会連合会や農業関係者の方々にご説明をさせていただく予定と県より伺っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在の進捗についてお聞きしました。また、その中でいろんな説明会をされているというところのご答弁でしたが、また後ほど質問させていただきたいと思います。

それで、この鈴鹿亀山道路、国道306号川崎庄内バイパスにおいての今後期待する効果と課題についてはどのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今後期待する効果と課題でございますが、鈴鹿亀山道路の整備効果といたしましては、川崎地区にインターチェンジが設置されることにより高速道路へのアクセスが便利になるとともに、亀山市内から鈴鹿市内の医療機関への所要時間が短縮されることや、災害時の支援ルートが確保されることで救急医療の質や防災機能の向上が期待されます。また、国道306号川崎庄内バイパスと接続されることにより、市内の幹線道路網とつながることで交通の利便性が高まることが期待できます。

次に、国道306号川崎庄内バイパスの整備効果といたしましては、現在の国道306号は、生活交通と通過交通が混在した1日当たり約1万7,800台の交通量があり、そのうちの約1割が大型車の通行となる道路であります。また、幅員が狭い箇所や歩道が未整備の箇所が見受けられることから、バイパスを整備することにより生活交通と通過交通を分離することができ、安全性、走行性に関する課題が解消され、地域住民の安全を確保することにつながります。

課題につきましては、2つの道路に共通して考えていかなければならないことですが、計画道路と交差する市道、農道、赤道が分断されることとなることから、従前の利便性を考慮して設計を進める必要があります。このことから、利用される方々への理解を十分に得ながら進めていく必要があると三重県より伺っております。

また、建設中の課題といたしましては、大規模工事となり大型の工事車両が増加することが想定されることから、市民をはじめ一般道路利用者の安全を確保する手段を考えていく必要があると

三重県より伺っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

効果としましては、鈴鹿亀山道路においては、鈴鹿中央病院や鈴鹿回生病院等への所要時間が短縮されるということで救急医療の質の向上が期待できることとか、また国道306号の川崎庄内バイパスにおきましては、先ほどご答弁もありましたように大型車両の通行台数が多いと。狭隘なところもありますし歩道も整備されていないと。大変な危険な場所が今後解消されていくというふうなご答弁でありました。

そうしたことから、やっぱり川崎地域においては、この道路整備についてはかねてからの念願の事業でありますし、川崎地区には大きな期待を抱いている住民の方もたくさんおられると思います。

一方で、課題について述べられました。課題については道路網に関する課題、あるいは工事の課題が述べられましたけれども、私の課題を1つ上げさせていただきますと、道路によって土地が買収され、その残りの土地、残地ですね、その区画の変更が上げられると思います。

三重県の説明資料では、優良農地が広がるため農業従事者の安全性、バイパスとの交差軽減による安全性に配慮としております。また、生活道路としての機能や道路使用上での利便性が上げられておると思いますが、これはそもそもその道路によって生活環境が変わるということなんです、道路工事によって、リスクとして優良農地が道路により分断されて三角地になったり、面積が小さくなるということが懸念されます。それに伴う農作業の効率が悪くなるとの心配の声が今現在上がっているところでございます。

このことについて、どのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスが整備されることが予定されている地域につきましては、議員が申されましたとおり、既に土地改良事業により農地生産基盤が整備された生産性の高い優良農地であると認識しておりますが、その一方で、営農組合等からは農業者の高齢化や担い手不足により、今後の農業経営に対する困難さについても伺っているところであります。

また、鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスが整備されることにより交通の利便性は高まりますものの、その一方でバイパス整備事業の残地につきましては、小区画や不整形地となることも見込まれ、そういった土地については、効率的な農業を行うことが今より困難になることも認識しております。今後、地元の方からのご要望がございましたら、事業主体である三重県に適切に伝えてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この地区には営農組合がありまして、先ほどのご答弁もありましたように、農業の担い手確保に

苦慮しているというふうな現状がございます。ただでさえ農業経営に苦慮している中で、さらに農地の区画の変更によって耕作が今よりもっと困難になると、そうしたことが考えられます。

先ほどのご答弁では、何か三重県のほうに任せるみたいな感じがしますが、やはり道路そのものについては大変喜ばしいことです、できることは。ただその一方で、そういうリスクもあるということがあります。行政としても、そういうリスクを少しでも軽減するということが大切ではないかなあと思います。

それで、何かそうした営農に対しての支援策というものはないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

道路整備事業により生じた小区画や不整形地となった農地につきまして、それらを解消するような市独自の支援策は現時点ではございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

何か弱者を切り捨てるようなご答弁ではございましたけれども、何かそういった、実際に困って見える方も見えるということで、今後地域の農業従事者の方々と話合いを持って、何かそういううまく営農が続けられるというふうなことのお願いをしたいと思いますが、そうした営農の継続性が困難であるということであれば、また違う方策もあるのかなと思ったりもします。

それでちょっと質問ですが、残地が残りますよね、道路買収の残地。もう今は多分残地を買収はしていないと思うんですが、そういう僅かな残地が残った場合、併せてその残地も買収できるような働きかけはできるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路事業におきまして、土地については必要な道路幅について買収ということになりますので、少し残ったからこども買ってくれということには非常に厳しいかなあというふうに考えます。ただ、例えばそこがくぼ地でして、もしそこが平らにすればほかと合わせて有効活用ができるとか、そういうことであれば、例えば残土をそこへ利用させてもらうとか、そういうご協力はできるのかなというふうに考えます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

県の資料によりますと、亀山市は中部圏、近畿圏をつなぐ交通の拠点であり、隣接する鈴鹿市、津市などから交通アクセスもよく、バイパス区間は産業拠点や居住地として整備する方針である。鈴鹿亀山道路のインターチェンジ設置予定もあり、バイパス整備によりさらなる工場、商業の発展

が期待される地域であるとのことでございます。

この新たに設置されるバイパスの周辺の土地利用について、今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現在事業が進められている鈴鹿亀山道路の計画では、川崎町地内にインターチェンジが設置されることとなっているとともに、国道306号の安楽橋からインターチェンジを経由して鈴鹿市までの区間において、国道306号川崎庄内バイパスの整備が計画されていることから、同路線の供用後は多くの人や物流がインターチェンジを利用することとなります。また、多くの方が利用いただくことで、インターチェンジ周辺における都市的土地利用の需要は高くなるとともに、当地域のポテンシャルは高いものと考えております。

このようなことから、現在は鈴鹿亀山道路などの道路整備に向けた取組を県において鋭意進めている状況であります。供用開始に向けては、インターチェンジ周辺等の土地利用について検討を行い、市として土地利用の方針を明確にしていく必要があると考えております。特に、インターチェンジ周辺の土地利用につきましては、産業系や商業系など様々な利用が考えられることから、市のみならず広域的な観点からの土地利用の将来動向や地域住民等の考え方などを含めた検討を行い、適切な時期に都市マスタープランにおいて方針を示していくこととなると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

特に、国道306号川崎庄内バイパスにつきましては、ただ既存道路の安全性、走行性の解消にとどまらず、道路を活用したまちづくりについても考えていく必要があると思うんですね。そういう地域の土地のポテンシャルはありますので、まちづくりの視点からいいますと、先ほど営農のご答弁もありましたように、今後その営農の継続が大変難しいというふうなことが考えられる中におきまして、今後農地以外の用途にも使えるような見直しが必要であると思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほども触れさせていただいたと思いますが、特にインターチェンジ周辺の土地利用につきましては、産業系、商業系など様々な利用が考えられることから、広域的な観点から土地利用の将来動向や地域住民等の考え方も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

例えば道の駅だとか、あるいは飲食店、そういう商業施設の設置などの方向性についても、やはり地域の皆さん方と一緒にどういうまちづくりをしていったらいいのかというふうなことの検討を



始めていただければと思います。

それで次に、先ほど冒頭に部長からの答弁もありました地元の住民の皆さん方の説明についてなんですが、実は地域の人に聞くと、先ほどご答弁もありましたように、令和2年7月2日午後7時から川崎地区コミュニティセンター会議室で三重県鈴鹿建設事務所幹線道路課によりまして、各地区の自治会長さんを対象に説明会を行ったというふうなことで、ご答弁では能褒野地区の方々も行ったというふうなところなんですが、国道306号のバイパス周辺の地権者の方はあまり何か説明を受けていない。ですから、先ほど言いましたように自分のところの農地はどうなるのやと、残地はどうなんやという本当に今は心配の渦の中にいます。

実は、これからまだこの事業を進めていく過程でありますけれども、やはり常日頃心配の中で生活しておりますので、何とか詳しい説明等を持っていただきたいと思いますが、どのような認識かお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

住民への説明会ということですが、進捗状況でも少し述べさせていただきましたが、鈴鹿亀山道路につきましては、令和4年8月17日をはじめとして、まちづくり協議会や自治会連合会の代表者等や農業関係者の方々を対象に、事業の進め方や概要について県主催により7回の説明会が開催されました。

次に、国道306号川崎庄内バイパスにつきましても、令和2年7月2日をはじめとして、まちづくり協議会や自治会連合会の代表者等や農業関係者の方々を対象に、事業の進め方や概要について、県主催により3回の説明会が開催されました。

今後は各自治会、農耕者、地権者の方々を対象に事業内容の説明をするとともに、工事着手時にも関係地域の方々に説明を行うなど事業の進捗に合わせた説明会を開催し、丁寧な説明をしていきたいと県より伺っております。市としましても、国道306号川崎庄内バイパスについては、設計の見直しが完了次第、説明会を行っていただくよう要請してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それと併せて質問は重なると思いますが、新たな道路設置によるポテンシャルを生かした地域のまちづくりを地域住民の皆さんと一緒に進めていく、それが大事かなと思います。当然物理的には道路が整備されると、もうそれは安心・安全なそういう生活基盤ができますのでよろしいですけれども、やっぱりこういう新たな道路の設置によってころっとまちの外容が変わっていく中で、自分たちのまちをどういうまちにしていっていいのかというのを地域住民の皆さんと一緒に考えていただければと思うんですが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿亀山道路は、高速道路に直結する自動車専用道路であるとともに、国道306号川崎庄内バイパスと交差する位置に設置される予定のインターチェンジは、高速道路に最も近いインターチェンジになることから様々な土地利用が考えられるところであります。

現在は当該地の用地となっていることから、都市的土地利用の検討に当たっては、農政局との協議が必要となるとともに、近隣を含めた地域住民や将来の交通動向等を勘案し、様々な検討を行うことが必要であると考えております。

いずれにしましても、インターチェンジ周辺は市において都市形成上重要な拠点となるものことから、新たな土地利用の方針の整理に当たっては、総合計画における都市空間形成方針や都市マスタープランの策定において具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

今回の道路整備におきましては、特に国道306号バイパスにおきましては、道路の危険性が解消される地域の念願の事業でもあります。喜ばしいことでもあります。一方リスクも伴います。そのようなリスクを少しでも解消するのも行政の役割であるかと思えます。また、地域のポテンシャルを生かし、にぎわいや交流のあるまちづくりを地域の皆さんと一緒に作り上げていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、移住促進についてお伺いしたいと思います。

移住につきましては、現在行っている市の施策を弾力的に運用することで、さらに推進できるのではないかとこの観点から質問をさせていただきます。

市の移住促進策の現状についてですが、都市基盤や生活サービス機能等が整っている既成市街地へ都市機能及び居住の誘導等を行い、効率的、効果的な投資を行うことで企業立地の促進と都市の活性化を一体的に推進し、本市の都市力を向上させるため立地適正化計画が策定されております。

この立地適正化計画とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティに向けた取組を推進するもので、その中に居住誘導区域が位置づけられており、そこに移住される方々に対しての支援策が行われているところでございます。

そこで、まず居住誘導区域はどこを設定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

立地適正化計画に位置づけられた居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が維持的に確保されるよう居住を誘導すべき区域であり、都市再生特別措置法において定められております。

このため居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域外にわたる良好な土地環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされております。

本市では、用途地域外への市街地の拡散や用途地域内の既成市街地や歴史的市街地における人口の減少、自動車に依存した都市構造の促進などにより都市力が低下することが懸念されることから、これらの課題を解消し、都市マスタープランに示した将来都市構造を実現することが維持可能な都市形成にとって必要不可欠であるため、都市マスタープランにおける中心的市街地及び副次的市街地である亀山駅、関駅、井田川駅を中心とした亀山中央、関、井田川の3つの居住誘導区域を選定しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

井田川駅、関駅、亀山駅、この3地区ですね。そのその居住誘導区域への移住者への実績をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

居住誘導区域内に新たに住宅を取得し、居住誘導区域外から転入または転居された方に対して補助金を交付する住宅支援事業における令和4年度の実績につきましては、17件47人となっております。そのうち子育て世帯が10件、32人のファミリー世帯の誘導に貢献することができました。また、17件中市外からの転入が9件で24人と、定住人口の増加にも寄与することができました。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

令和4年度は17件が移住されたということですが、亀山市総合計画後期基本計画実施計画におきましては、目標値は25件とされております。その差についてどのように評価されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

計画値の25件に対してですが、それに至らなかった理由としましては、居住誘導区域内での新たな開発に伴う宅地分譲地などが少なかったことによる新築住宅の減少や、コロナの影響による中古住宅等の物件の流通が少なかったことなど様々な要因があると考えております。また、不動産事業者の本事業における補助金等のメリットに対する認知が十分ではなかったこともあり、今後は宅地建物取引業協会など各種関係団体に対して、事業の概要等について幅広くPRを強化する必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

続きまして、やはり高いと言うたらおかしいですけど、25件という目標値が令和4年度から令

和7年度までそういった設定をされておりますので、これは毎年25件という設定をされておりますので、今回17件ということでありますので、その設定の目標値に向かってさらに様々な施策を遂行する中で、達成するようご努力をお願いしたいと思います。

それで次に、居住誘導区域外の移住者の実績をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住者に関する明確な定義づけはございませんので、三重県への報告数値として市の移住関連施策の実績等から把握している件数で申し上げますと、令和4年度の市内への移住実績が22件59人でございましたので、居住誘導区域外への移住実績は、先ほど建設部長からご答弁がございました居住誘導区域への移住実績9件24人を差し引いた13件35人でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

13件35人というご答弁でございました。

いろいろな施策を通じて亀山市に人を呼び込む、亀山市に住んでもらいたいということが大切な事業であると思いますが、今回私は、その居住誘導区域を亀山駅、井田川駅、関駅の地区を中心に設定されているというふうなことなんです、例えば居住誘導区域になっていない下庄駅がある昼生地区におきましては、ここ数年、他市からの移住者が数人お見えになります。しかし、下庄駅周辺は都市計画区域内でありながら、居住誘導区域には設定されておりません。したがって、様々な支援策を受けられることができません。亀山市全体で移住促進を進めていくのであれば、もう少しその都市計画の中で、柔軟に居住誘導区域の枠を広めて下庄駅周辺についても拡充すればどうかと考えますが、市の見解をよろしくお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

平成28年度に策定しました立地適正化計画では、既存都市機能集積地の強化や既成市街地の再生、鉄道駅の有効活用などの観点から、集客施設集積地や医療福祉施設の周辺、また歴史的市街地である亀山宿、関宿、さらには鉄道駅周辺の既成市街地を居住誘導すべき区域として抽出し、亀山中央、関、井田川の3つの居住誘導区域を設定しているところであります。

一方、国が示しております立地適正化計画の手引では、居住誘導区域につきましては、公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性や区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性などの観点から区域を検討することとしており、居住誘導区域は用途地域全体を指定するのではなく、生活利便性が確保されている区域や生活サービス機能の維持的確保が可能な面積範囲内の区域を指定することが望ましいとされております。

このような考え方に基つくと、昼生地区につきましては、重要な公共交通である鉄道駅が設置されている一方で、周辺地域も含め医療、福祉、商業等の日常サービス機能が確保されている状況ではないことから、現時点では居住誘導区域に位置づけることは困難であると考えております。

なお、今後新たな土地利用等により、市街地の形成や持続的な生活サービス機能の確保が図られる地域であると判断される場合につきましては、その時点において立地適正化計画の見直しを行い、居住誘導区域を検討することとなると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

移住促進をするために政策的に居住誘導区域を設置して、そこへ人を呼び込もうということやと思うんですが、先ほどのご答弁ですと、既にそういう生活の利便性があり、医療や商業施設が整っているところを居住誘導区域として設定し人を呼び込むと。私はちょっと逆ではないかと。人を呼び込むために、多くの人が集まることによって、そこでそういう市場の力が働いて、そこへ飲食店ができたりとか医療施設ができたりとか、人が多く住めばですね。ですから、卵が先か鶏が先かということではないですけども、まずは人を呼び込む施策を中心に考えていただくと。それでいろんなその施策があるわけなんですけど、居住誘導区域については、どうも生活基盤が整っている便利な地域へ呼び込もう、呼び込もうというふうなことの考え方よりも、もう少し角度を変えて違う視点で考えていただければなと思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

それで、亀山市全体の移住促進として様々な施策が展開していますが、その一つに移住・交流促進アドバイザーの方がお見えになります。アドバイザーの方は、亀山市全体の移住促進のための役割を担っていると思うんですが、その方のアドバイザーの人数と出身地、そしてその役割についてお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

首都圏等の都市部にお住まいの移住希望者の方が本市を移住先として選んでもらえるよう、令和2年度から首都圏等において移住促進活動を行っていただく移住・交流促進アドバイザーの登録を行っております。

移住・交流促進アドバイザーは、首都圏等に在住または在勤で本市にゆかりのある、もしくは本市に興味や関心があり、本市への移住に貢献する意思がある方を対象といたしております。本年6月から登録者を2名増員し、3名体制で活動を展開していただいております。

当該アドバイザーの主な役割といたしましては、SNS等の媒体を活用した移住に関する情報発信や広報活動、都市部や市内で開催される移住関連イベントにおける相談対応やイベント企画運営補助、またこれらのイベントにおける亀山の魅力のPR等でございます。

なお、3名のアドバイザーのうち2名の方が首都圏に、1名の方が中京圏——これは名古屋市でございますが——にお住まいで、デザインが得意であることを生かしたSNSの投稿や、市内の空き家を購入され、リノベーションしていく様子を発信していただいたり、都市部から本市への移住を希望される方と地域との橋渡し役を担っていただくなど、それぞれの個性や経歴、スキルを生かした活動を行っていただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市外から積極的に移住促進を展開されているということでございます。

実は、既に加太地区におきましては、加太に市外から移住された方を中心に、移住に興味のある方と空き家の所有者とのマッチング事業を行っているとお聞きしております。実際に市外から移住し生活されている方の生の声を発信してもらうことが移住を考えている人に対しては重要であると思います。それが移住促進にもつながるのではないかなというふうなことから、移住者の方に移住・交流促進アドバイザーもしくはサポーター的な役割を担ってもらうことについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

定住人口や関係人口の創出には、本市の魅力を発信していくことはもとより、都市部からの地方移住者がサポートを受けられる環境づくりも重要であると考えております。

現在、移住相談窓口配置しております定住支援員を中心に、既に本市に移住された方や地方移住に協力していただける方々のさらなる掘り起こしを行っているところでございますが、今後は移住・交流促進アドバイザーの方にも参画をいただきながら、議員ご提言のような人材活用も含めまして、そうした方々のネットワークの活用、サポート体制の構築につきましても検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしく申し上げます。

様々な方々が各地域でご活躍いただいておりますので、その人たちのお力もお願いしながら移住促進に努めていただければと思います。

次に、行政手続の簡素化についてでございます。

市民の方が行政手続に、市役所に何回も足を運ばなくてはならないので、そういうことを少しでも解消できないか、またそのことで行政事務の効率化につながらないかという視点で質問をさせていただきます。

令和4年4月に策定されました亀山市行政DX推進計画におきましては、人々の生活をよりよい方向に変化させるために利用者中心の行政サービスに変革します。また、窓口利用者の利便性の向上や満足度の向上、行政事務の効率化を実現するため、書かない窓口の導入などデジタル技術を活用した窓口業務改革に取り組みますと明記をされているところでございます。

この亀山市行政DX推進計画の内容とその目指す方向についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、デジタル技術の加速度的な進展やポストコロナ時代におけるニューノーマル、人口減少社会の到来に伴う諸課題など、社会情勢の劇的な変化に対応するため、デジタル技術を積極的に活

用し、本市の行政サービスを利用者中心の行政サービスへ変革することを目的として、昨年6月にデジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする亀山市行政DX推進計画を策定いたしました。

この計画は、本市の行政サービスを物理的制約から解放し、いつでもどこでも誰でもアクセスでき、すぐ使えて、簡単で便利で安全・安心な利用者中心の行政サービスへの変革を基本理念として掲げ、その具現化を図るために、行政サービスのDX、行政経営のDX、市民・地域のDXの3つの基本方針を定めております。

また、この基本方針ごとに重点的に取り組む施策といたしまして、行政手続のオンライン化の推進、AI・RPAの活用の拡充、オープンデータの推進をはじめといたします24項目の重点方針を位置づけております。また、これらの重点施策の推進を図るため、別途実施計画を策定し、基本方針ごとに合計92項目の具体的な取組を盛り込み、計画の実効性を高めていくことといたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

全体的な話は理解できました。

そこでちょっと具体的な内容になりますが、行政と特に密接な関係にあります自治会長さんの業務であります。

自治会長さんは、地域の自治振興のために日々ご尽力をいただいているもので、定年になっても働いている方がおられる中で、地域にはその自治会長さんの成り手がいないということで、働きながら自治会長をしているというふうな方が多くおります。そうした自治会長さんから行政手続事務の簡素化についての要望等はお聞きしていないのでしょうか、いるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

自治会の窓口ということで、私のほうからご答弁させていただきます。

自治会長様からは様々なお声を頂戴いたしておりますが、その中で申請手続に関しましては、特に補助金の申請等の手続に何回も市役所に足を運ぶ必要があり負担が大きいとか、また仕事をしているため平日に休んで手続をしなければならないので配慮をしてほしいといったお声を伺っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうですね、先ほどご答弁ありましたように、自治会長さんの業務の一つに補助金等の支援の申請業務がございます。平日は仕事をしておりますので、市の申請業務は平日しか窓口が開いていないため、休みを取って市役所のほうへ出向かなければならない、そういったお声もあるということですね。

例えば、補助金申請等の紙ベースでの手続は、直接市役所の窓口に行って、例えば防犯灯の申請

は3回、それから市内一斉清掃では2回、それから道路月間では2回、そのほかにもいろんな要望とかいろんな連絡事項とか、市の窓口に行く機会が多いと思います。そうした中で、亀山市行政DX推進計画の観点から、簡素化に向けての方向性をどのように認識を持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

自治会長さんが行っていただく市への申請手続きにつきましては、自治会長交代の際に必要な手続きをはじめといたしまして、防犯灯の新設、LED化に関する手続きでありますとか、草刈り・清掃に関する手続き、枯れ草の廃棄に関する手続き、各種補助金等の交付申請手続きなど多くの手続きがございます。こうした申請手続きは、現在のところ紙の書類を作成いただいてご提出いただくという必要がありますほか、中には複雑で様々な添付書類が必要な手続きやご本人が複数回市役所へ出向いていただく必要がある手続きなど、大変お手数をおかけしているものと存じておりますし、お仕事をさされてみる方にはこれらの手続きのためにお仕事を休んでいただく場合もあるなど、ご不便もおかけしていると認識をいたしております。

こうしたことから自治会長さんの申請手続きにつきまして、市役所までご足労いただかなくてもインターネットを通じてオンラインで申請ができないか、その可能性について、各種申請手続きの所管部署と十分協議をしながら先行自治体の事例等の情報収集に努めつつ、具体的手法等の研究を進めてまいりたいと考えております。

一方で、申請手続きのオンライン化を進めるに当たりましては、手続きの内容等により紙の原本の提出の必要性や添付書類の性質、対面でのやり取りの必要性など課題整理が必要な手続きがございます。自治会長さんが行う申請手続きの中には、図面や位置図、写真等の添付が必要な申請手続きがあるほか、それぞれの地域の実情を聞き取らせていただいた上で、きめ細やかな対応が必要なものもございます。

こうした申請手続きにつきましても、事務等の見直しも必要になってまいりますので、制度所管部署において、申請手続きのオンライン化に伴う制度運用の問題点等について十分な検証が必要になるものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

簡潔に、深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

最後に、自治会長さんの成り手がいない中で、地域のためにご奮闘いただいている自治会長さんの負担を少しでも軽減してほしいと思います。そのことが自治会長さんの成り手不足の解消にもつながると思いますし、同時に行政側に関しても事務負担の軽減が図られ、職員の働き方改革推進に有効と考えますのでよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時49分 休憩）



---

(午後 2時59分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫でございます。今日最後の一般質問をさせていただきます。

私の質問の件名は、空き家対策についてと災害時の対応について。

議長にお断りをしまして、災害時の対応については順番を変えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、空き家対策についてでございますが、亀山市の空き家数については、直近の調査で令和2年の水道休止及び未使用データを基に、1,150件であると令和4年に報告を受けております。空き家率は、市内の一般住宅の戸数約1万5,800件の7.3%であるという報告を受けています。亀山市全体の空き家率、この7.3%ですね、これよりも低い地域は川崎地区、井田川地区、神辺地区の2.4から5.8、高い地域は坂下地区の23.3、関地区の11.9という報告を受けました。

まず、空家等対策事業について質問をさせていただきます。

主要事業評価シートの中では、この事業の必要性について、空き家の増加は地域住民の生活環境への悪影響を及ぼす、そして市街地の空洞化、過疎化、あるいは地域の魅力や活力の低下につながっていくと、そういう懸念を生むというものでございます。そのために空き家の利活用や適正管理を促すと、そういう事業であろうと思います。

それでは、まず令和4年、この事業の実績と成果についてご答弁お願いします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

空き家対策につきましては、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともにその生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行されました。この法の施行を受け、平成28年9月に亀山市空家等対策の推進に関する条例を制定し、平成29年3月に亀山市空家等対策計画第1期を、令和4年3月に亀山市空家等対策計画第2期を策定し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

令和4年度の空家対策事業における事業実績と成果でございますが、まず亀山市空家等対策協議会で認定しておりました1件の特定空家等につきましては、所有者に改善を求めるなどの行政指導を行ったことにより売却につながり、新しい所有者が改修することとなったことから、現在、市内全ての特定空家等が解消しております。

しかしながら、現在も亀山市空家等対策協議会で認定した9件の管理不全状態の空き家等が存在しており、これらの空き家につきましては、定期的に所有者等に対し訪問や改善を求める文書を送

付するなど、早期の対策を講じていただけるよう努めているところでございます。また、木造住宅耐震補強事業における補助制度により、耐震性がないと判断された空き家37件に除却補助金を交付することで除却が行われ、空き家の減少及び耐震率の向上につながりました。

次に、空き家の利活用としましては、令和元年度から全ての固定資産税・都市計画税納税通知書に空き家情報バンク制度や空き家等に対する市の補助事業等を記載したチラシを同封し、利活用を促しております。空き家情報バンク制度では、令和4年度6件の新規登録及び制約があり、令和4年度末で登録件数は延べ67件、成約件数は延べ38件となりました。

次に、市外からの移住を促進するための空き家リフォーム支援事業につきましては、2件の補助金を交付いたしました。

また、空き家の適正管理につきましては、市職員のパトロールや市民からの相談などにより、瓦が落ちている、敷地内の草木が繁茂しているなど管理が不十分な空き家を把握した場合は、所有者または管理者を調査の上、所有者または管理者への訪問や文書により適正な管理をお願いしております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

詳しいご答弁ありがとうございます。

特定空家が1件あったものが解消できたと。ゼロになったと。しかしながら管理不全状態がまだ9件残っている。空き家情報バンクですね、これも登録が6件。それではないけれども成約も6件あったと。リフォーム事業も2件あったとか、除却補助金も37件ですか、行ったと。成果としてはまずまずの成果を得たというふうに感じさせていただきました。

それで、次の質問の項目に、行政評価外部評価委員会からの指摘についてという項を設けましたが、実は本年度、行政評価システムの改定がございまして、それに基づいて初めての決算審査が行われていると思います。この改定の一つに、外部評価委員会の役割について整理したとなっておりますが、政策部長、どのような見直しをしたか端的に分かりやすくお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

後期基本計画の効果的な推進につなげていくため、昨年度行政評価システムの改定を行い、それまでの課題も踏まえながら、施策評価、事務事業評価ともに評価シートの見直しなど一部改善を図っております。一方、平成19年度の行政評価システムの導入後15年が経過する中で、この間、検証を行いながら行政評価システムの見直しを図り、一定の制度定着と評価者の評価熟度の向上も図られてまいりました。

そこで、今回の行政評価システムの改定の一環といたしまして、外部評価につきましても行政評価外部評価委員会のご意見もお聞きしながら、それまでの関連施策への寄与度等を踏まえた評価の視点の適切性の外部評価から内部評価結果の評価内容の妥当性へと進化をさせた中で、そうした観点からの外部評価を実施いただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

さっぱり分からないので、ちょっとまた勉強し直します。文字では終えますが、内容的に分らないということですね。

そんな中、実はこの外部評価委員会からこの事業に対して大変厳しい意見が寄せられました。私、どっちかというとびっくりしましたね。読ませていただきます。

問題の深刻性と比較して市の取組が狭いため、現在実行している事業に限って評価しても適正な改善策が生まれず、さらに取組の余地がないのか検討してくださいというものです。つまり、特定空家への対応とか空き家バンク情報の遂行、リフォーム事業、そうした事業ばかり追っていても本来の空家対策事業の目的が達成しないというような表現なんです。言ってみれば、そういう視点で見れば、ほかの事業もたくさん指摘をいただけるんじゃないかというような思いはしました。つまり、もっと広域な事業展開をなささい、例えば空き家にしない方法とか、こういうものをなささいという指摘かなあというように読ませていただきました。

担当部局として、この行政評価外部評価委員からの指摘についてどのように受け止めているか質問したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

行政評価外部評価委員会からのご指摘につきましては、第2次亀山市総合計画後期基本計画の主要事業であります空家等対策事業において、令和4年度の事業計画を特定空家等への対応及び空き家活用としておりますことから、特定空家等及び管理不全状態の空き家等への適切な措置を講じること、また空き家情報バンク制度を通じた所有者と購入希望者のマッチングや空き家リフォームをされる方への補助金の交付など、事業を行ったことから、目標をほぼ達成できたと認識をしております。

しかしながら、行政評価外部評価委員からの総括意見では、主要事業評価シートの中での事業はほぼ達成したものの、空き家を広く据えた意見として、空き家にしない方策を新たな事業として付け加える見直し提言がされ、担当部局としては今後の課題として受け止め、よりよく充実した空き家対策となるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

次の質問に移りますが、事業の今後の展開についてということで、ただし、今回いただきました事業シートの中での方向性については、現状どおり事業を継続するというような表現になっています。外部評価委員会の指摘を受けて、庁内検討の中でどのような事業を展開するつもりかと、先ほどと同じようなんですけれども、その前に、私はこの質問の前に聞き取りのときに、私自身の考え方みたいなものを二、三提案させていただきました。ちょっとお時間いただきます。

まず、この空家対策事業というのは、やはり地域の特性に合った空家対策事業の推進が必要じゃないんですかというような提案をしました。いろんな今行われている関の関宿辺り、あるいはいろ

んな南部の問題、そんな中で何といっても市の中央部、この亀山地区の空き家数が極めて多いのが私は課題だと思うんです。これは、空き家の全体1,150件のうちの約40%の462件が亀山地区なんですね。やはり新図書館ができて、それから駅、公共の学校、たくさんの公共施設の利便性、有利性を生かした、やはりこの地区自体の空き家対策みたいなものが必要じゃないかということも1点。それから、逆に川崎地区とか井田川地区、非常に新規の住宅需要が活性化してきている地区では、やはり民間事業者のプランとか、今の民間の建設業者だけでなく金融商品、アイテムがたくさんできているんですね。だからそういうものを、それにプラス亀山市という信用性、公の力を絡める。それから伝達方針も、例えば情報バンク亀山市というよりも、非常に個人的なSNS等を使ったプライベートツールみたいなものを上手に使っていく。そういう中では、時にはまとまった再生が図れるのではないかというようなことを申し上げました。

2つ目は、これは代表質疑にもちょっと絡めたんですけども、この空家対策事業、今からの法改正でかなり変わってくるように思うんです。その意味では、この空家対策事業をまち・ひと・しごと創生総合戦略にしっかりと位置づけた中で亀山の人の流れを、あるいはつながりをつくっていく、移住交流の促進、あるいは若者の定住の促進、このような施策の中にしっかりと位置づけて、事業費も含めて展開すべきだというようなことを提案させていただきました。

そんな意味で、私の提案の感想も含めて、これからの展開についてどう考えているか答弁をいただきたいと思います。

**○議長（森 美和子君）**

松田部長。

**○建設部長（松田 昇君登壇）**

議員のご案内のとおり、亀山地区につきましては、旧来からの城下町として栄え、亀山市の中心市街地として発展してきた地域であります。現在では居住人口の低下により空洞化が進んでおり、空き家数が多くなっております。また、この地域の既成市街地においては住宅が密集しておりますことから、地震や火災といった防災面での課題があることや、まちの更新が進まず居住人口が減少しているといった課題がある中で、居住環境の向上により定住促進が必要であると考えています。これらの状況を踏まえた上で、新しくなった図書館や駅、学校など公共施設利用の有利性を生かしてまいりたいと考えております。

一方、川崎地区、井田川地区といった新規住宅需要が活性化している区域内の空き家対策につきましては、住宅需要が大きく、民間事業者により一部を除く中古住宅の流通が活発化している状況でありますので、現状を注視してまいりたいと考えております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略への位置づけにつきましては、移住交流の促進及び若者の定住促進を確認するところによりますと、その具体的な施策としまして、市外からの移住とその後の定住を図るため、空き家活用に対する支援事業を行うことや住宅取得への支援事業を通じて子育て世帯の定住を促進することを目的としまして、空き家リフォーム支援事業や住宅取得支援事業におけるメリットを積極的に情報発信し、空き家対策としても取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地区別の課題もあると考えられますことから、議員ご提案のとおり、それぞれの地区の特性を生かした空き家対策について、先進的な取組を行っている他の市町村の事例を参考に今後検討してまいりたいと考えております。

今後の事業展開でございますが、行政評価外部委員会からのご指摘の見直し項目として、空き家にししない方策についても幅広く事業展開を検討とのことでありますが、まず空き家にししない対策として考えられることは、現在国が検討しております固定資産税の優遇措置の廃止・縮小、不動産の流通の強化による売買、賃貸の促進などが考えられます。

1 番目の国の動向につきましては、空き家対策の切り札としての国が固定資産税の優遇措置を廃止または縮小を行うことにより、老朽化した空き家の解体が進み、解消されることになることも考えております。

2 番目の不動産の流通の促進による対策につきましては、市が行う第一歩として、住宅の売買や賃貸などの相談において、窓口での充実した丁寧な対応がより大切であると考えております。

その次に、従来からの施策による対応の充実が考えられます。空き家情報バンクによる売買、賃貸物件増加による強化、空き家リフォーム支援事業による購入者の負担の軽減、住宅取得支援事業による中古住宅の流通の促進、耐震事業による補強や除却の推進など、既存の施設を強化、拡大することにより、空き家にししない対策として検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、空き家対策は空き家の所有者の意識改革や助成等により売買、賃貸行為への理解が重要であると考えます。また、市の対策だけでは十分な対応ができないと考えられますので、国・県との連携、法整備の必要性等様々な課題の解決が必要であるとする次第であります。

#### ○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

丁寧なご答弁ありがとうございます。

今お触れいただきました国が今準備しているという空き家に対する固定資産税のよく言われる、その空き家にしておけば更地よりも6分の1ぐらいに優遇されるとかね、これが変わってくるであろうと。併せて関連する民法が変わってくるであろうと。私は、これは大きな空き家対策が変わってくると思うんですね。今まではどちらかというと生活環境への悪化の防止とか、地域の魅力とか活力の低下と、いわゆるそういう対応型とかあるいは対策型の視点から、これはもう今からまちをつくっていく大きな、毎回言わせていただいています新規就労者、あるいは若者定住、人口増、特にその人口増も生産人口増とかに結びつける、非常に、至っては歳入確保の一つとして大きな資源になっていくというような感想を持ちまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、避難行動要支援者の避難支援についてという項に入らせていただきます。

平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死亡者のうち、65歳以上の高齢者の死亡は全体の6割であったと聞いています。それから障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍もあったということですね。それから令和元年の台風19号では65%、令和2年の7月豪雨では79%が65歳以上の高齢者ということで、貴重な命を奪われたということでございます。

そこで国は、高齢者の避難の在り方を取りまとめ、さらには令和3年に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、これらの改定を含む災害対策法の改正を行ったと承知しておりますが、まずは1961年、昭和36年の災害対策基本法から大きく法改正があった2013年、平成25年と、その後令和3年のこの災害対策基本法の改正の特徴的な事項を整理して、端的にお願いします。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

避難行動要支援者に関する法改正についてご説明させていただきます。

災害対策基本法の平成25年及び令和3年の改正について、25年ですが、東日本大震災の教訓を踏まえ法改正が行われましたが、同法第49の10が追加されまして、住民などの円滑かつ安全な避難の確保のため、市町村は自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者名簿の作成を義務づけし、本人から同意を得て、消防、民生委員などの関係者にあらかじめ情報提供をするものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとされました。

また、令和3年には、令和元年台風19号などの頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑な迅速な避難の確保のため、同法第49条の14が追加され、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、本人の同意を基に、市町村に個別避難計画の作成が努力義務化されたということが追加されたということでございます。以上でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

整理したいんですが、次の質問に行きます。

名簿について整理したく、幾つかの質問を一括で質問します。

災害対策基本法あるいは亀山市避難行動要支援者名簿の作成に関する要綱に基づきまして、3つ、4つ、端的にお答えください。

避難行動要支援者の定義、名簿作成のための障がい者等該当者の範囲、そして市長は誰に対し名簿情報を提供しなければいけないのか、名簿の更新についてどういう規定があるか、端的にお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

4点のご質問をいただきました。順を追ってお答えさせていただきます。

まず1点目、避難行動要支援者でございますが、こちらは法に規定されております高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に避難することが困難な者で、特に支援を要する者と定義されてございます。

続けて2点目でございます。名簿作成に当たっての障がい者等の該当者の範囲でございますが、まず亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱に基づきまして、1つは介護保険制度の要介護認定3から5の認定を受けた方、次に心臓機能障がい、腎臓機能障がい、免疫機能障がいのみで交付を受けた人を除く身体障害者手帳1・2級をお持ちの方、続けて知的障がい者で療育手帳Aをお持ちの方、次、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、最後にこれら4つの要件には該当はしませんが、自ら名簿への登録を希望する方で、市長が特に支援が必要と認めた人としていると

ころでございます。

続いて3点目でございます。市長は誰に対し名簿情報を提供しなければならないかというところでございますが、指定避難所の代表者、それから自主防災組織の長または自治会長、続けて民生委員、児童委員、それから福祉委員、そして地域まちづくり協議会の会長、亀山市社会福祉協議会、亀山警察署、以上の避難支援等実施に携わる関係者の方に対して提供するものと規定をしてございます。

4点目、名簿の更新につきましては、この同じ要綱におきまして、避難行動要支援者の実態を的確に把握をし確実な避難支援体制を整備するため、おおむね1年ごとに名簿を更新し、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとし、更新前の名簿は回収の上、適正に処分するものと規定をしているところでございます。

#### ○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

答弁ありがとうございます。

二、三感想と確認を述べさせていただきます。

該当者の範囲の中で要介護3以上になっている。実は、6年前に89歳で亡くなった私の父親なんですけれども、同じ地区に住んでいて、日常的には非常に元気に暮らしているんですが、時々心臓の具合が悪いということで何回か救急車にお世話になったり、それから85歳頃からどうも歩き方が悪くなって、すり足みたいな状態になって。地域の自主防災会の防災訓練では、近所の方が救護班をつくって、いつも車椅子を用意していただいて避難所まで避難支援をしていただいたと、そういう経緯がございます。

それで、自分の父親が要介護幾つかなあと調べたら、要介護に至ってなかったんです。要支援の範疇だったんですね。最後のほうはしっかりチェックすれば要介護になろうかと。そういう意味では本当に実際に被害があったとき、要介護1・2の方も十分支援の対象になるんじゃないのかなあという思いもしました。

それから2つ目、これは支援者に対して義務づけですね。25年から災害対策基本法に対して、特に地域関係でいいますと指定避難所の代表者、自主防災会または自治会長、民生児童委員、福祉委員、まち協の会長、これには本人の同意を得た中では、この支援者はもう提供しなければいけないということ、それから更新についてはおおむね1年ごとに更新しなさいという、そういう規定をされている中で、ではこういう中で過去亀山市は名簿作成をし、避難支援者に対して名簿情報を提供した経緯があるのか、また現在はどうなっているか質問します。

#### ○議長（森 美和子君）

小林部長。

#### ○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

避難行動要支援者名簿の作成及び提供につきましては、平成29年度、それから令和元年度に行っているところでございます。また、今年度も現在提供途中であり、先ほど申し上げました避難支援等実施に携わる関係者のうち、民生委員、児童委員の皆様には既に提供済みでございます。なお、今後準備が整い次第、ほかの関係者の方にも提供していく予定でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

平成29年と令和元年度と、それから今年もやっていると。今は民生児童委員の皆さんにお配りする、順次様々な支援者に対してやっていくということを確認させていただきます。

ちょっと別の視点から確認させてください。

担当部局として要綱に基づき要支援者の名簿を作成したと。その後、記載の当事者に対して公表の承諾、同意ですね、これはどのように行ったか答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

避難行動要支援者名簿の作成及び提供につきましては、平成29年度、令和元年度に全該当者に郵送により同意確認を行い、同意が得られた方の名簿情報を避難支援等実施に携わる全支援関係者に行ってください。また、今年度についても同様に行う予定でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

対象者に返信用封筒を含めて郵送を行ったということですが、何割くらいの方がご返信をいただいたのか、あるいはその名簿への記載に対して同意がされなかった方はどの程度か、参考のためにお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

昨年度、令和4年度に実施をした郵送での該当者への同意確認につきましては、該当者876人のうち返信があった人が該当者全体の約87.2%、764人で行いました。同意者のほうは該当者全体の約72.7%、637人で行いましたので、返信があった人のうち同意されなかったと判断できる人は全体の14.5%、127人で行います。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

87.2%が返信をいただいた、私は結構多い率で返信をいただいたという感想です。

いろいろこの質問に関して法律とか眺めてきたんですけども、様々に思うところがございますが、担当部局として避難行動要支援者の名簿の作成、情報の公開に関して今どのような課題を抱えているかということで、少し整理をしていただきたいと思います。いろんなことがあると思うんですけども、課題をどう認識しているか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）



まず法の規定では、有事においては本人の同意を得ることなく名簿情報を支援関係者へ提供できると規定されているものの、平常時におきましては本人の同意があった人のみの情報提供に限られているということ、次に、それに関連して、一部の地域の自治会や自主防災組織が独自に把握をする要支援者と市が提供する名簿のほうに差異が生じていること。これにつきましては、指導医の方が当然存在するということと、住民票のない住民の方がお見えになるケースもございますし、市の要綱には該当しませんが、それに準じた方がいる場合などが考えられるところでございます。

また、名簿作成に関しては、刻々と変わる死亡、出生、転入、転出、障がいや介護度の程度などを踏まえた該当者の抽出から、毎回全該当者への同意確認の作業、実施に係る広報や自治会や民生委員さん等への説明、名簿回収、処分など非常に業務量が多いために、担当部署で限られた人員の中での作業では、なかなか完全な名簿を提供することに苦慮しているということが課題や問題点であると認識をしているところでございます。

そのため今後におきましては、地域や民生委員、児童委員さんなどの支援者の方からも名簿提供の同意を促していただくことなどのご協力も求めながら、要綱の改善を含め作業工程の見直しや工夫を行いつつ、国の取組指針にある災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、誰一人見逃さないという重要な目標を達成するよう、避難行動要支援者名簿の作成及び提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

同意されていない方もいる、要介護2の方はこの基準に入っていない、自治会が調べていただいたのと差異が出てくる場合もあると。そういう意味では誰一人見逃さないと、そういう法の目的とは少し差が出ているなあという。

それからもう一つは、やっぱり役所の中のマンパワーだと思うんですね。本当に業務量が多いと。もう刻々と病状が変わる。程度が変わったり、これを本当に抽出して、それで同意、それから支援者への配付、説明、あるいは名簿の回収とか、もう担当課だけでは対応できないと、きついということ。対策としては民生委員等支援者からの名簿提供の同意への促しとか、要綱の改善というんですかね、それから職員の作業工程の見直しと。

それで私、この災害に対し、誰一人見逃さないという大きな目的遂行のために、今回令和3年5月に改定された内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針というのを読ませてもらったんですが、結構厚くて細かくて見づらかったんですけども、ここに大きく2つ取り上げたいんです。こういう書き込みがあるんです。

避難行動要支援者名簿に記載すべき者が記載されていないことを防ぐため、福祉専門職や医療職のほか潜在化、孤立化している者を発見、把握し得る町内会や自治体等の地縁組織、民生児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携が必要であるということが1つ。それからその後ですが、その手法として、避難行動要支援者に該当しない者であっても、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成、活用し、安否確認などを行うことが考えられるということなんです。

それで、これをもって次の項に結びつけたいんです。これは題目は非常に曖昧な題目になってし

まったんですけれども、庁内体制についてというこっちにつなげたいんですけれども、実は最近私、ある地域のまちづくり協議会の役員の方からこんな相談を受けたんです。

敬老行事の案内、あるいは花プレゼントをやってみえるらしいんですけれども、これを通じて地域の高齢者の安否確認や災害時のお助け状況、これは多分避難行動要支援者の確認と思いますが、これを行いたいんだと。しかしながら、地域自治体の役員がころころ替わるため、もう一度リセットしたい。ですから市内、地域内の80歳以上の名簿を行政のほうから頂けませんかという、こんな内容の質問というか、相談なんです。

私も、昔からの地域であればご近所さんのおじいちゃんおばあちゃんとかの元気度、あるいは日常も十分も把握できるんですが、特に新興住宅のちょっと大きめの自治会ですと、なかなかこれは把握できないのが実態だなあとは思っているんですけれども、一応こういう立場ですので、でもやっぱり個人情報の観点からその公表は無理、そうですね、みたいな答えをしました。多分そういう答えなんですけど、まち協を所管する部長に同じような質問をしたらどう答えるか、すみませんけど、通告はしてあります。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

議員からお尋ねいただきました。80歳以上の名簿の提供をということをおももまちづくり協議会を所管する窓口等で確認された場合なんですけど、基本的に市から本人以外の第三者への名簿、いわゆる個人データの提供になるわけですが、個人データの提供につきましては、やはり個人情報保護法におきまして、法令に基づく場合や、原則として本人の同意がある場合などを除き提供することはできないということになっております。このことから様々な地域や自治会では、日常、また平時ですね、この場合の地域活動におきましては、地域で作成した名簿を活用されているということも伺っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

予想どおりの答弁でありました。個人情報保護法の中からは第三者に、原則してというのがちょっと分かりにくいんですけど、無理だと。願わくば地域の方が自分の足でこの名簿を作ってくださいというような答弁かなあと思うんです。

じゃあ別の角度から、今度また健康福祉部長にお願いしたいんですけれども、民生児童委員の方には高齢者名簿を配付されていると思うんですね。これはどんな目的で、どんな要件の中で配付されているのかお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

民生委員、児童委員へ的高齢者の名簿提供につきましては、民生委員、児童委員が民生委員法において厚生労働大臣から委嘱をされ、守秘義務が課された特別職の地方公務員であること、また法令に基づき、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくことなどの職務を遂行し、市や福祉

事務所、その他の関係行政機関の業務に協力する必要があると規定されていることから、本人の同意を得ることなく個人データを提供することができるかとされています。また、厚生労働省から市町村が民生委員に対して個人情報を提供する際、情報提供を迷ったりちゅうちょすることがないように通知をされているところでもございます。

このようなことから、市では、支援が必要な高齢者が福祉サービスを適切に利用していただけるよう、また民生委員、児童委員が地域の高齢者の見守りを着実に行っていただけるよう65歳以上の高齢者の名簿を提供し、毎年9月中旬から10月末までの約1か月半の間、高齢者の生活実態の調査を一斉に実施をしていただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

生活実態の調査結果についても当然公表はできないということだと思います。

市内22あるまちづくり協議会ですね、その中の地域まちづくり計画の中で、ほとんどのまち協の方が安心・安全なまちづくりとして、地域防災を大きな取組の重要ポイントとしているのも確かでございます。その中で、まちづくり協議会の構成員である民生児童委員が持つておられる地域の高齢者名簿に関し、これをまちづくり協議会の会長と情報共有がどうにかできないか。それは大変だと思うんですよ。様々な例えば個人情報の取扱い、今約束事とか地域の理解とか、これを積み上げていながら、そんなルールづくりの研究は進められないのかという質問を部長、お願いします。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

私ども、地域まちづくり協議会から様々な相談も受ける担当窓口といたしまして答弁させていただきますが、やはりまちづくり協議会様が様々な事業展開を行う中におきましては、それぞれのようの方が住んでおって、どのような方を対象にした事業を行うのがいいのかという面において、そういった今80歳以上であったりとか、高齢者の名簿、そういうのがあれば助かるというのは、十分必要であるというのは認識しております。

そういったことから、私どもといたしましても地域の実情も十分把握いたしまして、それとやはりこのような事情というのは、他の自治体におきましても同じような課題を抱えておるといことも考えられますので、高齢者の名簿の共有、またルールづくりなど、地域が活動していく上において、少しでも地域での見守りや支え合いの促進につながる手法につきまして、名簿を管理する福祉部門との協議や、また関係部署と共に個人情報の保護、また他市の取組状況なども踏まえまして、調査・研究はやっぱり一応行ってまいりたいなあとというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

先ほども読ませていただきました。潜在化、孤立している者を発見、把握でき得る町内会や自治会という地縁組織、地域の鍵となる人や団体との連携が必要である。あるいは避難が該当者でなくても日々の見守りのための名簿作成、これはそれによる安否確認、非常に大切なことということで

ございます。

今の答弁、他の市町の実例、どこも同じような悩みを持っているはずだと、どうにか工夫して知恵を出し合おうということなんですね。やはり亀山市という市、それから我々のまち協を中心とした地域、それから地域の中にあっても民生児童委員とまち協、自治会との連携、たくさんの地域のこれは皆さんの善意なんです。善意を集結する、やっぱりそれを市がサポートする、これは市の非常に重要な役割ではないかという思いがしました。

災害時の停電について聞いたかったんですけども、13秒では無理ですので、また上手に停電情報もしっかり流していくと、全然今市民の方は停電情報がないんです。

以上です。もう終わります。ありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、週明けの11日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時48分 散会）

令和 5 年 9 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和5年9月11日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長 渡 邊 靖 文 書 記 西 口 幸 伸  
書 記 稲 富 正 充

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、通告に従い、させていただきます。

1点目の質問は、中学校全員喫食制給食実施事業についてでございます。

本題に移ります前に、今までの中学校給食への取組など、全体を整理してから本題に移りたいと思います。

資料1を出してください。

これは文科省の最新の調査、令和3年度の学校給食実施状況調査から出したものです。いろんなカテゴリーがあるんですが、全国の公立中学校の完全給食の実施率を見ました。そうすると、96.1%となっております。しかしながら、平成30年度からは、この完全給食の中にデリバリーを実施している学校も含まれるようになりました。喫食率に関わらず、主食と副食と牛乳がそろっていること、誰でも注文できる環境が整っているということで、三重県が完全給食と認められたということなんですが、これでは私は給食の実態が分からないと思いましたので、自校方式やセンター方式でみんなで食べる当たり前の給食をしている学校の割合を調べました。そうしましたら、85.5%でした。ほとんどが当たり前の給食をしているということですね、全国。

資料2を出してください。

三重県内の自治体を調べました。自校方式やセンター方式で、みんなで食べる給食を、当たり前の給食を実施している自治体は、見ていただいたら分かるように左のたくさんの部分ですね。桑名市と名張市と亀山市以外の全ての自治体、26市町が給食を実施しているわけです。右側に書きました未実施自治体のうち、名張市はセンター方式の給食に向けて動き出しております。ですから、残るのは亀山市と桑名市だけです。

資料3を出してください。

亀山市は3つの中学校がありますが、関中学校は1971年から中学校給食を実施しており、亀山中学校と中部中学校は現在予約制の前払いのデリバリーのお弁当です。30%ほどの生徒が利用

しています。

現在のセンター給食とデリバリーにかかる費用の比較をしました。年額に換算いたしますと、給食費についてはセンターが5万2,800円、デリバリーは6万125円と、センターのほうが低価格です。公費支出につきましては、センターが4万3,475円なのに対し、デリバリーは10万9,335円と、公費支出は2.5倍以上デリバリーが高くついております。

資料4を出してください。

今、学校給食の無償化の動き、全国の自治体で急速に広がっております。三重県内でも、ご覧のように29市町のうち13市町が既に実施しています。中学校に限って言えば、亀山市については学校間の格差がありますので、給食をみんなが食べていない中、自治体として給食無償化に踏み出せないということは分かります。

全体の給食ということに入る前に、亀山市の子供たちの給食について教育委員会は、幼稚園については当面給食はしないということを決めておられ、小学校については自校方式の給食を基本するということを決めておられ、中学校においては完全給食の実施が望ましい。さらに踏み込んで、給食センター方式の給食調理施設を建設することが望ましいとの方針を出されています。

将来的に関の給食センターが老朽化したら、関中学校については新たに造られる給食センターで賄い、関小学校、加太小学校は自校方式とする。それまでの関給食センターにおける給食は堅持される。ここまでが教育委員会が正式に示す見解だと私は認識しております。今、今回新たないろんな案を出されてきたわけですが、あくまでも正式に教育委員会定例会で議決されたものはここまでだということです。

資料5の1枚目を出してください。

今までの中学校給食の検討経過です。前回質問したときよりも時間がたっていますので2枚にわたります。

一番初めは、中学校給食の検討のために平成17年8月、亀山市学校給食検討委員会が設置されたところからです。現在までに優に18年もの月日がたっています。いまだ実現しておりません。先ほど1971年に関給食センターと言いましたので、そのとき給食を食べていたお子さんが私より年上ですんで、もうお孫さんも給食を食べている可能性があるという、そういう時間の流れですね。

スピード感を持って進めるべきときが、中学校給食、少なくとも大きく2度ありました。1度目は、もう一度1枚目の資料を出していただきたいんですけども、5枚目の1の資料です。このオレンジに色をつけたところですよ。平成27年12月の学校給食検討委員会の第二次意見書を受けて、平成28年3月、亀山中学校・中部中学校において完全給食の実施が望ましいとの方針をまとめられました。翌年の3月、第2次亀山市総合計画前期基本計画に、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと位置づけられたことです。

この結果が出たので、私たち市民団体としても、やると言っているのにやれという運動はできないということで一定、休むではなく、食の大切さを実感できるようなワークショップ、おだしを取ったり、ご飯を炊いたり、お野菜をふりかけにしてみたりとか、そんなことを小さなお子さんの親子さんとでやったり、そういうことをしながら食の大切さを皆さんで共有してまいりました。

次の資料をお願いします。経過の2枚目です。



しかし、この後は何度私も一般質問で、どういう検討結果だったのかと聞いても何も進まなかったんですね。検討中、検討中というご答弁でした。しかも、教育委員会は中学校給食をしてほしいとの要望は、PTAなどの要望で今までなかったと言われたんですね。ここで市民活動団体が、大きく1万筆に届くかの署名を広め、集めるに至ったんですね。議会も請願採択でしっかり審議し、応援しました。

その結果、もう一度すみません、経過の2枚目を出してください。

この水色に色をつけたところですね。令和3年3月、とうとう教育委員会が給食センター方式の給食調理施設を建設することが望ましいという方向性を定めました。すぐに議会も、その早期実現を求めて決議を上げました。

令和4年の5月には、第2次亀山市総合計画後期基本計画実施計画に中学校全員喫食制給食の実施事業が位置づけられ、給食センターの整備が明記されました。

しかし、教育委員会は2度目のチャンスも生かせませんでした。令和5年の2月の中間報告では、物価高騰でセンター建設の予算が大きく跳ね上がったと。センターの場所も決まっていない。中部中学校の敷地内も含めて再度検討したいということでした。報告を半年延長してほしいということになりました。

そこで、半年後に聞いたのが先月8月18日の再検討結果です。この結果の内容は、平たく言うと今回は給食センターを建てない。外部委託で、食事は生徒全員が食べられるように運ぶ。しかし、センターの必要性は相変わらず認識しており、方向性を変えたわけではない。いつ建てるのかは分からないけれど。平たく言うところの内容ですね。これが教育なのかと驚くような報告でした。

内容にも問題がありますが、1つ目の質問に入りたいと思います。

そもそも今回の再検討に係る協議について、なぜ傍聴もできず、議事録も作らない非公開の場で行ったのか。教育委員さんから非公開で協議することについて、疑問や反対の声はなかったのか。この決定に責任を負っている方の答弁を求めます。

#### ○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

#### ○教育部長（亀山 隆君登壇）

この令和5年2月以降、これまで行いました再検討を重ねてきたところでございますけれども、これまでの教育委員会での議論を定例会ではなく協議会で行ってまいりましたのは、この事業実施に向けて昨年度に行ってまいりました方向性の議論が再検討を要するという結論に至った状況を受けて、改めて手法検討を行う中で、作業途上での不確定要素が多いということから、議論の戻りや変更が起こり得るということが要因でございます。このような状況下で、委員間の闊達な意見交換を行いやすい会議の場とするために協議会形式としたもので、これまでの学校給食の在り方検討や図書館整備など重要事項の意思決定において、協議会で議論を重ねる形で行ってきたものでございます。

今回、教育委員会の議決の前に教育委員会における方向性をお示ししましたのは、全員喫食制給食が多くの市民の方からの関心が高い事項と考えていることによるものでございます。協議会で合意した方向性について、議会をはじめ市民の皆様にも速やかにお示しし、最終案を整理するのが丁寧

な進め方と考え、教育委員会としての方向性をお示したものでございます。

なお、これまでと同じく最終的な意思決定の段階では、公開の会議の場で諮っていただくものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

かなり重要な事項だと思うんですが、これを事務方の教育部長がお決めになれるんですね。決定されたんですね、教育部長が。そこだけ、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この会議の進め方につきましては、当然事務局からこのような形で進めてはどうかという提案をさせていただき、教育長、そして教育委員のご了解の下で進めさせていただくものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私は、この決定に責任を負っている方の答弁を求めますと申し上げました。そうしますと、教育長でしょう。そうですね。

本当にこれは大事なところだと思うんですよ。子供たちに民主主義を教える、教育を担う教育委員会が、市民の税金を使って建てられるであろう給食センターの協議を秘密裏に行って恥じない。これは許されるものではありません。独裁政治は情報を隠すことから始まるんです。協議の多くは決まったことを確認する場ではなく、決めるために様々な検討や検証を行うものであり、例えば総合計画も何も決まっていない段階の検討から公開されています。決まっていないから公開できないとよくおっしゃいますし、そういうのは全然理由に当たらないと思います。先ほどおっしゃった自由闊達な意見交換をするため、隠していただかないと自由闊達にもの言えない、そんな教育委員さんではないと思います。

今回のこのような在り方について、異議を唱えてもしかるべきだと思いますが、それについての答弁はありませんでしたので、異議はなかったんだろうと判断します。

次の質問です。

議会に示されるはずのセンター建設について、検討の経過は中部中学校の敷地も含めて市の土地のどこがふさわしいのか。どのように検討がなされ、どのように決めたのかが分からなければなりません。しかし、市の土地、市有地については、私たちに頂いた資料では全てを丸めた表現で、いずれの候補地においても用途区域、搬入路確保、給水施設新設、造成等の対応が必要、これだけだったんですね。

中部中学校敷地内、新たにこれも検討したいと言っていました。これについても、施設の配置や搬入動線に教育的配慮が必要。学校関係者や周辺住民への周知・協議の上、合意形成が必要とあるだけだったんですね。

それぞれの候補地がどこなのか、その対応の必要性も示さず、中部中学校にあっては委員会で学

校関係者や周辺住民の反対でもあったのか。どんな経過だったのかを聞いても、いや、実はまだ聞いていないとの答弁でした。その上で書き連ねてあるのは、川崎小学校で中部中学校の給食を作るとか、関小学校の敷地内に新たな給食センターを建てて、関中・関小・加太小学校の給食を賄って、現在の関給食センターでは亀山中学校の分を作るだとか、できもしない対案をたくさん並べて、さも検討したかのように見せて、最後にデリバリーについて弁当箱と食缶とどの入れ物で運ぶのがいかにということに光を当てて、それで最終的に今回の案を導き出したとしか、私たちは経過を聞いていませんので、そうとしか考えられません。

改めまして、一体どこの場所を候補地に上げ、どのように協議したのかをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中部中学校の敷地を含みます複数の整備の候補地につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたように都市計画法上の用途区域、給水能力の不足、学校や地元関係者との調整、そういった調整が見込まれるなど、どの用地も一定の課題があり、用地の決定には至らなかったものでございます。

現段階におきましては、どの候補地も適地ではないと判断しておりますので、具体の検討を行った場所については差し控えたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

資料6を出してください。

これは今岡議員が情報公開請求で取得していただいた教育委員会のセンター候補地の検討資料より作ったものです。ちゃんと検討しているんですね。候補地のアからオが上げられていますが、これは地図も黒塗りでどこなのか分かりません。カについては、中部中学校敷地内と。これは黒塗りではありませんでした。

それぞれの課題について、二重丸、丸、三角、バツが打ってありましたので、それぞれ3点、2点、1点、ゼロ点と数値化してみました。そうすると、エというところの候補地が25点と一番高く、建設に一番ふさわしいという結果となりました。そして中部中学校敷地内は15点と一番点数が低く、ふさわしくないとの結果です。

独自の点数化ですが、報告で、そもそもこういう資料を基に経過説明するのがあなた方の仕事ではなかったのか。一番点数が高いところが出たんですから、これについて実現に向けてさらなる検討がなされたはずです。どうであったのか、説明を求めます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この整備地の検討に当たりましては、複数の市有地を候補地として整理を進めてきたところでございます。議員お示しの、この丸、三角といったようなものにつきましては、整理の参考として現

在の状況を示したもので、その多い少ないが判断基準となっているものではございません。

例えばでございますけれども、用地として総体的にはよい条件の面があるけれども、インフラ整備のための経費、こういったものも別途必要になるといったような理由から早期実現や事業費の増加などの課題もあるといった、全体的な視点での判断を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

何のための資料か分かりませんが、ここがどこだったのか。多分これだけの結果が出たら、検討を進められたと思うんですね。ここ、どこですか。これについて、市側にここでどうでしょうかということをお聞きになって検討を進められたんじゃないですか。何か都合が悪いことがあったんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げたところではございますけれども、候補地につきましては教育委員会の中で検討を行ってきているものでございます。その中で、これは適地ではないという判断をしておるものでございますので、現段階ではどこかという具体は申し上げられませんけれども、当然そういった判断を受けてのことでございますし、当然所管しております関係部署とは連携を図り、情報共有もしながらの検討でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

所管のところと連携しているのであれば、市長はご存じなんですね、ここが。何かあかんとおっしゃったんですか。ご存じなの。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今までからも申し上げてまいりましたが、市の立場としては、亀山の中学校給食において総合計画に位置づけました全員喫食制の中学校給食を早期に実現すると。そういう中で、教育委員会の中で様々な角度から検討・議論を重ねてきていただいたものというふうに思っております。その上で、今回教育委員会の方針というのは、様々な角度での諸課題がある中での考え方を整理しながら判断をされたものとして、私どもとしては妥当な判断であろうというふうに考えておるところでございます。

全体としての議論の詳細まで全てを承知しておるわけではございませんけれど、今日に至ります様々なプロセスの過程で、その諸課題の解決に向けて最善の議論を重ねていただいていたっての実現をするための一つの方向を、教育委員会として今回示していただいたものというふうに理解をいたしておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この場所を知っている、いいか悪いかという話はされませんでした。

私はここがどこか知りませんが、エというところがどうして駄目だったのかはきちんと説明をする必要があると思いますので、さらに説明をしていただくことを求めたいと思います。

そして、この3番目の質問なんですけど、私は学校給食、教育としての給食が一体どういうものなのかをお分かりにならずに検討されているのかなと思って、先日も櫻井議員がいろんな法律も引いて、食育の重要性も言われたところです。今岡議員がたくさん情報公開請求をしていただいた今までの資料を拝見しまして、とても丁寧に食育についても検討していることを知りました。民間委託の危うさについても、短期的な業務委託では施設整備費用の転嫁によったり、単価が高くなったりするんじゃないとか、県内において安価に受注できる新たな業者を見つけることが難しいとか、長期的な業務委託をすると将来的に受注業者の事情、経営方針の変更や経営不振などで給食調理の継続が困難になるリスクが想定される。そんなこともきちっと検討されているんですよ。

今回ホーユーの事件がありました。全国展開されている大きな事業者で、私たちがよく聞くのは民間のノウハウが生かされるとか、いろいろよそでもやっていて実績があるということをとて信頼して民間委託をするという姿をいつも見っていますが、こういうことが信頼に値しないということが今回起こったんです。

コストについても、トータルコストではデリバリーよりもセンター方式のほうが安価であるとずうっと言い続けてきています。資料を拝見するとね。なぜ急にある点から、給食センターを建設する場合の採算については大きな効果を認めないと判断されるという資料を出されるようになったのか。急に物の値が上がったわけではありません。一体これについてはどのように説明されるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この点につきましては繰り返しのご答弁になる部分もあろうかと思いますが、まず考え方といたしましては、教育委員会といたしましては、まず給食の小学校の自校方式の堅持、それから中学校の将来的な視点ではございますけれども、給食調理施設の必要性というものは、この部分は変わっていないというところでございます。

しかしながら、先ほどからのこれまでの答弁でも繰り返し申し上げておりますけれども、全体的な事業費の増大という視点、それからまた安定的な給食の持続のために、やはり将来的な財源の確保、それからもう一つは、そのほか給食以外の教育課題への財源というような視点も含めまして、今の給食センターを現時点で整備していくということが非常に困難であるという判断の中から、別の方式として外部委託方式というものも検討を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ある一点で何が起こったのか、誰が何を言ったのか分かりませんが、食育の大切さも丁寧に検討されていて、センターを建てるときの機能としては、施設見学や料理教室や試食会などが行えるスペースをつくろう、会議室をつくろう、地産地消の推進や啓発を図ることができる展示スペースを含めた情報発信ができるような機能をちゃんと保とうというような、こういう検討までしていながら、かめやまっ子給食を続けることによって地元の農業者との関係を続けていかなくちやいけないということも言いながら、私はなぜこういう結果になっているのかが分かりません。

子供たちはもう気づいていますよ。親たちも気づいていますよ。中長期的というまやかしの言葉で何回も放置されてきたんですから。その経験がありますから。望ましいと言っただけで建設するとははっきり言っていませんよ、確かに。センターについて、いつか分からんけど、建てないとは言っていないですよ。20年後か、30年後か分かりませんが。約束を破ったわけではないでしょう。

私たちがみんなで食べる給食と言ったのは、自校方式だけを求める方だけじゃなくて、センターでもいいから早くしてほしいという方も一緒になって運動したかったら、みんなで食べる給食と言ったんです。まさか運ぶだけの給食を給食というとは思いませんでしたよ。みんなで食べると書いてあるんやから、運んで食べるのも作って食べるのも同じだろうとか。

そもそも論ですが、給食をするのは、皆さんから署名をもらったとか民意があるとかそんなことではなく、そもそも自治体の仕事です。教育委員会の仕事です。努力義務だから罰則があるわけではありません。罰則がないから、やらなくていいんですか。人間として信頼に値しない言い訳じゃないでしょうか。子供に投資するということは、子供だけではなくて社会全体がその恩恵にあずかります。今こそ今までやれなかった責任を果たすときではないでしょうか。

じゃがまる会も、この署名を集めた皆さんも、こんなつもりで署名を集めたわけではないという思いでしたので、お聞きしに行きました。教育委員会に。そこで、私たちが家を建てるときに借金して少しずつ返しながら、長くその新しい家に住みたい、使いながら、そういう考えはないんですかと聞いた方がおられました。借金は返さなくちやいけないから、そういうお答えでした。有利な借金はなかなかないと。今までいろんなことをやってきた中で、有利な借金だけを選び取ってやってきたんですか。川崎小学校なんかそうではなかったでしょう。必要ならば、きちんと借金してでもするのが仕事じゃないんですか、あなた方の。

今、生産や消費や雇用を公共調達によってしっかりと自治体の中で守っていきこうという動きが大きくなってきています。農水省もオーガニックの農業を進めており、給食にも注目しておられます。だから全国で進んできているんですね。なぜ亀山市だけができないのか。

先ほど資料に上げさせていただきましたけど、三重県中の自治体、資料2で上げさせていただきましたが、できたら出してください。

桑名、名張、亀山市以外の全ての自治体が、給食施設に責任を持って義務教育の給食をやっているんですよ。亀山市よりも財政力の低い自治体、いっぱいありますよ。なぜ亀山市だけがいまだにできないと言うのか。これは、やりたいという教育委員会の意思も大事ですし、やりましょうという市長の決断も必要だと思います。私たちは何度もそのやりたいという意思をきちんと市長に示してくださいと申し上げましたが、まだ言うておらんというような言い方でした。教育委員会が、この給食、ちゃんとセンターを造りたいんやと言ったら市長はお応えになるべきではないでしょうか。

今こそ、せめてセンターでいいものを作って、子供たちに温かい給食を食べさせてあげるときではないでしょうか。その1点について、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

14年前の中学校給食がなかった時代に、亀中・中部中の給食がなかった時代に選択制のデリバリー方式という形でスタートいたしました。そして様々な状況の背景の中で今日を迎えておりますし、今くしくも議員がおっしゃった亀山が中学校給食において、これは多くの民意であろうというふうに思いますし、議員の多くの皆さんもそう感じていただいておりますが、今までなかなか実現しなかった小学校のようなみんなで食べる全員喫食制の給食を実現すると、この1点に向かって亀山市としては、昨年策定の総合計画の後期基本計画に、この実現に向けた取組を進めると初めて明記をさせていただきました。

その様々な具体的な作業を教育委員会の中でしてきていただいた中で、当時想定をされておった令和9年度であります。その実現に向けても様々なコストの面とか諸課題の解決、他の教育課題との関係、こういう中で少しその在り方、方向、具体策を検討しなくてはならないという判断に至ったものというふうに理解をいたしております。

したがって、本市の思いとしては、多くの民意であります。なぜ他のまちでできてこなかった全員喫食制の給食の実現、みんなが同じものを食べる、その給食の実現に中学校給食において実現をさせようと、前倒しをしてでもこれを実現させようという思いの中で、市としては、私自身もそのような思いで取組を進めてきておりますし、その具体策のために、教育委員会、様々な議論を重ねてきていただいております。

小学校の自校方式も、金曜日でしたか申し上げましたが、様々な議論がありながら、小学校給食、本市は自校方式を堅持して、将来もこれをしっかり維持していただきたいというふうに願うものでございますし、中学校給食においては、全員喫食制の中学校給食を早期に実現をするという思いで、私どもも公の考え方として認識をさせていただいております。そして今日に至っておりますので、教育委員会の様々な検討の議論は尊重させていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

義務教育の根幹である給食もできないような市が、庁舎を建てたりリニアに挑戦したりする資格はないと私は思います。また、教育民生委員会での議論にさせていただきたいと思っております。時間が少なくなりました。申し訳ございません。

2点目の質問です。保育士の労働環境についてでございます。

時間が少なくなりましたので、今私がこの問題を上げましたのは、もう保育士の皆さんがとっても大変だと。休みも取れない、障がいのあるお子さんたちがいる中で、介助、加配の保育士さんとやっているんだけど、本当に大変だという切実な声からです。

法どおりにきちんと配置はされているとは思いますが、そこを埋めるためにフリーという職員さんがおられて、そしてその全体がうまく回っているかを見るために主任という先生がいらっしゃる

ます。ここ最近、主任の先生が担任を持つということが出てきて、全体をきちんと見られているのかどうか、私はここについて疑問に思っています。そこについての、まず状況をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

主任保育士でございますが、各園の運営において園長を補佐するとともに、現場の保育士などのリーダーとしての役割を担う保育士で、各園に1名ずつ配置しております。本年度につきましては、公立保育所・認定こども園に配置している主任保育士及び主任保育教諭9名のうち、6名が担任を務めている状況でございます。

なお、主任保育士等をフリーにするか担任にするかにつきましては、毎年度それぞれの園の状況に合わせ、円滑な運営がなされるように各園にて決めております。園長の補佐、それから園全体の保育について統括するというためには、主任をフリーに配置するということも望ましいとは思いますが、それぞれの園の職員体制、園児や保護者への対応等の面で様々な考慮すべき理由があることから、やむを得ず主任が担任を務めている園も多くなっているものと認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

一言で言って人手不足なんですよ。全国でも、子供たちにもう一人の保育士をという運動が展開されています。加配保育士をきちんと、保育士という資格を持った人をつけてほしいという問題をずうっと取り上げてまいりました。しかし、これをちょっと言っていますと時間が大分なくなりますので、今は3歳未満については保育士をつけます。3歳以上については介助員をつけますというのが基本なんですよ。ここに科学的な、教育的な、保育的な根拠はないと考えますが、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のご指摘のとおり、3歳未満児については心身等の発達への課題の支援として加配職員を配置する場合、保育士を配置し、3歳以上児には介助員を配置しておりますが、ただし、集団生活の適応等に関し専門的な対応が必要な場合には、保育士を加配するというふうにしております。

その辺りの判断基準でございますが、まず例えば言葉等のことで問題がある、就学までに保育士の専門的な言葉かけ、それから働きかけ、そういったものがあれば、もっと出るであろうとか、人間関係のほかの子との関わりについても専門的な関わりが必要である。そういったような具体的にどのように支援することで力を伸ばしたり、適応力を高めたりできるかというような議論をした上で、保育士が必要なのか、それから介助員を配置することにするかということにつきましては、総合的に判断しております。

ただ、それにつきましては、保育士を加配するか、配置するか、それか介助員を配置するにしても、具体的にじゃあどのように子供たちに働きかけ、支援するというところで今後力を伸ばしたり適



応力を高めたりできるかということにつきましてはしっかりと園に伝え、助言し、その後の様子も子ども支援グループの担当が巡回等で見守りながら支援をしていくというような体制をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

単に人間を増やすということではなく、関わり方についてのいろんな学びややり方について指導したりすることで子供たちを見ていこうということだと思いますが、今本当に皆さんの悲鳴は、もうぎりぎりやと、その加配がつくということは、親御さんもそれを納得しておられる方だけですんで、加配がつくことに納得しておられない大変なお子さんもいらっしゃるし、言い方がいいのかどうか分かりませんが、グレーと言われる子もいらっしゃいますし、そんな子が増えているという中で、もう悲鳴なんですね、先生方。そんなときに、こういうふうに関わったらどうやというような状況は、もう過ぎていくんじゃないかなと私は感じました。

例えば、目の前で溺れている人がいるときに、こうやって泳ぐんやにと教えるのではなくて、まず助けるのが大事と違いますか。1人、2人と人を増やす。専門的な方をしっかりつけて、その子を見ながらクラス全体が見られるような環境を作る。そういうことが今求められていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほども申しましたように、それぞれのお子さんにとってどんな支援が必要なのか。それから、クラス全体への支援につきましても、今CLMと個別の指導計画、それからCLMによる保育力向上研修というものを実施しております、それぞれの保育園で保育士の皆さんがどのように子どもの見方、それから支援の仕方というものをしていけばいいのかというような支援も、今しているところでございます。

一どきにたくさんの人を増やせばいいというような、そういう問題でもないですので、今後も総合的な判断で増やせるところは増やしていく、支援していくところは支援していくというような形でやっていきたいと思っております。

また、保育以外の業務を担う職員というのも、現在朝と夕方の施設管理を担う施設管理員を任用しており、またさらに認定こども園アスレにおきましては、通送業務、施設管理等を担う職員も1名任用しているところでございます。なかなか保育の資格を持つ職員を増やすということが難しい場合には、そういったような保育以外の業務を担う職員も拡充できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

保育以外の仕事も、私も3番目で言おうと思ったんですけど、業務を担う職員を各園に配置してくださいということを申し上げたいですね。プールをしてあげても、それを乾かしたり洗ったりす

る人が要ります。子供たちを見ながらは無理です。そういうことを、たまにどこかで採用しておるだけではなくて、全園にするべきだと思います。

きちんと休みが取れているかどうか、ここだけ確認して終わりたいと思うんですが、有給休暇とかその他の休暇、ちゃんと取れていますか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和4年の保育所・幼稚園職場におけます保育職の正規職員の年次有給休暇の取得状況を私のほうからご答弁申し上げますが、全体平均で10.4日、時間で取れますので10.4日ということで平均となっております。この日数につきましては、毎年追加的に付与されます有給休暇日数、20日でございますが、に対する割合で換算いたしますと52%の取得率となっております。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

私からは会計年度任用職員の休暇の取得状況をご説明いたします。

年次有給休暇の取得率は、令和4年度で約84%ございました。また、特別休暇のうち夏期休暇の取得率は100%ございました。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

中途半端になってしまいましたので、委員会でもたお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

---

（午前10時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは中学校全員喫食制給食実施事業についてでございます。

皆様ご存じのように、亀山中学校と中部中学校には全国的に見ても珍しく、長い間生徒全員で同じものを食べる給食のない状態が続いておりました。しかしながら、多くの市民の声から議会も動き、教育委員会も令和3年3月に学校給食センターを設置し、全員喫食制の給食を進めるという方

向性を出しました。実に長い検討の末でございました。市民は、令和9年には全部の中学校で小学校とほとんど同じような給食が食べられる。これは多くの保護者の方から、やっただね、助かるわという声をお伺いいたしました。

しかし、令和5年3月までに出されるはずの給食センターの運営方法であったり、建設場所が決まらずに、さらに半年間検討が延長をされました。そして半年たって、この8月18日の議会全員協議会で出されたものが、給食センターの運営方法や建設場所ではなく、給食センター建設の話でもなく、外部委託による食缶方式というものでございました。

この給食センターについて延長して検討した結果、当初前提として検討をしていたもの以外のものが、なぜ結論として現れたのかということは、誰もが疑問に思うところだと思います。突然の変更できちんとした説明がなければ、市民に対して不信感を与えることになりかねません。詳細について率直にお伺いをしていきたいと思っております。

まずは検討経過についてでございます。

ですけれども、今まで多くの議員の方から質問がありましたので、最初に前提について確認をしたいのですが、今現在、市において給食センターを建設するという方針は、外部の委託による食缶方式に正式に変更されたのかどうか確認をいたします。

**○議長（森 美和子君）**

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

**○教育部長（亀山 隆君登壇）**

教育委員会の給食に係る考え方といたしましては、これまでも申し上げておりますが、小学校の自校方式の堅持、中学校の全員喫食制給食の早期実現であり、その手法として給食センターが望ましいとするもので、給食調理施設が必要であるという考え方は変えておりません。しかしながら、その中で早期実現の手法として、外部調理委託による食缶搬入方式というものを考えたというものでございます。

**○議長（森 美和子君）**

中島議員。

**○5番（中島雅代君登壇）**

すみません。聞き方がよくなかったのか、ちょっと聞きたいことと答弁が違ったので、もう一回だけ聞かせていただきます。

市において、この給食センターを建設するという方針が、正式に食缶方式に変わっているのか。変わったのかどうか、お伺いします。

**○議長（森 美和子君）**

亀山部長。

**○教育部長（亀山 隆君登壇）**

現時点では、教育委員会として最終的な全員喫食制給食の基本的な計画という形のを策定が終わっているわけではございません。現段階におきましては、この全員喫食制給食については、先ほど申し上げました給食調理施設整備までの間、外部委託による食缶搬入方式で行いたいという考え方を、一定まとまりましたので、それを現時点でお示しし、その後、最終的な計画としてまとめ

るという、そういった段階でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

すごくよく分からない答弁だったんですけど、正式決定ではない、教育委員会が今案を出しているだけで、今現在はまだ後期基本計画の実施計画どおり給食センターを建てる。ただ、将来的には、今後は、それを一旦棚上げして、取りあえず全員喫食を進めるために新たに出してきた案を採用したいということよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市の実施計画につきましては、現時点ではまだ変更はしていないという状況でございます。先ほど申し上げましたように、教育委員会としての最終決定、いわゆる基本的な考え方、計画としてのまとまりが終わりました後に速やかに変更をお願いするというものだというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

分かりました。今はまだ正式決定ではないけれども、これから正式決定になるかもしれないということですね。

それでは、なぜこの新たな案を出すことになったのかということ、検討経過についてお伺いをしていきたいんですけども、まずそもそも、なぜこの当初案、給食センターを建設するということを変更するに至ったのか、この半年間の検討、これの経緯をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校の全員喫食制給食の実施事業につきましては、令和3年3月に策定いたしました学校給食の今後の方向性における小学校の自校方式と中学校のセンター方式が望ましいという考え方を軸に、議論を重ねてきたところでございます。しかしながら、建設物価の高騰に加え、法規制、それからインフラ整備、施設面積の増加や立地条件により当初の想定を大幅に上回る事業費の増大、そしてまた用地の確定の困難さといったようなところから、単独の給食調理施設を整備する方式のほかに、既存の給食調理施設を利用した、いわゆる親子方式や外部調理委託方式の手法についても検討してまいったところでございます。

しかしながら、これであればという、なかなか明確な方式が決め切れない中で、現実的に実施可能な手法を模索し、小学校の自校方式の堅持を含めた持続安定的な給食の実施や、中長期的な学校施設の改修、その他の教育課題に対しての財源確保、このような視点も見据えて、全員喫食制給食の早期実現を図ることが適切であると判断して、現在の考え方に至っているものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

## ○5番（中島雅代君登壇）

それでは、今の答弁と今までのほかの議員さんからの議論をつなぎ合わせてみたいと思うんですけども、つなぎ合わせてみますと、非公開の教育委員会協議会の場で検討をされて、事業費が大幅な増加になるので、今は給食センターの建設は難しいという結論になったということだと思っんですけども、先週の櫻木議員の質問の際に、事業費の大幅な増加が変更の真因、つまり本当の要因であると答弁されております。

この建設費については、櫻木議員が独自の試算データと比べて質問された際に、亀山部長、当初の試算に甘さがあったとおっしゃっております。しかし、その前に質問された伊藤議員の答弁の中で、建設費が幾らだったら給食センターを建てるのかという趣旨の質問の際には、当初の試算である8億8,000万円だったら建てるからおっしゃっております。

ということは、当初の試算8億8,000万円でないで給食センターは建てないと言うけれども、そもそものその試算には甘さがあったということになります。

これは結局、物価がこれから下がったりとか、何か建設技術の革新みたいなものがあって、コストがすごく安くできるようにならないと、できない。つまり、現状では学校給食センターは建たないということになるんじゃないかと思っんですけども。

概算事業費の積算根拠につきましても、先ほど福沢議員の質問の中で、候補地について、どの候補地も建設をするにふさわしくないという答弁もございましたが、櫻木議員の答弁の中では、候補地について教育委員会のみで検討をしていて、市全体で候補地を試算していないとおっしゃっております。何で事業費とか建設地について、教育委員会だけで考えるんでしょうか。市長部局と一緒に考えないのは何でかなというふうに、素朴に思っんですけども、今回この新しい案を出してくる前に、当初案、給食センターを建設するという案に対して、市長、それから財務だとか管財だとか、そういった関係部署との協議はしたのかどうか、お伺いします。

## ○議長（森 美和子君）

亀山部長。

## ○教育部長（亀山 隆君登壇）

この実施計画の策定という中で、給食センターの整備、いわゆる給食調理施設の整備というものについての位置づけを行っているところでございます。ここの段階での試算の甘さというものがあつたということは、正直否めないだろうというふうに考えているところではございます。

しかしながら、これらの経費につきましては、その当時におきます既存の類似施設でありますとか、そういったところの単価などを参照して導き出しておるといふものでございます。より高い精査ができれば、もう少し精度の高い見積り、試算額になったのではないかとことは想定しておりますけれども、そういった中で、この全体の計画を立てていくという段階におきまして、この8億8,000万円というものを算出し、それらについては当然この実施計画として全体的な調整も含めた上での計画としてまとめたものでございますので、その段階での調整というものについては行っているという認識でございます。

また、用地につきましては、先ほど申し上げましたように情報共有という形で所管しております課などとは調整は行っておりますが、やはりその最終的な判断というものについては、教育委員会の方で行っているものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

実施計画を立てられる際には全体で調整をされたということは分かったんですけども、今回のこの新しい案、食缶方式を出してくる前に、当初案に対して全体で協議をしなかったのか。なぜ当初案が駄目で、また新たな案を出してくるようになったのかということをお伺いしたいんですけども、よろしいですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

これもこれまでもご答弁申し上げておりますけれども、当初想定しておりました8億8,000万円という事業費、そしてまた年間の運営経費の約7,400万円というもので、これに収まっていってしまうのであれば、特に再検討というだけではなく、基本的に計画が進められたというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この約8億8,000万円につきましては市全体での合意形成もできているというところでございますが、これから大きく事業費等が膨れ上がっているという状況の中では、それをそのまま進めるということに対しては教育委員会としても問題があるという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

検討したけれども、再試算をした、現状ですと23億だと難しいということだったので再検討をしたということよろしいですかね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和5年の2月に再検討をさせていただくということにした主因はそのように事業費の増大というところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

それでは、どういうふうに検討したのかということはお伺いいたしました。

それでは、次に検討結果についてお伺いをしていきたいと思っております。

まずは、そもそもこの食缶方式とはどんな方式なのか、どんなものを想定しているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

外部調理委託によりまず食缶方式につきましては、給食の調理は民間の調理施設で行いますが、献立ごとに保温性の高い食缶に入れて学校に配送し、小学校と同じように教室で各個人の食器に配膳をするものでございます。

献立につきましては、学校の栄養教諭が共通献立を作成し、市の管理栄養士や教職員などを交えた献立検討会の協議を得た市内小・中学校と原則共通のものと考えております。また、アレルギー対応につきましては、別途調理の上、別々の容器に入れて搬入することを想定しております。

調理と配送は委託業者が行いますけれども、衛生管理、アレルギー対応、配膳指導、残食の把握や食育の指導を行う栄養教諭や給食調理員、これを亀山、中部中学校へ配置を行ってまいります。これは調理・配送については民間の力を生かしつつも、公の役割は担保することを意図するというものでございます。

また、この調理委託に係る委託料につきましては、学校給食の実施に必要な経費のうち、人件費や光熱水費、施設に係る費用等の基本的に市が負担するものが該当すると考えております。

一方、食材費につきましては、基本的に保護者の負担金を充てることといたしております。そのため、事業者が材料費を削減ということは想定していないというものでございます。

**○議長（森 美和子君）**

中島議員。

**○5番（中島雅代君登壇）**

調理と配送は外部に、民間に委託をして、献立はほかの学校と共通、それから配膳指導とかアレルギー対応、残食把握、食育は市のほうで職員さんを配置していただけるということだと思わすけれども、この献立は同じというところがちょっと気になるんですけれども、伊藤議員の質問の際に、今の小学校の自校式や関の給食センターの給食と同じものができるのかといった趣旨の質問に、献立は同じもの、同じ質のものを目指すと答弁をされております。

ただ、献立が同じなら同じ料理ができるわけがないと料理をしたことがある人なら当然分かると思わすです。同じカレーであっても、私が作るものと調理員さんが作るものでは当然全然違います。特に小学校の給食では、カレーだとかシチューはルーから手作りをされているそうです。手間のかかるコロッケなんかは、児童全員分一つ一つ手作りだとも聞いております。家庭ではなかなかそんな手の込んだことはできませんし、業者さんがどれだけできるのかというのもちょっと分かりませんが、今現在そういう献立を作ってくださっている方、それから実際にそれを調理してくださっている方が、毎日おいしい給食になるように創意工夫してくださっているということはお存じでしょうか。献立が同じなら同じものができるという認識でいていただければ、いけないと思っております。

それから、今までの質問の中で給食センターを作る方針に変わりはないけれども、事業費の高騰でやむを得ず食缶方式を取ることだと理解をしているんですけれども、この食缶方式があくまで一時的な措置なのかどうかというところを確認します。

**○議長（森 美和子君）**

亀山部長。

**○教育部長（亀山 隆君登壇）**

将来的な小学校の給食調理施設、さらには関学校給食センター、そして学校施設そのものの大規

模改修や、そして更新、この時期において学校給食全体の中長期的な展望を勘案して、給食調理施設は整備を検討するものと考えております。それまでの間は、外部調理委託による食缶方式により全員喫食制給食を行っていくものと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今ある給食施設の大規模改修、それから更新に合わせて、また検討をするということだと思っておりますけれども、そうすると一体いつまでこの食缶方式が続くのかと。いつまでやるのか。例えばですけれども、給食センターを建てる、もしくはもっと状況が変わっていて、そもそも一番望ましいとしている自校方式でやるという目標に対して、ゴールを示してからスタートをすべきだと思っておりますけれども、そうでなければいつまでたっても、例えば大規模改修も長寿命化、どんどんどんどん伸ばして行って、いつまでも検討してというふうに向に進まないんですけれども、そこで今後の方針について伺いをしていきます。

今回、事業費がかかり過ぎるというのが要因であるのならば、例えばですけれども、家庭で言えば大きな買物、例えばおうちだったり、車だったりを買いたいとなったら、やっぱり貯金をしたりとかローンを検討したりとかすると思っておりますね。では、この考え方というのは、市ではどうなんでしょうか。

まずは貯金について。市では、貯金というと基金になろうかと思っておりますけれども、センター方式とか自校方式のための基金を作る。お金をためておくということは可能なかどうか。また、可能であるならば、予定があるのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

将来の給食調理施設整備に向けての財源確保につきましては、非常に重要な課題であるという考えを持っております。また、基金につきましては、その手法の一つという認識は持っておりますが、その基金につきましても財源確保が必要となるものであり、喫緊の教育課題、中長期的な展望を勘案して慎重に検討する必要があるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

基金を作るとなると、やっぱり市長の判断も当然必要になってこようかと思っておりますけれども、その辺りは市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

施策の実現のためには、やっぱり財源が伴うことが必要であります。したがって、中長期的な様々な事業の実現のためには、その財源をしっかり担保していくことが重要だと思います。したがって、この給食センターのみならず、学校教育施設全般の、これも従来から議論になってお



りますが、様々な大規模改修とか、あるいは更新、これは幼稚園や保育園も含めてですが、これら全ての教育施設、保育施設、これらに関する将来の更新とか改築等につきましても、しっかりこれを担保していく必要があるかと思えます。

したがって、そのセンターの建設に向けた基金だけではなくて、あるいは学校教育施設全般に関する将来への備えという形で基金の設置ということは、特定目的の基金として設置も考え方としてはあろうかというふうに現時点では考えております。そういう所感を持たせていただいております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

教育施設全体に向けた基金を作るというのも選択肢の中にはあるというぐらいの答弁だったかなあと思うんですけども、これはぜひ必要だと思います。

それから、次にローンについてお伺いしたいんですけども、いわゆる借金にはなるんですけども、そうすると、これは今市の考え方だと市債の活用ということになるかと思えますけれども、この辺りはどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市債につきましては、市の方針といたしまして交付税措置の対象となる場合は起債による借入れを行いますけれども、交付税措置がない場合につきましては全て将来の負担になるということから、市単独の事業債はできるだけ起債をしないこととしております。このため、基本的には積極的な起債による財源確保につきましては、現在のところ想定をしていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

市債は交付税措置のあるものが原則、ないものは将来の負担になるので考えていないという答弁でしたけれども、それで、櫻井議員の質問の際にもそういった答弁がございました。

私、以前に学校給食センターを建てるのにお金がかかるというお話は市民の方にさせていただいたんですけども、市民さんから、今もこれからも私たちは税金を払っていると。これからも払っていくと。ただ、同じ払うのであれば、私たちが望むもの、私たちが必要とするもの、子供のために払いたい。そうやっておっしゃってございました。とても印象に残っております。

確かに、私たち、今も過去のいろんな負担を背負っています。これからも様々な負担を背負っていきます。同じ負担を背負うのであるのだったら、私はちゃんと納得をして背負いたいと思っています。市民は、市がどんな選択をしたとしても負担を背負うことにはなります。なので、市は市民に負担を背負ってもらうのであれば、きちんとした説明が必要なんだと思います。

そこで、市長にお伺いをしたいと思うんですけども、多くの市民、長いこと亀中、それから中部中の全員で食べる給食、すごく心待ちにしてきました。給食センターができるということで、温かくて小学校と同じ給食が食べられると思っていたところに、今回の外部委託の食缶方式という初

めて聞くものが出てきて驚いているというところが現状なんですけれども、まだ自前で給食センターだとか自校式で造るという気持ちがあるのであれば、市と教育委員会と協力をして、事業費とか建設地について検討をして、そしてお金のめどを立てて、市民に対してきちんと説明をして、期限を決めて対応すべきだと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育に関わる様々な課題と、その課題解消のための取組、あるいは本市としての必要な様々な施策と予算、これは教育のみならず全体としてしっかり市民の皆さんのニーズ、それから今だけではなくて将来の後年度での次世代への負担とか様々な観点からの検討が、やはり行政の政策判断と財政運営上、これは避けては通れないことであろうと思います。

今回、例えば亀山市は、これは給食センターに限らずであります。総合計画は皆さんの議決もいただいて、そして118の施策の方向をお示しし、330の施策をしっかりと限られた4年間で、総合計画の計画期間である4年間でその330の施策の具現化に向けて実現をしていくと。その過程におきましては、やっぱり公の場でしっかり市民の皆様とその考え方、あるいは財政の裏づけ、あるいは将来への様々な課題もしっかり、こういう議論を通じながら見えるところで説明をさせていただくと。このやり取りを通じて、市民の皆さんの様々なご理解やご協力をいただけるものというふうに思います。

そういう意味では、これは民主主義の非常に大事なベースであろうと思っておりますので、そういう視点から、今申されました今回の教育委員会が様々な実現に向けた具体的な検討を重ねた結果、一つの方向性を現時点で示された。これは一定の尊重すべきものというふうに思っており、先ほどお話がありましたあの時点での8億8,000万の見積り自体が、あるいは年間の七千数百万という運営経費自体の裏づけの甘さがあったというお話がありましたけれど、それを踏まえてしっかり検討した結果、今回の方向性を示されたというふうに考えております。

したがって、今後その教育における給食の重要性、あるいは少し中長期で考えるどうあるべきかについても、しっかり対応させていただく必要があるかと思っておりますけれど、今回のこの時点での教育委員会の様々な方向性については、尊重すべきものというふうに現時点で考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今の市民のニーズだとか、課題とか、たくさんあるかと思えます。ただ、今回の給食センターは実施計画にまでも盛り込んだ内容で、市民はすごい期待していたんですね。

なので、市長にはやっぱり、教育委員会の考え方を尊重するといつもおっしゃいますけれども、市の部局と教育委員会と協力をして、市民のちゃんと納得のいくような結論を出していただきたいと思えます。市民の声を酌んだリーダーシップを期待したいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次に参りたいと思えます。

災害時における市の役割と機能についてでございます。

毎年9月1日は防災の日でございます。先日のニュースで、なぜ9月1日が防災の日であるのかわからない人が増えているというのをやっていました。9月1日は、1923年、ちょうど100年前に関東大震災が起こったことが由来となっております。その後も、阪神・淡路大震災は27年前、東日本大震災は12年前、熊本地震も7年前と随分時間はたっておりますけれども、毎年のように大型台風も大きな被害をもたらしておりますので、防災について考えることが日常的になっているかなあというふうには感じています。

先日、8月15日には台風7号の影響で、この辺りでも長く停電をした地域もありました。まず、この停電で市に問合せがあったかどうか、お伺いします。もしあったのならば、どこの部署に何件、それから内容はどんなものだったのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

台風7号のまずは停電状況でございますけれども、15日の朝6時27分から9時33分まで、関地区では最大1,800戸、12時8分から19時14分まではみどり町、田村町などで断続的に1,030戸の停電がございました。

市民からの台風7号の際の停電に関する問合せにつきましては、中部電力へ直接電話がつながりにくいという状況でございましたため、件数は把握できておられない状況なんですけれども、市の問合せはたくさんいただきました。その中で対応させていただきましたのは、危機管理対策部の本部班のほうで対応に当たった次第でございます。

問合せの内容につきましては、いつ復旧するか、どこが停電しているか、中電さんの広報車が回ってきたみたいなんだけれども、内容が聞き取れなかったというものでございました。こういった問合せには、中部電力のホームページから得た情報や、中部電力の担当者から直接入手した情報を代わってお伝えしたという状況でございました。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

危機管理対策本部にたくさん問合せがあったということなんですけれども、ただ内容としては、そもそも中部電力に電話が繋がらなかったということは、もともとは中部電力に対する問合せであって、本来危機管理対策本部のほうが対応するものではないものだったり、市へ対応を求めているというものではないのかなあというふうに思ったんですけれども、そういうものがたくさん問合せがあるというのは、業務を圧迫したんじゃないかなあというふうに思います。

ただ、そもそもこういう電話がかかってくるというのは、市民が欲しい情報が手に入らなかったから混乱を生じたんじゃないかなあというふうに推測するんですけれども、なかなか情報を自分から手に入れられない方もいらっしゃいますので、災害対策本部の業務に支障を来さないように中部電力と協議をして、その電話で問合せのあった、例えば中部電力のホームページの内容であったりとか情報というのを、市の安心めーるだとか子育てLINEとか、そういったもので市から情報を流していったらどうかなあというふうに思うんですけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

停電情報につきましては、まず中部電力のホームページやスマートフォンアプリがございますので、そういった情報から確認していただくことが前提とは考えておるんですけども、今回以上の大規模の停電も想定されることですし、中部電力さんのホームページへのリンクなんかを市ホームページから入っていきけるような情報発信とか、あとそれを補完する形で市のSNSなどを活用して、個人のほうにリアルタイムの情報を送受信されるプッシュ型の情報を行って、幅広く情報発信できるよう、所管部署とちょっと調整を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

災害のとき、特にいつ終わるか分からない停電なんかは本当に不安なので、そういうときにどこを見たらいいのかを知っているというだけでも安心できますし、先ほど言われたプッシュ型、市のほうから自動的に送られてくるとなると、より安心だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、職員の配置についてに移っていきたいと思います。

こちらは8月15日の台風の後になりますけれども、8月17日に市の職員さんの風水害時の図上訓練というのがありまして、そちらを見学させていただきました。実際の風水害時に各部署がどうやって動いていくのか、時間だとか災害の情報が刻一刻と変わっていく様子を各部署リアルに対応していただいておりますけれども、当然図上訓練なので机上の訓練ではありましたが、本来この訓練というのは市民の安全を守るためにやっているのが訓練なのかと思うんですけども、なかなか訓練中に避難対象である市民の動きが見えてこないなあというのが印象でありました。

実際には、先ほどの停電のときのように市民からたくさん問合せも来るかと思ひます。なので、まず現状、災害が起こったときにどれぐらいの避難者数が出るのか推測をしているのかをお伺ひします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

地域防災計画のほうでは、南海トラフ地震の発生時には指定避難所のある地区ごとに避難所及びその他の避難所を含めた地域居住者の10%を避難者数と想定しておるところなんですけれども、風水害については台風の規模の予測が非常に難しいということですので、計画上、避難者数の想定はない状況でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

風水害時の避難者数は想定をしていないということだったんですけども、確かに実際の避難者数の予測というのは難しいかと思うんですけども、現状、避難所の開設の職員さんはお二人ですし、ほかにも広報だとか物資の搬送とか、膨大な仕事があるということは訓練を見ていてとてもよ

く分かりました。ただ、やっぱり職員の数が限られていますので、風水害時においても地域の地形だとか環境、それから高齢者の数というのを事前に把握して、勘案をして避難者数の想定をしておく必要はあろうかと思えます。

また、災害時、人手があったほうがいいんですけども、非常勤職員さんについて訓練では当然出てこなかったんですけども、実際には、非常勤職員さん、会計年度任用職員さんですけども、何か役割があるのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

ご指摘のとおり会計年度任用職員の関係でございますけれども、現在のところ職員のほうで対応をしております。例えば避難所の開設や資材搬入の関係でも、避難所開設には市民対策部が二、三名で開設に当たって、物資の搬送やそういったことは、市民対策部のほうは物資の搬入は行っておらず、食料や毛布やベッドなんかは総務対策部が行っておると。また、避難所開設についても不足分があれば、市民対策部のほか総務対策部財務班、あるいは教育対策部教育班からの支援体制も準備されているところでございます。

このことから、地域防災計画の配備体制の中には、会計年度任用職員というものは含まれておらない状況でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今は人手が足りないところは正規の職員さんの間で応援をし合うということかと思うんですけども、実際、災害が起こったときに人手が必要になってくると思いますので、特に近年は希望者を募って選挙の事務なんかは会計年度任用職員さん、今までは正規の職員さんだけだったみたいですけど、会計年度任用職員さんが事務の応援をしているようなので、少しでも災害時に市の内情を分かっている方にお手伝いをしていただければ安心な面もあろうかと思えます。

なので、人員確保のためにも、会計年度任用職員さんから希望者を募ってあらかじめ登録なりしておいて、お手伝いをいただくという方法は取れないんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

例えば今回の台風7号の災害対策本部は、警戒体制、2次配備での運用で対応ができました。必要に応じて3次配備や非常体制の全職員配備を行うことが可能であり、状況に応じて災害対策本部を増員する余裕がございました。

会計年度任用職員の活用でございますが、災害対応と申しますと、各部署間や関係機関との連絡や意思調整を行うなど、非常に複雑で臨機応変な対応が必要でございます。それである程度経験の積み重ねが必要になってくるのが現状でございます。一方で、会計年度任用職員につきましては年度契約でございますことから、今後は中長期的な視野に立って災害時の会計年度任用職員の活用について、関係部署と研究を行っていきたくて考えており、現状では会計年度任用職員の活用は考え

ておらないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

現状の会計年度任用職員さん、すごく業務に精通されている方もいらっしゃいますので、今後検討する価値はあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それから、大規模災害時になりますけれども、職員さんだけでなく一般のボランティアの方の手を借りることもあろうかと思っておりますけれども、こちらも市民ボランティアをあらかじめ登録制にしておいて、毎年やっている訓練などに参加してもらってはどうかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

長期にわたる大規模な災害対応には、ボランティアの存在というのは不可欠と認識しております。実際にボランティアの受入れ、人材確保が必要になった場合につきましては、亀山市社会福祉協議会を中心に民間ボランティアの団体の協力をいただくこととなりますが、今回の事前の登録制ということにつきましては、ご意見につきましては、関係する健康福祉部とともに研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

こちらも災害時にすぐに対応できるわけではありませんので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

少し時間がなくなってきましたので、4番の民間企業との連携についてに移らせていただきたいと思います。

亀山市は、災害が起こったときなどに市内の企業等と支援協力関係を結ぶ、いわゆる災害協定を結んでおりますけれども、協定の締結の際に一時的に新聞報道がされるだけで、今どれだけの協定が結ばれているのかというのが、今よく分かっていません。なので、どんな分野でどんな企業と協定を結ばれているのか教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

民間との災害時応援協定の実績でございますが、令和5年3月末時点で様々な分野におきまして48件の協定を締結しております。市民に身近なものでは、例えばスーパーサンシさんとかコメリさんとか、そういったスーパーなどの食料品や生活必需品の供給が4件ございます。飲料水の提供の協定についても1件ございます。避難所での畳の供給なども1件ございます。あと市内4か所にゴルフ場がございますけれども、こちらも避難所開設が可能ということで協定をいただいて、1件ございます。そのほか各種団体、医療関係、電気、電力、ガス、葬祭業務、動物救護などの事業者

組合などで30件、復旧機材のレンタル、救援物資の受援場所、廃棄物処理など各種企業と7件、医療品の供給や避難所用資機材の供給に3件、福祉避難所の開設に関する協定書1件でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

全体で48件ということで、いろんな企業さんがいろんな分野で協力をしていただけたということなんですけれども、こんな企業がこんな協力をしてくれるということをもっと周知したら市民も安心できますし、さらなる支援、協力関係を結べる企業さんというのも増えてくるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、市民への周知だとか企業さんへの周知、そういうものも必要だと思いますけれども、ご意見お伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在、市のホームページにおきましては、協定締結時のお知らせについては新着情報で掲載している状況でございます。その他、地域防災計画の資料の中でも公開しておるんですけれども、それは計画上の一部の掲載ですので、一度再検討したいと思うんですけれども、協定先の意識高揚や市民の安心感につなげるため、協定内容についてカテゴリー別に分かりやすい専用のページを設けて公表させていただきたいと思っております。

○5番（中島雅代君登壇）

ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時50分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

先週より、財源確保について多くの意見や提言が出されております。一番手っ取り早く大きな収入確保につなげるのは企業誘致だと思いますが、コロナ禍を経て、先行きの見えない不安を経験した今、私たちが景気の影響を受けやすい大企業だけに依存するのではなく、このまちの持つ豊かな資源や市民力、商店や中小企業の底力にもしっかりと目を向けていくべきではないかと思ひ、そういう視点で大きく2項目、まちの魅力発信力とイコールでもある観光とふるさと納税について質問をいたします。

まず、第2次亀山市観光振興ビジョンについてですが、亀山市は昨年、この第2次亀山市観光振

興ビジョンを作成いたしました。新型コロナや社会変化の影響を受け、観光の在り方は随分とさま変わりしております。この計画は、ポストコロナの視点で今後の観光の在り方、観光に対する新たなニーズへの対応について掲載されており、今までのような団体観光客の誘致ではなく、今後は個人観光へのシフト、また観光客の求めるものの変化やそれに対応する手法が必要であると記されております。

例えば本市の場合でしたら、かぶとの森テラスなどの自然観光が顕著に増加傾向であったり、個人旅行が主流となりつつあり、人混みを避けて近隣の地方部へゆっくりと魅力を発見する、質を求める観光へと変化していることを示し、今後は的を絞って新しい観光のスタイルに対応した施策展開が必要であると、その方向性を定めております。

そういう視点に立ちつつ進めてきた中で、令和4年度の観光振興ビジョンの進捗についてどうなっているのかお答えください。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

第2次亀山市観光振興ビジョンにつきましては、「まちを磨き、持続可能なまちづくり観光を進めます！」を基本方針に、観光資源のクオリティーアップ、情報発信のクオリティーアップ、ポストコロナを見据えたクオリティーアップの3つの基本戦略と11の施策により推進いたしております。

昨年度は、観光資源及び情報発信のクオリティーアップとして「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトにしまして、インフルエンサーを活用し、雑誌への掲載、特設ウェブサイトの新設、観光PRポスターの作成など、観光プロモーション事業をスタートさせたところでございます。

また、亀山ブランド推進事業におきまして、新たに8社17品目を認定し、百貨店や近隣自治体との連携によるPR販売を行いました。

さらに、ポストコロナを見据えたクオリティーアップとしまして、亀山7座の整備とそれを活用した自然観光や、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会と連携した自然体験の実施、駅前を新スポットとした観光PRなどに取り組んでまいりました。観光振興ビジョンの進捗につきましては、観光入込み客数及び亀山市観光協会ホームページ訪問者数など、目標に向けて順調に伸びてございますことから、全体としておおむね順調に進んでいると考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

現在の進捗についてお答えをいただきました。

令和4年度は、先ほどもお話がありましたように「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトに、インフルエンサーの活用、雑誌やウェブへの掲載、そしてまた亀山ブランドを立ち上げ、亀山市の魅力のPR、またポストコロナを見据えた自然観光、これにも大きく力を入れたということです。市役所や図書館入り口をはじめ、その他至るところに観光プロモーションのポスターなどが見られますし、亀山7座については私も何度か参加をさせていただき魅力を実感しましたが、人気は上々



だと思っております。

では、一方で課題について、こちらはどう捉えているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光振興における課題といたしましては、交通の要衝として栄え、交通の利便性が高いがゆえに通過地点として立ち寄る場所となっていること。飲食店や宿泊施設など観光客の受入れ体制が整っていないことなど、訪れた観光客の滞在時間が短くなってしまうことが上げられます。また、関宿のような歴史文化資源や亀山7座のような豊かな自然資源など、市内には魅力的な観光資源がたくさんございますが、個々の発信となっていることから、それぞれの観光地を周遊する仕組みづくりが必要と考えております。

さらに、前計画から推進しておりますまちづくり観光につきまして、それに関わる市民団体の担い手の育成、市民の観光資源に対する誇りやおもてなしの意識の醸成、行政及び関係団体等による積極的なプロモーション活動など、それぞれの取組の強化も課題の一つと捉えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

様々な課題を上げていただきましたが、中でも大きな課題というのが滞在時間が短いことであると思います。私も市外の方にいろいろ亀山から自分が来たと言うと、亀山サービスエリアは寄ったことがあるよとか、トイレ休憩に行ったよとか、そういった本当について観光になってしまっている。それがとても寂しいなあというのが現状だと思います。

だからこそ、じっくり見てもらう、今おっしゃったたくさんの魅力がある。そこを見てもらうためには、滞在時間を増やす仕組みづくりが必要であると思います。個々の魅力発信だけでなく、市内観光地を周遊するためのストーリーをつくるのが重要であると観光振興ビジョンにもありますが、そのストーリーとは何を指すのか、何をいうのか、答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市を訪れた方が、市内の観光地を周遊し、滞在時間を増やしていただくためには、課題にも上げました飲食店や宿泊施設など観光客の受入れ体制の整備なども必要でございますが、まずは個々の観光資源に人を引きつけるようなストーリー性を持たせた積極的なプロモーションを行うとともに、観光協会やDMO、観光関連事業者、地域などと連携して、新たな体験プログラムや観光ツアーなど、ニーズに合った観光コンテンツを増やしていくことが重要であると考えております。

このことから、本市では昨年度から「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトとして、4つのキーワード「道・灯り・学び・歩む」を切り口に、それぞれの観光資源を関連づけて観光プロモーションを展開しているところでございます。具体的には、昨年度は道をテーマとして、古代から現代まで人が行き交い栄えた道をたどりながら、東海道関宿やJR亀山駅周辺など、道によって育まれてきた本市の観光資源を特設ウェブサイトや全国雑誌、PRポスターなどによって紹介いたしま

した。

また、今年度につきましては「灯り」をテーマとして、灯おどりやカメヤマローソクなど、本市の伝統的な資源にスポットを当てて、これまでの歴史を紹介しながらその魅力を発信しているところでございます。今後は、こうしたテーマで旅行者を引きつけるようなストーリーをそういったテーマにつけまして、市内観光地を周遊するようなツーリズムを観光振興につなげてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ストーリーといっても抽象的で大変難しいテーマではありますが、ただ市の広報でも紹介をしていただいております、4つのキーワード、先ほどの道・灯り・学び・歩む、これを切り口に昔から現代までを結ぶ。

確かにこれらのキーワード、亀山市を位置づける、意味づける、持たせるものであるとは思いますが、観光客側の視点に立ったときに、抽象的過ぎて亀山市が目指す周遊、何かを一緒にストーリーを考えながら周遊という点と点を結んでいく、こういうことに対してはちょっと難しいんじゃないかというふうに懸念をしております。

観光振興ビジョンの中でも、民間事業者の考察にはこう書かれておりました。

亀山市は豊富な大自然、歴史的な文化財はあるが、残念ながら点、つまり個々の地域資源となっていてしまっており、それらを周遊したくなるストーリーが見えない現状である。観光資源は、個々に見せるだけではそれ以上魅力は深まらない。そこに人を引きつける何らかのストーリーメイクが必要である。

そこで、次の質問に移りたいと思います。

この資源、つまり自然や文化財を保護だけでなく活用まで持っていくべきと提言を今までもしておりますが、これができないと先ほど言った点をつないで面をつくり、そこからストーリーメイクができないと思うんです。つまり周遊が生まれないということなんです。

亀山市、日本遺産の登録に何度か挑戦していますが、選ばれなかった理由というのも、まさにここが弱かったからではないか。やはり周遊してもらうための滞在時間を増やすための仕組みづくり、これが重要と思いますが、具体的な取組はありますか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市を訪れていただいた観光客が市内での滞在時間を増やすためには、まち歩き、食事や買物をするだけでなく、体験や宿泊をすることが重要と考えております。現在の取組といたしましては、桶作り体験や着物体験、木工ワークショップなどに加え、亀山市観光協会による東海道のおひなさま亀山宿・関宿や、県下7市のお城を巡るスタンプラリーなど、様々な体験やイベントを実施しております。

今後におきましても、観光客の市内滞在時間を増やすため、引き続き亀山市観光協会及び観光DMO、観光関連事業者、地域などと連携しながら、体験型の観光コンテンツを開発するとともに、

宿泊施設の誘致にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁にありました亀山7座トレイルやまた各種体験、そしてイベント、これらは確かに滞在時間を増やす取組としてすぐれたものであり、またこれからも開発していくということで、ぜひ今後も続けていただきたいと思います。

一方で、亀山市のもう一つの大きな課題があります。お金を落とす仕組みです。先ほど紹介した民間事業者の考察には続きがありますが、紹介させていただきますと、地域資源は磨くだけでは地域経済への貢献は大きくない。大事なものは、それを目的に訪れた人が、まちを歩き、飲食をし、買物をし、体験し、あるいは宿泊をすると市内での滞在時間が増し、お金が落ちる仕組み、受入れ体制づくりが重要であると考え、このようにございます。

この夏、私はいろんなところに視察に行っただけですが、その中でも特に観光については、愛媛県の大洲市がとても参考になりました。大洲市は、大洲城をはじめとする歴史的建造物群を持つ人口4万人のまちです。しかしながら、西日本豪雨で壊滅的な被害を受け、現在は一丸となってまちの再生に取り組んでいます。その中でも、民間との協働で分散型ホテルという周遊の仕組みは大変興味深いものでした。分散型ホテルとは、歴史的建造物群の複数の空き家を改修し、まち全体を1つのホテルと見立てることで、宿泊、食事、土産屋など、施設がまちに点在しているため、必然的にまちを移動する仕組みになっており、まさに歴史的建造物を点で再生し、まちを面で活用する取組を行っております。

大洲市で話を伺ったところ、食事やお土産は買ってもらうだけでも数百円から数千円、これでは持続的な観光事業はやっていけない。やはり宿泊までしてもらって滞在時間を増やし、お金を落としてもらわなきゃということで、この仕組みをつくり上げたそうです。

そこで質問ですが、亀山市では、観光で実際どのぐらいお金を落としてもらえると試算しているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光庁が実施しております令和2年の旅行・観光消費動向調査によりますと、日本人国内旅行の1人1回当たりの旅行単価は日帰り旅行で1万6,589円、宿泊旅行で4万8,365円となっております。このことから、体験や宿泊により長く滞在していただくことで消費額が増えていきますので、観光関連事業者はもとより、地域や産業の活性化にもつながるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ちょっとタブレットの操作がおかしくなっちゃって金額が聞けなかったんですけども、すみません。でも、観光の中で周遊だけ、そして宿泊だけ、その部分で考えたときかなりの差があるということは分かりました。やはりお金を落としてもらう仕組みまでつなげるには宿泊まで考える

必要性があるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほどの観光庁の調査でも数字をご紹介させていただきましたが、日帰り旅行に比べて宿泊旅行につきましては約3倍の単価となっております。このことから、消費額が増える宿泊を伴った体験プログラムや観光ツアーなど、観光客が長く滞在するような仕組みを観光関連団体や事業者とともににつくっていく必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

観光振興ビジョンには、令和4年度に取り組んだ誘客の取組などについては具体的に書かれておりますが、宿泊についてはあまり記述がございません。ここを今からでもしっかり考えていく必要があると、私は切実に思っております。

そんな中、先ほど事例に上げた大洲市は、分散型ホテルとしてまちに存在する空き家を資源として、宿泊施設として活用する仕組みをつくり上げております。この仕組みのよいところは、周遊を生み出すことだけではなく、既に存在する歴史的建造物という資源を活用することにございます。今までも、一般質問の中で文化財の活用について質問をしましたが、実際に取組をしている自治体も現在増えつつございます。例えば関宿の落合家、お祭りのときは一般公開されておりますが、平時は地元での利用がある場合など以外は、ほぼ閉まっているようです。このような既に手入れをした古民家を宿泊施設として活用はできませんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員ご提案の旧落合家など文化財を活用した宿泊でございますが、観光分野は文化財の保護・活用、文化芸術の振興、農林業・商工業の振興など、ほかの分野とも関わりが深いことから、文化財に限らずそれぞれの部署とも連携を図りながら観光施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほどのご答弁どおり、まさに各部署との連携、これが大事になってくると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

ちなみに大洲市、これは分散型ホテルだけではなく、観光客誘致のためにキャッスルステイという取組もしてございます。その名のとおり大洲城に泊まれるというもので、年間限定30日ではありますが、1泊100万円で、コロナが落ち着いてきて予約が徐々に入り出しているそうです。

この動きは今世界で広がっているアドベンチャーツーリズムの一例だと思うのですが、アドベンチャーツーリズムとは、アクティビティ、自然、文化体験、この3つの要素のうち2つ以上で構成されている旅行のことを言います。このアドベンチャーツーリズムを利用する旅行者の特徴は、

教育水準の高い富裕層の割合が多く、地域独自の自然や地域のありのままの文化を地域の人たちとともに体験し、旅行者自身の自己変革や成長の実現を目的とする旅行形態を求めていると、先週NHKニュースでも紹介されておりました。

なぜこれを言いますかといいますと、持続可能で環境になるべく負荷をかけず、地域住民の理解を育むことを主眼に置いた観光の在り方ですが、まさに先ほどおっしゃっていましたが亀山市の目指すまちづくり観光、これと同じ方向性を感じております。

現在、オーバーツーリズムの問題も同時に課題となっておりますが、少人数の文化のサステナビリティ、これに貢献する旅行者に来てもらう、ターゲットを絞るという視点も今後はすばらしい亀山市の財産、そして観光地に住む地域住民の生活を守っていくためには考える必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員から先ほど提案いただきましたターゲットを絞る施策、こういったものは非常に重要であると考えております。

現在、亀山市の観光誘客につきまして、ターゲットとなる世代につきましては、第2期亀山市シティプロモーション戦略で設定する15歳から64歳の交流人口としております。また、ターゲットエリアにつきましては、県内はもとより交通の結節点であるという本市が持つ高いアクセス性を踏まえ、中部圏や関西圏だけでなく、リニア中央新幹線の開業を見越して首都圏も含めているところでございます。さらに、これらのターゲットのうち、50代、60代で既に亀山市やアート・歴史・文化について知識関心のある関心層から、20代、40代でこれまでアート・歴史・文化に関心がなかった人や、亀山市を知らない低関心層まで4段階に分類し、「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトに、現在それぞれの関心度に応じた観光プロモーションを展開しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

今回この質問をつくるに当たり、様々なところを視察に行ったりとか、あといろいろ文献を探したりとか、いろいろな知識を得た中で、やはり今変わってきているなというのをすごく感じております。そして、その中で亀山市、この豊かな自然等、誇るべき歴史的文化的文化資源を持っております。この既にある資源をいかに発信し活用につなげていくかが今後の課題を解決するキーであると思いますので、ぜひ検討・研究して行ってほしいと思います。

最後に、市長の見解をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市の持つ歴史とか伝統文化、自然、そういうものを本当に生かす、保存だけではなくて生か

していく、その中で、よりターゲットを絞り込んだ誘客とか観光施策の充実というのは、まさに今ご提案のとおり、私どももやっぱりオール亀山として、行政はもちろんであります、民間セクターも含めたそういう力の向上が必要だというふうに考えております。

今ご紹介いただきました愛媛の大洲市、すばらしい城下町、小京都であります、ニッポニアの分散型のホテルで大成功を収めておられます。さらに、丹波篠山も同じように同様のまちづくりを展開して、ちょうど先般、夏前に丹波篠山、伝建ら辺のお付き合いがございますので、市長さんはじめ亀山市へお越しいただいて、この東海道を堪能していただきました。お城も。

いずれもやっぱり城下町を非常に生かしつつ、ターゲットを絞って今の宿泊を狙っていく。非常に少しターゲットは富裕層を狙っていくことによって、少し従来とは違った客層のブランディングが可能になってきた。それがまた新たな民間のビジネスとか観光のニーズを掘り起こして、すごいことに今なっておるといのは成功事例であろうと思います。

私どもも、足らざる部分やご提案いただくようなところをしっかりと研究もしつつ、本市におきましても今年、亀山モデルという民間セクターの観光業を軸にしたお取組を4社の皆さんが軸に立ち上げていただきましたので、しっかりと勉強させていただく中で、議員ご提案のそこらは本市としてのさらに政策の中身を高めていく必要性を感じておりますので、今後しっかりと前へ進めていきたいと考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

これにつきましては、今動いているものであり、亀山市に本当に合っているか、ここはしっかりと精査していかなければいけないとは思いますが、ただ、やはり亀山市にある自然、誇るべき財産、これを何とか守っていきたい。この思いはずっと持ち続けておりますし、そのためにいかに稼いでいかなきゃいけないか。どうしても観光にはこの稼ぐという視点が必要でありますので、その辺についてもしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税についてですが、このふるさと納税については、最初に私が提言したのはまだふるさと納税が全く話題にもなっていない当時だったんですけども、それこそ純粋なふるさとを思う人が、自分の育ったまち、これを応援するための寄附する制度であったと思います。この制度、亀山市に関係する人、愛着を持つ人が、亀山市に住んでいなくても潜在的な亀山市民となってもらえるようにするため、積極的に利用すべきだと提言をしました。現在、様相は随分変わってしまいましたものの、この活用について積極的であるか否かで、随分と自治体の熱意の差が表面化しているようです。

まず最初に、現状についてということで、ふるさと納税制度の利用者の推移を聞きたいので、寄附の受入れ額と亀山市から他自治体へのふるさと納税がされた市民税、控除額の推移について伺います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市のふるさと納税の寄附金額の推移でございますが、まず歳入のほうにつきまして、私のほうから答弁させていただきます。

過去5年間の実績につきましては、平成30年度が175万円、令和元年度が220万875円、令和2年度が304万円、令和3年度が939万6,045円、令和4年度が2,702万7,000円となっております。

平成30年度と令和4年度を比較いたしますと、寄附金額はこの5年間で約15.5倍に増加しております。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ふるさと納税による市民税の寄附金控除の推移でございますが、同じく平成30年度課税から申し上げますと、平成30年度課税におきましては674人、約2,350万円、令和元年度課税では1,002人、約3,450万円、令和2年度課税では1,038人、3,650万円、令和3年度課税では1,517人、約5,600万円、令和4年度課税では2,136人、7,050万円で、それと令和5年度につきましても当然もう課税されておりますので、これもご答弁申し上げますと、2,776人、約9,250万円となっております。

ふるさと納税を利用される方は、人数、寄附金額とも年々増加傾向となっております。平成30年度から直近の令和5年度課税分まで6か年で比較いたしますと、人数で2,102人、市民税の控除額で約6,900万円と、それぞれ増加となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

受入れのほうも流出のほうも、特に令和3年度、4年度の伸びがすごく大きくなっているのは、コロナの影響もあると思いますし、この制度に対する取組姿勢の変化によるものかもしれません。

次に、この推移、この傾向を市としてはどう捉えているのか答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

推移の傾向でございますが、本市へのふるさと納税の寄附金額につきましては、令和3年度から順調に増加しております。その一方で、全国のふるさと納税総額が増加する中、本市においては寄附金額以上にほかの自治体へふるさと納税に伴う市民税の税額控除額が増加している状況でございます。今後も全国のふるさと納税総額は増加していくかと思われま。

こうした中、まずはご協力いただける市内事業者の皆様と一丸となって、本市の魅力発信に努め、選ばれるまちとなるよう今後も全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

亀山市のふるさと納税に対する取組も、様々な経緯を経て変わってきたと認識しております。し

かしながら、亀山市も積極的に取り組んでいるけれども、他市も同様に取組に力を入れている、そういう状況なのだと思います。

では、ふるさと納税について亀山市の現在の取組、これについて具体的に教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市ではこれまでから、ふるさと納税制度の趣旨に沿って、本市を応援していただいております全国の皆様方の思いを大切に、ご期待に応えられるよう鋭意努力しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、令和3年度からポータルサイト内における閲覧ページの作成や、返礼品協力事業者への発注及び返礼品配送管理に関する業務などを戦略的なPRを専門とする事業者へ委託しております。

ポータルサイトにつきましては、現在ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税の2つを設置しており、寄附の申込みから決済まで一連の手続きができるだけでなく、市の特産品やその魅力を全国に発信でき、知名度の向上にも非常に効果的なシステムであると考えております。

また、ふるさと納税の返礼品につきましては、魅力ある亀山ブランドの認定品とも連携して、全国にPRを行っているところでございます。亀山ブランド全体で17事業者34品目のうち、現在ふるさと納税の返礼品として、セットにして返礼品としている品も含めまして、16事業者58品目を取り扱っております。さらに新たな返礼品を見い出すため、市内で生産されているものや製造されているものはないか、商工会議所や事業者からの情報を基に、職員が市内事業者を直接訪問し、ふるさと納税返礼品の登録事業者としてご協力いただけるようお願いしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ふるさと納税、これにおいては情報発信がとても大事になりますけれども、専門業者を通すことで全国的にアピールできる体制ができているということで確認しました。

また、亀山市をPRする特産物、いわゆる返礼品も現在ではホームページをにぎわせておりますが、特に亀山ブランドを立ち上げたり、亀山市の魅力の発掘、発信することも活発に行われています。この魅力の発掘については、職員が市内業者を直接訪問して回っているということですが、やはりそれが一番大事な、重要なことだと私は思っております。

では、これらの取組の成果についてはどうなのか、答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

取組による成果といたしましては、ふるさと納税に係る業務を専門事業者へ委託しました令和3年度におきまして、寄附金額は令和2年度と比較して約3倍へと増加しております。

また、ブランドの認定品と連携して全国へPRした結果、令和4年度のふるさと納税全体で787件、2,702万7,000円のうち、亀山ブランド認定品の寄附実績につきましては、184件、436万1,000円でした。



さらに、職員が市内事業者を訪問しました結果、令和3年度当初の返礼品数は14事業者59品目でしたが、令和5年8月末現在の返礼品数は36事業者304品目に拡大しております。今後も、全国の皆様により多くの本市の魅力をお伝えできるよう、返礼品の拡大に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、令和5年度の寄附実績でございますが、8月末現在で277件、1,169万750円となっております。昨年度を上回るペースという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今答弁いただいた数値を聞きまして、亀山ブランドの件数が全体の割合から見ると予想に反して少なかったのですが、全体787件のうち亀山ブランドが184件ということで、では、現在亀山市の特産品においては、どこが人気なのか、こういったものが人気なのかはわかりますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ふるさと納税返礼品のうち最も件数が多かったものでございますが、亀山ブランド認定品でもございます有限会社小林ファームの豚肉が113件、次いで丸一株式会社の雨水貯留タンクが112件、株式会社かとう製菓のポテトスナック並びに株式会社柿安本店ミートセンターの三重柿安牛となっております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移ります。

ふるさと納税の方針についてとありますが、ふるさと納税についてはメリット・デメリットがございまして、亀山市はこれらをどのように捉えているのか、まずこちらからお答えください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、ふるさと納税制度につきましては、地方のふるさとで生まれ育ち、進学や就職を機に都会へ出た後に、自分を育ててくれたふるさとに貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された制度であると認識しております。

まず、ふるさと納税のメリットといたしましては、1点目に、本市の特産品を全国に情報発信できるということでございます。本市の魅力を寄附者ご自身で知っていただくことにより、全国の様々な地域に活力が生まれることを期待しております。

2点目は、ご寄附いただいた方々は寄附金の使い道を指定できる仕組みとなっているところでございます。現在、ふるさと納税の活用先として9つの基金のほか、空き店舗を活用した創業や亀山ブランドのPRなど地域の活性化に対する取組を支援する商工業活性化支援寄附を設置しております。具体的な基金の活用としましては、令和4年度に開館した図書館の椅子やテーブル、展示台な

ど、三重県産材を使用した備品購入の財源といたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ふるさと納税なんですけれども、最初は育まれたふるさとに対する思いとか、ありがたい気持ちというのを返すという意味での寄附だったんですけれども、一方で、今ふるさと納税を知る人が増えて利用者が増え、そして今までに結びつくことのなかった人にも亀山市を知ってもらえるきっかけになる。また、まちの魅力を情報発信ツールとして大きな力になるということも一個分かっております。

これらのメリット・デメリットを踏まえて、この制度に積極的に取り組む気持ち、これはあるのか。これについて答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほどメリットだけ答弁させていただきましたが、デメリットというところにつきまして答弁させていただきます。

財源につきまして、地方分権の観点から国から地方へ委譲するべきであるにもかかわらず、ふるさと納税の利用が急速に拡大するにつれて、地方自治体間での過大な返礼品競争が行われ、実質の税収の増につながらないという徒労感が残る結果となっております。こういったところがデメリットとして考えております。

また、そういったふるさと納税について積極的に取り組む気持ちがあるかということですが、先ほどもご答弁申し上げましたが、本市へのふるさと納税の寄附金額は順調に増加している一方で、それ以上に他の自治体へのふるさと納税に伴う市民税の税額控除額が増加している状況でございます。

このような状況から、今後も制度本来の趣旨に沿って適切かつ健全に活用しながら、ご協力いただける市内事業者の皆様と一丸となって返礼品を通じた本市の魅力発信に努め、選ばれるまちとなるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、本市を応援いただいております全国の皆様方の思いを大切に、ご期待に応えられるよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

積極的に取り組む姿勢だということでお聞きしていますけれども、今後も新規の人に新しくという発信も大事なんですけれども、先ほどのように今までご寄附いただいた亀山市とつながってもらえた人に対するアプローチ、これはとても重要だと思います。本来だったら、もしかしたらつながりがなかったかもしれない、その方が今つながっている。この人たちに対する対応というのはどのようにしているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

全国の皆様からは、たくさんのご寄附をいただいておりますことを心より感謝申し上げる次第でございます。

本市にご寄附いただきました方々へのアプローチにつきましては、返礼品を送付の際にお礼のお手紙を添えるとともに、ふるさと納税で生まれたご縁を大切にして、翌年度、本市の最新の情勢や新規の返礼品の紹介も含め、感謝の意を込めたお礼のメールを送っております。このため、毎年本市を応援していただくリピーターの方も多数お見えになるところでございます。

今後につきましては、ご寄附いただいたお金の使い道につきまして、活用実績を市のホームページなどで情報発信することで明確化し、ご寄附いただきました方々と継続的なつながりが持てることを期待するとともに、さらに全国の皆様に応援いただけるよう努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ぜひとも、ふるさと納税でつながった皆さんにも積極的なアプローチはしていただきたいと思えます。他市の取組等を見ましても、例えばLINE登録してもらって、夏祭りなど各種イベントなど魅力的な市内情報を発信することで、寄附だけでなく地元まで足を運んでもらうまでの取組、これを実践しているところは結構ございます。やっぱり、今回1個目で観光振興ビジョンのことも言いましたけれども、せっかくつながったご縁、ふるさと納税、関係人口を増やすための重要な強力なツールですから、ぜひとも、ここまでつなげてもらいたい。そして、この亀山市というのはすごく魅力があるところですので、そこまでつなげてほしいなど、来てもらうまでつなげてほしいなと思えます。

最後の質問なんですけど、今後の展開についてということで、先ほどの質問とつながっていくんですけども、亀山市の魅力というのは特産品だけではありません。この豊かな土地や歴史、そういったまち全体の魅力もでございます。先ほど観光振興ビジョンについて色々言いましたけれども、このまちの魅力をぜひ体感・体験してほしいと私は思っております。

そこで、観光振興ビジョンと絡め、亀山市における体験型の返礼品、これをつくるという考えはあるのか、お答えください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ふるさと納税における体験型の返礼品につきましては、現在ゴルフ場の利用券やかぶとの森テラス宿泊補助券などがあり、三重県内外の皆様にご利用いただいている状況でございます。このように、実際に本市へお越しいただき、亀山市の豊富な自然環境や観光サービスの魅力をダイレクトに感じていただくことで、観光や交流人口の拡大及び地域の活性化につなげていけると考えております。

今後は、関宿を中心とした観光地や、鈴鹿山系が育む恵まれた自然環境を生かした亀山7座など、市内の観光スポットへ周遊いただけるような体験型の返礼品の拡大を図り、三重県内外の皆様にも一度訪れてみたいと感じていただけるよう努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今回の質問は、亀山市のこの豊かな自然環境、そして価値のある町並み、文化財など、実際に来てもらって空気を感じてもらうことが将来的な亀山市の成長につながっていく。ひいては税収増にもつながっていくと思いますので、ぜひ検討していただき、検討だけでなく実践してもらうことを祈念しまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

---

（午後 1時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

こんにちは、高島でございます。

早く終わりたいと思っておりますので、答弁のほうは簡潔によりしくお願いいたします。

防犯灯のLEDについて、3月議会の質問にも、私いたしました。それ以降の進捗といいますか、これからどう進んでいくんやろうなあということで、今現在、亀山市には2,400基あるということ、これを3月議会で聞いたと思いますが、それ以降どうなっていたのかなということ、をまずお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯灯のLEDの件でございますが、少し本年度に入ってから変更点があったことについてご説明させていただきます。

防犯灯LED化につきましては、昨年度まではLED防犯灯の新設の補助、それと従来の蛍光灯からLED防犯灯への取替え費用の補助を行ってきたものでございます。

しかしながら、防犯灯のLED化補助制度が始まって約10年が経過したことから、LED自体の消耗による交換や火災、落雷などの一般的なメーカーの保証対象外の修繕というものにも対応する必要も考えられるため、地域の要望や費用などの実態を把握する、そういう目的のために、自治会が設置するLED防犯灯施設の改修に要する費用の補助金に関する試行運用要綱というのを6月8日に施行して、LED防犯灯の修繕も補助対象といたしたところでございます。補助金の額は改修費用の2分の1、上限1万円とし、7月に各自治会にご案内させていただきました。現在、落雷による取替え修繕の申請を1件いただいたところでございます。

当面の間、従来からの防犯灯施設設置費補助金の予算の範囲内で試行的に運用をすることとし、地域の防犯環境の充実に図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

LEDからLEDの交換補助金が出るということ、これは大変ええことやと思います。それで一歩進んだのかなというふうに考えております。

そこで、今四十何%という蛍光灯の分がまだ残っていると思うんですけども、3月からこちらのほうにあってはどのような推移をしているのか。

それともう一点、分かればいいんですけども、LEDの防犯灯、一体年間として亀山市がどれだけ補助を打っているのか、それは分かればいいんですけども、教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

令和5年から入って現時点での数値は、まだ集計ができておらない状況でございます。

ただ、防犯灯のLED化の推移につきましては、令和3年ですと新規は44、取替えが197基で44.6%のLED化率であったところが、令和4年度は新規で38基、取替え194基でLED化率が49.1%になっており、LED化率は年間でおおむね、今後も含めて約5%で増加して推移していくものではないかと考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

約49%、232基ぐらいを新設で持ってきておると思うんですけども、これは3月議会でも一応言うたんですけども、年間という差額は758万円という計算になります。

危機管理監のほうでは約450万円だろうと。電気代のあれがあるのでということなんですけれども、基本的に上がっていつているので、もっと差額のほうは開いていつているのかなと思います。その差額を、これは予算化をされておることですので、今度の予算のときにでも、基本的にはようけこの予算が浮いた分をまず蛍光管からLEDに変えてもろうて、まず電気代を節約して、ほんで明るかったら僕はええと思うんですけども、その辺のお考えは、管理監、予算を大幅にアップしてでも推進していこうというお考えはあるのかなのか、お聞かせください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

予算については年度予算で計上しておりますし、基本的には年度年度、5%ずつ増加していくということですので、それに見合った予算の中で進めていきますので、特に大きく予算を増加させるというものではないと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

大幅に変えることはないということなんですけれども、基本的には大幅に変えていかないと、ずっとこのまま引っ張っていてもまずいので、僕は変えるべきやと思うんですけれども、これはもう市長に聞くしかないと思いますので、市長、まずその辺を、どういう展開になっていくのかということ、今後の展開はまた別にしておいて、ここで一気にアクセルを踏み込んでLEDに変えていくつもりはあるのかないかだけでいいです。教えてください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

考え方として、今の4年度末のLED化が49.1%ということで、残りの50%を大体毎年今の四百数十万という、予算額では、大体5%ずつという対応ですので、じゃあ、50%を5%ずつ、単純計算で10年かかるという考え方ですね。それをもう少し前へ倒していくのかというような政策判断、それも一定の考え方としてあるんだろうというふうに思います。

いずれ、その総合的な様々な取組との中での判断も必要だろうかと考えておりますが、その後10年で100%行く部分をどれぐらいで100に近づけるのか。それによって電気代のコストを下げるとい、そこをしっかりと見極める必要があるかと思っておりますので、政策の選択肢としてはあり得る話だというふうに現時点では認識をさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

今のお話を伺っていくとLEDのような明るい未来があるのかなあと、このLEDに関しては思いますけれども、基本8割を目標としていくと言わずして9割、10割を目標にしたらいのかなと思っております。

それともう一点、このLEDについて思うんですけれども、自治会によっては補助金を使わずに、確かに予算の中でやっておることですので、当たらん、当たるというのは出てくると思うんですけれども、自分のところの自治会で設置しておられるところもあると聞きますので、その辺のことも考えていただくとありがたいなあと思っております。

基本的に電気代、器具の補助、亀山市にはとてもいい施策だと思います。これは聞いていますと、津市ではそういう電気代も自治会が払えという話になっているようですので、亀山市にとってはええことやと思いますので、どんどんええところは伸ばしていけばいいと思います。

では、今後の展開について8割が目標と管理監が言われましたけれども、8割行ったら9割行くだろうと多分、僕もそう思っておるんですけれども、いま一度ちょっと聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

確かにおっしゃられますように、年間1つの地域ごとに新設というのは5個という制約、制限、広く渡らせていくためにそういう制約がございますので、地域のほうで自ら設置されているというのはお聞きしております。

ですので、私どもとしましては現行制度を現状維持しながら、やっぱり80%のLED化率を目標に進めていって、長寿命で電気料金が安価であることは承知しながら取り組んでいくんですけども、6年後には80%に到達すると。その頃にはそういった自治会さんで自ら設置されたLEDの数も増えていきますんで、おおむねLED化率というのは達成されてくるんじゃないかなと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

新設やと、1自治会5つという制約があるのは分からんでもないんですけども、そこで一言、おたくの自治会は蛍光管やありませんの。先にそれを変えたほうがええんと違いますのぐらいの、アドバイスぐらいあってもええかと思しますので、その辺よろしくお願いします。

次の項に行かせていただきたいと思えます。

防犯カメラについて。

今はすごいまちの中で防犯カメラがあるし、基本的にその防犯カメラによって警察の検挙率も大分と上がっておるのかなというふうに感じております。

で、私が1項目めに聞くのが通学路の設置に向けて。

通学路って基本的に360度目につくところを通ってくれたら一番ありがたいんですけども、朝は朝で僕もやっておるんですけど、見守り隊の人がおるんですけど、それはもう朝と夕、帰り、その地点だけですので、基本的に教育委員会としてこの通学路に向けた設置について要望はまずしたことあるのか、検討もないのかというところを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

通学路の交通安全対策につきましては、防犯の観点も含めまして、地域の方々による見守り活動と併せて亀山市の通学路交通安全プログラムに基づいて実施を行っております。基本的には、各学校のPTAなどから通学路内における危険箇所の対策要望を上げていただき、その箇所の対策を関係機関と調整し実施する体制を整えておるところでございます。しかしながら、現段階において防犯カメラの設置要望はいただいていないというところでございます。

一方で、市民の安心・安全のツールとして市内の防犯カメラの設置は有効的であると考えておりますので、また各関係機関との情報共有を行いつつ、その対策に関する方向性を含めまして協議等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

要望がないって、本当に要望がないのかな。要望したけどあかんと言われたという話も僕は聞き及んでおりますけど、その辺はその辺で置いて、まず、ちょっと話はずれますけれども、通学路の草刈りにしても、ここ夏休みの間に刈っておけばいいのになあという話をしたと思うんですよ。結局それは成らずして、地域のおばあさんが機械を使わんもんで、ずっと辺法寺からフラワーまで

の間、この枝切りばさみですか、あれでみんな切ったということも聞き及んでおりますので、基本的に通学路と言うたら結構みんな通るところですので、歩道があって、前から、池山からとか自転車が来る。そのところを子供は1人で歩けやんような状態になっておったというので、それも今、一つ、聞いておいてください。

防犯カメラにしては本当に、僕いろんなところで防犯カメラ、言うたけどあかんかったわ、出したけどあかんかったわという話がありますので、それが聞いていないと言われりゃあそれまでなんですけれども、水かけ論になるだけですので、まず、聞いたからするんじゃないくて、ここはつけておかなまらずいよな、ここはちょっと危険やなあと思う、何というのかな、攻撃的な姿勢でやってもえればと教育委員会には思います。

それともう一つ。

1点だけ、教育長。

教育長には僕は質問を出していないので言えませんけれども、基本的に給食にしても何にしても、教育長は腹をくくって決めたならば、教育長の船長として説明義務が生じると僕は思っております。

部長はどちらかというたら、船でいうたら航海士。ヘディングの角度を変えるということはやっぱり船長が総員に伝えなければならないことだと思いますので、いろんなことにあっては、腹をくくったんならば教育長が出て話をするべきやと僕は思います。

ちょっと話はそれましたけど、僕はそうやってずうっと朝からというか、前から聞いておって、教育長が腹くくったんなら出てきて話をすればいいのになあと思っておりました。それだけです。

そういうことでやっていきます。

次の質問へ行きます。もうこれ以上はあれしても駄目ですので。

続いて、市の外郭団体への支援についての質問です。

亀山市には外郭団体、亀山市地域振興会と亀山市シルバー人材センターが、僕の知っておるところではその辺かなあと思うんですけども、それは一体いつできたのか、設立経緯というのを教えてもらえればありがたいです。

**○議長（森 美和子君）**

松村市民文化部長。

**○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）**

亀山市地域社会振興会の設立の経緯についてでございますが、公益財団法人である亀山市地域社会振興会は、社会教育施設等の設置及び管理運営の事業、並びに地域社会振興のための事業などを実施することによりまして市民へのサービス向上、福祉の増進に寄与することを目的として、昭和51年9月に財団法人亀山市社会教育振興会として設立されたものでございます。その後、平成元年に名称を亀山市地域社会振興会へと変更し、平成25年に財団法人から公益財団法人に移行して現在に至っているところでございます。

**○議長（森 美和子君）**

小林健康福祉部長。

**○健康福祉部長（小林恵太君登壇）**

続けて、シルバー人材センターの設立経緯についてでございます。

亀山市シルバー人材センターは、昭和61年の高齢者等の雇用の安定等に関する法律の成立に



よりまして、高年齢者の再就職の促進、就業機会を確保するとともに、その能力の積極的な活用を図ることができるようシルバー人材センター事業が法制化されたことを契機といたしまして、同年発足されたものでございます。

なお、平成8年には高年齢者雇用安定法改正により社団法人となり、さらに平成24年の公益法人制度改革により社団法人から公益社団法人に移行されているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

一点ちょっと聞きたいんですけれども、シルバー人材センターはある程度調べれば出てきたんですけれども、地域社会振興会について、これは市とその振興会というのかな、が共同でつくったものなのか、お金が発生して出し合いつくったものなのか。資本金が要るので誰かが出しておると思うんですけれども、その辺のところをちょっと教えてもらえませんか、幾らかは聞きませんので。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

亀山市地域社会振興会への市からの支援の概要でございますが、市といたしましては昭和51年の設立時に、それと平成2年に出捐金を出資しております。出捐金といいますのはいわゆる寄附に当たる補助というか、そういう出資金でございまして、また昭和52年の青少年研修センターの建設及び昭和53年のスポーツ研修センターの建設に対する補助金もそれぞれ支出しております。さらに、平成元年から指定管理者制度を導入するまでの間において、文化会館や西野公園体育館等の公共施設の管理運営業務を亀山市地域社会振興会へ委託いたしております。

一方で、亀山市地域社会振興会は、当財団が所有するスポーツ研修センター及び青少年研修センターの使用料等収入を得ておりますが、公営的事業を安定して実施していただくため、事務局費、スポーツ研修センター運営費及び青少年研修センターの運営費に対して市から毎年補助金を支出するなどの支援を行っております、今後も継続した支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

分かりました。出捐金という、出資金と言われたということは、基本的に亀山市が半分オーナーなんだろうなあというのはよく分かりました。

そうしたらシルバー人材センターのほうは、どういう支援をこれまで行ってきたのか聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

シルバー人材センターでございますが、設立時における市の資本金的な投入とか人的な市の関与

もないというようなところで認識しておるところでございますが、同センターは会費収入、事業収益等を自主財源として運営をされてございまして、これらに行政からの支援として、国の高齢者就業機会確保事業及び雇用開発支援事業費等補助金と市の補助金を加えまして、健全かつ安定的な運営に努めていただいているところでございます。

さらに、毎年、市等からの公共発注として、草刈り、剪定、施設管理、清掃など、多数の業務が委託をされておりました、今後も高齢者の就業機会の確保や社会参加の促進に努めていただけるよう、継続して支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

これは、シルバーについては法律があるんですね。抜粋して読みますと、就業機会の確保とか、いろんな必要な措置を講じるよう努めることが国及び自治体の責務と書いてあるんですね。えらいきつい言葉で書いてあるなあとは思っておるんですけども、今までやってきた中で十分か十分じゃないかというのはあれなんですけれど、まとめに入っていきます。

市長に聞きます。

今後この外郭団体、まして地域社会振興会については半分亀山市はオーナーだということの答弁がありましたので、これについて、シルバー等含めて今後どのような支援なり、てこ入れなりを行っていくのかなど。聞きます、お願いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

外郭団体につきまして、特にこの2つの団体の設立目的や設立の経緯を含めまして、本市の公益的な事業を継続的に実施できるように、市として支援等を行ってまいったところでございます。

これは言うまでもなく、今後におきましても各団体に対しまして、これは市の補助に依存せず安定的に事業を展開できるよう自立した経営を促しつつ、本市としてはその公益的な事業が継続的に展開できますように必要な支援は行ってまいりたいと考えておるところであります。

地域社会振興会、この意義も極めて大きいと思いますし、シルバー人材センターにつきましては、高齢者雇用の意味合いも本市としては重要な政策領域というふうに考えておるものでございますので、引き続いての支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

困ったときのじいさんばあさん頼みですのでね。そういう財団とかシルバーさんたちを適切な支援をもってやっていっていただきたいと思います。

次に移ります。

フラワー道路についてお伺いしたいと思います。

フラワー道路、亀山市だと思うんですけども舗装してもらって、すごく走りやすい道なんです。辺法寺から関を抜けるのにもあれを一本で通っていけばすごく走りやすくて、ああ、めっちゃええ

道やなあと思って走っておるんですけども、そこについて道路照明、基本的に、取付道路というんですかね。地元の話で申し訳ないんですけど、辺法寺からフラワーに出るとき、思いっきり下り車線で、車はスピード乗ってくるんです。彌牟居神社から上がってくるときもあそこは特に怖くて、カーブになっておって、いつ出るかタイミングを図りながら行くところなんですけれども、結局は、看板ではこのTの字ありというのはあるんですけども、そんなような形で書いて、ほんでその交差点は防犯灯をつけてもらう。辺法寺じゃなくて、取付道路に明るくしていってもらうと基本的にはもうめっちゃええと思うんですよ、危くないし。

それと、よくあそこであるのが鹿とかイノシシとの事故があるんですけど、鹿って基本的に立っておるんですよ。その道のところにぼこんと。そうしたらその明かりで見えるというぐらいにしておれば、結構1週間に1回とか1週間に2回とか、鹿がようはねられておるんですけども、そういうのをなくすためにあっても取付道路のところには、まあ、上のほうへ行けば街路灯はあるんですけども、こっちのほう下がってくれば下がってくるほど……。小さい側道とかそんなことは言うてないんですよ、何というのかな、まちに入る道とか、彌牟居神社に上がってくるところを明るくはするつもりはないのかという整備の状況について聞きます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道川崎白木線、通称フラワー道路につきましては、一部区間を市が市道として整備しながら県の広域農道として整備され、平成19年に全線が開通したことから県から移管を受け、市道認定し、管理をしております。

主に工業団地へのアクセス道路として大型車両の通行が増加したため、道路舗装の損傷が激しく、平成20年から部分的に舗装整備をしておりましたが、昨年度全ての区間の整備が完了いたしました。

また、当該道路の一部は白川小学校の通学路となっておりますことから、通学路点検等でPTA、自治会からのご意見を伺いながら、道路標識等の交通安全対策を実施しているところでございます。

一方、議員ご案内の夜間の交通安全対策につきましては、自治会等からの要望もなかったことからこれまで特に実施はしておりませんでした。道路照明灯に関しましては、道路照明施設設置基準に基づき設置を検討しておりますが、今後、沿線自治会等から要望がございましたら同基準の夜間通行上特に危険な場所に該当するかを検証し、道路照明灯の設置も含め、夜間の交通安全対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

検討するとか、危険なところで立っておったら分かるんですけど、あそこを夜びゅうっと走ってくると、辺法寺に入ろうかなあって、よう通り越すんですもん、僕らでも、下りやもんで、速いもんでね。要望やへちまやと言うとらんと早いところつけてもらうのがもう一番やと思いますので、やってもらえればと思います。

次へもう行きます。

市の飛び出し防止、車の踏み違えてよくありますけれども、その補助金というのが3年ぐらい前、国から出ておったんですかね。基本的に僕の姿勢からいうて車の免許証は返すなと言う。人から相談されても絶対返したらあかん、返したらあかんと。

今の車って大変便利になっておるんです。進路変更をするときに、ぴっと押しでもハンドルでぐっと戻してくるんです。何かそういう便利な装置がついておるんですけれども、結局はおじいさん、おばあさんって今から75や80になって新車を買うかといったら買いませんやん、そんな絶対。そうしたら、そういう補助金があれば、国の補助金があって、3年ぐらい前かなあ、ある議員の方もそれについて聞かれていましたけれども、国の施策としてあって、3年たったらみんな3年を取っておるんですよ。僕らが15年たったら、もう車ってどうなっておるか分からんと思うぐらいのあれですので、答えはせんというのは分かって聞いていますのであれなんですけれども、そういうのって、せんというよりもちょっと考えるわぐらいのあれってないんですかね。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

サポカー補助金のことやと思いますけれども、現時点では、おっしゃられるように補助金を新たに創設する予定はございません。ただ、これからも自動車技術や高齢者の方への安全対策のために、新たな経済対策の中で国が対応を取っていく場合について、その場合については、また周辺市町村も含めて、新たな補助制度設計などを検討する余地はあるかとは思われます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

あるかとは思いますが。まあ今はそれであれなんですけれども、基本的にここから言うてもそうなんですけれども車を降りて、息子たちに免許証を返せと言われるんですけど言うんですけども、車を降りるということはぼけるんですよ、基本的に。車に乗るということはすごい頭を使うて、手先を動かして、アクセルでどんだけ上げておるなあということ。

みんなが心配しておるのはオートマでしょう。市長の時代だったらノークラと言うておったんやと思います。

ミッションを乗れば事故なんぞ絶対ないんですよ。飛び出すということは僕はないと思って、僕は今でも自分はミッション車に乗っておるんですけれども、ええと思いますよ。それについて今はオートマチックが主流ですので、だから間違いを起こすんであって、今新車を買えば踏み間違えとかはないと思うんです。基本的に、今の時代は止まると思うんです。

で、もう免許証を返せって、息子や孫の口車に乗って免許証を返すでしょう。そうなるとう物を買に行くときに長男の嫁に頼まなあかんわけですわ、頭を下げなあかんの。ほんで、孫に頼みやあ高いもんにつくわけ、ガソリンを入れてやったり何やかんやして。

で、僕は結局は、みんなに言うのは絶対免許証を返したらあかんと言うんです。それは認知症になって乗れとは言いませんよ。

警察は何か、返せ返せとすぐに言うもんで、僕は免許証は絶対に返したらあかんと。乗れる範疇やったら乗って、替えるんやったらミッション車に乗れば絶対事故は起きないと。だって、人間っ

て焦ったときは両足で踏むんですもん。そうしたらクラッチを踏むもので絶対事故は起きないという。

ミッション車の飛び出しというのは今まで事故件数がゼロということですのでまたその辺も、もうこれは市長に聞いてももう一緒ですので聞きません。市長も何かあれば考えておいてください。終わります。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時33分 休憩）

---

（午後 2時42分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い質問をさせていただきます。

まず、学校給食についてでございます。

中学校全員喫食制給食実施事業についてということなんですけれども、ちょっと質問に入っていく前にこれまでの答弁を少し確認したいことがあるんですけれども、まず写真を出していただけますでしょうか。

これは櫻井議員の資料にもついていた関南部コミュニティなんですけれども、この給食センターの建設費を算出する上で関南部コミュニティが造成費の基準になっていたというところなんですけれども、この関南部コミュニティがなぜ造成の基準になっていたか、まずお伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この造成費の試算に当たりまして関南部コミュニティを参照させていただいたということにつきましては、これまでもご答弁申し上げておりますけれども、明確にここの用地というものの具体が選定されていない中で試算を行っているというところでございます。

このために、平成25年度に行っております市内公共施設整備における類似工事ということで参照にさせていただいたというものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

類似工事、具体的なところは何も決まっていない上で算出したということなんですけれども、私、情報公開請求もさせてもらいまして、ほかの市有地の選定も見たんですけれども、恐らくここだったら造成は要らないだろうというような土地の候補もあった気がするんですけど。

さっきの写真、1枚目だけもう一回お願いできますか。この関南部コミュニティ、道路よりかなり上げて造成をしているんですよね。造成費という意味やと、やっぱりかなり普通よりもかかってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、この造成費の立て方、予算を膨らませるとというのが目的なんじゃないですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

具体の場所が選定されての試算であれば、より精度の高いものになって造成費が圧縮されるということはあるかと思えますけれども、全体的な実施計画の整備にかかる総事業費の8億8,000万円に全体として圧縮できるものではないというふうに考えておりますので、これが何か膨らませるために行ったという、そういうものではございません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

さて、本事業における市長の立場についてというところに入っていきたいと思います。

教育民生委員会で私、1つだけ質問をさせてもらったんですけれども、業務委託で決まりました。食缶方式の業務委託で教育委員会としては行きたいという説明を受けたんですけれども、私がした質問は、これ、市長がどうしてもセンターを建設したいという意見がもし、教育委員会の中だけで今のところそういう意見が出ておることなので、市長部局との調整、決定というのはまだだということなんですけれども、市長がどうしてもセンター方式でやりたいと言ったら、これは覆りますかという質問をしたら、それだけ強い力が働いたら覆る可能性があるというふうに答弁があったんですけれども、教育委員会としてはそういう認識なんですけれども、市長はこれまで聞いている限りは教育委員会の決定を尊重、尊重ということなんですけれども、その決定を覆せる強い力を持っていると教育委員会は言っているんですけれども、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この事業に限らず総合……。

（「関係ないやん」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、大事なことでしょう。教育委員会と市の……。

議長。

○議長（森 美和子君）

会話をしないようにお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

その関係の中で総合計画に定められたそれぞれの事業については、議会でお認めいただいた予算の範囲内で、その実現性・目的に照らして最大限その努力を重ねるということであろうかと思っております、それが原則であります。

今回の中学校給食の実現に向けては、昨年度の総合計画後期基本計画、令和7年度末を目標にします後期基本計画、この期間の中で、私どもとしては中学校の全員喫食制の給食の実現に取り組むと、このように盛り込んでまいったところであります。

したがって、その取組について様々な検討を加えて、その実現性の中で教育委員会として一定の考え方を整理いただいたものというふうに考えておるところでございます。

今の市としての意思というか、それは中学校給食を、全員喫食制の給食を早期に実現をします。この民意も含んで、この実現性に向けて、午前中もお話ありましたが、過去随分先送りされてきたこの取組を実現しようというのが基本的な考え方でございます、実現できるか否か、こういう中での判断をしなくてはならないのは当然のことであろうかというふうに思います。

したがって、今回の教育委員会の案につきましては将来的な給食調理施設の整備までの措置ということでございましたけれど、前倒しも含めて全員喫食制給食の早期の実現、これに向けて努力いただくということについては、市としてもそれは尊重すべきことでありますし、市としてのその方向としては全くふれるものではないというふうに考えておるところであります。

大きな力でそれが覆せるかどうかというのは、この問題に限らず、予算あるいは様々な政策、財源、それらの中で政策判断を最終的にするわけであります。それは今後の様々なプロセスの中で整理されていくものというふうに考えるものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

あくまでさっきの強い力という表現は、教育委員会から返ってきた答弁の言葉を使っているんですけども、じゃあ、質問を変えたいと思います。

本当に同じ議論を何回も何回もしてきているんですけど、教育委員会が財政的なコスト、財政的に難しいということを考えてこの案を出してきているんですけど、教育委員会ってやっぱり子供のために何がベストかというのを考えるのが大事なところで、財政的云々、コスト云々というのは市長部局で判断することで、教育委員会はよりよい給食、子供たちにとってベストな給食の方法というのは何かを考えてもらえばいいだけで、コスト云々は市長部局の考えになると思うんですけども、教育委員会が財政に対するコストまで考えてきている。私はおかしいと思うんですけども、市長の認識をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会が直面をする、あるいは所管をする様々な事務の中には、給食を含みます様々な教育の環境、あるいは教育のハード・アンド・ソフト、あるいはマンパワー、こういうもの全部を総合的に前へ進める責任を負っておるものでございます。

さらに、この教育委員会と首長との関係であります、これは首長から独立をした行政委員会です、教育委員会が判断を第一義的にはするものであるということは当然のこと、ご承知のとおりであろうかというふうに思っておるところであります。

さらに、教育委員会として様々な教育課題の何を優先していくのか、どのように実現していくの

かということについても、それは総合的に市の財政状況とか今後の様々な要素を当然検討する中で判断をされるものというふうに考えておるところでありますし、市としても、市の財政あるいは将来への負担とか影響とか、これも総合的に判断を当然するべきものであろうかというふうに思っておるところでございます。

先般も借金を四十数億すればできるではないか、こういうご指摘も議会からいただきましたが、非常に、様々な要素を考えれば少し乱暴な議論であらうかというふうにも思いますけど、そういうこともしっかり詰めていくことが、教育委員会の中でも、そして市全体としても責任ある対応を取るということは当然のことではなかろうかというふうに認識をさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

乱暴な議論というふうに言われましたけれども、財政コストがかかる、かかるというから、お金ってどうやってそうしたら捻出できるかなって、給食センター、どうやってそうしたら造れるかなというので各議員が提案されていることだと私は思うんですけど。

もう一つ、質問を変えたいと思うんですけども、そもそもの問題意識とか課題意識の前提というのが全然違うかもしれないというふうに思ったんですけども、今回9人の議員からこの中学校給食、給食センターに関する質問が出ているわけです。

教育委員会は恐らく、今の案を出したら議会は紛糾する、議会には受け入れられないということを知り、私、情報公開請求した文書の中には、給食センターの建設には約50年ほどコストとして取り返すにはかかる、あとは採算性が取れないという表現が使われているんですけど、議会に出てきた資料にはそういう表現が出ていないんですね。つまりそういう案を出したら議会で紛糾する、議会には受け入れられないということを考えて上で出していると思うんですけども、市長の認識を伺いたいんですけども、今回一般質問で9人の議員がこの中学校給食を質問のテーマとして上げているんですけども、何人もの議員が課題に上げて質問している状況について、今、教育委員会が出した事業の方針、施策は、何と申しますか、通常どおり意思の疎通が取れているもの、だから平たく言えば何をそんなに騒いでおるのというような話に受け取れますか。市長には。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この中学校の全員喫食制の実現、これは本市としての総合計画に掲げた主要な施策として位置づけて進めてきておるものでございます。それを実現するために様々な角度から教育委員会でご議論をいただいて今日に至っておると理解いたしております。

それを、例えばこの2月の議会、市民の皆様にご報告が示した中間報告、そしてそれ以降再検討で一つの、課題を整理して方向性を示そうというのが今回の教育委員会が示したものであろうというふうに、それをこの公の場で議論をし、これは議会の皆さんもそうですし、市民の皆様にとっても当然この公の議論を通じてそれはご理解いただいたり、あるいはご支援いただく一つの場でございますので、多くの議員の皆さんが関心を持たれてそれぞれのお立場からご質問されることに



については当然あるべきことというふうに思っておりますし、こういう議論の過程は尊重させていただきたいというふうに思っております。

今触れられましたけど、当然それぞれの議員さんのお立場や考え方もそれぞれにあらうかというふうに思いますので、それを今ご指摘いただいておりますものというふうに私としては捉えさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

今が正念場やと思うんですよね。中学校給食を実現するために選挙に出られた方とか、もう十何年も、何年も何年もこの課題に取り組んで、今こういう結論が出てきて、やっぱりこのまま進ませるわけにいかんということで質問をこれだけの議員がされているわけなんですよね。

もう一つ、市長が言われることで気になるのが、中長期的な視点というふうに言われるんですけども、例えば30年後の中学生がまだこの業務委託の給食であると。つまり、時の状況ですよ、状況によって、給食センターがずっと建設できませんでしたという状況が続いて、例えば30年後の中学生がまだ業務委託の給食を食べているという事態。そういうときって、市長、それはそれで、今回こういう判断をして30年後もそう至ると思うんですけれども、30年後そういうことが起きていると思ったときに、それは仕方がないというふうに思われますか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょっと仮定がよく分かりませんが、将来の、例えばそれはこの外部委託の食缶方式が30年後の子供たちも続いているという前提のご質問でありますけど、私どもが本当に今考えておるのは、教育委員会も多分そういう思いであろうと思うし、多くの議員の皆さん、あるいは保護者をはじめPTA、それから関係者、民意としても受け止めさせていただいておりますけど、何十年も先送りをされてきた中学校の全員喫食制の給食を実現する、この一点で、本市としては早期にそれを実現しようということで考えてまいりました。これを様々な諸条件、財政的なこととか課題の優先順位とか考える中で、当初の少し見積りが甘かったという所見もお示しいただいておりますけど、当初の事業計画では、なかなかこの令和9年度の給食センター実現は難しいという中での現実的な在り方、これを再検討いただいた半年間ではなかったかというふうに理解をいたしております。

いずれにいたしましても、中学校全員喫食制給食を早期に実現をするという、このことが大事であろうと思いますし、将来的には20年、30年後、多分、社会の状況や亀山市の給食を取り巻く在り方も今全てを予測するわけにはまいりませんが、可能な限り本市としては、以前から申し上げてまいりましたが、例えば小学校の自校方式の堅持とか、あるいは全体としての様々な総合的な判断は適切にまた、されるべきものというふうに思っておりますけれど、30年後までそういう状況が続かないために今英知を絞る必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すみません、訳の分からない前提というふうに言われましたけど、私も30年後って大分、大分譲歩して例を立てた。30年後やったら私の子供も給食センターの給食は食べられないので、自分としても譲歩して例を出したつもりなんですけれども。

教育委員会のそういう発表を受けて、それを尊重する、尊重するということなんですけれども、やっぱり市長が今期当選されたときのマニフェストの表現だったり後期基本計画の表現ですよ。実施計画を見るまでセンターという表現が出ていないわけですよ。で、後期基本計画にも記述がないということなんですけれども、本当にこれは教育委員会の意向に沿って進んでいることなんですかね。最初から給食センターって建設する気がなかったかと違いますかね。そこを最後伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それは市長がということですか……。

いや、市長としてこれは何度も申し上げてきておりますが、昨年度策定をいたしました総合計画、この中には亀山の中学校給食の全員喫食制の実現を目指して取り組むと、これがその考え方でございますし、当時としてはその具体策として、実施計画におきまして年次計画の中で整理をいただいた。そのベースとなったのは、当時の教育委員会としての8億8,000万の建設費、それから年間の運営費として、ランニングコストとして年間の7,400万であったと記憶いたしております。これはその後の中期財政見通しの中にもしっかりオンをして、この総合計画の実現を教育委員会、そして市のほうも目指してきたものでございまして、当初からそういう考え方はなかったかというご指摘ですが、そのような考え方には至っておりませんでした。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市民からもやっぱり感想を寄せられます。

給食がないまちというのはもう子供を育てられんやんという、この業務委託の食缶形式が給食やないかという議論なのでかみ合っていないんですけど、それぐらいこれから持続可能なまちにしていくに当たって必要なコストやし、コストを割く価値はあると思っているんです。

もちろん、教育委員会が独立した機関で、施策を考えて案を出してということなんですけれども、櫻井議員からも意見があったように、ほかの市町はやっぱり首長が積極的に政策として給食というのを打ち出しているわけなんですよね。そういった意味で今回しっかり市長のほうに聞かせていただきました。

まだ、この教育委員会の方針までということなので決定ではないということなんですけれども、引き続きやはり議論というのはしていきたいなど。到底納得しているものではないということをお伝えして、次のテーマに行きたいと思います。

次は、市役所のカスタマーハラスメントについてでございます。

何のことかという、ニュースとかでよく出てくる、ニュースとかでは行き過ぎた市民という表現なんかで出てくるんですけれども、例えば何時間も窓口で職員を拘束したりですとか、暴言だっ

たり強い言葉を吐いたりですとか、あとは少しハラスメントまがい、ひどいところでいうと暴力を振るうというような事例があったりするんですけども、亀山市の現状について、まずお伺いをしていきたいと思います。そして、例えば各部署で取り立てて対策が必要だった市民対応のケースというのはあったのか、お伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市役所窓口におけるいわゆるカスタマーハラスメントとは、先ほどご紹介もいただきましたが、来庁された市民の方が職員に対し、就業環境を害するほどの不当な、または悪質なクレームなどを行うことを指すものと考えておりますが、本市におきましては、過去には該当する可能性のある行為がゼロではなくあったものというふうに認識をいたしております。例えば、窓口において長時間にわたり不当な要求により居座ったり、大きな声などで職員や他の来庁者を不快にさせる行為がそれに該当すると考えているところでございます。

その対策といたしましては、そのような事例に対しましては原則複数の職員で対応することとし、丁寧な説明を行うことといたしております。それでもご理解いただけない場合は、会議室等の別室にご案内し、所属長を含めた複数人の職員で組織的に対応いたしております。その際には筆記による記録のほか、必要に応じましてICレコーダーにより録音をする場合もございます。また、このようなケースに対応することを想定いたしまして、必要な心構えや知識を取得するため、弁護士等を講師とする不当要求対策研修を課長級職員が受講をいたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

対策のほうももう答弁をいただいたんですけども、定員適正化計画なんかで職員の数もそんなに増やすこともできない。ということは今働いている職員さんが頼みの綱というか、できるだけやっぱり健全に働いてもらうということで、もちろん市民対応というのは大切なことなんですけれども、少し行き過ぎた例、幸いにも亀山市ではそんなに大変な例はないということで聞かせてもらってはいるんですけども、そういった事態が発生する前に、何か部署のほうで対策などできればいいのではないかなということで質問をさせていただきました。

それでは、3つ目の項目に入っていきたいと思います。

都市公園でのスケートボード等利用の試験開放についてということなんです、今、試験開放を行っていただいております。少し概要と、延べどれぐらいの人が利用しているか、1日当たりの最大人数はどれぐらいいたのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先月8月1日から実施をしております都市公園でのスケートボード等の試験開放につきましては、太岡寺町地内の名阪工業団地第三公園において実施をしております、今月末までをその試験開放の期間としておるところでございます。

8月31日までの利用状況を見ますと、延べ302人、1日平均で10人の方に利用をいただいております。

それで1日当たりの最大人数ということでございますが、これまでの開放におきまして最も多くの方に利用いただいたのが8月6日曜日でございます、49人の方にご利用をいただいたところでございます。時間帯としては9時から10時頃に17人ということで利用のピークとなっております。また、この日は、亀山にスケートパークをつくろう会の方による初心者への教室を実施しており、これによって多くの方にご利用いただいたものと考えてございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

名阪工業団地での開放ということで、市外・市内の利用者の割合はいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど、延べ302人の利用があったというふうに答弁させていただきましたが、この内訳から見ますと、約70%が市内在住者、約30%が市外からのご利用となっております。市内の利用者が中心にはなっておりますが、場所的には高速道路のインターに近いという特性から、市外の方の利用も一定程度見られるところでございます。

また、参考までに利用者の年代層としましては、夏休み期間中ということもありまして、多い年代層でいいますと、小・中学生が約40%、40歳代が約30%を占めておりまして、親子連れでの利用が中心となっておりますが、このほかにも高校生から50歳代まで幅広い年代の方にご利用をいただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

3割ほどが市外の方ということなんですけれども、ある程度市外の方が利用するのは想定範囲内かなと。私もある意味結構なことではないのかなと思います。

市内の新聞折り込みのアルバイト募集の広告に、このスケートパーク試験場の監視員の募集というのが載っていたりしたんですけれども、監視する人員ですね。しっかり確保というのはできているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

監視員の確保というご質問でございますが、一定程度確保してございます。

監視という体制ではございませんけれども、利用状況を調査するため、この期間中、毎日1日4回各1時間15分の調査員の巡回を行っておりまして、調査に併せて公園の破損や危険行為への注意喚起を行っております。

業務については委託という形で事業者のほうにお願いをし、人員の確保をしていただいております。

いうところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

人員はしっかり確保できている。そうですね、監視員というよりは測定員というような言い方のほうが正しいかもしれないですね。利用状況の調査ということで、今試験開放ということでそういう人を置いてもらっているということなんですけれども。

で、案内の中にも書かれているとおり、事態によっては利用を中止することがあると赤字でホームページに書かれていたりもするんですけれども、そんな事態というのは今も開放されているので起こってはいないと思うんですが、トラブルやけがなどはないのか、あとはヘルメットだったりプロテクターの着用呼びかけなどはされているのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

これまでのところ、事故やトラブル等は発生しておらずに順調にご利用いただいているものと認識してございます。

また、プロテクターやヘルメットの着用についてですが、注意看板を設置してそういった着用のほうを推奨しているというところでございますので、大きなトラブルもなく、今のところ利用中止に至るような事態はないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、先ほどから調査員にアンケート調査をしてもらっているということなんですけれども、今の時点で利用されている方からどんな要望をもらっていますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

試験開放の今は途中でございまして全ての集計はできておりませんが、調査員より施設をご利用いただいた方に今後の施設整備に向けてのアンケート調査を実施してございます。比較的好意的なご意見をいただいているところございまして、具体的にいきますと、施設の機能面での要望についてはトイレや自動販売機などの設置の希望というのが上がってございます。

今月末までの試験開放期間の終了後、最終的な集計を行った上で、今後の整備に向けたご意見として活用してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私も、そもそもこのスケートパークの一般質問をさせてもらったときの問題意識というのは、どちらかというと初心者だったり、自分たちでスケボーをして遊ぶ子供たちがどこでスケボーをすれ

ばいいのかということについて議場で議論させてもらったと思うんですけども、やっぱり重視すべきは私は初心者のほうかなと思っているんですけども、ほかのスケートパークの事例とかを見ていると、初心者と上級者のコースが分かれていたりですね。あとは、スケートパークに行くに当たってのマナーみたいなものを調べると大体、初心者だからといってそんなに引っ込み思案にならなくていいよ、初心者でも大歓迎だよというような記事がたくさん出てくるぐらい初心者がなかなか最初は行きづらいというようなところもあるようなんですが、今の試験開放ですとか最終的な固定のスケートパークとなっていくときに、初心者と上級者をある程度分ける必要というのはあるんじゃないのかなと思います。

あと、そもそも利用している中で初心者と上級者の状況って把握できたりしていますか、2点お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在の開放施設におきましては、試験開放ということもございまして利用者の競技レベルを特定して想定したのではなく、初心者から上級者まで幅広い層の方に利用いただけるように実施をしてございます。

まず1つ目に、この初心者、上級者を分ける必要はあるのかということでございますけれども、今のところこの開放施設におきましては特に大きなトラブルもなく、時間単位においても利用人数があまり多くないために十分なスペースを確保できておりますので、分ける必要は現時点ではないものというふうに判断をしておりますが、今後もし設置をするということになったときに、その辺は利用者のニーズを受けて十分検討が必要なものというふうに認識をしております。

あと、アンケート調査の中では、競技のレベルというのは一応質問項目にございますので、最終集計の中では初心者の方、上級者の方がどれぐらい使われているのかということは把握はできるところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

例えばなかなか、ストイックな方はいつまでたっても自分は上級者ではないというようなお答えをされる方もいるかもしれないんですけども、初心者、できれば上級者もしっかり楽しんでもらえる、私としては、今の場所そのまま、開放だけではなくて市の固定の場所にさせていただいて、もっている要望としては、やっぱり車がないとなかなか行きづらいという場所なので、できればここにプラス2か所、3か所というふうに遊べる場所が増えていけばいいのではないかなというふうに感じております。また試験開放期間が終わったら、その調査の結果も楽しみにしております。

では、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日12日から24日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

明日12日から24日までの13日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの25日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時22分 散会)

令和 5 年 9 月 2 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 7 号）



●議事日程（第7号）

令和5年9月25日（月）午前10時 開議

- 第 1 議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 2 議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 3 議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第45号 令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 10 議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 11 議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 13 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 14 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 15 請願第 3号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 16 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 17 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 18 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 19 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 20 議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 21 議案第56号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 22 委員会提出議案第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 23 委員会提出議案第3号 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 24 委員会提出議案第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 25 委員会提出議案第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 26 常任委員会の所管事務調査の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

---

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森 美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る6日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第40号から日程第13、議案第52号までの13件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

原案可決

令和5年9月14日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 森 美和子 様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

原案可決

議案第52号 市道路線の認定について

原案可決

令和5年9月12日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議員 森 美和子 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第42号	令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第43号	令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第44号	令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第45号	令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第46号	令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第47号	令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第48号	令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第49号	令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第50号	令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第51号	令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認 定

令和5年9月20日

予算決算委員会委員長 岡本 公秀

亀山市議会議員 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第41号亀山市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正され、蓄電池設備に関する基準が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、市内の蓄電池設備の設置状況に関する質疑があり、これについては、蓄電池設備は、電力会社や通信会社などが停電時の非常電源として設置しており、過去10年間で合計58件の届出があったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第40号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数が経過し、老朽化が著しいことから用途廃止とする判定を行った市営住宅について、入居者の退去が完了したことから、これらの住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、今回住宅の用途を廃止する市営住宅内の道路管理に関する質疑があり、これについては、周辺住民の利便性等を考慮し、当面の間は市道として市で管理するが、その後の用途が決定したら、市道の廃止等の提案を行っていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である阿野田40号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案第42号から議案第44号までの令和5年度各会計補正予算3議案、議案第45号から議案第51号までの令和4年度各会計決算7議案の合わせて10議案の審査に当たるため、19日及び20日の2日間にわたり、委員会を開催いたしました。

まず初めに、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第49号令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第50号令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第51号令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定についての7議案について審査を行いました。

その結果、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業など大型事業優先で、市民の命と暮らしを守る切実な要求に十分応えていない決算である。また、亀山駅周辺整備事業及び図書館整備事業については、財源のうち起債の占める割合が、1つの事業としてはあまりにも高いなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第46号から議案第51号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されるとともに、本年4月に策定した第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画の着実な推進を図り、健全財政に取り組まれない。

一つ、各種基金については、設置目的や効果等について検証を行い、基金活用指針を見直し有効活用を図ることで、減少してきている財政調整基金の維持と確保に努められたい。

一つ、財政状況が厳しい中、地方債は機動性と弾力性を持った財源確保の有効な方法であり、財政負担を後年度に平準化できることから、その発行に当たっては、公債費負担比率を注視しながら交付税措置のある有利なものに限らず柔軟に対応して重要な事業の財源に充当されたい。

一つ、第2次総合計画後期基本計画から行政評価システムの見直しが行われ、ハード事業は事業が完了するまで評価しないなど、事業の性質等に応じた評価に改められたが、市民の理解が得られるよう評価基準等を明確にし、適正な評価に努められたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第42号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、議案第43号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第44号令和5年度亀山市病院事

業会計補正予算（第1号）についての3議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

各分科会会長の報告に対する質疑及び各議案に対する討論はなく、議案第42号から議案第44号までの3議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第40号から議案第52号までの13件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

櫻井市長は、現況報告で財政の健全性は確保されたと言いましたが、市は決算審議で財政が悪化していることを認めました。

令和4年度一般会計の決算は、第2次総合計画後期基本計画の初年度となる決算で、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が問われました。ところが、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージを展開したといいますが、代表質疑で明らかになったように、その財源は国からの交付金であり、市独自の財源での施策は皆無でした。今も感染は広がっており、市民のそして職員の命を守るという観点でさらなる対策が必要と考えます。

令和4年度は、後期高齢者の医療費窓口負担割合の増や市の福祉医療費に所得制限が一部入れられるなど、コロナ禍の中で暮らしも健康も心配な年でありました。代表質疑で確認しましたが、まだ半年のことではっきりとは分からないものの、影響はある様子が見てとれました。このような情勢の中、これら社会福祉は、子ども医療費の無償化や窓口無料の拡充なども含め、豊かに広げていくことが求められるものです。

また、JR亀山駅周辺の再開発事業の終了と新図書館の開館に多くの予算が割かれていましたが、亀山駅周辺整備事業には18億1,394万円、新図書館整備事業には10億4,653万円の決算となりました。さらに、リニア中央新幹線整備促進事業に1,065万円、リニア中央新幹線亀山駅整備基金に5,000万円を積み増しがされるなど、相変わらずの大型事業優先の決算となりました。

しかし、切実な市民要望には財源がないこと、将来的な財政不安を利用に十分な事業実施がなされませんでした。

ほんの一例ですが、学校の施設について老朽化が進み、現場では教員も子供も困っています。長年の懸案であった中学校給食、やっと具体的に給食センターの建設が決まったのに前向きで具体的な計画や検討はなく、給食費の無償化も進みませんでした。児童センターのトイレなどの改修もされないまま放置されています。待ち望まれる児童発達支援センターもほとんど進んでいません。

また、市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、正規職員と非正規の会計年度任用職員の割合が相変わらず半々であり、国が進めるケア労働者の処遇改善もほとんどされませんでした。報酬単価が低いことも指摘いたしましたが、認めることありませんでした。定員適正化計画でうたった、真に必要な職種には正規職員を配置するということがまだまだできていません。

以上のとおり、大型事業優先で、切実な市民要求に十分応えない問題のあるこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

**○議長（森 美和子君）**

11番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第40号から議案第52号までの13件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（森 美和子君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（森 美和子君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第45号令和4年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第40号から議案第44号まで及び議案第46号から議案第52号までの12件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（森 美和子君）**



ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第40号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第41号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第42号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第43号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和4年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第49号 令和4年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第50号 令和4年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 令和4年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第52号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、去る6日の本会議におきまして、所管の教育民生委員会にその審査を付託しました日程第14、請願第2号から日程第17、請願第5号までの4件を一括議題とします。

教育民生委員会委員長から委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

#### 請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和5年9月13日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

別表

受 理 番 号	請 2
---------	-----

受 理 年 月 日	令和5年8月25日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	令和5年8月25日
件 名	教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	令和5年8月25日
件 名	防災対策の充実を求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名
紹介議員氏名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

受理番号	請 5
受理年月日	令和5年8月25日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 南牟礼真理 他2名
紹介議員氏名	森 英之、岡本公秀、古田吉昭、伊藤彦太郎、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（森 美和子君）

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託がありました請願の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、義務教育費国庫負担制度が充実され国の責務として必要な財源が確保されるよう国の関係機関に意見書を提出するものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、子供たちの豊かな学びの保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、請願第4号防災対策の充実を求める請願書については、子供たちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

次に、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

**○議長（森 美和子君）**

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（森 美和子君）**

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第2号から請願第5号までの4件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第2号から請願第5号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（森 美和子君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第18、議案第53号から日程第21、議案第56号までの4件を一括議題とします。市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の須川幸弘氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の

櫻井好基氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から3年間でございます。

次に、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の上原つゆ子氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、新たに、亀山市天神二丁目3番20号にお住まいの楠井多恵子氏を同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から3年間でございます。

最後に、議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の表典子氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、新たに、亀山市関町坂下429番地にお住まいの柏木康恵氏を同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第53号から議案第56号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第56号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

議案第53号から議案第56号までの4件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第53号から議案第56号までの4件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第53号から議案第56号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第53号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意する

ことに決定しました。

次に、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時34分 休憩)

---

(午前10時43分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第22、委員会提出議案第2号から日程第25、委員会提出議案第5号までの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから、上程をいただきました委員会提出議案第2号から委員会提出議案第5号までの4件については教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私から提案

理由を説明いたします。

まず、初めに、委員会提出議案第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにその増額が極めて重要と考えるところです。

学校現場では、教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で1人1台端末が整備されたものの、端末の修繕費や家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況には、自治体間の格差が生じています。また、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校司書についても地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であることから、結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善されましたが、学校現場の人的配置の充実を求める声を反映したものにはなっていません。また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については示されていません。

また、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化しています。当然に満たされるべき定数の教職員が、学校現場に配置されていない現状を私たちは到底看過することはできません。多忙を極める学校現場において、これは危機的な状況にあると言えます。

子供たちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び全ての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方で、家庭の現実に目を向ければ、光熱費や物価の高騰が家計に大きな影響を与えています。



教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の保護者負担も生じています。少子化の進む中、教育費の公財政支出を充実させて、保護者負担の軽減を図ることは有効な少子化対策にもなり得ます。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決につながり、そして、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第4号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

2022年12月現在、三重県においては、124校の公立小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。国による津波対策のための不適格改築事業については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、災害時に避難所が開設される中で、性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念を基に、支援を必要とする子供たちに対して、相談体制などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組が今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

今年度、三重県においては、県独自の支援として国の高校生等奨学給付金制度における給付額に上乗せする補正予算が組まれました。国によるこの制度の給付額が不十分であることは明確で、他にも第1子と第2子以降に対する給付額に差があることなどの課題があります。経済格差を教育格

差に結びつけないために制度・施策のより一層の充実が求められます。

国が今後進めようとしている児童手当の充実等の子供関連施策についても、さらなる充実と国による財源の十分な確保が求められます。そして、全ての子供たちにとってよりよいものとなることが望まれます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（森 美和子君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第2号から委員会提出議案第5号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第2号から委員会提出議案第5号までの4件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第2号から委員会提出議案第5号までの4件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第2号から委員会提出議案第5号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第4号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

総務委員会では、行財政改革大綱における歳入確保の取組について検証するとともに、新たな財源確保策についても検討するため、歳入確保の推進についてをテーマに設定し、調査・研究を行いました。

まず、歳入確保の推進に係る取組について、現状を把握するため、政策部及び総務財政部に対し第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画における歳入確保の推進に係る検証や企業版ふるさと納税、公有財産の活用などについて資料を求め、聞き取りを行いました。

また、歳入確保の推進についてをテーマに亀山市行政改革推進委員会委員と意見交換を行いました。さらに、調査・研究テーマに沿った先進地である福井県福井市及び三重県桑名市を視察しました。

このように総務委員会として、歳入確保の推進について現状把握、意見交換会、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、亀山市行財政改革大綱前期実施計画の検証において、財政運営の強化を図るための歳入確保の推進については、おおむね良好に進捗したとなっているが、平成30年度所管事務調査で提言した公有財産の活用については具体的な方向性等がいまだに示されていな

いなど、4つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として新たな歳入確保の推進が図られるよう、次のとおり市長に対し、提言を求めるものです。

1つ、普通財産の未利用地については、土地の境界等を確定させるとともに、早期に今後の活用の方向性を定め、売却や貸付けの区分、優先順位を明確にすること。

2つ、市民や民間企業等とアイデアを出し合い、公有財産の有効活用を図るなど、公民連携による新たな取組制度を構築するとともに、普通財産の整理も含め、必要な人員を確保するなど推進体制を整えること。

3つ、企業版ふるさと納税は、その制度に期限はあるものの、歳入確保策として有効であるため、国が制度を延長することも視野に入れ、具体的な取組手法を整理するとともに、トップセールスなど能動的な取組に努めること。

4つ、企業に対し、企業版ふるさと納税のメリットのPRに努めるとともに、ふるさと納税で亀山市を応援したいと思われるよう、ホームページをはじめ様々な手段を用いて、積極的に市の政策や魅力の発信に努めること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（森 美和子君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいまから教育民生委員会における所管事務調査の結果についてご報告いたします。報告の前にまず一言申し上げます。

当委員会では、学校給食センターに関して調査・研究を行ってまいりました。中学校給食については、合併以降、学校間で提供方式に相違があり、教育委員会が長年にわたって検討を進められていました。そして、令和3年3月に教育委員会が給食センター方式の給食調理施設を建設することが望ましいとする方向性を定め、同時期に議会も給食センター方式による完全給食の早期実現を求める決議を全会一致で可決しました。

令和4年5月に策定された第2次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画において、中学校全員喫食制給食実施事業に学校給食センターの整備が明記されました。

このように、ようやく給食センターが建設に向けて動き出したにもかかわらず、令和5年8月18日の全員協議会において教育委員会から突然、当面給食センターは建設せず、外部調理委託による食缶搬入方式にて全員喫食制給食を行うとの方針が示されたことは誠に遺憾であります。

この方針転換について、9月定例会では、多くの議員が様々な視点から一般質問を行いました。市民に説明できるような明確な答弁が得られませんでした。

今回の中学校全員喫食制給食実施事業に係る再検討結果につきましては、議会からの意見や当委員会の所管事務調査による提言等を踏まえ、改めて教育委員会で検討を行うとのことですが、市民、議会に十分な説明責任を果たされるよう、考慮していただきたい。

それでは、報告させていただきます。

教育民生委員会では、子供たちの健やかな成長を支える学校給食について、見識を深めるとともに、建設予定の学校給食センターについて早期の実施を目指し、地産地消による安心・安全な給食

を提供するための体制や環境整備など、よりよい給食センターの在り方について調査・研究を行いました。

まず、学校給食センターの現状を把握するため、教育委員会事務局教育総務課から全国、県内及び市内の小・中学校の学校給食の実施状況、栄養教諭及び給食調理員の配置状況などの資料を求め、聞き取りを行いました。また、栄養教諭及び給食調理員と意見交換会を行いました。

さらに、学校給食及び給食調理員の職場環境等について、小・中学校の保護者及び給食調理員から意見をいただくため、インターネット回答を基本にアンケート調査を実施しました。

学校給食センターを建設している三重県四日市市、志摩市の視察も行いました。

このように、現状把握、意見交換、行政視察等を行った結果、学校給食の現状から、給食調理員の正規職員が少ないため負担も大きく、何らかの問題が生じた際に十分に対処できない。また、給食調理員の休憩室が狭いなど労働環境が悪い状況にあることなど、4つの課題が見えてまいりました。

このことから、教育民生委員会として、よりよい学校給食センターの在り方について、次のとおり、市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、正規の給食調理員の不足を会計年度任用職員や代替職員で補う状況を改善し、現場で働く給食調理員のシフト体制を見直すなど、快適な労働環境を構築するとともに、給食調理員の確保と処遇改善に努めること。

2つ、安心・安全な給食を提供するため学校給食センターには調理現場の声を反映し、食材の搬入から調理、配送までの流れに対応できる適切な設備を整えること。

3つ、学校給食センターには、アレルギー対応の専用区分を設け、除去食または弁当・副食持参での対応を見直し、代替食の提供を可能とすること。

4つ、児童・生徒が食に関する感謝の念を育み、本市の自然や文化、産業、生産者の努力や食に関する理解を深めるため、栄養教諭及び栄養職員の配置状況を改善し、給食の調理を見学できる環境を整えるなど、食育に関する取組を充実させるとともに、食育に対する学校間の格差を解消すること。

5つ、教育委員会と農業政策部署が庁内連携を密にして、学校給食関係者と農業者、農業者団体等で地産地消による食材の提供体制を推進すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（森 美和子君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

産業建設委員会では、農林業が抱える課題を整理するとともに、中山間地域における安定した農林業経営が維持できるよう、中山間地域の振興についてをテーマに設定し、振興支援策について調査・研究を行いました。

まず、中山間地域の農家・団体の現状及び本市の中山間地域の農林業の実態について現状把握をするため、産業環境部に対し、産業環境部が令和4年10月に実施したアンケート調査や、国・県・市における中山間地域の農林業を支援する制度・支援策などの資料を求め、聞き取りを行いま

した。

また、中山間地域に該当するまちづくり協議会のうち、野登地区、白川地区及び加太地区のまちづくり協議会と意見交換を行いました。さらに、調査・研究テーマに沿った先進地である長野県松本市、長野市、伊那市及び岐阜県下呂市を視察しました。

このように、中山間地域の振興について現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果、過疎化・少子高齢化により担い手が減少する中で、耕作放棄地対策、荒廃森林対策、鳥獣被害対策、水路や農道等のインフラの維持管理対策が立ち行かず、さらに担い手が減少する悪循環が生まれ、これに歯止めをかける有効な市独自の事業がないことなど5つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として農林業が抱える課題を整理するとともに、中山間地域における安定した農林業経営が維持できるよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、農林業を生業とできるよう現行の補助金等で不十分な部分を調査・研究し、地域の実情やニーズに合わせた支援策について、国・県への要望を行うとともに、市独自事業を創設すること。

2つ、農業担当部署、移住担当部署、空き家担当部署とが連携し、農業に関心のある者が就農しやすくするための総合的な支援体制（農業研修、補助制度、住居・農地などの整備）を早期に構築すること。

3つ、中山間地域の振興に向け、庁内横断的な連携、指導者となる専門職員の確保、人材育成とともに、地域の声を共有し、県・JA・大学・営農組合・森林組合など産学民官での協働を推進すること。

4つ、デジタル技術を活用した耕作放棄地対策、荒廃森林対策、鳥獣被害対策、また本市の風土に適した手間や労力が軽減できる作物や高付加価値の作物について調査・研究を行い、早期に導入すること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時18分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月25日

議 長                    森        美和子

4    番                    草 川 卓 也

1 4 番                    岡 本 公 秀